

近江八幡市地域防災計画

令和 7 年 3 月

近江八幡市防災会議

目 次

第1編	総 則 編	5
第1章	総 則	5
第1節	計画の方針	5
第2節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	3
第3節	用 語	13
第2章	近江八幡市の防災対策の推進方向	14
第1節	近江八幡市の風水害特性	14
第2節	近江八幡市の地震災害特性	16
第3節	防災対策の推進方向	20
第2編	災害予防対策編	24
第1章	災害に強いまちづくりの推進	25
第1節	防災まちづくりの推進	25
第2節	公園・緑地等の整備	30
第3節	道路・橋梁の整備	31
第4節	市街地の整備	32
第5節	建築物の防災対策	33
第6節	ライフライン施設の整備	35
第7節	地籍調査の推進	41
第8節	河川施設等の整備	42
第9節	鉄道施設災害予防	44
第10節	文化財災害予防	46
第2章	災害に即応できる人づくり	48
第1節	防災知識等の普及	48
第2節	防災訓練	51
第3節	自主防災組織の整備	53

第4節	災害ボランティアへの支援.....	56
第3章	災害に強いシステムづくり	57
第1節	総合的防災体制の確立.....	57
第2節	災害危険箇所の調査.....	59
第3節	地震・気象観測体制の確立.....	60
第4節	情報収集・伝達体制の確立.....	61
第5節	救急・救助体制の確立.....	64
第6節	要配慮者の支援体制の確立.....	66
第7節	災害時医療体制の確立.....	72
第8節	緊急輸送体制の確立.....	74
第9節	避難体制の確立.....	76
第10節	物資確保体制の確立.....	84
第11節	災害情報通信施設の整備.....	87
第12節	相互応援体制の確立.....	90
第13節	市業務の継続体制の確立.....	93
第14節	広域災害支援体制の確立.....	95
第4章	災害の抑制と被害の軽減対策	97
第1節	風水害対策	97
第2節	土砂災害等予防対策.....	101
第3節	火災予防対策の推進.....	104
第4節	農林水産関係災害予防対策.....	107
第5節	危険物等施設災害予防対策.....	108
第6節	雪寒対策	110
第5章	沖島の災害予防対策	111
第3編	災害応急対策編	116
第1章	地震災害発生直後の活動計画	116
第1節	地震災害発生時の活動体制.....	116

第2節	情報収集連絡計画.....	124
第3節	災害時の広報計画.....	130
第2章	風水害、土砂災害警戒時及び風水害、土砂災害発生直後の活動計画	132
第1節	防災組織整備計画.....	132
第2節	気象予警報伝達計画.....	137
第3節	情報収集連絡計画.....	141
第4節	警戒活動計画.....	142
第5節	避難誘導計画.....	145
第3章	災害時の応急活動計画	154
第1節	救急救助及び医療救護計画.....	154
第2節	避難所の設置と運営.....	160
第3節	要配慮者対策計画.....	164
第4節	ボランティアの受入れ計画.....	168
第5節	消防計画	170
第6節	自衛隊災害派遣要請計画.....	182
第7節	相互協力計画.....	185
第8節	緊急輸送計画.....	188
第9節	飲料水・食料・生活必需品等の供給計画.....	192
第10節	保健衛生及び防疫計画.....	198
第11節	行方不明の捜索、遺体の収容、検視並びに火葬（埋葬）計画.....	201
第12節	交通規制計画.....	203
第13節	ライフライン等応急対策計画.....	205
第14節	道路施設応急対策計画.....	213
第15節	河川管理施設等応急対策計画.....	216
第16節	災害警備計画.....	218
第4章	応急復旧期の活動	219
第1節	災害救助法の適用計画.....	219
第2節	学校等における応急対策計画.....	222
第3節	建造物等応急対策計画.....	226

第4節	住宅対策計画.....	229
第5節	廃棄物処理計画.....	234
第6節	土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）に対する応急対策計画.....	240
第7節	農林水産業施設等応急対策計画.....	241
第8節	危険物施設等応急対策計画.....	244
第9節	義援金品配分計画.....	247
第5章	その他災害の応急対策	249
第1節	突発重大事故対策計画.....	249
第2節	事故災害対策計画.....	251
第3節	雪寒応急対策.....	309
第6章	沖島災害応急対策	310
第1節	地震災害応急対策.....	310
第2節	その他災害等応急対策.....	314
第4編	災害復旧・復興計画編	316
第1章	生活の安定	316
第1節	公共施設の災害復旧計画.....	316
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画.....	320
第3節	災害復旧資金計画.....	324
第4節	被災農林漁業及び商工業の再建支援計画.....	326
第5節	市税等の徴収猶予及び減免等に関する計画.....	328
第6節	被災者の支援計画.....	329
第2章	災害復興	337
第5編	南海トラフ地震防災対策推進計画編	338
第1章	総 則	338

第2章 災害予防対策	342
第3章 災害応急対策	344

第1編 総 則 編

第1章 総 則

第1節 計画の方針

第1 近江八幡市地域防災計画の目的

近江八幡市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、近江八幡市防災会議が作成する計画であって、近江八幡市（以下「市」という。）、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市域における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の基本方針

この計画は、市域の防災に関し、市、国、県、他の地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。計画の樹立及び推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

1 人命の安全確保を最優先する。

人命の安全確保を最優先にした防災対策を計画し、事業を推進する。

2 減災の考え方により、効果的な防災対策を推進する。

減災(げんさい)とは、災害時に発生する被害を最小化するための取り組みであり、予め被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとする防災対策である。災害時に、最も重要な課題について限られた予算や資源を集中し、被害を最小限に抑える効果的な防災対策を推進する。

3 自助、共助、公助の役割分担で防災対策を推進する。

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは行政の最も重要な役割の一つであるが、市民や企業が平常時より災害に対して備えを強化し、一旦災害が発生した場合には自分の身を守り、さらにはお互いに助け合うことは非常に重要である。

市民・企業が自らを災害から守る「自助」と、地域社会が互いを助け合う「共助」、市をはじめとする行政による「公助」との適切な役割分担に基づき、防災対策を推進する。

4 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症等を含む。）の感染症の発生時における被災に備えて感染症防災対策を推進する。

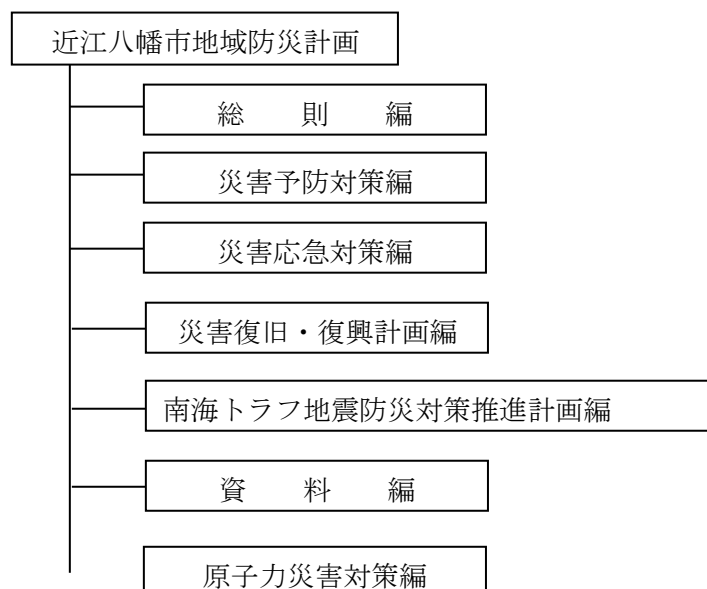
新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症等を含む。）の感染症の発生時における被災に備えて、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

5 SDGsの観点を踏まえた施策を推進する。

本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。

第3 計画の内容

この計画は、総則編、災害予防対策編、災害応急対策編、災害復旧・復興計画編、南海トラフ地震防災対策推進計画編、資料編及び原子力災害対策編で構成する。



第4 計画の修正

この計画は、法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって各機関は、関係のある事項について毎年近江八幡市防災会議が指定する期日（緊急を要するものはその都度）までに、計画修正案を近江八幡市防災会議に提出するものとする。

第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、市域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有する計画である。したがって法第42条の規定により、本計画は、防災基本計画、防災業務計画、滋賀県地域防災計画と整合するものでなければならない。

第6 計画の習熟

各機関は平素から研究、訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とし、市町間の連絡調整を必要とするときなどに指定地方行政機関などの関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活

動を実施するとともに、県及び市町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体（自主防災組織・防災関係のボランティア団体・防災関係NPO含む。）及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6 市民

市民は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立って、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄などの手段を講ずるとともに、防災訓練その他自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 処理すべき業務又は業務の大綱

市の地域並びに地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため防災に関係のある各機関の業務の大綱を下記のとおりとする。

1 近江八幡市

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (6) 防災に必要な資機材等の備蓄、整備
- (7) 水防、消防その他の応急措置
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (11) 災害時における保健衛生についての措置
- (12) 被災児童、生徒等の応急教育
- (13) 災害復旧の実施
- (14) 災害ボランティア活動の支援

2 東近江行政組合消防本部

- (1) 災害時における消防活動
- (2) 災害時における水防活動
- (3) 災害時における消防通信
- (4) 災害に関する伝達
- (5) 災害時における救急・救助活動に関すること

3 滋賀県

- (1) 防災会議に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 市町及び指定地方行政機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (6) 防災に必要な資機材の備蓄及び整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (8) 水防その他の応急措置
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難の指示、並びに避難所開設の指示
- (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保
- (12) 災害時における保健衛生についての措置
- (13) 被災児童、生徒等の応急教育
- (14) 災害復旧の実施
- (15) 自衛隊の災害派遣要請
- (16) 災害ボランティア活動の支援

4 滋賀県警察（近江八幡警察署）

- (1) 警備体制の確立
- (2) 情報の収集・伝達及び被害状況の迅速確実な把握
- (3) 避難誘導、被災者の救出・救助その他二次災害の防止
- (4) 交通規制の実施及び緊急交通路の確保
- (5) 行方不明者の搜索、遺体の検視
- (6) 被災地及び避難場所の警戒
- (7) その他警察本部長が必要と認める活動

5 指定地方行政機関

[近畿管区警察局]

- (1) 管区内各府県警察の指導・調整
- (2) 他管区警察局との連携
- (3) 関係機関との協力
- (4) 情報の収集及び連絡
- (5) 警察通信の運用
- (6) 警察災害派遣隊の運用

[近畿財務局（大津財務事務所）]

- (1) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (2) 地方公共団体に対する災害融資

- (3) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- (4) 国有財産の無償貸付等

[近畿厚生局]

- (1) 救援等に係る情報の収集及び提供

[近畿農政局（滋賀県拠点）]

- (1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業及び災害防止事業の指導並びに助成
- (2) 農業関係被害情報の収集報告
- (3) 農作物、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
- (4) 被害農林漁業者に対する災害融資あっせん・指導
- (5) 排水、かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
- (6) 米穀、野菜、乳製品等の食料品、飼料及び種もみ等の安定供給対策
- (7) 災害時における主要食糧の供給についての連絡調整

[近畿中国森林管理局（滋賀森林管理署）]

- (1) 国有林野の治水治山事業の実施、施設の設備
- (2) 国有保安林、保安施設等の保全
- (3) 森林火災対策
- (4) 災害応急対策用材（国有林材）の供給
- (5) 国有林野における災害復旧

[近畿経済産業局]

- (1) 電気・ガスの供給の確保及び復旧支援
- (2) 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (4) 被災中小企業の事業再開に関する相談、支援

[中部近畿産業保安監督部近畿支部]

- (1) 電気工作物（原子力発電用を除く）の保安の確保
- (2) ガス及び火薬類施設等の保安の確保
- (3) 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害防止についての保安の確保

[近畿運輸局（滋賀運輸支局）]

- (1) 所管事業者の所有する交通施設及び設備の整備についての指導
- (2) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達
- (3) 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整
- (4) 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請
- (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令
- (6) 災害時における交通機関利用者への情報の提供

[大阪航空局（大阪空港事務所）]

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置

[大阪海上保安監部]

- (1) 災害時における船舶等による救助物資及び避難者の輸送への協力
- (2) 被害情報の収集
- (3) 被災者の捜索救助活動

[大阪管区气象台（彦根地方气象台）]

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行う
- (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報ならびに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

[近畿総合通信局]

- (1) 電波及び有線電気通信の監理
- (2) 非常通信訓練の計画及びその実施指導
- (3) 非常通信協議会の育成・指導
- (4) 防災及び災害対策に係る無線局の開設等、整備の指導
- (5) 非常時における重要通信の確保
- (6) 災害対策用移動通信機器等の貸出し
- (7) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進

[滋賀労働局]

- (1) 工場、事業場（鉱山関係は除く）における災害防止のための指導
- (2) 被災者の労働条件の確保に関する指導、雇い止め予防のための啓発指導
- (3) 被災者の労災保険給付に関する対応
- (4) 助成金制度の活用等による雇用の維持・失業の予防及び再就職の促進

[近畿地方整備局（琵琶湖河川事務所）（滋賀国道事務所）（舞鶴港湾事務所）]

- (1) 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること
- (2) 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- (3) 直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- (4) 直轄河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- (5) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- (6) 直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- (7) 直轄公共土木施設の復旧に関すること

- (8) 港湾施設の整備と防災管理の指導
- (9) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
- (10) 海上の流出油等に対する防除措置の指導
- (11) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
- (12) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査に関する事
- (13) 公共土木被災施設災害の査定

[近畿地方環境事務所]

- (1) 災害廃棄物等の処理対策に関する事
- (2) 家庭動物の保護等に係る普及啓発に関する支援
- (3) 危険動物逸走及び家庭動物保護等に関する情報提供、連絡調整等の支援

[国土地理院近畿地方測量部]

- (1) 災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供に関する事
- (2) 地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供等に関する事
- (3) 防災地理情報の整備に関する事

6 自衛隊

[陸上自衛隊（陸上自衛隊今津駐屯部隊）]

- (1) 災害派遣計画の作成
- (2) 県、市町、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

7 指定公共機関

[東海旅客鉄道株式会社（東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部、関西支社）][西日本旅客鉄道株式会社（京滋支社）]

- (1) 鉄道施設の整備と防災管理
- (2) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
- (3) 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力
- (4) 被災鉄道施設の復旧

[西日本電信電話株式会社（滋賀支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI 株式会社、株式会社 NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社]

- (1) 電気通信施設の整備と防災管理
- (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
- (3) 被災施設の復旧

[日本銀行（京都支店）]

- (1) 災害時における現地金融機関に対する緊急措置

[日本赤十字社（滋賀県支部）]

- (1) 医療救護
- (2) こころのケア
- (3) 救援物資の備蓄及び配分
- (4) 血液製剤の供給
- (5) 義援金の受付及び配分
- (6) その他災害救護に必要な業務
- (7) 1～6 の救護業務に関連し、次の業務を実施する。
 - ①復旧・復興に関する業務
 - ②防災・減災に関する業務

[日本放送協会（大津放送局）]

- (1) 放送施設の保全
- (2) 市民に対する防災知識の普及
- (3) 気象等予警報、被災状況等の報道
- (4) 避難所への受信機の貸与
- (5) 被災放送施設の復旧
- (6) 社会事業団等による義援金品等の募集配分

[西日本高速道路株式会社（関西支社）、中日本高速道路株式会社（名古屋支社、金沢支社）]

- (1) 名神高速道路等の整備と防災管理
- (2) 災害時における名神高速道路等の輸送路の確保
- (3) 被災道路施設の復旧

[独立行政法人水資源機構（琵琶湖開発総合管理所）]

- (1) 琵琶湖開発施設の操作と防災管理
- (2) 被災施設の復旧

[独立行政法人国立病院機構（近畿ブロック事務所）]

- (1) 国立病院機構に属する病院等の避難施設等の整備と防災訓練の指導
- (2) 災害時における国立病院機構に属する病院等が実施する医療、助産等救護活動の指示、調整

[日本通運株式会社（大津支店）]

- (1) 災害時における貨物自動車による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

[関西電力送配電株式会社（滋賀本部）]

- (1) 電力施設の整備と防災管理

- (2) 災害時における電力供給の確保
- (3) 被災電力施設の復旧

[大阪ガスネットワーク株式会社（京滋事業部）]

- (1) ガス施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給の確保
- (3) 被災施設の復旧

[日本郵便株式会社（大津中央郵便局）]

- (1) 郵便物の送達確保
- (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除
- (3) 郵便物の窓口業務の維持

8 指定地方公共機関

[近江鉄道株式会社]

- (1) 災害時における鉄道車両、自動車等による救助物資及び避難者等の緊急輸送の協力

[一般社団法人 近江鉄道線管理機構]

- (1) 鉄道施設の整備と防災管理
- (2) 被災鉄道施設の復旧

[一般社団法人滋賀県バス協会、琵琶湖汽船株式会社、一般社団法人滋賀県トラック協会]

- (1) 災害時における自動車、船舶等による救援物資及び避難者等の緊急輸送の協力

[滋賀県土地改良事業団体連合会（市内各土地改良区事務所）]

- (1) ため池及び農業用施設の整備と防災管理
- (2) 農地及び農業用施設の被害調査と復旧

[一般社団法人滋賀県医師会（近江八幡市蒲生郡医師会）、公益社団法人滋賀県看護協会、一般社団法人滋賀県薬剤師会]

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 災害時における防疫その他保健衛生活動への協力
- (3) 災害時における医薬品等の管理

[社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会]

- (1) 災害ボランティアの活動支援
- (2) 要配慮者の避難支援への協力

[株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社エフエム滋賀]

- (1) 放送施設の保全
- (2) 市民に対する防災知識の普及
- (3) 気象予警報、被害状況等の報道
- (4) 被災放送施設の復旧
- (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分

[一般社団法人滋賀県LPガス協会]

- (1) ガス施設の整備と防災管理
- (2) 災害時におけるガス供給の確保
- (3) 被災施設の復旧

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[近江八幡市社会福祉協議会]

- (1) 災害時における社会福祉団体との連絡調整に関すること
- (2) 義援金品の受付、配分及び募金に関すること
- (3) 災害ボランティアセンターの開設・運営への協力

[グリーン近江農業協同組合、沖島漁業協同組合、近江八幡漁業協同組合]

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施
- (2) 農林水産関係の市の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- (3) 被災農林漁業者に対する融資及びあっせん
- (4) 被災農林漁業者に対する生産資材の確保あっせん

[近江八幡商工会議所、安土町商工会]

- (1) 災害時における物価安定についての協力
- (2) 災害救助用及び復旧用物資の確保についての協力

[近江八幡建設工業会]

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に対する協力

[滋賀県高圧ガス地域防災協議会]

- (1) 災害時における危険物等の保安措置及びガス等燃料の供給

[近江八幡管工事協同組合、安土町上下水道組合]

- (1) 上下水道施設の災害応急対策及び災害復旧に対する協力

[新聞社等報道関係の機関]

- (1) 市民に対する防災知識の普及と予警報等の周知徹底
- (2) 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
- (3) 社会事業団等による義援金品の募集配分

[一般社団法人滋賀県歯科医師会、一般社団法人滋賀県病院協会]

- (1) 災害時における医療救護の実施
- (2) 災害時における防疫の協力その他保健衛生活動への協力

[株式会社ZTV近江八幡放送局]

- (1) 放送施設の保全
- (2) 市民に対する防災知識の普及
- (3) 気象予警報、被害者状況等の報道
- (4) 被災放送施設の復旧
- (5) 社会事業団等による義援金品の募集配分

[滋賀県電気工事工業組合]

- (1) 災害時における電気設備の応急復旧に対する協力

[社団法人滋賀県造園協会東地区]

- (1) 災害時における公園施設等の応急救護活動に対する協力

[一般社団法人淡海建設連合会]

- (1) 災害応急対策及び災害復旧に対する協力

第3節 用語

1 用語の意義

この計画において、次の各号にあげる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

市 本 部	近江八幡市災害対策本部
県 本 部	滋賀県災害対策本部
県地方本部	滋賀県災害対策東近江地方本部
消 防 本 部	東近江行政組合消防本部
消 防 団	近江八幡市消防団
市 計 画	近江八幡市地域防災計画
県 計 画	滋賀県地域防災計画
市 民	近江八幡市の居住者
全 部 局	市長部局、水道事業所、教育委員会、議会事務局、監査委員事務局、 農業委員会事務局、総合医療センター

2 災害対策本部設置前の組織の読替

対策本部設置前は、本部をそれぞれ市、滋賀県、東近江土木事務所と読み替え、平常時の分掌事務により措置するものとする。

第2章 近江八幡市の防災対策の推進方向

第1節 近江八幡市の風水害特性

第1 既往の主な気象災害

市域における風水害の履歴を、「滋賀県災害誌」（滋賀県）及び「滋賀県八幡町史」、「地域防災計画（資料編）」を参考にとりまとめた。これらによると、平成30年までの間に起こった災害のうち、人的災害、公共物被害及び農作物被害等が発生した災害は全体で54件にのぼった。

しかし、近年においては、河川改修が進み市域における風水害被害は比較的少なくなりつつある。

また、これらの災害に関する誘因について調べたところ、災害誘因で最も多かったのが、梅雨前線の活動による大雨で26件、次いで台風が14件となっている。月別にみると梅雨前線の活動が活発になる6月から7月にかけて31件、次いで台風が到来する9月が11件となっている。

[参考資料]

- ・資料編 近江八幡市の風水害履歴（資料XⅡ-2）
- ・資料編 主な風水害の気象観測値（資料XⅡ-3）
- ・資料編 年間降水量・平均降水量（資料XⅡ-4）

第2 風水害特性

滋賀県における災害をもたらす風水害は、その大半が6～10月に発生しており、全体の75%を占めている。これら気象災害は前線や台風によるものである。

(1) 気象による大雨

①前線による大雨

日本海からの寒冷前線や梅雨前線の南下時に主に発生し、大阪湾から淀川に沿って侵入する暖湿気流が地形による収束を受けながら京都盆地から県内に入って雨を降らせ、南西部の天津方面から北東に伸びる帯状地域で市内に雨を多く降らせる。

②台風による大雨

滋賀県では、台風の通過するコースによって雨・風の特徴は異なる。

＜滋賀県の西方を北東進する場合＞

風による被害が大きく、最大風速の風向は東南東から南南東になり最大風速は20～25m/s以上になることがある。秋田沖を過ぎる頃から北西に変わる。台風が近くを通過した場合は、南東の山地では総雨量が200mm程度、前線の活動が顕著な場合は300mm位となり、平地では雨は比較的少ない。中心が遠い場合は、山地、平地とも雨は少ない。

＜滋賀県の東方を北東進する場合＞

雨による被害が大きく、中心に近い場合は風による被害も大きい。最大風速の風向は北から北北西である。大雨になりやすく、特に南東の山地で多く、前線の活動が顕

著な場合は総雨量が 500 mm以上に達することもある。滋賀県に接近して通過した場合、平地でも 200 mmを超えることもある。

＜滋賀県の東方を北西進する場合＞

主として夏季、勢力の小さい台風が多い。台風が滋賀県の東を通る場合、風向は北よりで、西側を通る場合は東よりとなる。山地の総雨量は多い場合、200～300 mm程度になる。台風が東側を通る時は、雨量は北西の山地で多くなり、西側を通る場合は南東の山地で多くなる。

(2) 地勢による特性

滋賀県は、中央部に東北から南西にかけ、陥没湖である我が国最大の琵琶湖が長く横たわり、四方に山地をめぐらした盆地と湖から成り立っている。東は伊吹、鈴鹿、西は比良、比叡の両山脈がほぼ南北に走り、北は江若山塊で福井県と境し、南は信楽山地によって伊賀盆地に接している。県境の山脈の標高は、概ね1,000m～1,300m、琵琶湖の水面の標高は、85mとなっている。従って、滋賀県の河川は県境の山脈に源を発し、瀬田川と一部の河川を除き大部分の河川は全て中央の琵琶湖に流入している。このため流路延長は短く、野洲川の65.25km、安曇川の57.94kmを除けば、いずれも50km未満である。特に滋賀県の河川の特徴は、天井川と呼ばれるように、河床が周辺地域より高くなっていることで、中には河床が周辺地域堤内地より6mも高くなっている河川がある。これは山岳の風化した花崗岩が長い年月の間に押し出されて河床にたい積したものである。従って出水時には非常に危険な状態にあって、堤防が崩壊するようなことになれば、相当大きな被害が予想される。

琵琶湖は、これら河川の天然ダムの役割を果たしているが、全県的に集中豪雨が発生したり、長雨が続くような場合は、琵琶湖水位の上昇により周辺に相当の浸水地帯ができ、農作物等に大きな被害を受けている。

また、近年の地球温暖化による局地的な集中豪雨や台風の大規模化により、市域でも水害に対する危険性が高くなっている。

第3 被害の特性と課題

近江八幡市は、市域の大部分を低地部が占め、ところどころに小高い丘陵や山地が分布しており、水害や土砂災害の危険性が高い。

水害・土砂災害に対する課題は以下のとおりである。

- (1) 過去、暴風雨等による河川の決壊による水害は、たびたび発生してきた。本市の河川は天井川を形成しており、特に日野川流域の低地については水害の危険性が高い。また、蛇砂川流域は堤防の決壊や溢水による浸水被害の危険性がある。
- (2) 本市に多く存在する干拓地（農地等）は、淀川水系琵琶湖洪水浸水想定区域図等で、浸水のおそれがあるとされている低地であり、琵琶湖の水位が上昇した場合、西の湖周辺及び琵琶湖周辺では浸水被害が発生している。
- (3) 土砂災害については、山地・丘陵地の麓部でがけ崩れの発生により家屋への被害が発生し、また、土石流の発生する危険性もあり、人命への被害が発生する可能性がある。
- (4) 沖島については、土砂災害が発生した場合に救助活動や救援活動に関する交通を

確保することが重要である。また、通信機能の確保について検討する。

第2節 近江八幡市の地震災害特性

第1 既往の主な地震災害

近年、市に大きな被害をもたらす地震は発生していないが、市に比較的近い場所で起こった地震としては、1990年1月11日に中主町（現 野洲市）を震央としたマグニチュード5.0の地震であるが、被害はほとんどなかった。また、近畿地方に甚大な災害をもたらした地震としては1995年1月17日の兵庫県南部地震（直下型地震、マグニチュード7.3、震源の深さ16km）があげられる他、近年起こった地震としては、2018年6月18日の大阪府北部地震（マグニチュード6.1、震源の深さ13km）があげられるが、震央までの距離が遠かったために、市域における被害はでていない。

[参考資料]

- ・資料編 近江八幡市周辺の長期評価結果が公表されている活断層分布図（資料XⅡ-5）
- ・資料編 近江八幡市周辺の活断層の長期評価一覧（資料XⅡ-6）
- ・資料編 地震被害想定結果（資料XⅡ-7）
- ・資料編 近江八幡市周辺の地震災害履歴（資料XⅡ-8）

第2 地震災害の特性

1 地震の発生機構

地震とは、地下深部の岩盤中に急激な破壊が発生し、その衝撃が地震として周囲にひろがり地表に達し、地盤や構造物を揺り動かす現象である。

日本ではこうした地震の発生メカニズムは、大別して2つの型がある。

(1) 海溝型地震

海洋プレートが大陸プレートに沈み込むことに起因する。

(2) 内陸型地震（直下型地震）

プレートの圧縮作用に起因する。

2 近畿地方の状況

活断層の分布をみると、近畿地方は日本全体でも比較的多く、それだけ過去に地震が発生し、また今後もその発生が予測される。

また、既往地震の状況も、明治以前はかなりの被害地震が発生している。

近畿地方に被害を及ぼす地震は、次の2つに大別できる。

(1) 南海トラフ沿いの海域に起こる巨大地震（海溝型巨大地震）

四国沖から東海地方駿河湾に至る海底トラフで発生する地震で、規模はマグニチュード8～9クラスで震源域は数百kmに渡り、被害も広範囲である。近年では東南海地震（1944）、南海道地震（南海地震）（1946）があげられる。

東日本大震災では、未曾有の海溝型巨大地震（モーメントマグニチュード Mw9.0を記録）及び10mを超える巨大津波により、15,000人を超える死者及び2,500人を超える行方不明者、海岸に近い地域の建築物及び構造物の破壊等が発生した。西日

本においても、東海・東南海・南海地震の3連動地震が発生した場合、東日本大震災に匹敵する規模の巨大地震が発生する可能性がある。

(2) 近畿内陸に起こる浅い地震（直下型地震）

内陸で発生する地震は、海溝型巨大地震に比べてひとまわり小さく、マグニチュード7クラスかそれ以下であるが、マグニチュード8クラスも起きることがある。しかし、震源が内陸であり、また浅いことから、局地的に大きな被害をもたらすことがある。この系統の地震は、近年では濃尾地震（1891）、姉川地震（1909）、北丹後地震（1927）、福井地震（1948）等があり、江戸時代以前は伏見地震（1596）、寛文近江・若狭地震（1662）等、かなりの頻度で発生し、大きな被害を及ぼしていた。

最近では甚大な被害をもたらした1995年1月17日の兵庫県南部地震も直下型地震である。

3 市域の地震災害の特性

(1) 地盤振動

地震波は、地表近くにくると、地表付近の地盤が軟弱であるために増幅される。この増幅される度合いは地盤の状況により異なる。

一般に地震動は、地形的にみると低地部で大きく、山地で小さい。市域に多くみられる干拓地は地盤が弱く、この地域への開発については注意を要する。

(2) 液状化危険度

液状化とは、地震動によって地盤が液体のようになって砂が吹き出したり流動したりする現象であり、地下埋設物の被害や地盤の不等沈下が発生する。

一般に液状化は、低地の砂層にみられるものであつて、過去の地震被災例をみても、段丘、丘陵地、山地で液状化が発生したという記録はほとんどみられない。市域に多くみられる干拓地は液状化の危険性が極めて高い。

第3 想定地震

地震調査研究推進本部が公表した滋賀県周辺の断層帯に関する長期評価及び滋賀県が実施した「滋賀県地震被害想定（2014.3.17 公表）」を踏まえ、本市における想定地震を琵琶湖西岸断層帯による地震等とする。琵琶湖西岸断層帯は、滋賀県高島市マキノ町から大津市に至る断層帯である。全体として長さは約59kmで、北北東－南南西方向に延びており、断層の西側が東側に対して相対的に隆起する逆断層である。琵琶湖西岸断層帯は、断層帯全体が1つの区間として活動する場合には、マグニチュード7.8程度の地震が発生すると推定される。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ地震によりマグニチュード9クラスの巨大地震の発生する可能性を考慮する。

表 滋賀県周辺における地震発生可能性の長期評価（地震調査研究推進本部）

算定基準日 令和 7 年 1 月 1 日

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)	30 年以内地震発生確率 (%)
琵琶湖西岸断層帯（北部）	7.1 程度	1～3
琵琶湖西岸断層帯（南部）	7.5 程度	ほぼ 0
湖北山地断層帯（北西部）	7.2 程度	ほぼ 0
湖北山地断層帯（南東部）	6.8 程度	ほぼ 0
野坂・集福寺断層帯（野坂断層帯）	7.3 程度	ほぼ 0 もしくは、それ以上
野坂・集福寺断層帯（集福寺断層）	6.5 程度	不明
三方・花折断層帯（三方断層帯）	7.2 程度	ほぼ 0
三方・花折断層帯（花折断層帯/北部）	7.2 程度	不明
三方・花折断層帯（花折断層帯/中南部）	7.3 程度	ほぼ 0～0.6
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部/北部）	7.6 程度	ほぼ 0
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部/中部）	6.6 程度	不明
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（主部/南部）	7.6 程度	不明
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯 （浦底－柳ヶ瀬山断層帯）	7.2 程度	不明
鈴鹿西縁断層帯	7.6 程度	0.08～0.2
頓宮断層	7.3 程度	1 以下

第 4 被害の想定

県が見直しを行った被害想定結果「滋賀県地震被害想定（2014. 3. 17 公表）」に基づき、本市における被害予測を以下に整理する。

- (1) 琵琶湖西岸断層帯地震（ケース 1）
- (2) 琵琶湖西岸断層帯地震（ケース 2）
- (3) 花折断層地震（ケース 2）
- (4) 花折断層地震（ケース 3）
- (5) 南海トラフ地震（基本ケース）
- (6) 南海トラフ地震（陸側ケース）

[近江八幡市における地震被害想定]

断層名 想定被害			近江八幡市						滋賀県全体					
			琵琶湖西岸断層帯		花折断層地震		南海トラフ巨大地震		琵琶湖西岸断層帯		花折断層地震		南海トラフ巨大地震	
			ケース1	ケース2	ケース2	ケース3	基本 ケース	陸側 ケース	ケース1	ケース2	ケース2	ケース3	基本 ケース	陸側 ケース
近江八幡市の主な震度			6強	7	6弱	6弱	6弱	6強						
建物被害	全壊棟数		414	538	—	—	452	1,456	27,650	38,504	18,181	11,670	2,399	11,017
	半壊棟数		2,921	3,117	224	164	2,550	7,202	69,584	83,856	53,274	41,531	22,183	74,084
人的被害	死者数	夏 正午	15	19	—	—	—	26	1,002	1,384	596	375	10	300
		冬 夕方	22	28	—	—	—	47	1,502	1,992	822	499	11	385
		冬 深夜	23	30	—	—	—	62	1,579	2,182	940	591	12	474
	負傷者数	夏 正午	355	408	21	14	51	393	10,290	13,515	6,614	4,588	803	6,702
		冬 夕方	455	519	27	18	62	477	13,199	17,199	8,537	5,935	1,014	8,448
		冬 深夜	556	630	33	22	146	1,049	16,267	21,039	10,380	7,296	1,256	10,408
建物被害	全焼棟数	夏 正午	—	—	—	—	—	21	55	76	33	20	—	37
		冬 夕方	—	—	—	—	—	375	2,731	3,818	1,655	1,013	11	1,820
		冬 深夜	—	—	—	—	—	—	21	32	16	5	—	11
避難者	避難所生活者	1日後	1,234	1,573	51	39	1,069	3,445	52,019	69,737	34,044	22,266	7,798	26,836
		3日後	2,892	3,151	306	228	1,676	9,681	80,219	99,796	56,565	40,809	14,911	75,416
		1週間後	3,463	3,713	297	214	1,796	10,176	100,222	124,767	69,947	49,638	15,364	79,275
		1か月後	622	624	17	10	156	2,561	29,194	38,423	18,024	11,048	1,198	19,954

※1 —(ハイフン)は、ごくわずか(数値計上5未満)であることを示す

※2 避難所生活者とは、自宅での炊事が困難なこと等により、避難所で飲料水・食料を受け取り、自宅で就寝する者を含む人数

※3 全焼棟数は、最大風速 8m/sec 時の被害量をまとめたもの。

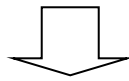
※4 琵琶湖西岸断層帯のケース1は北部からの断層破壊を仮定、ケース2は南部からの断層破壊を仮定

※5 花折断層帯のケース2は中部南側からの断層破壊を仮定、ケース3は南部からの断層破壊を仮定

第3節 防災対策の推進方向

第1 防災対策の基本的な考え方

- 人命の安全確保を最優先する。
- 減災の考え方により、効果的な防災対策を推進する。
- 自助、共助、公助の役割分担で防災対策を推進する。



- 1 災害時における避難行動要支援者等の避難、救護のシステムを整備する。
- 2 震災対策として防災拠点、住宅等の耐震化を推進する。
- 3 自主防災組織の組織化に対する支援
- 4 防災情報の提供と市民・企業への防災教育の強化
- 5 防災階層を設定して、防災まちづくりを進める。
- 6 スーパー広域災害を見据えた防災対策の推進
- 7 原子力災害から市民の安全を守る。
- 8 業務継続計画の策定
- 9 災害時受援計画の策定
- 10 危機管理監の配置

1 災害時における要配慮者等の避難、救護のシステムを整備する。

(1) 避難行動要支援者避難支援システム

①避難行動要支援者

防災施策において高齢者、障がい児者、乳幼児等の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）のうち、法第49条の10第1項に規定するものに対し、近江八幡市避難行動要支援者避難支援制度実施要綱に規定している、災害時に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする以下に掲げるもの（社会福祉施設入所者及び長期入院患者を除く。）（以下、「避難行動要支援者」という。）とする。

ア 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者

イ 身体障害者手帳の交付を受け、1級若しくは2級に該当する者又は車いす

利用の３級の者（ペースメーカー使用者及び透析患者を除く。）

ウ 療育手帳の交付を受け、Ａ判定に該当する者

エ 難病患者・要介護１・２、身体障害手帳保持者及び療育手帳保持者で、前各号に準ずる状態にある者

オ その他市長が特に配慮が必要と認める者

②避難行動要支援者避難支援システム

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、「近江八幡市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、平常時からの名簿情報の提供を行う。また、避難支援等関係者との連携により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進する。

(2) 避難所の整備、福祉避難所の確保

高齢者や障がい児者は、避難時において、プライバシーの欠如、適切な医療が受けられない、トイレ等設備の不備等により、健康を損なうケースが高い。

避難行動要支援者や男女のニーズの違いに配慮した安全な避難所を確保するとともに、避難行動要支援者を含む一般の避難所では生活が困難な方に対して福祉避難所の確保を行う。

2 震災対策として防災拠点、住宅等の耐震化を推進する。

(1) 防災拠点の耐震性の確保

大地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる防災拠点（災害対策本部、避難所、物資備蓄倉庫、地区防災拠点等）について必要な耐震性を確保し、迅速な応急対策活動が実施できるよう計画的な整備を行う。

(2) 住宅の耐震化の促進

阪神淡路大震災では住宅の倒壊により多くの人命が失われた。本市にも建築基準法の新耐震基準の施行（１９８１年）前に建築された木造住宅が多数存在している。

住宅の倒壊から市民の命を守るため、新耐震施行以前の住宅の耐震診断を行い、それに基づいた耐震補強を積極的に促進する。

3 自主防災組織の組織化に対する支援

災害時に迅速に活動できるように自主防災組織の活動内容の強化を図るとともに、自主防災組織が設立されていない地域については組織化に向けた支援を行う。

なお、組織化にあたっては、特に女性や高齢者等の意見が取り入れられるように配慮する。

4 防災情報の提供と市民・企業への防災教育の強化

市民や各種団体に対して防災に関するさまざまな情報（災害の危険性、防災の取り組み、災害時の対応等）を提供し、市民自身による防災への備えを促進する。

またワークショップや防災訓練などによって、市民や企業などの防災意識を高め、防災意識を共有できる取り組みを行う。

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動

することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 防災階層を設定して、防災まちづくりを進める

防災拠点や防災組織等を階層的に設定し、災害の防止にあたる。

○防災の基本単位（自治会、町内会、集落）

- ・災害時において、安全な一時避難場所（一時集合場所）の設置
- ・災害時において、避難誘導や救助活動を担う自主防災組織の結成
- ・災害時における市民の救助に必要な防災資機材の整備

○防災地区（小学校区程度）

- ・災害時において、安全な避難場所、避難所の設置
- ・地区防災拠点の設置
- ・要配慮者の福祉避難室を設置
- ・災害時における地区医療救護所の設置
- ・災害時における物資集積拠点の設置（資機材等の備蓄）
- ・災害時の給水拠点の設置
- ・災害時における地区のボランティア拠点の設置

○防災ブロック（中学校区程度）

- ・要配慮者の福祉避難所の確保
- ・ヘリポートの設置

○市（災害対策本部）

- ・災害対策本部の設置
- ・医療救護拠点の設置
- ・災害ボランティアセンターの設置
- ・災害時の生活に必要な水、食料、生活必需品等の必要量を備蓄

6 スーパー広域災害を見据えた防災対策の推進

東日本大震災は、断層の大きさが長さ約 450 k m、幅約 200 k mに及ぶもので、東日本の広範囲の地域に大きな被害をもたらした。今後発生が予測されている東海・東南海・南海の3連動地震が発生した場合、西日本を中心とする広範な地域に深刻な被害をもたらすことが想定される。

その際、比較的被害の少ない本市には、他からの支援に頼らない自立的な災害対応が求められる一方で、被害が大きい自治体に対する支援が必要になると想定される。このことは複数の都府県に深刻な被害をもたらすスーパー広域災害の発生とその対策を推進する必要性を示している。

7 原子力災害から市民の安全を守る

福島第1原発事故の発生を踏まえ、市独自に以下の内容からなる原子力災害対策計画を策定し、原発災害から市民の生命を守る対策を推進する。

(1) 教育・研修及び防災知識普及計画

- (2) 情報収集・連絡体制等整備計画
- (3) 緊急時モニタリング体制整備計画
- (4) 原子力防災訓練計画
- (5) 広域的相互応援体制整備計画
- (6) 要配慮者災害予防計画

8 業務継続計画の運用

「業務継続計画」とは、災害・事故で被害を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に（あるいは、許容される中断時間内に）復旧させる「業務継続」を戦略的に実現するための計画である。

市は、ＩＣＴ部門の業務継続計画と全庁的な業務継続計画の運用を推進する。

9 災害時受援計画の運用

「災害時受援計画」とは、大規模災害発生時に他の地方公共団体や民間団体等からの人的・物的支援を円滑に受け入れることを目的とした計画である。

市は、業務継続計画と整合を図り、災害時受援計画を運用する。

10 危機管理監の配置

市長及び副市長の命を受け危機管理の統括を行い、庁内組織全体を掌握し、防災の推進を図る。事態により、緊急を要すると認められるときは、市長及び副市長に代わって、職員を指揮監督し、及び所要の総合調整を行う。

第2 防災対策の推進（防災対策事業）

市は、長期的展望に立って、以下の防災対策事業の推進を図るものとする。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 市の災害対策の拠点となる庁舎
- (5) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾施設、漁港施設、ヘリポート
- (7) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (8) 医療機関、社会福祉施設のうち、防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園、小学校、中学校のうち、防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- (11) 砂防施設、森林法に規定する保安施設事業に係る保安施設、急傾斜地崩壊防止施設で防災上必要なもの
- (12) 災害時において、災害応急対策の拠点として機能する地区防災拠点施設
- (13) 災害時において、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために、必要な地域防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (14) 災害時における飲料水、電源等の確保等により、被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、飲料水兼用防火水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (15) 災害時において、必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (16) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (17) 老朽住宅密集市街地に係る防災対策

第2編

災害予防対策編

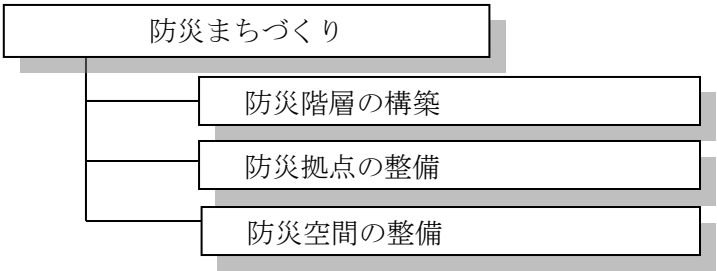
第1章 災害に強いまちづくりの推進

第1節 防災まちづくりの推進

[担当部局 全部局]

災害から住民の生命及び身体の安全を守るため、災害時に必要な避難施設等の防災拠点を計画的に整備し、災害に強いまちづくりを推進する。

[施策の体系]

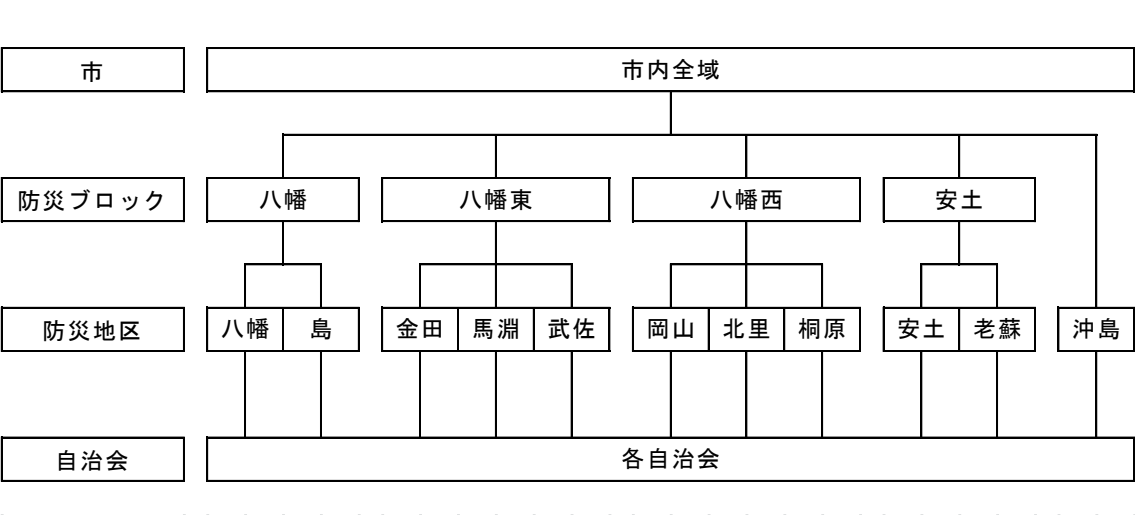


1 防災階層の構築

災害発生時における避難及び応急対策活動において、安全性が高く、効率的でバランスのとれた防災対策を推進するため、防災階層に基づくまちづくりを推進する。

防災拠点や防災組織等を以下のように階層的に構築することにより、災害に対する安全性の向上を図る。なお、防災階層においては、下位の防災階層で不足するものや不十分な点は、上位の防災階層が補完する。

[近江八幡市における防災階層]



[防災ブロック位置図]



[防災地区位置図]



[防災階層に対応した防災拠点の整備]

防災階層	情報通信拠点	避難場所、避難所	備蓄倉庫	物資集積拠点	ヘリポート	医療・救護拠点	食料供給拠点	ボランティアセンター	地区防災拠点
市	危機管理センターを整備	広域の避難場所を設置	広域の備蓄倉庫を整備（食料、生活必需品、飲料水等を備蓄）	集積拠点を設置	中核のヘリポートを設置	医療救護中心拠点を設置	食料供給拠点を設置	災害ボランティアセンターを設置	地区の避難施設を整備
防災ブロック		福祉避難所を確保			ヘリポートを設置				
防災地区		地区の避難所を設置（福祉避難室設置）	地区の備蓄倉庫を設置（資機材等を備蓄）	地区物資集積所を設置	孤立の危険がある地区にヘリポートを設置	地区医療救護所を設置		地区ボランティア拠点を設置	地区の防災拠点を設置（避難施設設置）
自治会		一時避難場所、一時集合場所を設置	一定の食料、生活必需品、防災資機材を備蓄						

避難所、避難場所等の定義

○一時避難場所（一時集合場所）

災害時身の安全を守り、また安否確認を行う場所（公園等のオープンスペース等）

○広域避難場所

大人数を収容できる避難場所のこと。地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所

○避難施設

災害時に対応した給水や自家発電等の設備を備え、中期的に避難生活が可能な防災地区の拠点となる施設（各学区コミュニティセンター等）

○避難所

災害により被災した場合に避難・生活する場所（体育館等）

○福祉避難所

避難所生活が困難な高齢者や障がい児者、要介護者、医療的ケアを必要とする者等、何らかの特別な配慮を必要とする人を受け入れるため、市が設置または協定を締結する施設

2 防災拠点の整備

災害時に市が実施する防災活動の拠点となる施設等を防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 情報通信拠点の整備

災害発生時に、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要

請など、災害に関する情報を統括する施設を情報通信拠点とする。市役所を情報通信中心拠点として、安土町総合支所ならびに、防災地区の中心となる地区防災拠点及び小学校を情報通信地区拠点と位置づけ、施設の耐震化、浸水の状況を想定し情報通信機器の整備を推進する。

(2) 医療救護拠点の整備

近江八幡市立総合医療センターを医療救護中心拠点と位置づけ、災害時の医療機関相互の連絡調整、医療救護班の編成など、市の医療救護活動を統括する施設として整備する。

また、小学校を医療救護地区拠点と位置づけ、災害時に近江八幡市蒲生郡医師会などと連携して地区内における必要な医療救護活動を実施できる設備の整備を図る。

(3) 集積拠点の整備

近江八幡市立運動公園、アクティ近江八幡及び健康ふれあい公園を援助物資の集出荷を担う集積中心拠点、各防災地区の小学校グラウンドを集積地区拠点と位置づけ、物資の集積拠点としての必要な整備を図る。

(4) 食料供給拠点の整備

近江八幡市学校給食センターを避難者に食料（炊き出し等）を供給する食料供給拠点と位置づける。

(5) ボランティア拠点の整備

近江八幡市総合福祉センター（ひまわり館）を災害ボランティアセンター、防災地区の地区防災拠点及び小学校を地区ボランティア拠点として位置づけ、必要な整備を図る。

(6) 避難施設の整備

災害時における住民の生命の安全を確保するため、土砂災害や水害の危険のない場所に立地する公共施設及び防災地区のコミュニティセンター、小学校などをコミュニティエリアとして整備し、災害時に安全な施設を避難施設として位置づける。なお、避難施設については、安全で安心な避難生活を確保するために必要な設備等の整備を図る。

また、要配慮者の安全な避難生活を確保するため、市内の福祉施設と協定を締結し、福祉的機能を具備した福祉避難所の指定を推進する。

(7) 備蓄倉庫の整備

市の人口の10%の1日分を想定した食料品等の備蓄を推進することとし、官庁街エリアに備蓄倉庫を整備する。また、コミュニティセンター等に最低限の防災資機材等の倉庫を整備する。なお、自治会においても防災資機材の整備を行う。

(8) ヘリポートの整備

防災ブロックに1箇所以上のヘリポートを整備し、傷病者の緊急搬送等への対応を図る。

(9) 地区防災拠点（現地本部）の整備

災害時において、地区の被災状況を集約し、被災状況に応じた応急対策を企画・立案・実施する地区レベルの災害対策司令部として、11の防災地区に地区防災拠点を整備する。なお、地区防災拠点は以下の機能を備えることとし、地区における災

害対策の実施に必要な設備を整備する。

- ア 地区レベルの災害応急対策実施拠点としての機能
- イ 地区における被災者救助拠点としての機能
- ウ 災害時に対応可能な自己完結型施設としての機能
- エ 要配慮者に対応可能な福祉避難室としての機能

3 防災空間の整備

(1) 道路空間の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、災害時の交通の確保を図る道路の計画的な整備を推進する。

県により緊急輸送道路に位置づけられている道路及びそれらの道路と市の防災拠点を結ぶ道路を、本市における緊急輸送道路と位置づけ防災機能強化を図る。

また、その他の道路については、災害により緊急輸送道路が不通となった場合の代替経路となる路線を中心に、災害時の緊急輸送や応急対策活動等に支障のないよう必要な整備を図る。

(2) 公園・緑地の整備

地震災害時において、火災などが発生した場合は防火帯として機能し、一時避難場所となるオープンスペースとして公園や緑地等の整備を市街地において推進する。

なお、市街地における街区公園、防災地区の学校施設グラウンド及び健康ふれあい公園を自治会等が一時避難場所に選定できるオープンスペースとして明確にし、近江八幡市立運動公園、安土文芸の郷公園、健康ふれあい公園を広域避難場所に指定する。

[参考資料]

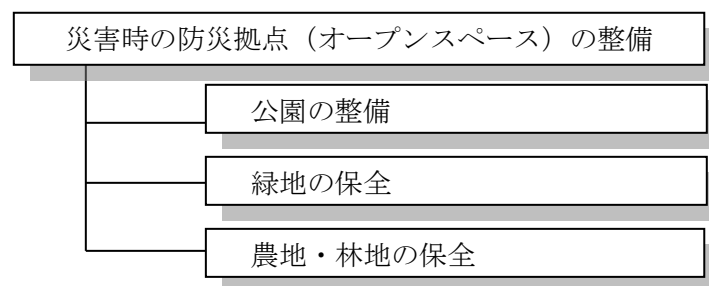
- ・資料編 避難所一覧（資料IX-1）
- ・資料編 一時避難場所（資料IX-2）

第2節 公園・緑地等の整備

[担当部局 危機管理監／危機管理課、都市整備部、産業経済部]

災害時、特に震災時に自治会等が選定したオープンスペースで避難者の安全を確保する一時避難場所、火災時における延焼を防止するためのオープンスペースとして公園・緑地の整備、機能の強化を推進する。

[施策の体系]



1 公園の整備

公園は、災害時における一時避難場所、また火災時における延焼を防止するためのオープンスペースとして、防災上重要な役割を持つ。このため、公園についてその配置と規模、特に市街地大火によるふく射熱から、安全な有効面積を確保するなど、防災効果の高い公園の整備を推進するとともに、緑道等により、そのネットワーク化を図る。

2 緑地の保全

緑地は、大地震時の火災延焼防止のための延焼遮断帯や一時避難場所として重要な役割を担っている。このため、市の緑の基本計画等に基づき、防災上の観点から緑地の確保及び保全に努める。

3 農地・林地の保全

市街地及びその周辺の農地・林地は、火災の延焼防止、緊急時の一時避難場所、発災時の被災者への生鮮食料品の供給など重要な役割を担っているため、その防災機能の保全に努める。

[参考資料]

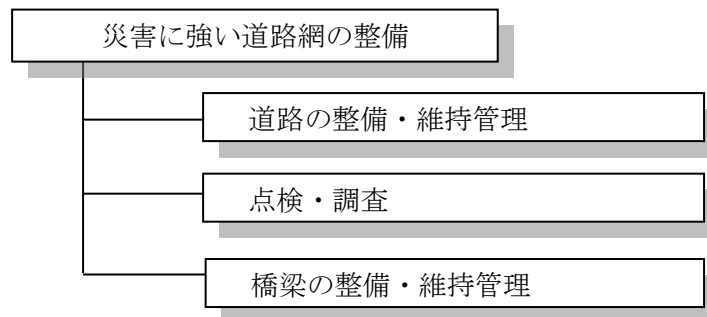
- ・資料編 公園・緑地（資料VI-1）

第3節 道路・橋梁の整備

[担当部局 都市整備部]

災害時において、道路は避難行動、緊急物資の輸送、救助活動等の通行路線としての機能を保持しなければならない。そのため主要幹線道路や緊急輸送道路の整備を進めるとともに地域の避難路となる道路や橋梁の補修や点検の実施等適切な維持管理を行い、災害に強い道路や橋梁を整備する。

[施策の体系]



1 道路の整備

- (1) 主要幹線道路等の整備を推進することにより災害時における道路交通の確保を図る。
- (2) 災害時のための緊急輸送道路を指定し、これを整備するとともに各コミュニティセンターへの連絡道路等の整備を促進する。
- (3) 災害時に電柱が倒れ、道路を塞ぐ状況が発生するなど、緊急の活動に支障が生じることのないように、緊急輸送道路における新設電柱の占用制限措置に取り組む。
- (4) 道路維持管理

既設道路については、地震による盛土、切土の損壊防止、豪雨による溢水等路面流出の防止に努めるほか、道路の補修及び維持を図る。

2 点検・調査

- (1) 道路、橋梁の危険箇所を把握するため、適宜巡視点検する。
- (2) 災害危険箇所に変化がみられるときは、直ちに専門家等による調査等の必要な措置をとる。
- (3) 大規模地震が発生した場合、災害危険箇所の緊急調査を行い、市本部又は関係部局に緊急に報告する体制を確立する。

3 橋梁の整備

橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。

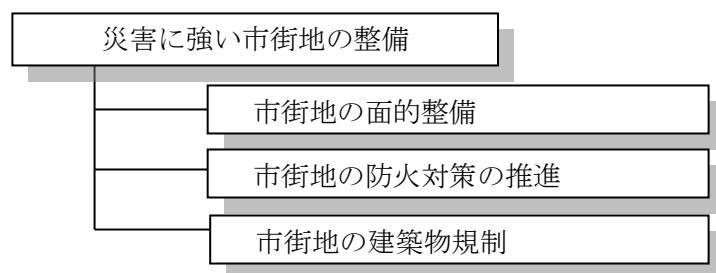
既設の橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づいて、補修、点検を行うこととするが、併せて耐震性についても検討する。

第4節 市街地の整備

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総合政策部、都市整備部]

災害に強い市街地とするため、道路・公園等の公共施設の整備を図るため、面的整備、土地利用規制等を促進するものとする。

[施策の体系]



第1 市街地の面的整備

1 整備方針

市街地の形成に伴い道路・公園・ライフライン等の公共施設の整備を図る。

2 規制・誘導による市街地の整備

公共施設が整備された市街地の整備を推進するため、規制と誘導によるまちづくりの手法である地区計画制度等を活用し、公共施設が整備された市街地の整備を図る。

第2 既成市街地の防火対策の推進

既成市街地に存する伝統的建造物群保存地区については、歴史的な町なみの保存を推進していることから、市民の合意形成を図りながら、既存建造物等の防火・耐震化を促進しつつ地区の景観の保全・整備を図る。また、自主防災体制の充実、強化に向けた促進を図る。

第3 市街地の建築物規制

市街地における火災の危険を防除するため、市街化区域（旧安土町域及び工業専用地域を除く）を建築基準法第22条の区域として指定している。

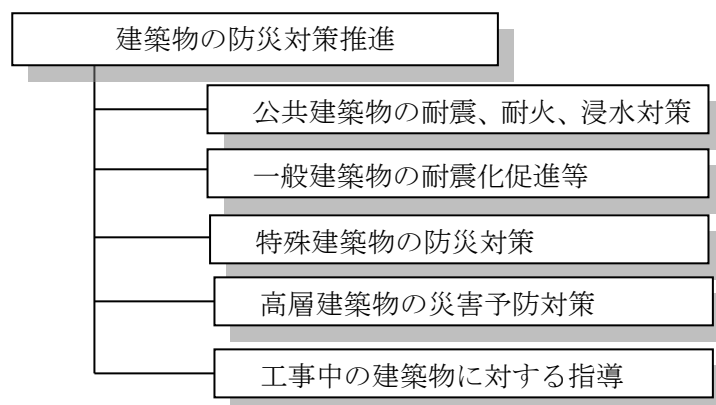
この区域の建築物については、構造及び用途の区分に応じて、通常の火災による火の粉によって火災が発生するおそれがない屋根構造、また延焼のおそれのある部分の外壁については、準防火性能を有する技術的基準に適合する外壁構造としなければならない。

第5節 建築物の防災対策

[担当部局 全部局]
(東近江行政組合消防本部)

地震・台風等による建築物の倒壊等を防ぎ、災害時における避難路及び避難施設等を確保するため、建築物の耐震化等を促進し、防災対策の推進を図る。

[施策の体系]



1 公共建築物の耐震、耐火、浸水対策

公共建築物は、災害時における避難所等として重要なだけでなく、応急活動や復旧支援活動の機能が期待される。このため、支援拠点として機能を果たすよう計画を行う。

- (1) 災害時において避難所等となる小・中学校校舎の耐震点検を重点的に行い、十分な耐震、耐火建築物とするよう必要な措置に努める。また、浸水想定区域に存する公共建築物については、浸水対策（耐水化）を推進し災害時における機能確保を図る。
- (2) 既存の公共建築物で庁舎等の防災基幹施設となる施設については、十分な耐震補強に努め、また、新設の公共建築物は耐震構造とする等の必要な措置を実施する。また、停電時に備えて予備電源の設置に努める。
- (3) 震災時の建築物の安全を確保するため、建築基準法・消防法による指導を徹底する。また、既存建築物については、耐震化促進の周知に努める。
- (4) 公営住宅については、耐震化を計画的に進める。また、空地を確保し、都市の防災化に努める。
- (5) 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理については、現在新たな一般廃棄物（ごみ）処理施設が平成28年8月から供用開始しており、耐震構造・浸水対策を施し、災害時にも対応できる機能を確保している。

埋立ごみの処理については、既存の処理施設である一般廃棄物最終処理場を活用

する。

し尿・浄化槽汚泥の処理については、既存の処理施設である第1クリーンセンターを活用する。

2 一般建築物の耐震化促進等

(1) 老朽化等によりそのまま放置すれば保安上危険な建築物等となるおそれがあると認めたときは、是正指導を行う。

(2) 住宅等の耐震診断・耐震補強の推進

昭和56年以前に建築された住宅等については、旧耐震化基準で建築されていることから、震度6強の地震が発生した場合には、倒壊する危険性がある。

大地震の発生に備え住宅等の耐震化の重要性を啓発し、旧耐震基準において建築された住宅等について、無料耐震診断及び耐震改修補助制度活用の促進を図る。

3 特殊建築物の防災対策

学校、病院、マーケット等の不特定多数が使用する特殊建築物については、必要に応じ査察を実施し、その結果に応じて助言、指導を行う。

また、大規模な特殊建築物のうち、現行の建築基準法に合致していない既存不適格建築物に対して、地震、火災等の災害から人命を保護するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき必要な改善を指導する。

4 高層建築物災害予防対策

(1) 関係機関は、高層建築物の災害予防及び応急対策計画樹立のための基礎資料とするため、実態調査を実施するとともに相互に情報の交換を行う。

(2) 建築基準法、消防法の規定に基づく査察を強化し、構造、設備等の設置及び維持状況で不備なものについては、所有者等に対し、必要な改善、使用停止等の措置を命ずる。

(3) 建物の所有者、管理者及び占有者に対し、消防計画の作成、避難誘導訓練の実施、施設の点検・整備、火気使用の監督等、管理上必要な業務の実施を指導する。

(4) 実態調査に基づき、ビル落下物等（窓ガラス、屋外広告物）の改修を指導し、住民及び通行人の安全確保を図る。

5 工事中の建築物に対する指導

工事中の建築物については、落下物の防止、工事現場の危険防止等について指導する。

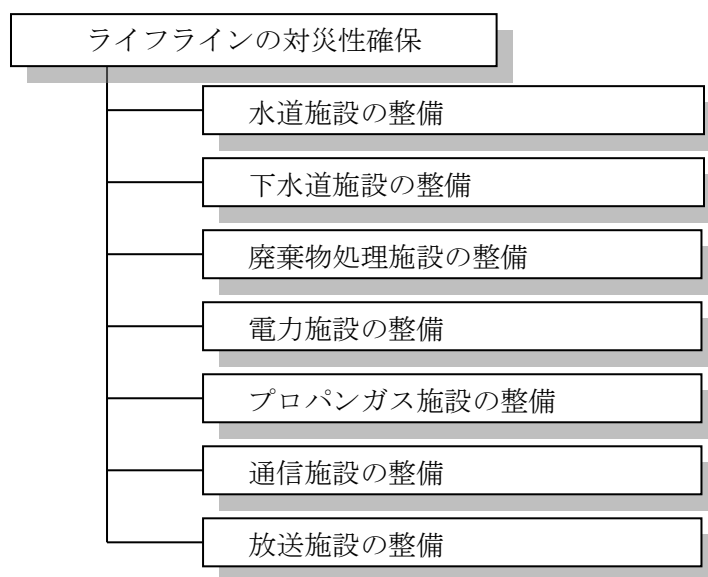
[参考資料]

- ・資料編 し尿処理施設（資料VI-4）
- ・資料編 ごみ処理・粗大ごみ・不燃物処理施設及び最終処分場（資料VI-5）
- ・資料編 火葬場（資料VI-6）
- ・資料編 社会福祉施設（資料VI-7）

第6節 ライフライン施設の整備

上・下水道、電気、ガス、通信などのライフライン施設の耐災性及び代替性を確保し、災害に強いライフラインづくりを目指す。

[施策の体系]



第1 水道施設の整備

[担当部局 危機管理監／危機管理課、水道事業所]

1 整備方針

市は、水道施設の耐震化を図り、災害による給配水施設の被害軽減と飲料水確保を図るため、日頃から導水管、浄水施設、送水管、幹線配水管等の水道施設を整備点検し、円滑な給配水に努める。

なお、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水が行えるよう、あるいは、甚大な被害を受けて一時的に送水不可能になった場合においても、迅速な応急処置による給水が可能となるよう、応急給水施設及び応急給水資器材の整備を図る。

2 実施計画

- (1) 浄水場、配水池、管路、消火栓等の主要施設の点検と補修改良に努める。
- (2) 老朽管の布設替えを計画的に推進し、管路の耐震性の向上に努める。
- (3) 重要管路の耐震化を早期に図る。
- (4) 各配水系統間の相互連絡を図る。

- (5) 配管、水質、機械、電気等の技術者及び配管、給水装置等の作業員の確保を図る。
- (6) 復旧用資器材の備蓄を図る。
- (7) 図面の整備及び作成を図る。
- (8) 応急給水体制の整備を図る。
- (9) 緊急措置訓練
- (10) 市民による飲料水・生活用水の備蓄を推奨する。

第2 下水道施設の整備

[担当部局 水道事業所]

1 整備方針

下水道施設は、市民の安全で衛生的な生活に欠かせないものである。市は災害による被害を最小限にとどめるため、災害に強い下水道施設の整備に努めるとともに、災害時の応急体制を整備する。

2 実施計画

(1) ポンプ場・処理場の整備

ア ポンプ場、処理場施設の耐震化、関連施設とのネットワーク化を図る。

イ 停電に備え、発電機の調達、燃料の確保を図る。

ウ 浸水等水害対策機能の整備

(2) 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、災害により閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日頃の点検等による異常の早期発見と修理、災害復旧対策に重点をおく。

(3) 資機材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、関係機関や他市町とも連携し、機材・装備や資材の相互融通できる体制の構築を図る。

(4) 緊急時措置訓練

緊急時措置の迅速、確実な実施を図るため、早朝や夜間、休日での発生を想定し、参集、情報の収集、伝達に関する体制が早急に確立できるよう行動手順、応急処置、広報活動などを含む訓練を随時実施する。

第3 廃棄物処理施設の整備

[担当部局 市民部]

1 整備方針

廃棄物処理施設は、災害時に発生する大量のごみやがれきを処理する施設として重要である。市は、一般廃棄物処理施設の整備並びに災害時収集・処理の応急体制を整備することにより、廃棄物処理に係る防災体制の確立を図る。

2 実施計画

- (1) 一般廃棄物処理施設に関する防災機能の整備
 - ア 一般廃棄物処理施設の整備と耐震化
 - イ 非常用自家発電設備の整備
- (2) 廃棄物処理に係る災害時応急体制の整備
 - ア 災害時に必要な仮設便所の確保
 - イ 消毒剤や消臭剤の備蓄並びに迅速な調達体制の整備
 - ウ 一般廃棄物処理施設の補修に必要な資機材の備蓄
 - エ 収集車両や機器等の整備
 - オ 災害時における廃棄物等の一時保管場所用地の確保
 - カ 災害時におけるごみ・し尿収集・処理計画の作成

第4 電力施設の整備

(関西電力送配電株式会社)

電力供給施設は、市民が日常生活を営むうえで欠くことのできない施設である。このため、関西電力送配電株式会社は電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

具体的には、災害別に設備ごとの災害予防の計画をたて、計画的な設備改修を行うとともに、点検・整備を実施している。

1 電気設備の災害予防措置に関する事項

関西電力送配電は、保有する電力設備に対して災害の発生を未然に防止するため、次の対策を実施する。

- (1) 水害対策
- (2) 風害対策
- (3) 雪害対策
- (4) 雷害対策
- (5) 地盤沈下対策
- (6) 土砂崩れ対策
- (7) 震災対策

2 復旧用資機材等の確保および整備

- (1) 復旧用資機材の確保
- (2) 復旧用資機材の輸送
- (3) 復旧用資機材の整備点検
- (4) 復旧用資機材の広域運営
- (5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
- (6) 復旧用資機材等の仮置場の確保

3 防災教育及び防災訓練

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

また、災害対策を円滑に推進するため年 1 回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

第5 LPガス施設の整備

(一般社団法人滋賀県LPガス協会近江八幡支部)

災害発生によるガス漏れ事故等の発生を予防するとともに、災害によるガス漏れ事故が発生した場合の対策及び情報収集伝達体制の強化について、液化石油ガス販売業者は、災害予防対策として以下の業務を実施する。

また、大地震発生時の同時多発火災を防ぐため、家庭での防災対策について広報・啓発活動を実施する。

1 LPガス供給施設の災害予防

LPガス施設の災害発生を未然に防止し、また災害時に被害を最小限に止めるために災害予防の計画を実施する。

- (1) 保安体制
- (2) LPガス施設対策（LPガス製造設備、LPガス供給設備、LPガス消費設備）
- (3) 通報・連絡
- (4) 資機材の整備
- (5) 教育訓練
- (6) 広報活動

市は、災害時のプロパンガス供給について、近江八幡ガス事業協同組合等に、避難所等防災関係施設への優先的な供給を行うよう予め協議する。

第6 都市ガス施設の整備

(大阪ガスネットワーク株式会社)

災害発生によるガス漏れ事故等の発生を予防するとともに、災害によるガス漏れ事故が発生した場合の対策及び情報収集・伝達体制の強化について、都市ガス販売業者は、災害予防対策として以下の業務を実施する。

- (1) 耐震性の高い導管の採用
- (2) 供給区域のブロック化
- (3) 感震遮断装置の設置

- (4) マイコンメーターの設置
- (5) 地震対策訓練
- (6) 広報活動

第7 通信施設の整備

(西日本電信電話株式会社)

電話等電気通信施設は、災害時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達並びにパニックの発生防止及び防災関係機関の応急対策に大きな役割を果たす。このため、電話等電気通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるようバックアップ通信施設の整備を図るよう、西日本電信電話㈱は、災害予防対策として以下の業務を実施する。

- (1) 情報連絡体制の強化・充実
- (2) 関係設備の監視強化・充実
- (3) 関係設備の点検整備
- (4) 応急復旧用機器・資材等の把握および防御
- (5) 回線等の応急措置の準備
- (6) 災害発生危険設備の補強および防御
- (7) 工事中設備の防御、二次災害防止の実施
- (8) 社員等の非常呼び出し、出動体制の確立
- (9) 災害救助機関等における重要な通信を確保するため、ネットワークのトラフィックコントロールの実施
- (10) 輻輳緩和のため「全国利用型災害用伝言ダイヤル（171）」サービスの提供
- (11) 公衆電話の無料化（災害救助法適用地域に限定）の実施
- (12) 「被災地情報ネットワーク」の構築・運用の支援

第8 放送施設の整備

(日本放送協会大津放送局、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社ZTV近江八幡放送局)

非常災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、放送電波を確保するために、以下のように各施設の予防措置を講じる。

- (1) 日本放送協会
想定を超える被害事例が生じた場合は、随時施設の改良を実施する。
- (2) 株式会社京都放送
人身、設備の被災を最小限に留めるための防護施策に万全の措置を講じ、有事における放送電波の確保を行い、民心の安全に寄与する。また、平常時から定期的に訓練等を実施し、動員配備体制の整備に努める。
- (3) びわ湖放送株式会社
非常事態が発生した場合、状況に応じ非常災害対策本部を設け、放送の継続、機

器、施設の保守等に万全を期し、避難者に必要な情報・告知等を遅滞なく放送できるよう努める。

(4) 株式会社ZTV近江八幡放送局

地震災害発生時に放送業務を確保し、速やかに災害情報等の送出ができるよう、施設や機器等の耐震化等を進めるとともに、平常時から定期的に訓練等を実施するよう努める。

[参考資料]

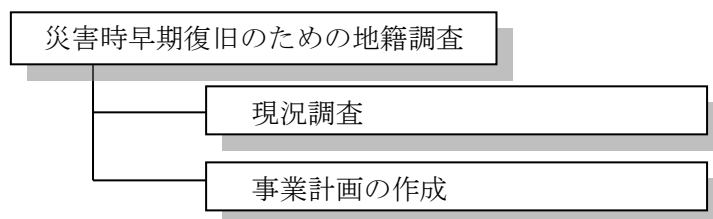
- ・資料編 水道施設応急復旧資機材及び調達先（資料X-2）
- ・資料編 上水道等の整備状況（資料VI-2）
- ・資料編 下水道の整備状況（資料VI-3）

第7節 地籍調査の推進

[担当部局 都市整備部]

地震による土砂崩れや地盤の液状化、洪水を始めとした水災などの各種災害により従前の土地境界が分からなくなった場合、迅速な復旧ができるよう土地の境界を復元可能な座標値でデータ化する地籍調査を推進する。

[施策の体系]



第1 現況調査

地籍調査は国土調査法に基づき一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量し、その成果（地籍図・地籍簿）を登記所に送付することとなっている。

第2 事業計画の作成

年度ごとに県内各市町で事業計画を作成し、県と協議を行い、県が一括して計画決定を行っている。

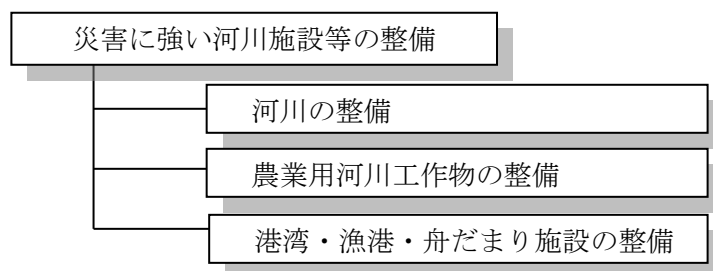
（地籍調査事業補助金）負担割合：国 1/2 県 1/4 市 1/4

第8節 河川施設等の整備

[担当部局 都市整備部、産業経済部]

河川・農業用河川工作物・港湾等における地震・洪水による災害を未然に防止するため、計画的な予防対策を推進する。

[施策の体系]



第1 河川の整備

市内を流れる一級河川は、流路延長が比較的短いが、上流の地質的条件と相まって天井川を形成し、さらに河積も小さい。これらの河川改修を行う場合の基本方針は次のとおりである。

- (1) 極力河床を下げ、安全度を高める。
- (2) 流末を処理するとともに氾濫を防止する。
- (3) 河川が隣接しているものは、できるかぎり河川を整理統合して改良する。
- (4) 琵琶湖・西の湖周辺については、環境にも配慮した総合的な整備を推進し、浸水被害（内水排除を含む）の防止に努める。

1 現 況

市では、一級河川である日野川、長命寺川、蛇砂川、三明川の治水事業を県とともに進め、普通河川についても順次改修事業に取り組んでいる。また、親水性のある自然を生かした河川改修として、「ふるさとの川整備事業（昭和62年度指定）」、「八幡川河川浄化事業（平成元年度着工）」、「清流ルネッサンス21（平成5年度選定）」、「水郷風景計画（平成17年度策定）」及び伝統的風景計画（平成19年度策定）」などの取り組みについても、県とともに実施してきた。

2 治水事業

- (1) 日野川については下流の整備に引き続き上流の河積の拡大を含む抜本的な改修を重点事業として取り組む。
- (2) 長命寺川、白鳥川、蛇砂川、三明川、八幡川の治水事業の早期完了に向けて事業推進を図る。
- (3) 市民生活に密接な関係をもつ生活水路については、市民の協力を得ながら改修・維持管理に努める。

第2 農業用河川工作物の整備

農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の構造が不適当又は不十分であるものについて、整備補強等の改善措置を講ずることにより災害を未然に防止する。また、不要となった施設は廃止の方向で指導する。

市内の農業河川工作物で補強を要する施設については、受益者の申請により順次整備を進める。なお、緊急に整備を必要とする危険な施設については、早期改修を積極的に図るとともに、異常気象に注意し、水位変動を監視し、河川管理者と状況により協議し、必要な措置をとる。

第3 港湾・漁港・舟だまり施設の整備

沖島との交通の確保、災害時の緊急物資輸送の確保を図るため、救援基地として港湾等を補強し活用を図る。

現在、長命寺港、沖之島漁港、舟だまり等の整備は完了している。

今後は、管理者と協力して、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾・漁港・舟だまり施設の地震等による被害を最小限にするための補強を実施するとともに、長命寺港及び沖之島漁港については、災害時における緊急物資の陸揚場や被災者の救援救護・避難場所として利用できるスペースを確保するものとする。

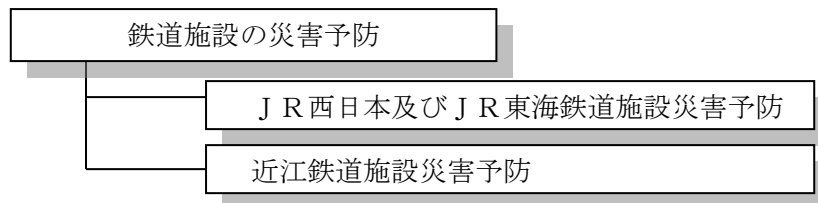
[参考資料]

- ・資料編 市内一級河川（資料Ⅶ-1）
- ・資料編 水こう門・せき堤（資料Ⅶ-3）
- ・資料編 河川現況及び水防区域図（資料Ⅶ-4）

第9節 鉄道施設災害予防

鉄軌道の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通確保のため、平常時から体制の整備に努めるものとする。

[施策の体系]



第1 J R 西日本及び J R 東海鉄道施設災害予防

(西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社)

J R 西日本及び J R 東海は、地震等災害発生時に乗客の安全を確保し、及び災害後の迅速な運行再開を図るため以下の取組みを行う。

1 現況

市を通過している東海道本線(J R 西日本)は東西に約9 k m縦貫しており、東部に安土駅、中央に近江八幡駅、西部に篠原駅が位置し、橋梁は12箇所設けられている。

また、東海道新幹線(J R 東海)が東海道本線の南側を併走しており、その区間のほとんどが高架構造である。

2 事業計画

災害を予防するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (1) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- (4) トンネルの維持補修並びに改良強化
- (5) 鉄道林の造成並びに落石防止設備の改良強化
- (6) 建物等の維持補修並びに改良強化
- (7) 通信設備の維持補修
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (10) 台風並びに強風時等における線路警戒態勢の確立
- (11) その他防災上必要な設備改良

第2 近江鉄道施設災害予防

(一般社団法人 近江鉄道線管理機構)

一般社団法人 近江鉄道線管理機構は、地震等災害発生時に乗客の安全を確保し、及び災害後の迅速な運行再開を図るため以下の取組を行う。

1 現況

- (1) 鉄道営業距離 八日市線 八日市～近江八幡間 9.3km
 近江八幡 約4km
- (2) 主たる施設
 - ア 橋梁 2ヶ所
 - イ 踏切 16ヶ所（2種甲 12 4種 4）
 - ウ 駅 2ヶ所（近江八幡、武佐）

2 事業計画

災害を予防するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実行する。

- (1) 橋梁の維持補修並びに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 法面、土留の維持補修並びに改良強化
- (4) 隧道の維持並びに改良強化
- (5) 防雪設備の維持修繕並びに改良強化
- (6) 建物等の維持補修並びに改良強化
- (7) 電線路支持物等の維持補修並びに改良強化
- (8) 空頭不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 台風ならびに強風時等における線路警戒態勢の確立
- (10) その他防災上必要な設備改良

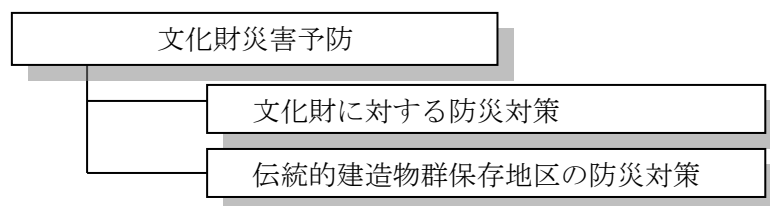
第10節 文化財災害予防

[担当部局 総合政策部]

第1 文化財の防災対策

文化財は滅失すれば再生できないものであり、災害後の対策よりも予防に重点をおくものとする。

[施策の体系]



1 現況

文化財保護法により指定等された文化財（国、県及び市指定等文化財）を資料編に示す。この他にも保護の対象とする必要のある未指定文化財がある。

文化財の防災施設（警報設備、消火設備、避雷設備、防火壁、消防道路、収蔵庫等）の設置及び改修事業につき国庫補助金および県市補助金等により年々施設整備を図っている。

国・県の指定文化財のうち、建造物等についてはほぼ防災施設は設置済みであるが、他の指定等文化財は所有者と合意の上、順次整備を進めている。

2 文化財に対する防災対策

(1) 災害予防対策

指定文化財について、防災施設（火災報知器、放水銃、ポンプ、避雷針、防火水槽）の設置・点検の補助制度を活用して防災対策を推進する。

(2) 文化財の災害予防の指導

ア 文化財の所有者又は管理団体に対し、防災組織、災害時の方策等の指導助言を行う。

イ 市内の文化財パトロールを行い、文化財の管理状況を調査し、文化財の所有者又は管理団体に対し、管理に関する必要な指導助言を行う。

ウ 市民に文化財愛護精神の普及を図り、文化財を守るため市民の支援を受ける。

(3) 防災対策

ア 文化財保護週間、文化財防火デー等の行事を通じて、防火防災の趣旨の周知徹底を図る。また、文化財についての防火査察、防火訓練、あるいは、図上訓練を随時行う。

イ 消防本部との連絡を密にする。

ウ 文化財のうち建造物について、消防本部及び関係電力会社に対し、安全度の検査が定期的に行われるよう要請する。

(4) 台風対策

台風に関する適格な情報の把握に努めるとともに、台風の進路及び規模によっては文化財の所有者又は管理団体に対し、必要な予防措置をとるよう指導助言する。

第2 伝統的建造物群保存地区の防災対策

歴史的まちなみや建築物が保全されている重要伝統的建造物群保存地区について、その保全とあわせて、地震による建物の倒壊や火災時の対策が課題となっている。

保存地区を含む旧市街地は空き家・空き地も多く、一方で防火設備の設置が進まない等、延焼を防ぐためには保存地区を含めた面的な防火・防災計画を策定することが必要である。

また、伝統的建造物の保全を図りつつ、ハードとソフトの両面から安全性を確保する方策の調査・研究を進める。

1 ハード面の対策

- (1) 建築物の耐震診断の促進
- (2) 免震、制震設備の導入検討
- (3) 伝統的木造建築物に適した耐震性能向上の研究
- (4) 耐震補強方法の研究
- (5) 消火器や消火栓等の初期消火設備の設置促進

2 ソフト面の対策

- (1) 保存地区を含めた旧市街地の防災計画の策定
- (2) 自主防災組織の強化
- (3) 初期消火能力の向上
- (4) 安全なオープンスペースの確保

[参考資料]

- ・資料編 国、県、市指定文化財（資料VI-9）

第2章 災害に即応できる人づくり

第1節 防災知識等の普及

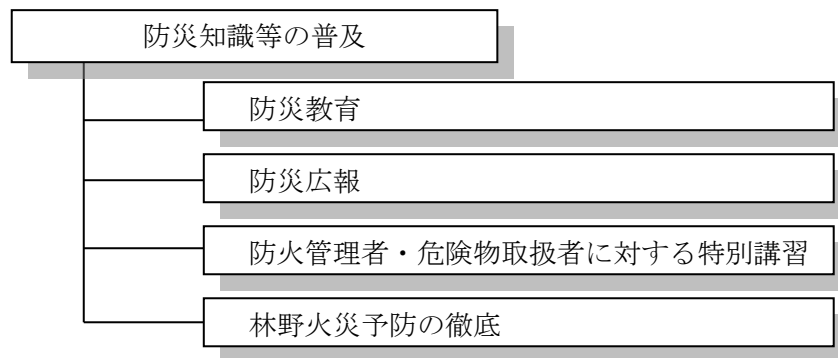
[担当部局 全部局]
(東近江行政組合消防本部)

市民自らが、自分の生命、財産、自分達のまちは自分達で守るという「責務」を自覚し、防災知識と技術を身につけることが防災の基本である。このため、市は、9月1日の「防災の日」の直近である8月最終日曜日を「近江八幡市防災の日」として位置づけ、市民の防災意識の高揚と災害対応力（防災上の基礎技術）の向上を図る。高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。さらに、発災時に、男女のニーズの違いや男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点から配慮した上での的確な防災活動が実施できるよう指導・育成に努める。

また、この日に家庭で万一の災害についての対処策等を確認する等、身近な防災力を高めるため、家族等で防災・減災について話し合ってください日として啓発に努める。

発災後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及・徹底を図る。

[施策の体系]



1 実施期間

防災知識の普及は、災害が発生し易い期間、又は全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、実施するものとする。（実施時期は資料編参照）

2 防災教育

(1) 市職員に対する防災教育

市職員の防災に関する意識、知識の向上を図るため、防災知識、男女共同参画の視点からの災害対応、個人の役割分担等に関する研修を実施する。

- ア 平常時の心構え
 - (ア) 大規模地震発生時における冷静な対応
 - (イ) 迅速な参集及び参集途上における被害状況の確認
- イ 市の災害対策活動について
 - (ア) 災害対策活動の概要
 - (イ) 災害時の役割の分担
 - (ウ) 災害及び被害情報の収集、伝達の要領、報告書式の活用
- ウ 災害知識について
 - (ア) 風水害、土砂災害、地震の基礎知識
 - (イ) 災害に対する地域の危険性
 - (ウ) 災害情報等
- (2) 市民に対する防災知識の普及
 - ア 災害の種類、特質等：地震及びその二次災害、風水害、火災、土砂災害等
 - イ 気象予警報等の種類と対策：暴風、大雨、大雪、洪水、土砂災害警戒情報、特別警報
 - ウ 災害発生時のための準備：食料、飲料水、非常持出品、停電時の照明等の準備
 - エ 避難と避難誘導：緊急避難、避難心得、携帯品、避難路、避難場所、避難の時期等
 - オ 救急、救助：救助に役立つ小物類、応急手当、救命率等の知識、及び倒壊家屋からの救助法
 - カ 耐震住宅：家屋の耐震診断法、耐震構造の基礎知識、家具の転倒防止、落下物対策、ブロック塀、門柱対策等
 - キ 防火対策：防火心得、初期消火
 - ク 戸外の危険対策：自動販売機、電線、ブロック塀、門柱、落下物、橋等
 - ケ 避難行動要支援者支援：避難行動要支援者への配慮
- (3) 避難行動要支援者に対する啓発
 - ア 災害の種類、特質等：地震及びその二次災害、風水害、火災、土砂災害等
 - イ 気象予警報等の種類と対策：暴風、大雨、大雪、洪水、土砂災害警戒情報
 - ウ 個別避難計画：避難路、避難場所、福祉避難所、避難の時期等
- (4) 学校教育・社会教育における防災教育

災害に備えて、学校、幼稚園及び保育所及び社会教育においては、消防本部・消防団等の協力・参画のもと、災害時の安全確保を図るため、体験的・実践的な訓練、学習の推進に努めるものとする。
- (5) 言い伝えや教訓の継承

市は、大規模災害に関する調査分析結果、映像、石碑やモニュメント等自然災害伝承碑を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

また、市及び市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等と、東日本大震災における経験も併せ、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるよ

うに努める。

3 防災広報

- (1) 印刷物による広報
- (2) ビデオ・スライド等による広報
- (3) 巡回による広報
- (4) ポスター・作文・標語等の募集による広報

4 防火管理者・危険物取扱者に対する特別講習

防災知識の普及によって、被害を最小限度に止めうる場合が多く、特に火災は防火知識の欠如によって起こる場合が多いので、防火管理者には、火災予防を重点とした講習会を、危険物取扱者には、危険物の保安基準に関する高度な知識と技術を養成するための特別講習を行う。

5 林野火災予防の徹底

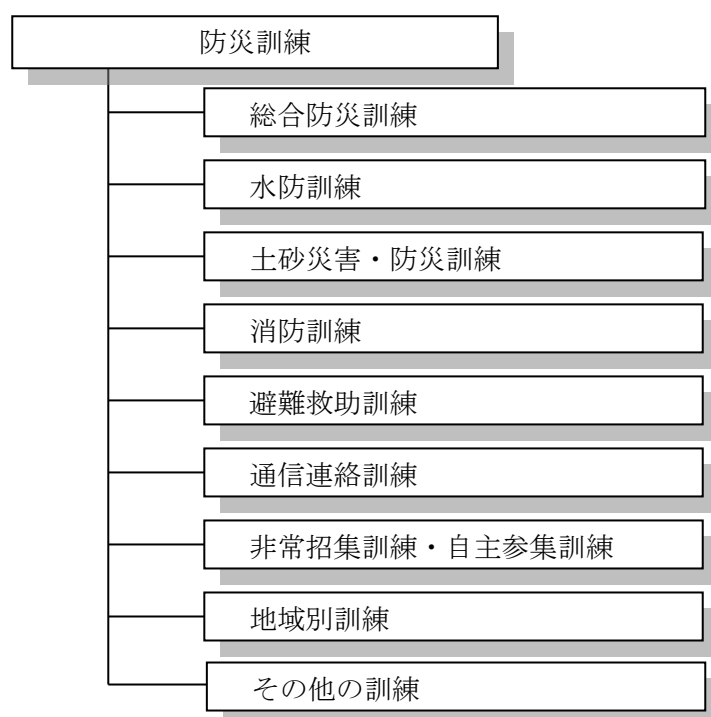
山火事予防運動は、春季全国火災予防運動の期間とするが、県下の林野火災発生状況等を勘案し、林野火災が多発することが予想される時期についても実施する。

第2節 防災訓練

[担当部局 全部局]
(東近江行政組合消防本部)

法に基づき、災害の発生を未然に防止し、また、災害による被害を最小限度にとどめ、市域における防災活動の円滑な実施を期するため各機関及び市民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練並びに各応急対策計画に習熟するための個別訓練を実施する。

[施策の体系]



(1) 防災総合訓練

「近江八幡市防災の日」に防災総合訓練を実施し、地域防災力の向上並びに市防災計画に習熟するため、関係防災機関相互の緊密な協力体制のもと、市民と一体となった総合的な防災訓練を実施する。

(2) 水防訓練

水防活動の習熟を目的として、近江八幡市水防・土砂災害対応計画書の定めるところにより訓練演習を行う。

(3) 土砂災害・防災訓練

土砂災害警戒区域等における情報伝達訓練、避難訓練を実施する。

(4) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な防ぎょ活動に万全を期するため、消防技術の徹底及び習熟を目的とした訓練を行う。

消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する次の訓練を実

施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町と合同して実施する。

(5) 避難救助訓練

避難救助訓練は、居住者、通行者等の協力を得て、誘導、指示が迅速に行われるよう実施するものとする。更に自力避難不可能な場合を想定し、これに対する救出等についての訓練も実施する。この場合、孤立者、負傷者、溺者等の救助、救出、医療、物資の輸送、給水、炊出しに重点をおく。

(6) 通信連絡訓練

正常通信から災害通信への迅速円滑な切換え、有線途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達、機器の応急修理等について訓練を実施するものとする。

(7) 非常招集訓練・自主参集訓練

防災関係機関は、休日・夜間等勤務時間外において、非常招集・自主参集による職員の配備を迅速に行うため、災害を想定し情報の伝達、連絡、非常招集について訓練を実施するものとする。

(8) 地域別訓練

自主防災組織等市民を主体とする地域特性に応じた地域別の訓練を実施する。

(9) 感染症禍を想定した対策訓練

新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症を含む。）発生時の災害対応に備え、感染症対策に配慮した感染者の避難誘導や避難所開設・運営訓練を実施するものとする。

(10) その他の訓練

このほか、情報、道路、緊急輸送、応援要請、配送拠点、救命救助、上水道、下水道、清掃、学校、奉仕団、衛生・防疫等についての防災訓練を行う。これらは単独に、又は総合防災訓練の中に組み入れて行う。

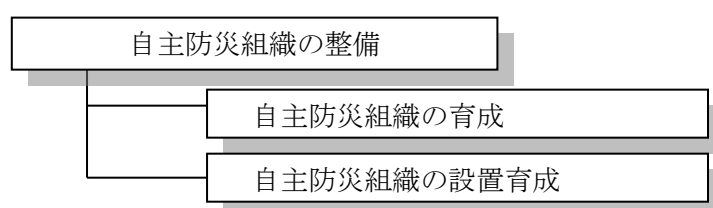
第3節 自主防災組織の整備

[担当部局 危機管理監／危機管理課]

地震等の大規模災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、地域ごとに十分に即応できない事態が予想されるため、被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自らの防災活動が必要となる。

したがって、市及び関係機関は、平素から地域単位又は、事業所単位で自主的な防災組織の育成と整備を推進する。

[施策の体系]



1 自主防災組織の育成

(1) 自主防災組織の設置促進

法第5条第2項の規定に基づき、市民が自ら行う防災活動を組織化し、自主防災組織を設置し、その育成に努める。

(2) 自主防災組織の活動

自主防災組織においては、次の活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 「自分達のまちは自分達で守る」という意識の高揚
- (イ) 防災知識・技術の習得
- (ウ) 市民に対する防災知識・技術の普及活動（パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等の実施）
- (エ) 近隣の避難行動要支援者との交流
- (オ) 市の行う防災活動への参加・協力
- (カ) 市民の行う防災活動への参加・協力
- (キ) 防災訓練の実施又は参加
- (ク) 火気使用設備器具等の点検
- (ケ) 発災時の具体的な役割と活動指針の準備
- (コ) 近隣の避難行動要支援者の所在把握
- (サ) 地域内の危険箇所の把握
- (シ) 自主防災組織相互間の連携
- (ス) 他のボランティア組織、自治会、消防団及び関係団体の相互間の連携
- (セ) 防災用資機材の整備・点検
- (ソ) 防災に関する調査、研究

- (タ) 自主防災組織における防災計画の作成
- (チ) 家庭での防災対策（耐震改修、家具固定、ガラスの飛散防止、非常持ち出し品の準備、食料・飲料水等の備蓄等）の促進
- (ツ) その他防災対策

イ 災害時の活動

- (ア) 他の自主防災組織、ボランティア組織、自治会、消防団及び関係団体の相互間の区域分担、役割分担の調整
- (イ) 災害に対する警戒活動
- (ウ) 地域内の災害情報・被害情報の収集・伝達の協力と市への報告
- (エ) 出火防止・初期消火活動
- (オ) 浸水排除・堤防補強・修復活動の協力
- (カ) 負傷者の救出・応急手当・搬送
- (キ) 避難指示等の場合の市民への伝達、避難した後の確認等
- (ク) 避難行動要支援者の救出、避難誘導等の協力、安否確認
- (ケ) 避難誘導・避難所の開設と運営の協力
- (コ) 避難所に収容されていない被害者への救援活動
- (サ) 給水・給食・生活必需品等について、炊き出し・配送・配給・給水等の実施
- (シ) 救援物資の早期分類と分配
- (ス) その他災害応急対策活動

2 自主防災組織の設置育成

(1) 設置育成の基本原則

組織の設置育成は、あくまでも市民が連帯協調して災害を未然に防止し、又は、被害を軽減するために、地域の実情に応じて自主的に設置、運営することを基本とする。また、組織化にあたっては女性の参画を推奨する。

(2) 育成

自主防災組織の設置を促進するため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施し育成を図る。

また、自主防災組織の育成、強化のため、組織の中心となるリーダーの育成に努める。なお、その際には女性の参画の促進や女性リーダーの育成とともに男性リーダーの理解促進につながるよう努める。

(3) 既存組織の活用

現在、市民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合、新しい自主防災組織へ発展していくよう積極的に指導する。

(4) 規約

自主防災組織は、地域の規模、態様により、その内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び事業計画等を定めておくものとする。

(5) 防災計画

組織は、地震、風水害、火災その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部と連携して災害を防止し若しくは軽減し、又は火災その他

の災害の予防を図るため、防災計画を作成する。

(6) 女性の参画の促進

自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の配置など、女性の参画が促進されるよう努める。仕事別の班分けにあたっては、各班に男女とも配置し、作業が性別により偏らないよう努める。

[参考資料]

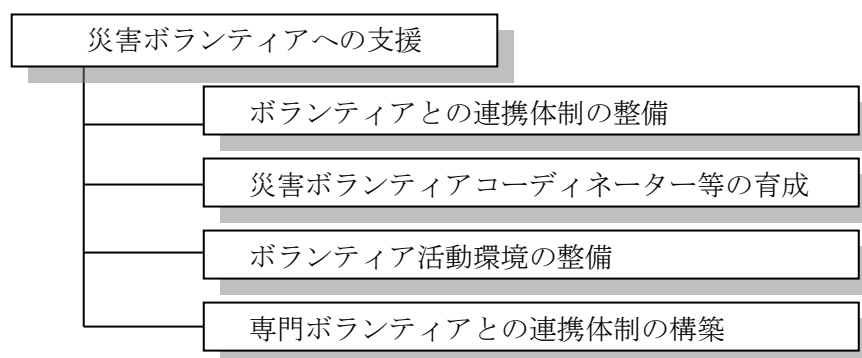
- ・資料編 近江八幡市いきいきまちづくり自治コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱(資料Ⅰ-6)
- ・資料編 自主防災組織等状況(資料Ⅲ-5)

第4節 災害ボランティアへの支援

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総合政策部、総務部、福祉保険部、
子ども健康部]
(市社会福祉協議会)

災害時には、被災者へのきめ細かな支援をはじめ、さまざまなボランティアが重要な応急活動を担っている。こうした災害時のボランティアの活動を支援するため、平素から以下の取り組みを進める。

[施策の体系]



1 ボランティアとの連携体制の整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、平常時におけるボランティア意識の醸成、啓発、研修、登録制度の実施等に努め、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティアと市・市民が連携・協働して災害対策に当たる体制等の整備を進める。

2 災害ボランティアコーディネーター等の育成

市は、県、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時を想定した災害ボランティアコーディネーター・災害ボランティアリーダーの育成を推進する。

3 ボランティア活動環境の整備

市は、災害時のボランティアの活動拠点として、必要に応じて災害ボランティアセンターを近江八幡市総合福祉センター（ひまわり館）に設けるものとする。また、県と協力してボランティア保険制度の活用促進を図る。

4 専門ボランティアとの連携体制の構築

市は、県と連携して建築士会や通訳ボランティアグループなどの関係団体との災害時の連携体制を構築する。また、市域のボランティア活動やボランティア団体を掌握し、次に掲げるような提供可能な技能等の登録について検討する。

救急・救助、医療、介護、建築物・宅地の応急危険度判定、
通訳（外国語、手話）、通信技術、災害ボランティアコーディネーター

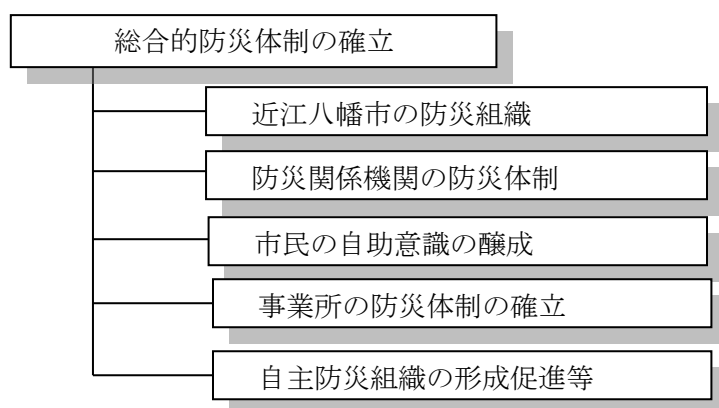
第3章 災害に強いシステムづくり

第1節 総合的防災体制の確立

[担当部局 全部局]

市、防災関係機関、市民及び事業所は、日頃より防災組織の整備推進に努め、防災体制の確立に万全を期すものとする。

[施策の体系]



1 市の防災組織

市は、関係法令及び条例等に基づき、次の組織を設置する。設置した場合に、その機能が十分発揮できるよう、各々の職務内容を構成員に熟知させるとともに、手順のマニュアル化を進める。

- (1) 近江八幡市防災会議
- (2) 近江八幡市災害対策本部

市は、大規模な災害が発生した場合、防災対策を迅速に進めるため、近江八幡市災害対策本部条例に基づき近江八幡市災害対策本部を設置する。

2 防災関係機関の防災体制

(1) 防災体制の確立

市域を所管又は市内にある県の機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関は、法第47条の規定に基づき、地域防災計画の的確かつ円滑な実施のため、必要な組織を整備し、改善に努めることにより、防災体制の確立を図る。

(2) 相互応援関係の充実

市域に最大震度5強以上の地震が発生した場合等、大災害が発生した場合には、市の防災能力だけで、応急対策を実施することは困難となることが予想される。そのため、予め他市町と相互応援協定を締結し、災害時の応急対策に備える。

3 市民の自助意識の醸成

災害時にはまず自分の身は自ら守る自助が求められる。そのため、市は、平素から市民に対して、広報等や自治会・自主防災組織等を通じ、災害への備えや防災に関する情報を提供し、防災意識の向上を図る。

4 事業所の防災体制の確立

市域に立地する事業所は、災害による被害を最小限に留めるため、平常時に防災対策を検討し災害に備える。

(1) 事業所内の防災組織の編成

自衛的かつ自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保を図る。

(2) 消防団との連携

地域の消防団と密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与する。

5 自主防災組織の形成促進等

(1) 自主防災組織の形成促進

法第5条第2項の規定に基づき、市民自ら行う防災活動を形成し、促進を図る。

(2) 各種民間組織の防災意識の向上

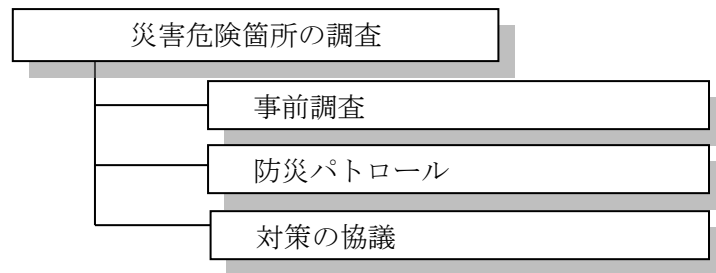
自治会、女性団体、自主防災組織、まちづくり協議会及びボランティア団体等、各種民間組織の防災意識の向上を図る。

第2節 災害危険箇所の調査

[担当部局 危機管理監／危機管理課、都市整備部]

市は、防災関係機関、市民その他危険箇所管理者の協力を得て、地震、火災、土砂災害等の災害を想定した災害危険箇所の調査を行い、必要な防災対策を実施する。

[施策の体系]



1 事前調査

各関係部局は、事前に危険箇所の調査に努める。

2 防災パトロール

防災関係機関は、事前調査により集約検討した危険箇所の合同パトロールを随時行い、その実態を把握する。

3 対策の協議

合同パトロールにより実態を把握した危険箇所について、関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

[参考資料]

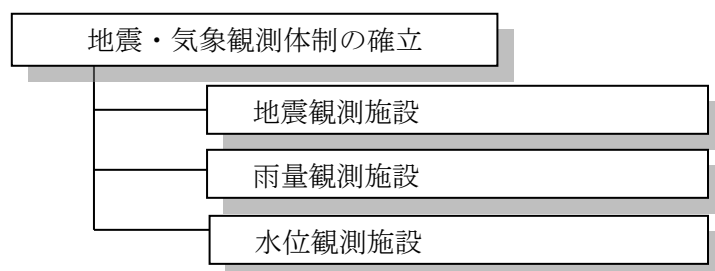
- ・資料編 重要水防区域（資料Ⅶ-2）
- ・資料編 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）（資料Ⅶ-5）
- ・資料編 土砂災害警戒区域（土石流溪流）（資料Ⅶ-6）
- ・資料編 山地災害危険地（資料Ⅶ-7）
- ・資料編 土砂災害警戒区域（資料Ⅶ-8）
- ・資料編 危険物施設等一覧（資料Ⅶ-11）

第3節 地震・気象観測体制の確立

[担当部局 危機管理監／危機管理課、都市整備部]
(彦根地方気象台、東近江行政組合消防本部)

地震・気象に関する情報を的確に把握するため、観測施設等の整備・充実と観測体制の整備を推進する。

[施策の体系]



1 現状

近隣の気象観測施設は次のとおりである。

- (1) 地震観測施設
資料編参照
- (2) 雨量観測施設
資料編参照
- (3) 水位観測施設
資料編参照

2 方針

的確な防災対策を推進するため、観測施設の必要な場所等への増設、設備の更新等を推進する。

[参考資料]

- ・資料編 河川現況及び水防区域図（資料Ⅶ-4）
- ・資料編 地震観測施設、雨量観測施設、水位観測施設（資料Ⅶ-10）

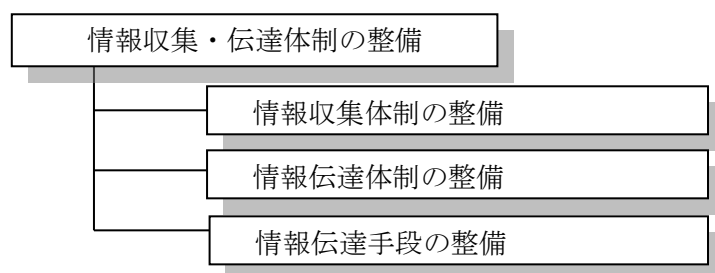
第4節 情報収集・伝達体制の確立

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総合政策部、市民部、都市整備部、
福祉保険部、安土町総合支所]
(東近江行政組合消防本部)

第1 情報収集・伝達体制の整備

災害が発生した場合に、災害応急対策の迅速かつ的確な実施に必要な災害情報の収集・伝達体制を予め確立する。

[施策の体系]



1 情報収集体制の整備

災害時における情報収集については、情報の入手漏れを回避するため、複数の方法を確保する。

(1) 気象予警報

気象予警報については、彦根地方気象台が発表した情報を県防災行政無線（ファックス）を通じて収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ等による情報確認並びに隣接市町への確認等を併せて実施する。

(2) 雨量情報・水位情報

雨量及び水位情報については、各観測所のデータを入手するとともに、日野川及び琵琶湖の洪水予報を県防災行政無線、インターネット等によって収集する。また、滋賀県土木防災情報システムの情報端末によるリアルタイム情報等を併せて確認する。

(3) 地震情報

地震情報については、彦根地方気象台が発表した情報を県防災行政無線（ファックス）を通じて収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ等による情報確認等を併せて実施する。

(4) 被害情報

被害情報については、市職員・消防団及び市民からの情報収集を基本とする。

2 情報伝達体制の整備

災害時における情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、伝達ルートの多重化を図る。

(1) 災害情報の伝達

災害時における情報伝達は以下の6つを基本とする。

① 県及び防災関係機関への情報伝達

県及び防災関係機関への情報伝達は、防災情報システムにより行う。なお、防災情報システムが利用できない場合は、防災行政無線により行う。

② 市民への情報伝達

市民への情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、以下の方法で実施する。

ア 自治会（自主防災組織）による情報伝達（有線電話）

イ 広報車による情報伝達（予め広報文を作成する）

ウ テレビ・ラジオ（NHK大津放送局、びわ湖放送等以下同じ）による情報伝達（放送依頼）

エ ZTV近江八幡放送局による情報伝達

オ インターネット、携帯電話による情報伝達

カ 同報系防災無線による情報伝達

キ サイレン

ク 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達

ケ 近江八幡Town-Mail、緊急通報メール、エリアメール、近江八幡市公式LINEによる情報伝達

③ 災害危険区域住民への情報伝達

災害危険区域の住民への情報伝達については、上記②の市民への情報伝達に加えて市職員による口頭での情報伝達を実施する。

④ 避難行動要支援者への情報伝達

ア 避難行動要支援者への情報伝達については、市民への情報伝達に加えて避難支援等関係者及び福祉サービス事業者による情報伝達を実施する。

イ 電気などのライフラインがストップした場合でも、避難行動要支援者に必要な情報が伝達できる手段を構築する。

なお、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講じるよう努めるものとする。

また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じるよう努めるものとする。

⑤ 外国人への情報伝達

⑥ 観光客等への情報伝達

(2) 情報伝達系統

風水害時における情報伝達系統（連絡網）を予め作成し、情報伝達の万全を期す。

ア 風水害時における自治会への伝達系統

イ 災害危険区域（水害及び土砂災害）住民への情報伝達系統

- ウ 避難行動要支援者及び避難支援等関係者・高齢者福祉事業者、障害者福祉事業者、児童福祉事業者への情報伝達系統

第2 情報伝達手段の整備

災害情報を迅速かつ的確に伝達するためには、情報伝達手段の質的、量的な整備が必要であり、以下の整備を検討する。

(1) 新たな情報伝達手段の整備

新庁舎建設に合わせ防災システム導入を検討する際、新たな情報伝達手段についても検討する。

(2) 情報伝達手段の多重化

市民に対する情報伝達漏れを回避するため、情報伝達手段の多重化を図る。

① 整備されているもの

ア 有線電話関係

災害時優先電話、災害時特設公衆電話

イ 無線関係

移動系防災行政無線、近江八幡Town-Mail

同報系防災行政無線、文字表示付戸別受信機（聴覚障がい者、視覚障がい者）

緊急通報メール、エリアメール、近江八幡市公式LINE

ウ その他

全国瞬時警報システム（J-ALERT）

ケーブルテレビ（ZTV）

② 整備中のもの

ア 市の防災ホームページによる情報発信（音声化の検討）

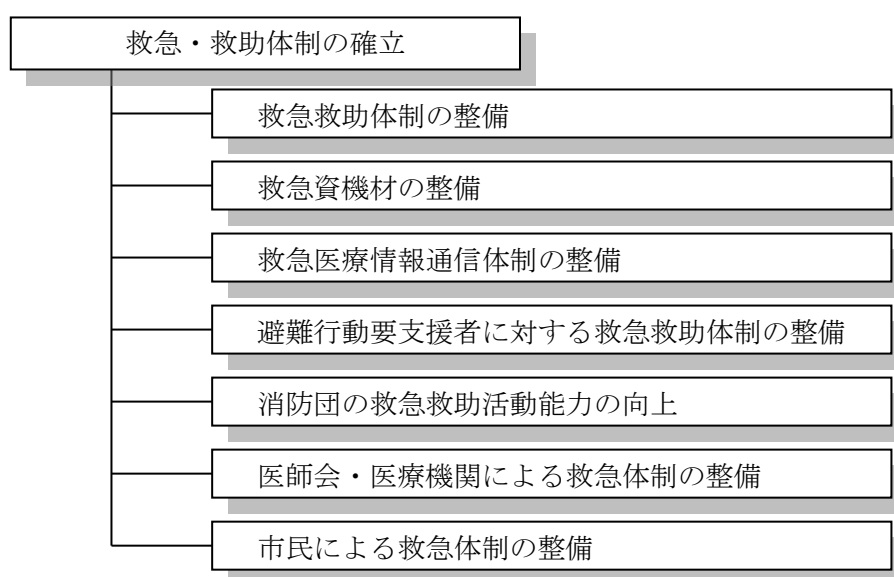
イ 防災システム関係（新庁舎建設に合わせて検討）

第5節 救急・救助体制の確立

[担当部局 危機管理監／危機管理課、福祉保険部、子ども健康部]
(東近江行政組合消防本部、消防団)

災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、消防本部における救急救助体制の整備を図るとともに、医師会、医療機関、市民の協力のもと、救急救助体制の整備に努める。

[施策の体系]



1 救急救助体制の整備

消防本部は、災害時に集中する多くの救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化を図る。

2 救急資機材の整備

救急資機材の備蓄を推進するとともに、救急指定病院等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

3 救急医療情報通信体制の整備

消防本部、救急指定病院・医師会等との相互情報通信機能を確保し、空きベッド数などの医療情報を常時、把握できるよう体制を整備する。

4 避難行動要支援者に対する救急救助体制の整備

避難行動要支援者の災害時の安全確保のため、市は地域主体による避難計画作成の支援を行うとともに、自治会（自主防災組織）、ボランティア、事業所防災組織等に協力を要請し、地域ぐるみで避難行動要支援者に対する救急救助体制の整備に努める。

5 消防団の救急救助活動能力向上の推進

消防本部は、消防団に対して、救急救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進し、活動能力の向上に努める。

6 医師会・医療機関による救急体制の整備

(1) 救護体制の整備

大災害が発生した場合には、医療機関そのものが被災して医療機能が縮小するとともに、多数の傷病者が集中して対応しきれないおそれがあるため、予め医師会、日本赤十字社及び医療関係機関に協力を要請し、救護体制の確立に努める。

(2) 救護所の設置

災害の状況に応じた現地救護所の設置について、検討しておく。

市は、保健所、医師会及び医療機関と連携し、救護所を設置する体制の整備を図る。

(3) 協力の要請

大災害が発生し、市、医師会、医療機関等によっても対応できない場合は、県、近隣市町等に協力を要請する。

(4) 医療資機材等の備蓄

災害発生後、緊急を要する医療資機材等については、備蓄を推進する。また、関係機関や関連業者との協力により、医療資機材の調達を図る。

7 市民による救急体制の整備

大災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに越える事態も予想される。このため、このような場合に備え、市民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当てを、可能な限り行うことのできる体制づくりを進めるものとし、下記の事項について検討する。

(1) 応急手当の方法等救急知識の普及啓発

(2) 市民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

(3) 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

[参考資料]

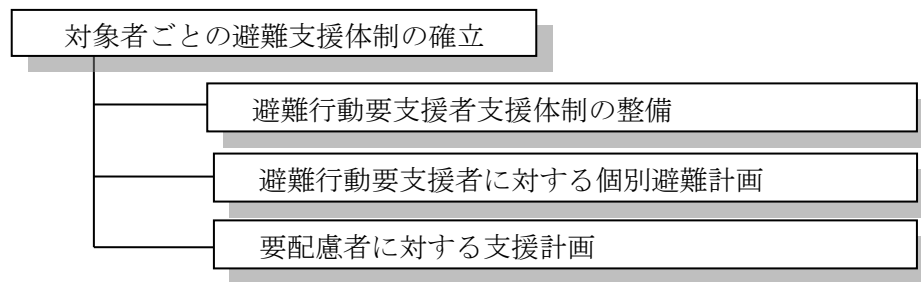
- ・ 資料編 主要医療施設（資料Ⅵ-8）
- ・ 資料編 自主防災組織等の状況（資料Ⅲ-5）

第6節 要配慮者の支援体制の確立

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総合政策部、福祉保険部、子ども健康部]

災害時における情報収集や避難行動等に困難がある要配慮者に対して、市及び福祉関係機関並びに地域住民等が果たすべき災害時における情報伝達、避難支援等に関する計画を定め、災害による要配慮者の被害の防止を図る。

[施策の体系]



1 対象者ごとの避難支援体制の確立

発災時には高齢者、障がい児者、外国人、妊婦、乳幼児等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する避難行動要支援者に対応した支援体制を整備する。

なお、要配慮者及び避難行動要支援者を以下のように定義する。

(1) 要配慮者

「第1編第2章第3節第1」に示す。

(2) 避難行動要支援者

「第1編第2章第3節第1」に示す。

2 避難行動要支援者支援体制の整備

(1) 要配慮者への配慮

① 要配慮者の円滑な避難のための立退きにかかる通知又は警告の配慮

市は、要配慮者が避難のための立退きの指示等を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

② 要配慮者等への配慮

高齢者、障がい児者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮するよう努める。さらに、発災時に、男女のニーズの違いや男女双方の視点に加え、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関して配慮が必要な人などの視点から配慮するよう努める。

また、発災後に、避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及・徹底を図る。

(2) 市の対策

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者に関する情報の共有、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、庁舎の被災等の事態生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

① 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に定める。

- ア 要介護３以上の認定を受けている者
- イ 身体障害者手帳１・２級に該当する者及び車いす利用の３級の者（ペースメーカー使用者及び透析患者を除く。）
- ウ 療育手帳Ａ判定の者
- エ 難病患者、要介護１・２、身体障害者手帳及び療育手帳保持者で、ア～ウに準ずる状態にある者
- オ その他市長が特に配慮が必要と認める者

② 避難行動要支援者名簿情報

市は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

③ 避難支援等関係者

避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ア 自治会
- イ 自主防災組織
- ウ 自主防災組織及び準ずる組織
- エ 民生委員児童委員

④ 避難行動要支援者名簿の情報の提供について

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市条例に定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じるものとする。

⑤ 名簿に掲載する個人情報の入手

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当す

る者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

⑥ 名簿の更新

市は、住民の転入・転出、要介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

⑦ 名簿提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 提供する名簿情報は、地域の避難支援等関係者が支援対象者とする避難行動要支援者に限る。

イ 法第49条第13号に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳格なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ その他個人情報 の適正管理について、必要な措置を講ずるものとする。

⑧ 避難支援等関係者の安全確保

市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

なお、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合は、法第65条第1項、第84条第1項及び、近江八幡市消防団員等公務災害補償条例（平成22年条例第217号）に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者は損害補償を受けることができる。

⑨ その他必要な配慮

ア 市は、収容避難所の指定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するものとする。

イ 市は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるために、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ウ 市は、避難行動要支援者及び家族に対して、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発に努めるものとする。

3 避難行動要支援者に対する個別避難計画

(1) 避難支援システムの整備

① 個別避難計画の作成

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の心身の状態、支援者の有無、

居住地の災害リスクに基づき、安全かつ迅速な避難のための個別避難計画を作成する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

② 個別避難計画の情報の提供について

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等の実施者の同意、または、市条例に定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、計画情報の漏えい防止等必要な措置を講じるものとする。

③ 災害時における避難行動要支援者への情報伝達体制の確立

自治会（自主防災組織）を通じた伝達、避難支援等関係者による伝達、福祉サービス事業者による伝達等、複数の情報伝達システムを確立する。また個々の避難行動要支援者の状況に適した災害情報の伝達手段を検討する。なお、避難行動要支援者の中で情報提供を拒否した者（不同意者）についても、可能な範囲で支援に努める。

④ 避難支援体制の確立

避難支援等関係者は、避難行動要支援者の地域における避難支援体制を確立するため、避難路及び避難場所の確認、誘導方法等について予め把握する。

⑤ 安否確認体制の確立

災害発生時において、避難行動に困難のある避難行動要支援者の安否確認体制を定め、災害時における避難行動要支援者の生命の安全を確保する。

⑥ 生活支援体制及び健康管理体制の構築

避難所において避難行動要支援者が、安全で衛生的に生活できる体制を整備する。また、避難所における避難行動要支援者の体調管理を図るため、保健師、看護師等による巡回を実施し、健康状態の把握に努める。

⑦ 緊急通報システム等の整備

独居高齢者、寝たきり高齢者等の安全を確保するための緊急通報システムの整備と円滑な運用に努める。

⑧ 防災訓練の充実

市は個別避難計画が実行性のあるものとなるよう、避難行動要支援者に加え、福祉専門職、地域住民等の避難支援等に携わる関係者が参加する訓練の実施に努める。

(2) 避難に必要な施設整備

① 高齢者、障がい者に配慮したまちづくりの推進

ア 避難路の整備及び確保

社会福祉施設等や避難所に至るまでの経路を点検し、避難する際に障害となる箇所を改善するなどにより、避難路の安全確保を図る。

イ 避難所のバリアフリー化の推進

避難所となる施設については、施設の利用や移動、さらには情報伝達について、利用者の立場に立ったバリアフリー化に努める。

② 「福祉避難所」の整備

特別な配慮を必要とする者が避難所生活に支障をきたす場合に備えて「福祉避難所」の整備を推進する。なお、福祉避難所については、市が公示のうえ設置する施設及び、デイサービスセンター等の福祉施設において確保することとし、予め市が当該施設の管理者と災害時における施設使用について協定を締結するものとする。

③ 福祉避難スペースの整備

避難所（小学校等）及び地区防災拠点に福祉避難スペースを整備し、要配慮者のニーズに対応する。なお、福祉避難スペースについては、避難所内の安全が確保できる空き部屋等を当てるよう努める。

④ 緊急入所等

特別な介護の必要な要配慮者については、福祉施設への緊急入所措置等の対応をとり、要配慮者の適切な体調管理に努める。なお、緊急入所施設については、予め市が必要とする施設の管理者と災害時に関する協定を締結するものとする。また、体調の悪い要配慮者については、医療機関への連絡・搬送等適切な措置を実施する。

4 要配慮者に対する支援計画

(1) 誘導標識

避難施設への誘導標識等に、外国語や絵による標示、音や点字情報を付け加えるなど、誘導標識の整備に努める。

(2) 防災パンフレット等の配布

ホテル・旅館等及び観光地に、外国語を併記した防災パンフレット等の配布について観光物産協会等に協力を要請する。

(3) 防災教育

宿泊施設及び観光ボランティア等の防災教育に努め、国内及び国外の観光客に対する防災サービスを提供するよう指導する。

(4) 緊急放送

ホテル・旅館等及び観光地において、災害時には緊急放送を行うこととし、外国語でもこれを行うよう指導する。

(5) 外国人援助活動と災害情報の提供

外国人に対して、外国語ボランティア等による外国人援助活動を行うとともに、災害情報の提供に努める。

[参考資料]

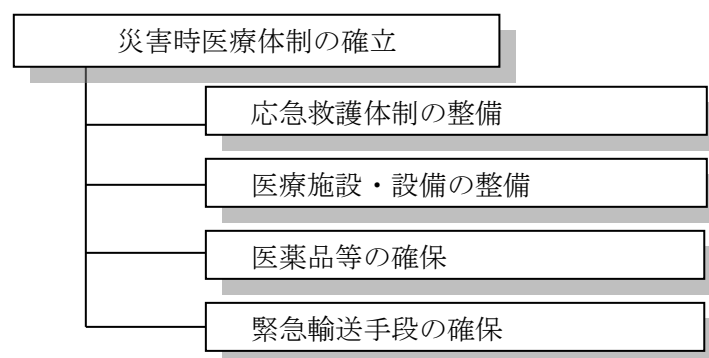
- ・ 資料編 社会福祉施設（資料VI-7）

第7節 災害時医療体制の確立

[担当部局 福祉保険部、子ども健康部、総合医療センター]

災害、特に地震の場合、建物の倒壊等による多数の負傷者の発生に備えて、応急医療体制を確立する。

[施策の体系]



1 応急医療体制の整備

(1) 近隣市町、広域市町との医療救護に関する応援協定の締結に努める。

(2) 応急救護所設置予定場所

応急救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- ア 集中して負傷者が出た地域
- イ 小学校の保健室
- ウ 避難場所
- エ 本庁舎
- オ 市関係外部施設
- カ その他応急救護所の設置が必要な場所

(3) 市は、災害拠点病院である近江八幡市立総合医療センター、救急告示病院、近江八幡市蒲生郡医師会、関係機関と災害時の応急医療活動体制を確立するため、平素から調整を図っておく。

2 医療施設・設備の整備

(1) 医療施設の耐震診断を推進する。

(2) 医療施設で、耐震性に課題のあるものは、当該機関において耐震構造化等について、その対応に努める。

(3) 医療施設の医薬品・各種資機材、医療機器等の設置につき、転倒・転落防止を行うなど、大震災に耐えられるよう、整備を推進する。

3 医薬品等の確保

(1) 病院等との在庫協定

市域の病院との協定締結に努めるとともに、医師会等関係機関を通じ、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについても協力を依頼する。

(2) 相互応援協定

近隣市町、広域市町との医薬品等供給に関する相互応援協定の締結に努める。

(3) 医薬品供給業者との協定

緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

4 緊急輸送手段の確保

(1) 病院付近の道路の整備

災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急幹線道路を結ぶ道路及び橋梁の整備に努めるほか、ヘリコプター発着指定地とを結ぶ道路の整備に努める。

(2) 病院を中心とする道路の取締り等の強化

病院を中心とする主要道路は、近江八幡警察署の協力を得て、不法駐車等の取締りを厳しくし、偶発的災害に備えるとともに、広報等で市民に十分な理解を得るよう努める。

5 近江八幡市立総合医療センター事業継続計画書の策定

災害時に東近江地域災害医療センターとなる近江八幡市立総合医療センターは、地震等大規模災害時に適切な応急医療活動を遂行するため、「近江八幡市立総合医療センター事業継続計画書」を定めている。

[参考資料]

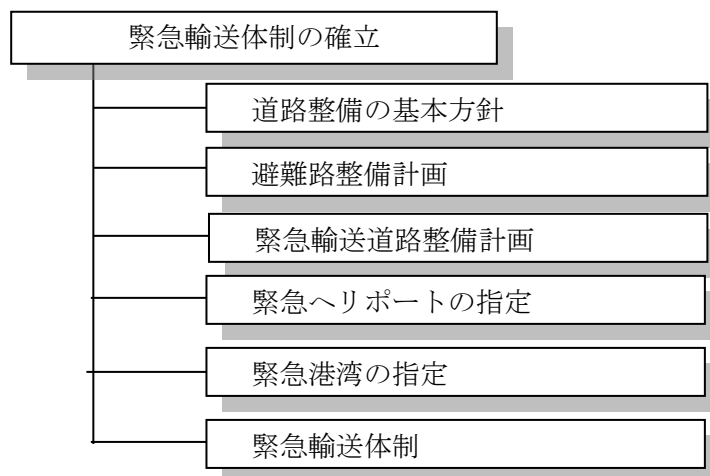
- ・ 資料編 主要医療施設（資料VI-8）

第8節 緊急輸送体制の確立

[担当部局 都市整備部、産業経済部]

大災害時に備えて、避難所への誘導、その他緊急物資・資材等の確保及び搬送のほか、各種災害応急対策の円滑な活動を確保するため、緊急輸送体制の確立を図る。

[施策の体系]



1 道路整備の基本方針

- (1) 国・県に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいて整備の促進を図る。
- (2) 広域的視点による緊急輸送道路の指定と、その道路にふさわしい整備を図る。
- (3) 市内各防災拠点（避難施設）を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
- (4) 災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路の整備に努めるほか、ヘリコプター指定発着場所とを結ぶ道路の整備に努める。

2 避難路整備計画

災害発生時における避難施設への避難及び二次災害等に伴う避難所間の移動が安全に行われるよう、道路改良事業のほか、都市計画道路の整備により、総合的な避難路整備に努める。

3 緊急輸送道路整備計画

災害発生時に備えて、緊急輸送道路の道路整備に努める。市域の緊急輸送道路を次のとおり指定する。

- (1) 第1次緊急輸送道路
広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
- (2) 第2次緊急輸送道路
市役所、応援拠点（警察、消防、自衛隊等）、医療拠点（病院等）及び集積拠点と

第1次緊急輸送道路を結ぶ道路

また、広域幹線道路で代替路線として利用する道路

(3) 第3次緊急輸送道路

市が指定した防災拠点と第2次緊急輸送道路を結ぶ道路

(4) 広 報

緊急輸送道路等の緊急輸送施設については、災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民等に対してその周知徹底を図る。

4 緊急ヘリポートの指定

ア 災害による交通途絶、又は緊急を要する場合に備え、緊急ヘリポートを指定する。

イ 緊急ヘリポート周辺のアクセス道路を整備し、緊急輸送道路とする。

5 緊急港湾等の指定

(1) 緊急港湾等の指定

緊急港湾等として、長命寺港、沖之島漁港及び切通し舟だまりを指定する。

(2) アクセス道路の整備

県道彦根近江八幡線、大津守山近江八幡線を緊急輸送道路とする。この他、市は、中心部へのアクセスを容易にするため、必要な道路の整備を図る。

6 緊急輸送体制

(1) 車両・船舶の確保

ア 法第76条の定めによる緊急通行車両の指定を行う。

イ 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。

ウ 平常時に車両・船舶の提供について関連業者と協議し、災害時の車両・船舶の確保に努める。

エ 道路の被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車の確保を図る。

(2) 輸送拠点の指定等

ア 物資の受入れ、保管配送のための輸送拠点を予め指定し、整備を図る。

イ 緊急輸送の車両のための拠点を検討し、指定する。

ウ 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

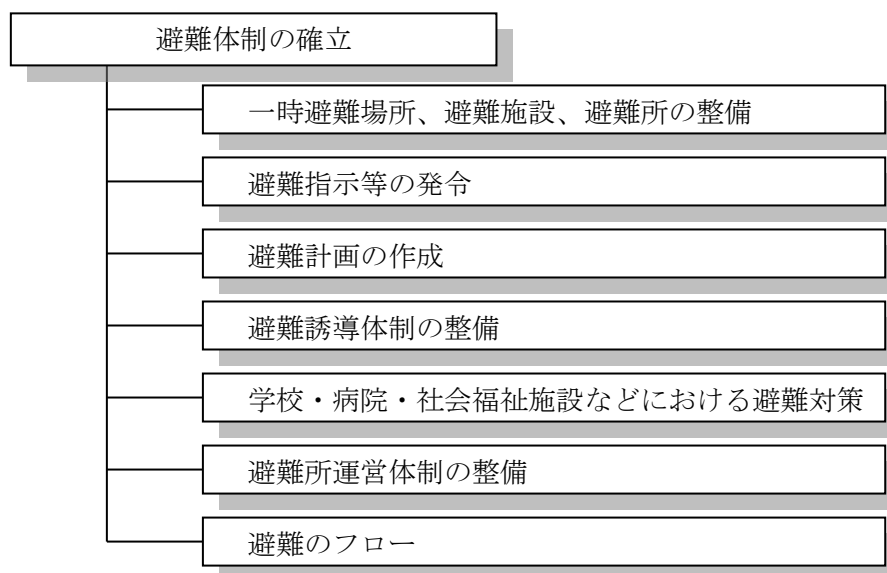
[参考資料]

- ・資料編 緊急輸送道路一覧（資料X I -1）
- ・資料編 災害用ヘリコプター発着場一覧（資料X I -2）

第9節 避難体制の確立

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総合政策部、福祉保険部、子ども健康部、都市整備部、教育委員会]

[施策の体系]



第1 一時避難場所、避難所の整備

災害から市民の生命を守るうえで、身近なところに安全な一時避難場所が確保されていることが極めて重要である。従って、小学校区を単位とした「防災地区」及び住民の基礎的単位である「自治会」ごとに、一時避難場所をバランスよく整備するものとする。

1 一時避難場所と避難所・避難施設の区別

災害時に身の安全を守り、また安否確認を行う場所（公園等のオープンスペース）として自治会が選定する「一時避難場所」、災害により被災した場合に避難・生活する場所（体育館等）を「避難所」とし、災害時に対応した給水や自家発電等の設備を備え、中期的に生活することが可能な防災地区の拠点となる施設（各学区コミュニティセンター等）を「避難施設」とする。

2 一時避難場所の整備

一時避難場所は、地震等の突発的災害による建物倒壊や火災から身の安全を守る場所であり、公園等のオープンスペースとする。なお、火災が拡大して一時避難場所では危険な場合に避難する場所として、多くの市民を収容できる広域避難場所を整備する。

3 避難施設の整備

コミュニティセンター及び小学校を活用し、多くの市民を収容できる避難施設を防災地区（学区）ごとに整備する。

避難施設は、コミュニティセンター及び小学校を基本とし、災害により生活の場となる住居が被災した住民の生活場所として、避難者の想定数に応じて開設できるよう整備を図る。

4 福祉避難所の整備

要配慮者の避難生活を支えるものとして、福祉避難所を防災地区に指定する。福祉避難所は市が公示のうえ設置する施設及び、デイサービスセンター等の福祉施設(施設管理者との協定の締結)を充てることとする。

5 避難施設に求められる性能

避難施設は、安全性と一定の居住環境が必要であり、以下に示す基準や設備を確保する。なお、これらの条件を満たさないものについては、必要な整備を推進する。

(1) 避難施設の条件

- ア 耐震性のある建築物
- イ 被災者の収容可能に必要な面積の確保（各施設における収容人員は、有効面積に対し、1人2㎡として算出したもの）
- ウ 有線電話・防災行政無線、ファックス、テレビ、パソコン、公衆無線LAN（Wi-Fi）等の設備の整備
- エ 非常用電源（非常時に利用できる太陽光発電設備や蓄電池等を含む）の整備
- オ トイレ（仮設トイレを含む）、トイレカーの整備

(2) 避難施設に求められる条件

- ア 原則として木造家屋の密集地から離す。（延焼の危険性）
- イ 各避難所には給水施設を整備し、被災者がその場所で給水を受けられるようにする。（防災井戸、耐震性貯水槽等の検討）
- ウ 高齢者、障がい者に対応したスロープ、バリアフリースイール等の整備
- エ 負傷者を一時的に収容するための救護設備の整備
- オ 要配慮者に対応可能な福祉避難スペースの整備
- カ 救護用資機材の整備
- キ 調理機能の整備
- ク 男女双方の視点に配慮したプライバシーを確保する設備等の整備

6 一時避難場所及び避難所・避難施設の周知

災害時における迅速で円滑な避難を確保するため、予め以下の方法で市民に対して一時避難場所及び避難所・避難施設の周知を図る。

- ア 防災マップの配布
- イ 防災訓練等の実施
- ウ 避難場所等を示す標識の整備
- エ 市の広報（ホームページ等）
- オ その他

第2 避難指示等の発令

避難指示等の情報を的確に発令するシステムを整備し、災害時における迅速かつ円滑な避難を確保することにより人命被害の回避を図る。

1 避難についての基本的考え方

自然による災害を完全に抑えることはできないので、早期避難により人命の安全を守る。

2 避難情報の種類

(1) 風水害・土砂災害時における避難情報

風水害・土砂災害時における避難情報を以下の2つとし、的確な避難を確保する。

① 高齢者等避難

災害が発生するおそれがある場合に発令する。

避難行動に時間を要する避難行動要支援者が避難を開始（避難支援等関係者は避難支援を開始）し、その他の住民は避難に必要な準備をはじめめる段階。

② 避難指示

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令する。

速やかに避難所等へ避難をし、外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内等のより安全な場所に避難をする段階。

(2) 地震時における避難情報

地震時における避難情報は、地震による火災の発生等、二次災害等の危険がある場合に発令するものとし、以下の1種類とする。

① 避難指示

3 避難が必要な地域についての住民への周知

水害及び土砂災害の危険がある区域を明確にし、当該地域に居住する住民に対して避難指示等の基準について周知を図る。

(1) 水害危険区域

日野川の浸水想定区域を対象とし、50 cm以上の浸水が想定されている区域（床上浸水以上の被害が発生する区域）とする。（琵琶湖の浸水想定区域については、河川の堤防決壊のように急激な浸水は発生しないと考えられるので、当該事態が発生した場合に適切に対応することとする。）

(2) 土砂災害危険区域

土砂災害危険区域は、以下に示す危険区域とする。

ア 急傾斜地崩壊危険区域に隣接する区域で、崖崩れにより住居が倒壊する危険のある区域

イ 崖崩れや土石流などの土砂災害が発生した場合、住居が倒壊する恐れがある区域（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害の恐れがある区域（土

- 砂災害警戒区域)・前記以外で過去に土砂災害が発生した実績のある場所など)
- (3) 危険区域住民への周知

水害及び土砂災害の危険のある区域の住民に対しては、ハザードマップにより周知を図るとともに、避難指示等の基準、避難場所等について徹底を図る。

第3 避難計画の作成

市の「避難誘導マニュアル指針」に基づき、各自治会において、災害時に安全かつ迅速な避難・誘導を行えるよう、以下に示す内容からなる避難計画を作成する。

また、防災上重要な施設の管理者は避難計画の作成に努める。

- ア 高齢者等避難、避難指示に関する基準及び伝達方法
- イ 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難所への経路及び誘導方法
- エ 避難収容対象者及び収容割当方法
- オ 避難所の運営担当者等避難所の管理運営方法
- カ 避難所への給水、給食、生活必需品等の支給方法
- キ 要配慮者に対する援護措置
- ク 避難準備及び携帯品の制限等
- ケ その他必要事項

第4 避難誘導體制の整備

迅速かつ安全な避難を確保するため、避難誘導體制の整備を図る。

(1) 避難ルートの検討

自治会・自主防災組織等は、災害時における円滑な避難を確保するため、予め避難ルートを検討し、避難誘導マニュアルの作成を行い住民への周知を図る。

(2) 避難誘導體制の確立

災害時の避難誘導にあたっては、警察、消防、自主防災組織、学区まちづくり協議会等の協力により、避難ルートの要所に誘導員を配置し、要配慮者に配慮した避難誘導體制を確立する。

第5 学校・病院・社会福祉施設などにおける避難対策

学校・病院・社会福祉施設等、集団退避を必要とする施設にあつては、日頃から市、消防本部及び近江八幡警察署等の関係機関と協議のうえ次の事項を盛り込んだ避難確保計画を含むマニュアルに基づき、速やかに避難行動に移行するものとする。さらに、関係機関と連絡を密にし、安全確保に努めるものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・処置
- (6) 避難者の確認方法

- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握

第6 避難所運営体制の整備

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所運営体制の整備を図る。

(1) 市の対策

災害時における避難所の円滑な運営を確保するため、避難所の管理運営体制及び要員の派遣方法を予め定めておく。

(2) 避難住民による自主的な管理

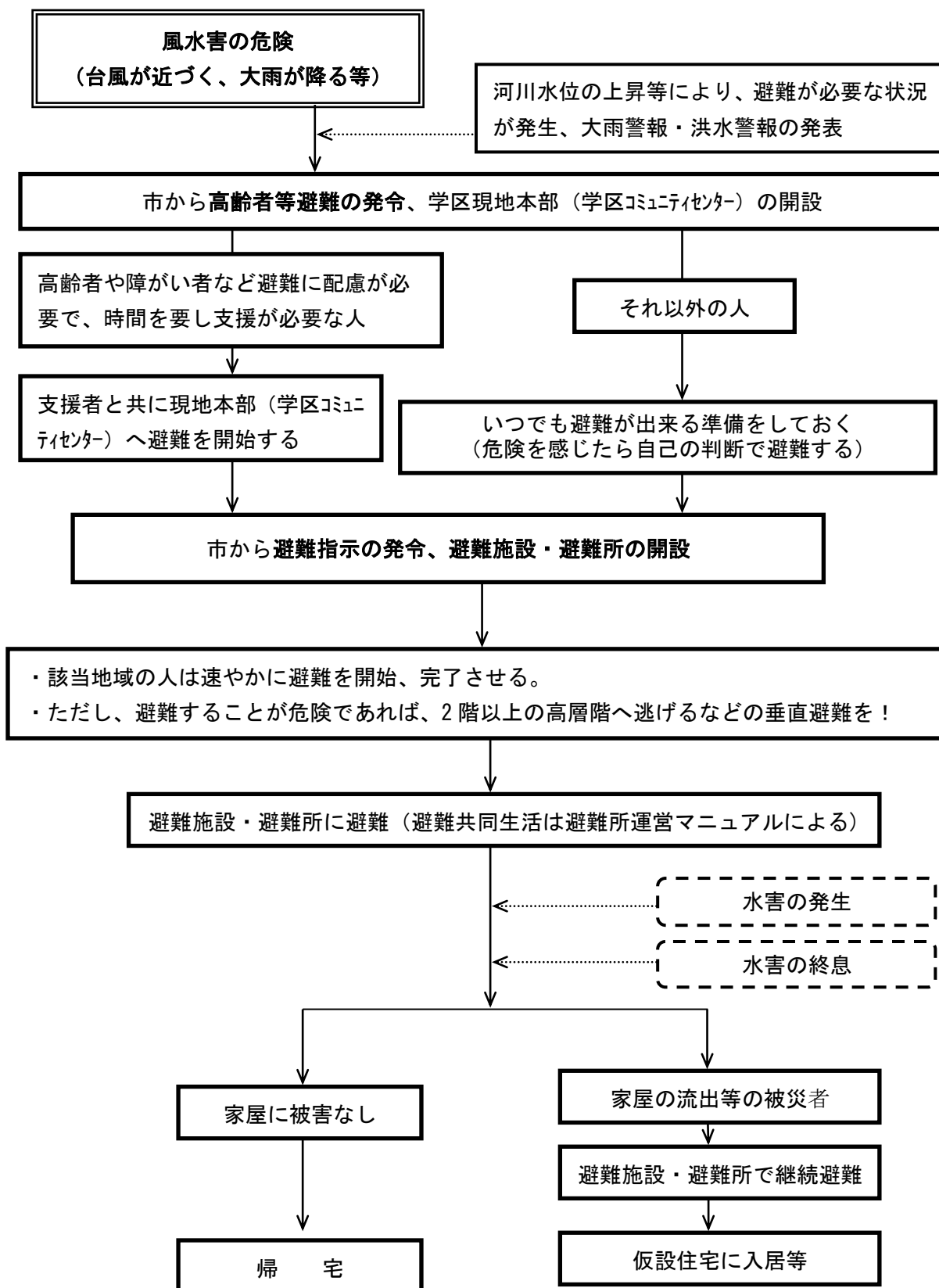
円滑な避難所の運営を確保するため、自治会（自主防災組織）等の避難住民による運営を中心に据えるとともに、ボランティアに協力を求める。運営に必要な事項については、市の「避難所運営マニュアル指針」に基づき、市と自治会等が協力し、避難所ごとに「避難所運営マニュアル」を予め作成し、避難住民による自主的な運営ができる体制をつくり、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所となる施設の管理者は避難所の管理運営に協力し、運営を支援する。

なお、避難所運営マニュアルには以下の事項を検討する。

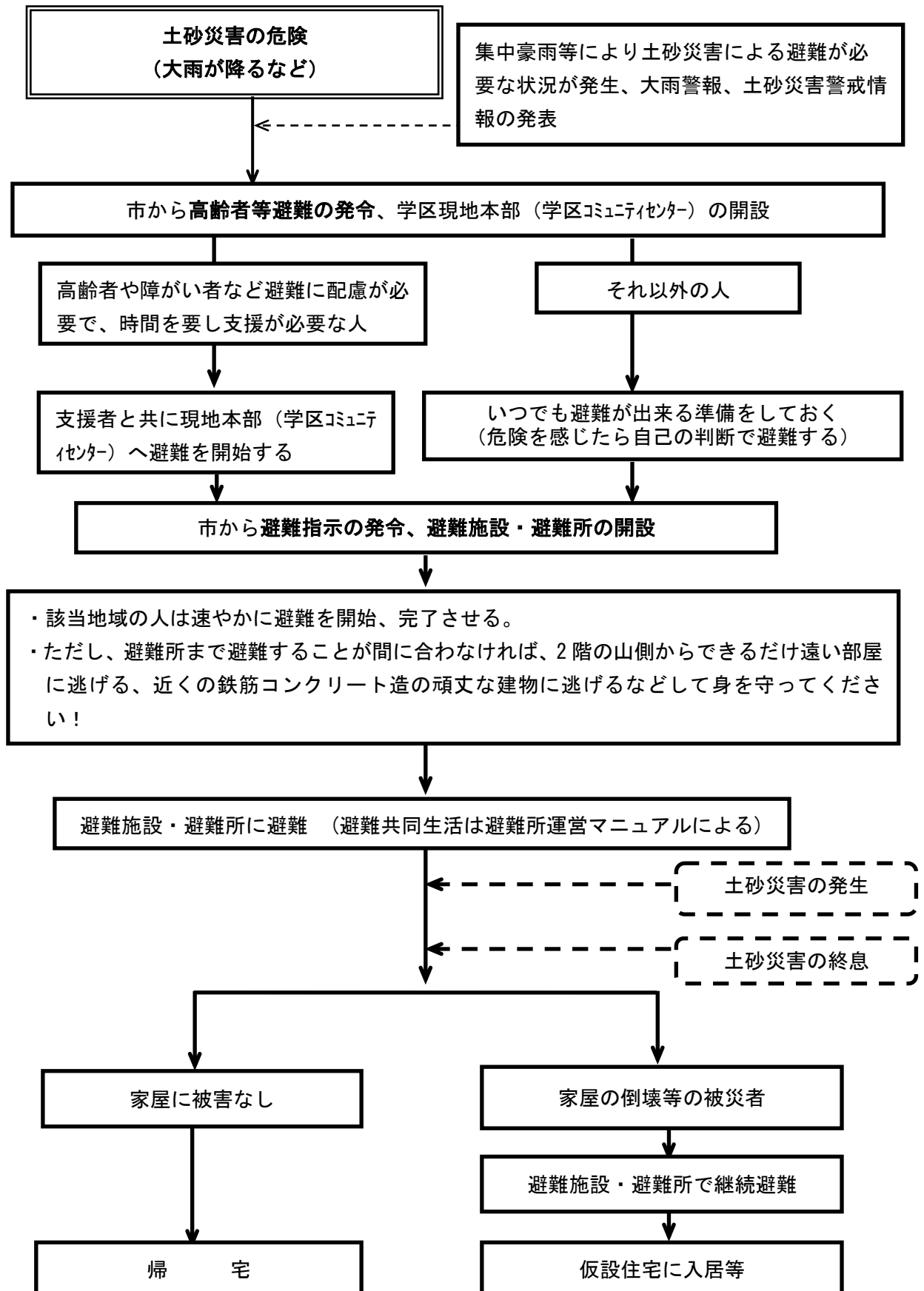
- ① 避難住民による自治組織とその運営に係る事項
 - ア 組織体制について
 - イ 仮設トイレ、炊事場、救護所等の設置について
 - ウ 要配慮者に対する対応について
 - エ 水、食料その他の物資の配給方法について
 - オ 避難所の備蓄物資及び資機材の整備状況と使用上の留意事項
- ② 避難住民に対する情報伝達に係る事項
 - ア 避難所における情報通信機器の整備状況
 - イ 情報収集と避難所内における広報の方法について
 - ウ 防災機関等に報告すべき内容及び連絡体制について
- ③ その他避難所の自主的な運営に必要な事項

第7 避難のフロー

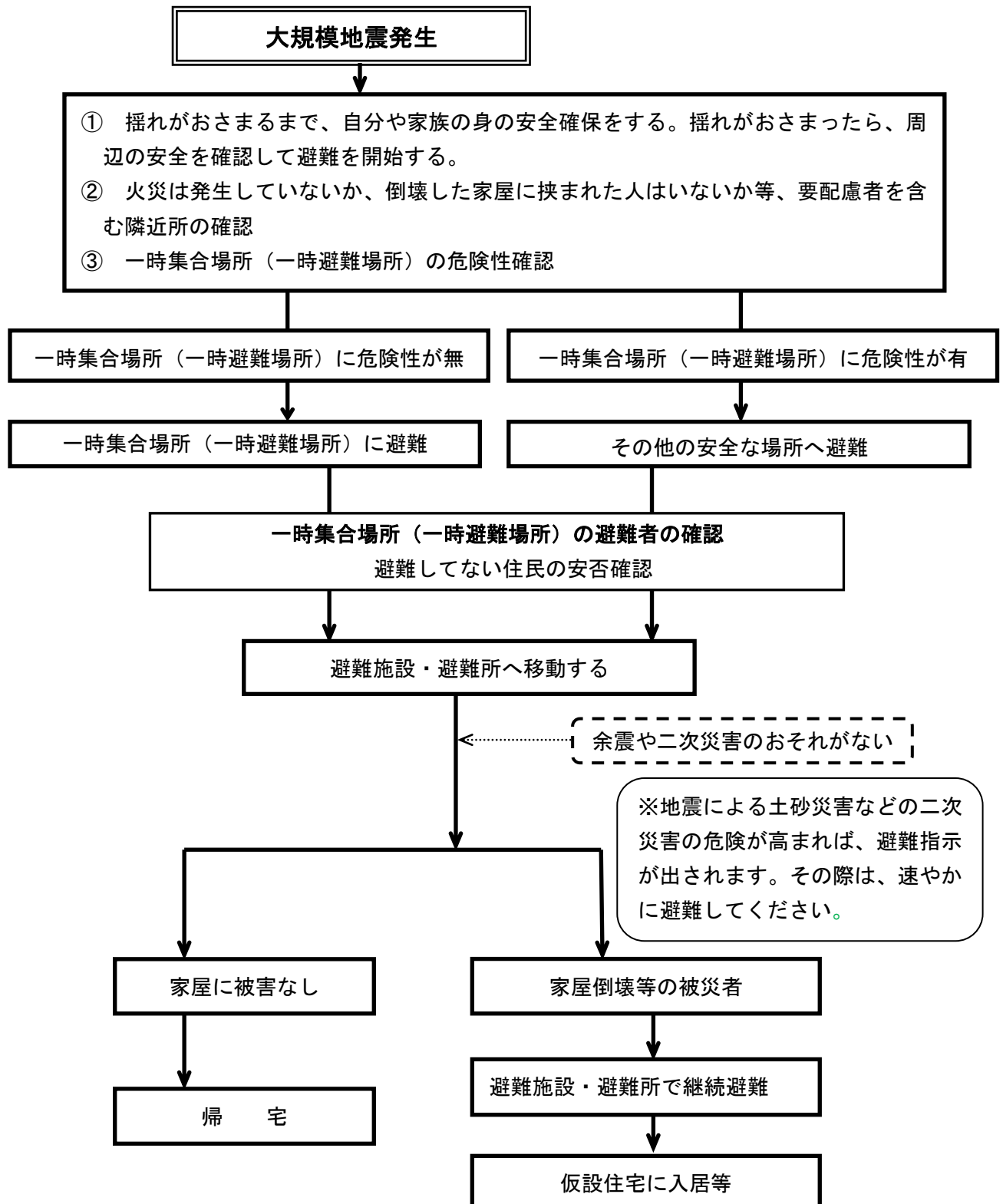
(1) 風水害における避難フロー



(2) 土砂災害における避難フロー



(3) 地震発生時における避難フロー



[参考資料]

- ・ 資料編 避難所一覧（資料IX-1）
- ・ 資料編 一時避難場所（資料IX-2）

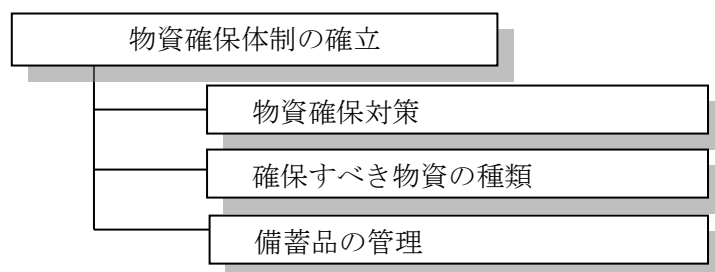
第 10 節 物資確保体制の確立

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総務部、市民部、都市整備部、水道事業所]

大災害が発生した場合、多くの被災者のために食料品、生活必需品等の物資の確保と供給が不可欠である。このため、市は、非常食料、資機材等を備蓄するための倉庫の整備を行い必要量の備蓄を行う。また流通備蓄や各家庭における備蓄、県への要請、他市町へ応援要請等、物資の総合的な確保体制の確立を図る。

また、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

[施策の体系]



1 物資確保対策

広域交通及び市内交通に大きな被害が生じ、補給ルートが遮断されることに備えて、次の対策を行うよう努める。

(1) 物資の確保

ア 市の備蓄

市は、人口の 10%の 1 日分に対応した食料品等を、備蓄及び各地域コミュニティセンターや小学校にある受水槽の水を飲料水として活用することや、近江八幡市学校給食センターでの炊き出しで確保する。その他、生活必需品等については備蓄目標を定め、計画的に備蓄を行う。災害用備蓄品目標量（食料品を除く）は資料編に示す。

なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

イ 市民の備蓄

市は、市民に対して災害発生後 3 日分（可能ならば 1 週間分）の飲料水・食料品などを各家庭で備蓄するよう広報・防災パンフレット等を通じて指導、啓発を行う。

ウ 流通備蓄

市内外の商品販売業者との協定を促進し、緊急手配による調達等の協力体制の整備を図り、定期的に連絡先等の交換や訓練を通じて、人員や資機材等の速やか

な確保や運営の実効性を高め、連携の強化に努める。

特に、避難行動要支援者に特有の生活必需品や補装具等は多種多様であり、市で備蓄することが困難なうえ、供給ルートも限定されているものも多いため、関係する業界又は障害者団体などと連携し流通ルートを確保する。

エ 県備蓄

緊急時には県への要請を行い、県による物資調達協力を得るほか、県を通じて他府県も含めた、広域の各市町への協力要請を行う。

オ その他

県外を含め、広域の市町と、物資その他についての相互応援協定の締結を推進する。

(2) 補給ルートの確保

ア 国、県に要請して、広域道路網（緊急輸送道路）の耐震化に重点をおいた整備の促進を図る。

イ 備蓄倉庫、避難施設、避難所、港湾（輸送拠点）を含めた市内各防災拠点を結ぶ道路網の整備に努める。

ウ 緊急搬送を行うため、ヘリコプター指定発着地と、防災拠点の間を結ぶアクセス道路の整備に努める。

2 確保すべき物資の種類

多数の避難者を収容し、生活支援を行うために必要な主要物資及び資器材は、次のとおりである。なお、これらのうち、備蓄を要するものは、人の生存に最低限必要であり、貯蔵性のあるものとする。

(1) 災害時緊急に必要な物資

ア 食料等

アルファ化米、液体ミルク、その他

イ 飲料等

ミネラルウォーター、茶、その他

ウ 生活必需品

寝 具 : 毛布、マット、枕、その他

衣 服 : 作業着、婦人服、子供服、肌着、靴下、その他

日 用 品 : 紙おむつ、おむつカバー、生理用品、ちり紙、タオル、石鹸、
歯ブラシ、歯磨き粉、ひげ剃り、ビニール袋、ゴム長靴、バケツ、
洗剤、ロープ、マスク、消毒液、その他

炊事道具 : 鍋、缶切り、包丁、まな板、その他

食 器 : 哺乳ビン、紙皿、割り箸、紙コップ、携帯ポリ容器、その他

光熱材料 : 懐中電灯・乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ、その他

エ 医薬品等

救急セット、医薬品

(2) 資器材等

ア 応急給水用資器材の備蓄

給水タンク、給水容器、簡易浄水器、水質検査機器・試薬、塩素消毒薬等

イ 生活関連器材

簡易トイレ、発電機、投光器、簡易風呂等

ウ その他

スコップ、のこぎり、ハンマー、バール、シート、担架、車イス、ダンボール等

3 備蓄品の管理

備蓄品の管理は、担当部局において実施し、適宜補充、更新することになっているが、発災時の物資輸送体制や避難所運営状況等を調査し、各避難施設等での備蓄について検討する。

[参考資料]

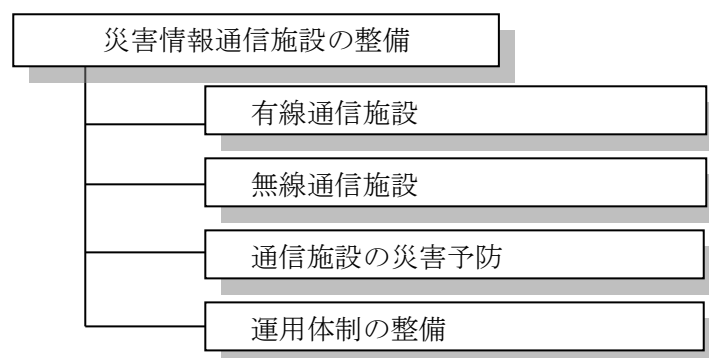
- ・資料編 備蓄状況（資料Ⅹ-1）
- ・資料編 民間機関等（郵便局含む）との相互応援協定（資料Ⅱ-5）

第 11 節 災害情報通信施設の整備

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総務部、安土町総合支所]
(西日本電信電話株式会社)

市及び関係機関は、災害時の気象情報、被害情報、災害応急対策活動に関する指示又は報告等に必要な情報通信手段である一般加入電話、防災行政無線、携帯電話、公衆無線 LAN (Wi-Fi) 等、複数の通信手段の整備拡充を推進する。またアマチュア無線の活用など民間の通信手段の確保を図る。

[施策の体系]



1 通信施設の整備

(1) 有線通信施設

ア 一般通信施設

災害時通信は、ファクシミリ等を含む有線電話による通信を原則とする。

一般加入電話は、老朽施設の取替えを行うとともに、専用電話の新設、携帯電話の導入等により施設整備に努める。また、災害時の電話輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」を、予め指定して N T T 西日本に申請し、通信連絡の確保に努める。

(2) 無線通信施設

ア 市防災行政無線

市の防災行政無線は、災害時における迅速かつ的確な情報収集、伝達を図るため昭和 60 年に移動無線を設置し、移動局を市内各分団の消防車をはじめ、公用車に搭載している。移動局数も 30 と少なく適当とはいえず、防災拠点、避難所等を含む同報系地域防災無線の整備を促進する。

(ア) 移動系防災行政無線

災害時の防災活動を迅速かつ的確に実施するため、防災行政無線局の増設に努める。

(イ) 停電対策

長時間の停電対策として基地局に予備電源を整備する。

(ウ) 設備の保守

災害が発生した場合に予想される設備の防災に対処するため、無線局の各機器

について毎年定期的に保守点検を行うほか、設備の耐風・耐震化に努める。

イ 県防災行政無線

県と市及び防災関係機関相互間の災害時における、迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、防災行政無線網を整備し、さらに平成 25 年度から 3 ヶ年計画で衛星系と有線系を組み合わせ、相互に補完する信頼性の高い通信回線である新たな防災行政無線を整備した。

これらの無線設備は、災害によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため、設置当初から各種の災害予防対策を行い、万全を期している。

市の設置機器は、老朽化に伴い本庁舎施設機器を廃止し、安土町総合支所へ新設した。市役所新庁舎建設後に支所から移設する。

[県防災無線の設置状況]

設置機器概要	
局番号	204-0
機器の設置場所	安土町総合支所安土未来づくり課
無線機本体	〃
一斉受令電話機	〃
防災 F A X	〃
防災電話機	〃
防災発電機	安土町総合支所敷地内の自家発電機と接続
通話方式	デジタル方式

ウ 県防災情報システム

災害時における被害情報等の迅速な収集・整理、防災関係機関との円滑な情報伝達により、的確な災害対応の確保を図るため、県は、平成 14 年度に防災情報システムを整備した。

エ 非常通信（非常通信協議会）

災害時において公衆通信回線が途絶し、またその利用が困難となったとき、電波法 74 条の 2 に規定する非常通信を有効に活用できるよう近畿地方非常通信協議会との連携を図る。

オ アマチュア無線

電波法 52 条の規定による非常通信を、災害時の有効な通信手段として確保するため、平時に市と市内のアマチュア無線クラブ等との間で災害時における協力について協定を締結しておく。

カ その他の無線

(ア) 携帯電話

災害時の利用方法についての検討を、平時より進めておく。

(イ) 公衆無線 LAN (Wi-Fi)

電話回線が輻輳するために利用できない場合でもインターネットにアクセスしやすく、災害時でも効果的に情報を受発信できる通信手段のひとつとして、

整備を進める。

2 通信設備の災害予防

(1) 機器の転倒防止

地震による通信設備の被害を防止するため、転倒防止等、日頃より必要な措置を講じる。

(2) 予備電源等の設置

災害時に電気及び電話が一時的に途絶した場合に備えて、通信施設のための発動発電機等を設置し、その燃料を備蓄するとともに、その機能を十分発揮できるよう常時これの点検、整備に努める。

(3) 機器の浸水対策

浸水が予測される施設の機器については対策を講じるものとする。

3 運用体制の整備

(1) 通信施設を有効に機能させるため、24 時間運用体制の確立を図る。

(2) 災害時の停電に備えて、空冷式発電機等の整備を図るとともに、各種無線機の点検を定期的に行う。

(3) 関係職員の無線局、無線機をはじめとする情報機器全般の運用技術向上に努める。

[参考資料]

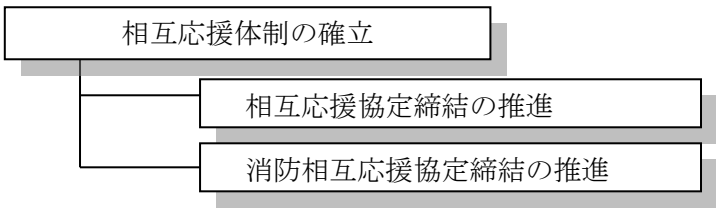
- ・ 資料編 近江八幡市防災行政無線配備一覧（資料Ⅳ-1）

第 12 節 相互応援体制の確立

[担当部局 危機管理監／危機管理課]
(東近江行政組合消防本部)

市域に、大規模災害が発生した場合、市の防災体制だけでは、これに対応することは困難となる。このため、これに備えて、予め他市町との間で、広域に相互応援協定を締結し、災害対策の円滑な実施を図る。

[施策の体系]



1 相互応援協定締結の推進

大規模災害が発生した場合、広域の都市間で相互に支援する体制は極めて有効である。特に、原発事故が発生した場合、多くの住民が長期間避難する必要があり、都市間の支援体制が不可欠である。よって、県内外を問わず、広域に市町間の相互応援協定の締結を図る。

市では、現在、次の市町と「災害応援に関する協定書」を締結している。

市 町 名	協定年月日	備 考
向 日 市	平成 7 年 9 月 1 日	
桜 井 市	平成 7 年 12 月 1 日	
富 士 宮 市	平成 8 年 4 月 23 日	
上 ノ 国 町	平成 10 年 3 月 26 日	
御坊市、藤井寺市	平成 14 年 5 月 24 日	
東近江市、日野町、 竜王町、愛荘町 (1 市 3 町)	平成 18 年 1 月 1 日 (H24. 10. 1 改)	※消防の広域化により愛荘町を加えた東近江行政組合となる
小浜市	平成 24 年 3 月 25 日	
南相馬市	平成 24 年 3 月 25 日	
近畿地方整備局	平成 24 年 7 月 27 日	
滋賀県市長会	平成 24 年 11 月 27 日	
松前町	平成 25 年 5 月 17 日	
高知市	平成 28 年 1 月 7 日	

この協定は、災害が発生し被災し独自では十分に応急措置が実施できない場合に、他市町に応援要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について定めたものであり、その主な内容は、次のとおりである。

(1) 応援要請の内容

応援市が行う応援の内容は、次のとおりである。

ア 物資等の提供及びあつせん並びに人員の派遣

(ア) 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん

(イ) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん

(ウ) 救援及び救急活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん

(エ) 前号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 応援要請等の手続き

応援を受けようとする場合は、無線等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請文書等を送付するものとする。

ア 被害の状況

イ 物資、資機材の搬入を要請する場合

物資等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

ウ 人員の派遣を要請する場合

職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣機関、輸送手段、交通情報等

2 消防相互応援協定締結の推進

消防応援協定の締結状況は次のとおりである。今後とも、消防相互応援協定の締結を拡大し、相互応援の充実を図る。

(1) 消防相互応援協定

締結年月日：令和4年12月1日、12日

協定消防本部等：令和4年12月1日：東近江行政組合消防本部、湖南広域行政組合、甲賀広域行政組合消防本部

令和4年12月12日：東近江行政組合消防本部、彦根市

内 容：火災、水災、その他の災害

(2) 滋賀県広域消防相互応援協定

締結年月日：平成25年2月15日

協定消防本部等：滋賀県下各消防本部

内 容：災害全般

(3) 滋賀県防災ヘリコプター支援協定

締結年月日：平成18年4月1日

協定消防本部等：滋賀県と県下各消防本部

内 容：災害全般

(4) 消防相互応援協定に基づく覚書

締結年月日：昭和53年4月1日

関係市町消防団：近江八幡市、八日市市、安土町、蒲生町、日野町
竜王町、永源寺町、五個荘町、能登川町

内 容：災害全般

(5) 滋賀県下消防団広域相互応援協定

締 結 年 月 日：平成 19 年 3 月 16 日

[参考資料]

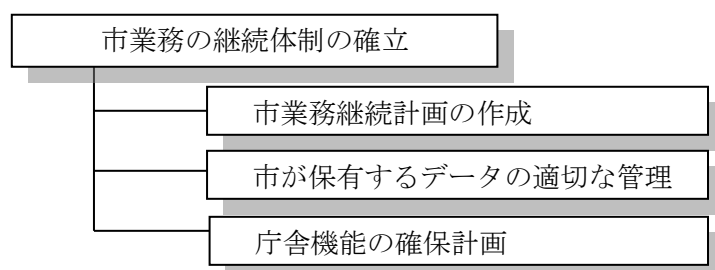
- ・ 資料編 滋賀県広域消防相互応援協定（資料Ⅱ-1）
- ・ 資料編 滋賀県下消防団広域相互応援協定（資料Ⅱ-2）
- ・ 資料編 滋賀県防災ヘリコプター支援協定（資料Ⅱ-3）
- ・ 資料編 市町村間の相互応援協定（資料Ⅱ-4）

第13節 市業務の継続体制の確立

[担当部局 総合政策部、総務部]

大規模な災害が発生した場合にも、市民生活に欠くことのできない窓口業務等を速やかに再開できる体制を確立しておく。

[施策の体系]



1 市業務継続計画の運用

大規模な災害が発生した場合にも市民生活にできるだけ支障をきたさないよう、速やかに窓口業務等を再開するため、策定した市業務の継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を運用する。

(1) ICT部門の業務継続計画の運用¹

災害時において、地方公共団体のみが保有する住民、企業に関する情報を消失させることは、影響の大きさから必ず回避すべきことである。

このため、自治体クラウドの導入により、従来本庁舎にあった主要な機器をデータセンターに設置し、データのバックアップの確保による業務の継続性を高める。また、通信回線の冗長化等による災害に強いネットワーク基盤の構築等、セキュリティ水準の向上を図ることで、発災後、速やかに復旧・復興業務を行える体制を整える。

(2) 災害時に優先して実施すべき業務の選定(全庁的な業務継続計画)

災害時において住民生活等に必要な業務を継続することが自治体の役割として極めて重要になっている。平常時において、災害時にも優先して実施すべき以下の業務を選定する。

- ア 災害時の応急対策業務(地域防災計画による)
- イ 優先度の高い復旧業務
- ウ 優先度の高い通常業務

(3) 業務継続に必要な資源の検討

災害時において業務を継続するためには、人(職員)を含む業務継続に必要な資源

¹ ICT部門の業務継続計画：情報通信部門に関する業務継続計画をいう。

ICT (Information and Communication Technology)：情報及び通信に関する技術の総称。わが国では同様の言葉としてIT (Information Technology：情報技術)の呼称が普及しているが、国際的にはICTの方が使用される。(出典：地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン)

の存在が必要である。平常時において、以下の資源について検討する。

- ア 人員体制
- イ 庁舎、総合支所及び庁舎設備
- ウ 移動・運搬
- エ オフィス家具・備品類
- オ 通信設備、情報システム
- カ インフラ関係(電力、上水道、下水道(トイレ))
- キ 備蓄(食料・飲料水、生活用品、消耗品等)
- ク 外部事業者

2 市が保有するデータの適切な管理

市は日常の業務において、市民や事業者等に関して多くの重要な情報を扱い、日々更新している。地震等の災害時にも、市が管理している情報については適切に保持することが必要である。

このため、復旧・復興業務の拠点となる市庁舎において、停電時にも確実に作動できるような非常用電源供給設備や空調設備の設置、通信回線の冗長化及び無線化等のネットワーク基盤の構築等、災害に備えたファシリティの整備と維持管理を推進する。

3 庁舎機能の確保計画

市庁舎は、行政機能の維持継続のみならず、自然災害や近い将来発生が危惧されている東海・東南海・南海地震の大地震発生時においても、消火・援助・復旧及び情報伝達等の防災に係る業務の中心的拠点として機能確保が不可欠である。

現本庁舎は、令和2年度に耐震補強工事を実施したが、施設・設備の老朽化と機能が劣化していることから新庁舎の整備を進めている。新庁舎整備に際しては、国土交通省が定める「官公施設の総合耐震計画基準」のうち、大地震動後、構造体の補修をすることなく使用できる「耐震安全性Ⅰ類」を確保するとともに、業務継続計画を運用し、災害発生後に、速やかに復旧・復興業務を行える体制を整える。

新庁舎は、災害対策拠点として業務を継続するため、自家発電設備や非常用食料等の備蓄倉庫を整備するとともに、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策本部及び災害対策本部事務局室となる特別会議室1及び特別会議室2を設ける。また、新庁舎整備に合わせて新たに導入する防災システムをオペレーションルームに整備し、市内外からの情報収集や市民への情報発信を実施できるようにする。

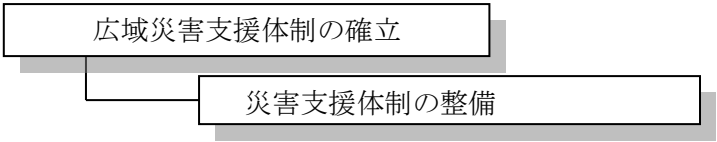
安土町総合支所は、令和4年度に耐震補強工事が完了し、耐震性能を向上させた。庁舎機能及び業務継続計画を作成し、災害発生時における庁舎機能の確保に努める。

第 14 節 広域災害支援体制の確立

[担当部局 全部局]

広域災害が発生し、全国的規模による支援が必要と判断される場合、市は、県と調整のうえ広域災害支援活動を積極的に実施する体制を予め整備する。

[施策の体系]



1 災害支援体制の整備

(1) 支援対策本部の設置

広域災害が発生した場合、市長の判断により庁内に支援対策本部を設置し、必要な災害支援活動を実施する。

ア 支援対策本部組織

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	危機管理監、各部長・理事 ※「各部長・理事」には議会事務局長等の部長級職員を含むものとする。以下同様。

イ 支援対策本部事務局

支援対策本部に事務局を設置し、危機管理課が担当する。

ウ 支援対策本部の設置場所

支援対策本部の設置場所は、市庁舎 3 階市長応接室とし、新庁舎の整備後は 3 階特別会議室 1 とする。

(2) 災害支援活動の内容

市は、主に以下の項目からなる災害支援活動を実施する。

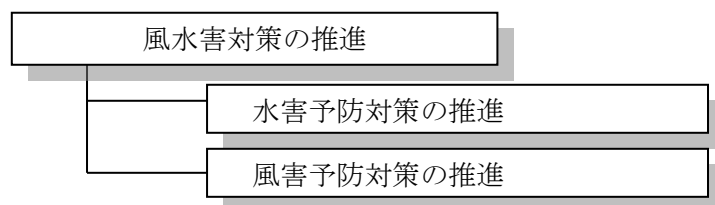
項目	内容	担当
義援金募集	個人等からの義援金	福祉保険部、子ども健康部 近江八幡市社会福祉協議会
給水活動派遣		水道事業所
緊急消防援助隊派遣		東近江行政組合消防本部
救援物資		福祉保険部、子ども健康部 近江八幡市社会福祉協議会
公営住宅入居募集		都市整備部
民間住宅入居募集		産業経済部
医療チーム派遣		総合医療センター
ボランティア募集		福祉保険部、子ども健康部 近江八幡市社会福祉協議会
支援要員派遣	現地災害対策本部職員	危機管理監／危機管理課、 総務部
	上下水道・ライフライン復旧職員	水道事業所
	その他	上記以外の部
被災者の受入窓口	公共施設関係	危機管理監／危機管理課、 総務部
	生活支援施設関係	福祉保険部、子ども健康部
備蓄品の提供		危機管理監／危機管理課
医薬品等の提供・保健師の派遣		福祉保険部、子ども健康部
部局所管事務で要請のあった支援対策		担当所管部局

第4章 災害の抑制と被害の軽減対策

第1節 風水害対策

台風を代表とする風水害対策を的確に実施し、災害に備える。

[施策の体系]



第1 水害予防対策の推進

[担当部局 危機管理監／危機管理課、福祉保険部、子ども健康部、都市整備部、産業経済部、水道事業所、安土町総合支所、教育委員会]

水害を予防するために必要な事業及び施設の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 河川対策

「第2編第1章第7節 河川施設等の整備」参照。

2 道路、橋梁の維持補修

「第2編第1章第3節 道路・橋梁の整備」参照。

3 下水道、側溝、その他施設の維持修繕

生活環境の整備と公共水域の水質保全を図るため、雨水対策を推進する。

4 農地関係湛水防除計画

河床上昇等の排水河川の流況変化による排水能力の低下、流域内の開発等による流出量の増加等を原因とした立地条件の変化により、排水条件の悪化した地域を対象として、排水路、排水機、排水樋門等を改修もしくは新設することにより、湛水被害を防止する。

5 水防計画

風水害に対処するため、水防法の規定により市の区域における水防の責任を十分に果たし、防御及びこれに因る被害を軽減するために必要な倉庫、資器材等の水防施設を充実強化する。市は次の施設及び資器材等を備えつけるよう努めるものとする。

(1) 水防倉庫

- ア 水防用資材及び器材を備蓄するもので大きさ 3.3 m³以上とする。
- イ 設置箇所は、水防活動に便利な所を選び、適切かつ堤内、法肩、その他支障のない箇所に設置する。

(2) 水防用資器材

- ア 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- イ 資材、器材を減損したときは直ちに補充する。
水防倉庫に備蓄する資器材（倉庫 1 棟分）
水防用材の備蓄の基準は、水防・土砂災害対応計画書に示す。

(3) 滋賀県による水防用資器材置場の整備

広域的な水害に対応するため、安土町中屋地先の県有地において水防用資器材置場を整備する。

6 浸水想定区域警戒避難対策

水防法第 15 条の規定に基づく浸水想定区域における警戒避難対策を以下のとおりとし、地域住民の避難の万全を期す。また、ハザードマップにより、住民に対し危険箇所、洪水予報の伝達方法、避難所等を周知する。その際、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、災害の状況や周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、緊急安全確保といった避難行動を住民がとれるように留意するものとする。

なお、現在指定されている浸水想定区域及びその区域内にある特に要配慮者が利用する施設の一覧表については、資料編に示す。

(1) 洪水予報等の伝達方法

浸水想定区域にある自治会に対しては、洪水予報をはじめ雨量や水位等の情報を市から各自治会責任者へ伝達し、地域住民の迅速な避難を確保する（市から自治会責任者への電話連絡網による）。また、市は必要に応じて、自主防災組織、学区まちづくり協議会等に協力依頼し、広報車・徒歩等による地域内の巡回広報を実施する。

(2) 警戒避難体制の整備

浸水想定区域にある自治会の風水害時における避難場所（当該避難場所が浸水想定区域にある場合は、最寄りの安全な避難場所）を予め指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。なお、避難経路及び避難誘導体制については、別途定める避難誘導マニュアル指針に基づき各自治会が避難誘導マニュアルを作成する。

(3) ハザードマップの作成

浸水想定区域の住民をはじめ要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等に対し、浸水する区域や水深を示したハザードマップを配布し、浸水被害に対する危険性の啓発に努めるとともに安全な場所にいる人まで避難場所に

行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、マイ・タイムライン等を作成して一人ひとりが避難計画を立てておき、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等逃げ遅れゼロにつながる防災啓発に努める。

- (4) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）における避難体制の強化
洪水や土砂災害等、自然災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設は、地域社会と連携しつつ確実な避難を実行できる避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するものとする。

ア 避難体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、水防法等に基づき、要配慮者避難確保計画を作成するものとする。

なお、管理者は避難確保計画を作成後、市にこの計画を提出し、この計画に沿った避難訓練を実施するものとする。

イ 避難確保計画の実効性の確保

要配慮者利用施設の管理者から、市に提出された避難確保計画は、市がその計画の実効性と避難訓練の実施について確認するものとし、訓練未実施の施設には指導を行うものとする。

この計画の策定及び内容の変更や避難訓練の実施状況について、県、市が施設開設時及び定期的な指導監査等の機会を通じ、指導・助言を行うものとする。

ウ 土砂災害警戒区域等内に所在する社会福祉施設等への情報提供

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条第４項に基づき、市は、土砂災害警戒区域等内に所在する要配慮者利用施設への情報連絡体制を定め、施設所管課から各施設へ土砂災害に関する情報を伝達する。

エ 洪水浸水想定区域内の社会福祉施設等への情報提供

水防法第１５条に基づき、市は、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報連絡体制等を定め、施設所管課から各施設へ避難に関する情報を伝達する。

[参考資料]

- ・資料編 浸水想定区域内の災害リスクのある施設リスト（資料Ⅶ-9）

第2 風害予防対策

[担当部局 都市整備部]

風害を予防するために必要な事業及び施設の整備に関する計画は、次のとおりである。

1 強風対策

強風による被害を受けやすい街路樹については、適宜剪定を行い、また、支柱の補強、結束を行う等、被害の未然防止に努める。

2 屋外広告物対策

倒壊又は落下等のため、市民や建物に被害を与え、又は被害を拡大すると予想される屋外広告物道路占用物件等については、所管者に対し倒壊防止や落下防止等、事前に必要な措置について指導を行うよう努める。

[参考資料]

- ・「近江八幡市水防・土砂災害対応計画」
- ・資料編 市内河川（資料Ⅶ-1）
- ・資料編 重要水防区域（資料Ⅶ-2）
- ・資料編 水こう門・せき堤（資料Ⅶ-3）
- ・資料編 河川現況及び水防区域図（資料Ⅶ-4）

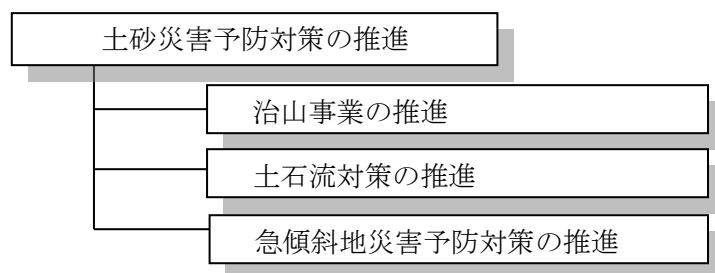
第2節 土砂災害等予防対策

[担当部局 危機管理監／危機管理課、福祉保険部、子ども健康部、都市整備部、産業経済部、安土町総合支所、教育委員会]

山地崩壊地、崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域等、宅地災害等の災害発生に備えるとともに、災害を未然に防ぐための工事等を行う。

なお、土砂災害防止法に基づく特別警戒区域については、災害の防止を図る観点から市街化の抑制を図る。

[施策の体系]



第1 治山事業の推進

1 治山事業

- (1) 保安林を対象として、山地崩壊地及び崩壊危険箇所等において、治山施設を整備するとともに森林の維持造成を図るため、造林及び保育事業、保安林改良事業等を実施する。
- (2) 復旧治山事業、予防治山、防災林造成、保安林整備等の事業を実施するとともに、人家裏山等の災害に対しては、林地崩壊防止事業、災害関連山地災害危険地区対象事業及び単独治山事業を実施する。

2 治山調査

災害危険箇所を定期的に調査し、地震又は地盤災害が発生したときは、緊急調査等を行う。

第2 土石流対策の推進

1 土石流対策

- (1) 土石流災害による被害を、未然に防止又は軽減するため、砂防事業の促進を図る。
また、危険地区に対して簡易雨量計の設置に努め、危険地帯の降雨状況を速やかに把握する措置を講じる。
- (2) 危険箇所にさらされている他の未改修地を砂防指定地に指定するとともに、えん堤、流路工をはじめ各種砂防工事を実施する。

2 災害危険箇所の巡視等

- (1) 土砂災害の危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。

- (2) 災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、専門家等による調査等の必要な措置をとるものとする。
- (3) 大規模地震が発生した場合、災害危険箇所の緊急調査を行い、災害対策本部及び関係各部局に緊急報告を行うこととする。

第3 急傾斜地災害予防対策の推進

がけ崩れ災害による被害を未然に防止又は軽減するために、土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）の崩壊防止対策の促進に努める。

1 事業計画

危険度・重要度の高い土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）を中心として、急傾斜地崩壊防止工事を実施し、市域の保全を図る。また、防災拠点、避難地・避難路の保全に配慮する。

2 急傾斜地の周知

平素から、危険急傾斜地に関する資料等を、がけ崩れによる被害のおそれのある市民に対して提供することにより、土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）の周知徹底と、防災知識の普及に努める。

3 災害危険箇所の巡視等

- (1) 急傾斜地危険箇所を把握するため、適宜、危険箇所を巡視する。
- (2) 災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、専門家等による調査等の必要な措置をとるものとする。
- (3) 大規模地震が発生した場合、災害危険箇所の緊急調査を行い、災害対策本部及び関係各部局に緊急報告を行うこととする。

第4 土砂災害警戒区域警戒避難対策

土砂災害防止法第8条の規定に基づく土砂災害警戒区域等における警戒避難対策を以下のとおりとし、地域住民の安全に万全を期す。また、土砂災害ハザードマップ等の作成や配布により、住民に対し危険区域、土砂災害に関する情報、情報の発令及び伝達方法、避難場所等を周知する。その際、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、災害の状況や周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、緊急安全確保といった避難行動を住民がとれるように留意するものとする。

なお、現在指定されている土砂災害警戒区域等及びその区域内にある要配慮者が利用する施設の一覧表については、資料編に示す。

1 土砂災害警戒情報等の伝達方法

土砂災害警戒区域等内にある自治会に対しては、土砂災害警戒情報及び雨量等の情報を市から各自治会責任者へ伝達し、地域住民の迅速な避難を確保する。（市から自治会責任者への電話連絡網による）。また、市は必要に応じて、自主防災組織、学区まちづくり協議会等に協力依頼し、広報車・徒歩等による地域内の巡回広報を実施する。

2 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等のある自治会の土砂災害時における避難場所（当該避難場所が土砂災害警戒区域にある場合は、最寄りの安全な避難場所）を予め指定し周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。なお、避難経路及び避難誘導体制については、別途定める避難誘導マニュアル指針に基づき各自治会が避難誘導マニュアルを作成する。

3 ハザードマップの作成

土砂災害警戒区域等内の住民をはじめ要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の管理者等に対し、土砂災害警戒区域等を示したハザードマップを配布し、土砂災害に対する危険性の啓発に努めるとともに安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、マイ・タイムライン等を作成して一人ひとりが避難計画を立てておき、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等逃げ遅れゼロにつながる防災啓発に努める。

[参考資料]

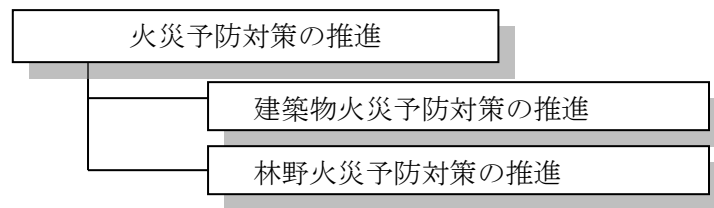
- ・資料編 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）（資料Ⅶ-5）
- ・資料編 土砂災害警戒区域（土石流溪流）（資料Ⅶ-6）
- ・資料編 山地災害危険地（資料Ⅶ-7）
- ・資料編 土砂災害警戒区域（資料Ⅶ-8）

第3節 火災予防対策の推進

[担当部局 危機管理監／危機管理課、都市整備部、産業経済部]
(東近江行政組合消防本部、消防団)

火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備を図り、あわせて、同時多発火災及び大規模延焼火災に備える。

[施策の体系]



第1 建築物火災予防対策の推進

市街地の建築物、特に木造建築密集地域において、大規模地震時等に同時多発的に発生する火災を予防するため、地震時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策を行う。

1 予防消防の強化充実

(1) 防火思想の普及及び火災予防の徹底

市民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、「第2章第1節防災知識等の普及」によるほか次の方法により行うものとする。

ア 市及び消防本部は、春秋2回の火災予防運動及び文化財防火デー、年末年始防火運動、山火事予防運動等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。

イ 市及び消防本部は、火災警報を発令した場合、同報系防災行政無線、広報車等を通じて火災予防を周知徹底させる。

(2) 予防査察体制の充実強化

消防本部は、次により予防査察体制の強化充実を図る。

ア 春秋2回の火災予防運動期間中を中心に予防査察を実施する。

イ 火災警報発令時には火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

ウ その他、必要に応じた特別査察を実施する。

(3) 特定防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

ア 消防法に基づき学校、病院、事業場、興行場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を励行

し、消防用設備等に不備が認められる場合は、消防法第17条の規定により設置、改修について強い指導を行うものとする。また通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

イ 消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格付与講習会の開催、また現任防火管理者に対し、防火管理者再講習を開催する等により、その資質の向上を図るとともに消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の拡充、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について十分な指導を行う。また、消防法第8条の2の規定により、統括防火管理者を要する防火対象物に対し、共同防火管理体制の推進を図る。

ウ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着手の届出の際の指導を強力に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

(4) 市民皆消防体制の促進

自主防災組織育成や資機材の整備を進め、消防団や地域住民と自主防災組織が一体となって活動できる体制づくりを推進する。

2 消防力の整備充実

消防の組織体制の確立と施設設備の整備を図り、消防の化学化及び近代化を促進することとし、また、消防団員の消防に関する知識及び技術の向上を図るため消防学校における教育訓練（消防団員に係る初任教養・幹部教養等）に派遣する。

3 初期消火体制の確立

地震に伴う火災では、市民による初期消火活動が重要であり、次の事項について実施するよう努める。

ア 家庭への消火器具の普及

イ 消防用設備の耐震化

ウ 市民及び事業所の初期消火体制の充実強化

4 予防消防の強化充実

最近における火災の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、消防施設の整備を促進する。

(1) 化学消防力の整備

危険物施設等の増加に対応するため、化学消防設備の充実に努める。

(2) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火剤等の備蓄に努めるものとする。

(3) 消防無線の充実

(4) 消防水利の確保

特に地震時における消防水利の確保のために、防火水槽の増設及び耐震化を図る。また、湖水を利用する場合は、緊急輸送道路を通過するため、予め経路を検討して

おく必要がある。

第2 林野火災予防対策の推進

[担当部局 危機管理監／危機管理課、産業経済部]
(東近江行政組合消防本部、消防団)

関係各部局は、林野火災の予防及び消防対策に努める。

1 予防施設の整備

- (1) 消火活動の有効・迅速を図るため、林道整備事業の推進に努める。
- (2) 林野所有者若しくは管理者に対し、防火線等の整備を指導する。
- (3) 防火水槽及び自然水利利用施設の増強、ヘリポート補給基地の整備に努める。

2 消防対策

消防本部は、八幡森林事務所長、隣接市町長等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画するものとする。

- (1) 消防方針
- (2) 特別警戒区域
- (3) 特別警戒時期
- (4) 特別警戒実施計画
- (5) 消防分担区域
- (6) 火災防御訓練
- (7) 出動計画
- (8) 資機材整備計画
- (9) 防ぎよ鎮圧要領

3 消防資機材の整備

林野火災においては、消防自動車の進入、放水がほとんど不可能であるので、林野所有者又は管理者は、早期消火に必要な資機材の整備に努める。

4 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防職(団)員に対して、次の各号の教育訓練を行うよう努める。

- ・火災防ぎよ訓練

[参考資料]

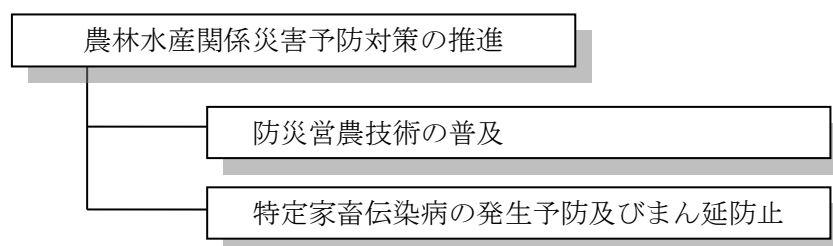
- ・資料編 東近江行政組合消防本部組織図 (資料Ⅲ-2)
- ・資料編 近江八幡市消防団組織図 (資料Ⅲ-3)
- ・資料編 消防水利の状況 (資料Ⅴ-1)
- ・資料編 近江八幡消防団車両等配置状況 (資料Ⅴ-2)

第4節 農林水産関係災害予防対策

[担当部局 危機管理監／危機管理課、産業経済部]

各種災害による農産物等の被害（特定家畜伝染病を含む）の軽減を図り、防災営農を推進するため、防災営農技術及び気象情報等の末端への迅速な普及に努める。また、この対策の推進のため、滋賀県、関係機関並びに関係団体との連携により指導体制の確立に努める。

[施策の体系]



第1 営農技術の確立ならびに普及

市は、東近江農業農村振興事務所および病虫害防除所等と連携し、それぞれの災害に応じた技術情報を農業団体等に情報提供するとともに、必要に応じて、説明会・研修会を開催してこれの普及を図る。

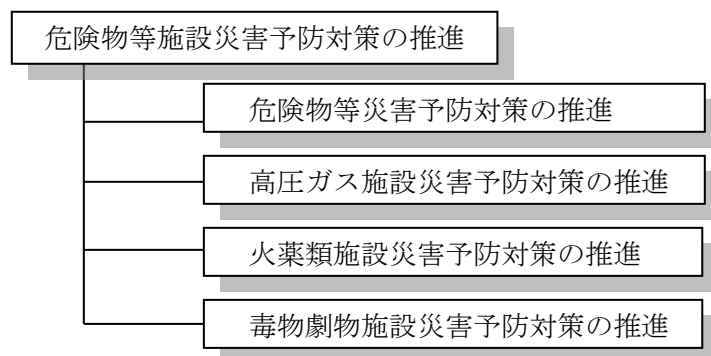
第2 特定家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策

市は、特定家畜伝染病の発生予防及びまん延を防止するため、近江八幡市特定家畜伝染病防疫対策本部を設置し、県の防疫対策組織やその他の関係機関との連携を密にしながら、特定家畜伝染病に関する情報の収集と分析、市民等への情報提供及び防疫措置に努める。

第5節 危険物等施設災害予防対策

危険物を原因とする災害の発生及び危険物が地震による二次災害となることを防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育、訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の啓発普及の徹底を図る。

[施策の体系]



第1 危険物等災害予防対策の推進

[担当部局 危機管理監／危機管理課、教育委員会]
(東近江行政組合消防本部)

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び関係機関は、法令の定めるところにより、保安体制の強化、保安教育及び訓練の実施並びに防災思想の啓発普及を図る。

- (1) 保安教育の実施
- (2) 自衛消防組織の強化促進
- (3) 化学消防機材の整備
- (4) 規制の強化
- (5) 施設の耐震化の促進
- (6) 学校教育における防災知識の普及

第2 高圧ガス施設災害予防対策の推進

[担当部局 危機管理監／危機管理課]
(東近江行政組合消防本部)

高圧ガスの災害の発生及び被害の拡大を防止するため、保安意識の高揚、高圧ガス保安法の遵守、自主保安体制の確立を図り、災害予防対策を推進する。

- (1) 保安意識の啓発
- (2) 規制の強化
- (3) 自主保安体制の整備

第3 火薬類施設災害予防対策の推進

[担当部局 危機管理監／危機管理課、産業経済部]
(東近江行政組合消防本部)

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を重点に災害対策を推進する。

- (1) 火薬類取締法に基づく製造、販売、貯蔵並びに消費現場等に対する立入検査、保安検査を実施するとともに関係法令の遵守を徹底する。
- (2) 関係事業者に対し、その所有又は占有する製造、販売、貯蔵等の施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての自主保安管理を徹底すること、及び関係従業者の遵法精神のかん養等に努めることを指導する。
- (3) 保安教育の徹底

第4 毒物劇物施設災害予防対策の推進

[担当部局 子ども健康部]
(東近江行政組合消防本部)

毒物又は劇物による災害事故を防止するため、毒物劇物製造業者、販売業者及び業務上取扱者を重点に事故防止について指導する。

(1) 取扱責任者の措置

災害発生時における毒物・劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において回収その他保健衛生上の危険防止に必要な措置を講ずるとともに所轄の保健所、近江八幡警察署、消防署に届け出るものとする。

(2) 緊急措置

毒物・劇物等の流出等により、周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合は、市、県及びその他関係機関が協力し、周辺住民の人命安全措置を講ずるとともに中毒防止等の広報活動を行う。

[参考資料]

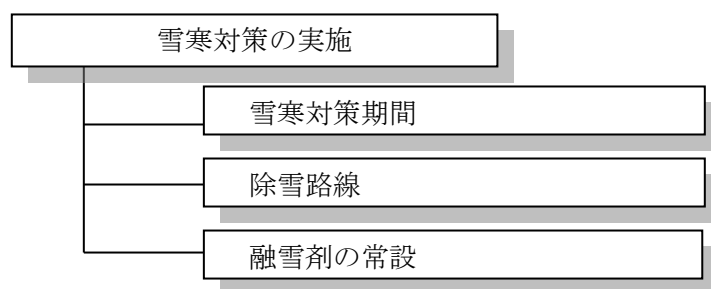
- ・資料編 危険物施設等一覧（資料Ⅶ-11）

第6節 雪寒対策

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総務部、都市整備部、産業経済部、
安土町総合支所]

雪寒対策は、冬季交通障害を除去し、交通の確保を図ることにより、その効果を期し地域経済の停滞防止と民生安定に寄与するものである。

[施策の体系]



1 雪寒対策期間

雪寒対策を実施する期間は、気象の状況を勘案して定めるものとするが、おおむね12月初旬から3月中旬までとする。

2 除雪路線

雪寒対策を実施する路線は、その状況を勘案して定めるものとするが、おおむね25路線とする。

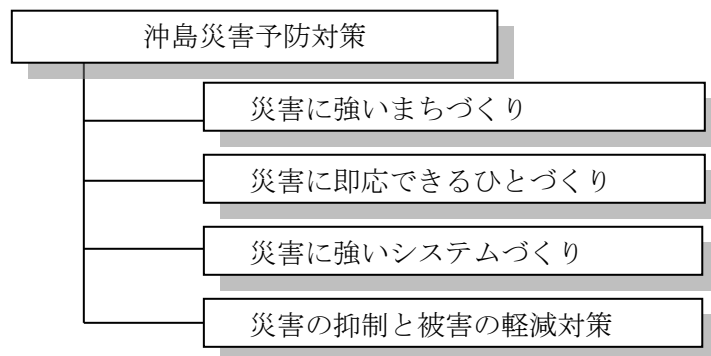
3 融雪剤の常設

融雪剤は、路面凍結の発生しやすい市道に常設するものとする。

第5章 沖島の災害予防対策

[担当部局 安土町総合支所を除く全部局]

[施策の体系]



第1 災害に強いまちづくり

1 道路の整備

地震による崩壊防止、豪雨による路面流出の防止に努める。

2 防災空間の整備

- (1) 湖岸部の有効活用を図り、オープンスペースの確保に努める。
- (2) 治山及び緊急避難の用に供するため、林地の保全に努める。

3 港湾施設の整備

沖島の港湾施設は、琵琶湖総合開発事業により整備が完了しているが、今後も、管理者と協力して、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設の地震等による被害を最小限にするための整備を実施し、緊急物資の陸揚場や被災者の救援救護・避難場所として利用できる十分なスペースを確保していくものとする。

4 建築物の耐震不燃化

- (1) 沖島小学校、沖島コミュニティセンター等の公共施設は、多数の利用があるだけでなく、災害時における避難所や災害対策拠点として重要である。これらの施設は新耐震基準で建設されており耐震耐火の配慮がなされているが、今後も継続して防災措置を講じるものとする。
- (2) 上水道施設や浄化センターについても十分な防災措置を講じるものとする。
- (3) 一般住宅・事業所に対しては、建築物の耐震性強化の重要性を周知徹底させるため、一般向けの指導用パンフレット、資料等を作成し、ブロック塀や自販機の倒壊等の防止について指導する。

5 ライフライン施設の耐災性確保

「第2編第1章第6節 ライフライン施設の整備」に準ずるものとするが、特に停電時に備え、防災拠点等に予備電源を設置するよう努める。

第2 災害に即応できるひとづくり

1 防災知識等の普及

沖島は、発災時には他地域からの支援が比較的遅くなることが考えられ、市民自身が、自分の生命、財産は自ら守るという「責務」を自覚し、防災知識と技術を身につける必要がある。防災知識等の普及については、「第2編第2章第1節 防災知識等の普及」に準ずるが、特に学校・社会教育を通じて火災防止及び初期消火についての防災知識と技術の普及に努めるものとする。

2 防災訓練

防災訓練の実施については、「第2編第2章第2節 防災訓練」に準ずるものとするが、特に次の点に留意して訓練を実施する。

(1) 消防訓練

大規模火災を想定し、消防団を中心とした消防訓練を行う。

(2) 避難救助訓練

負傷者、溺者等の救助、救出、医療、物資輸送、給水、炊き出しについて、対岸の協力体制の整備を図ることを目的とする。また、支援が得られない場合も想定し、訓練を実施する。

(3) 通信連絡訓練

有線途絶時の連絡確保、通信内容の確実な伝達、機器の応急修理等について訓練を実施するものとする。

3 避難行動要支援者対策

市及び近隣住民は、平常時から、沖島における避難行動要支援者の所在把握を行い、災害時における避難行動要支援者に対する十分なケアを行うことのできる体制を整える。

第3 災害に強いシステムづくり

1 総合的防災体制の確立

市の災害防災体制として、沖島コミュニティセンターに現地本部を設置することとし、職員の派遣を行うなど、円滑な防災活動を行う体制を確立する。

2 災害危険箇所の調査

沖島には、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が5箇所指定されている。今後も災害危険箇所の調査を十分に行い、それぞれの予想される諸問題の対策を検討する。

3 情報収集・伝達体制の確立

沖島コミュニティセンターに設置される現地本部において、情報収集・伝達体制を確立する。必要に応じて、漁業協同組合に依頼して、漁業用無線の活用を図る。

4 火災予防対策

火災予防対策については、「第2編第4章第3節 火災予防対策の推進」に準ずるものとするが、特に沖島においては、消防力の強化として市民による初期消火体制の充実強化を推進する。

5 救急・救助体制の確立

(1) 市民による救急・救助体制の整備

小被害における救急・救助は、消防本部・消防団による体制とし、沖島には常駐の医師がいないため、傷病者は消防救急艇（東近江行政組合消防本部）、消防艇（近江八幡市消防団）、漁船等をもって搬送する。しかし、大災害が発生した場合には、建物の倒壊や火災による多数の傷病者が発生し、傷病者の搬送能力と搬送先の医療体制も整備されていない事態も予想される。このため、このような場合に備え、市民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当てを、可能な限り行うことのできる体制づくりを進めるものとし、下記の事項について検討する。

ア 応急手当の方法等救急知識の普及啓発

イ 市民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

ウ 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

エ 市民による傷病者の搬送

(2) 搬送体制の整備

重症患者の後方医療機関への搬送について、消防救急艇（東近江行政組合消防本部）、消防艇（近江八幡市消防団）、漁船等による搬送の他、ヘリコプターによる搬送の体制を整備する。

6 災害時医療体制の確立

(1) 市は、平常時から沖島に在住する医療経験者等の把握を行う。

(2) 沖島において、大災害が発生し、多数の傷病者が発生した場合は、市は近江八幡市蒲生郡医師会と協力して現地での医療活動を行うよう予め体制を整える。その場合、島内に応急救護所を沖島診療所（沖島コミュニティセンター内）等に設置するものとする。

(3) 島内での医薬品の備蓄を推進する。

7 緊急輸送体制の確立

(1) 緊急港湾等として、沖之島漁港及び切通し舟だまりを指定する。

(2) 緊急ヘリポートとして、沖島町前浜（沖島小学校前埋立地）を指定する。

8 避難体制の確立

(1) 避難所

避難所として、沖島小学校、沖島コミュニティセンター、沖島漁業会館、沖島高齢者ふれあいひろばを指定する。

(2) 一時避難場所

火災延焼発生時等における一時避難場所として、沖之島漁港空き地、沖島小学校グラウンド、巖島神社（弁財天）、旧石切場跡等があげられる。さらに、事態が切迫している場合には、山地部への避難又は船艇による一時避難が考えられる。ただし、山地部については崩壊の危険性がある。

(3) 避難路

島内の通路は極めて狭小であり、地震時には家屋倒壊等より寸断され、湖岸沿いに避難を行わざるを得ない可能性が高い。したがって、平常時から、少なくとも、障害物・可燃物の撤去に努める必要がある。

9 物資確保体制の確立

市は、沖島コミュニティセンター・沖島町老人憩の家に必要量の食料、飲料水、生活必需品を備蓄するものとする。

10 通信施設の整備

通信施設の整備については、「第2編第3章第11節 災害情報通信施設の整備」に準ずるものとするが、有線電話途絶時に備え、防災行政無線等を整備し、市役所又は災害対策本部との連絡を確保する。

また、漁業用無線の災害時の運用を整備する。

第4 災害の抑制と被害の軽減対策

1 風水害対策

沖島における風水害対策としては、特に強風・波浪による被害が考えられる。

台風などにより災害発生のおそれがあるときは、在港船舶その他湖上係留物による漁港施設、湖岸保全施設及び住家等への被害を防止するため、市及び漁業組合等と協力して応急対策を行う体制を整える。

2 土砂災害等予防対策

沖島における土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）については、一部地域では改修事業が完了しているところもあるが、今後も災害危険箇所調査等を通じて定期的な点検を行う。

3 農林水産関係災害予防対策

「第2編第4章第4節 農林水産関係災害予防対策」に準ずる。

4 危険物施設等災害予防対策

沖島では、危険物施設が1箇所存在する。危険物施設等の災害予防対策は、「第2編第4章第5節 危険物施設等災害予防対策」に準ずる。

[参考資料]

- ・資料編 沖島防災情報図（資料VI-10）

第 3 編 災害応急対策編

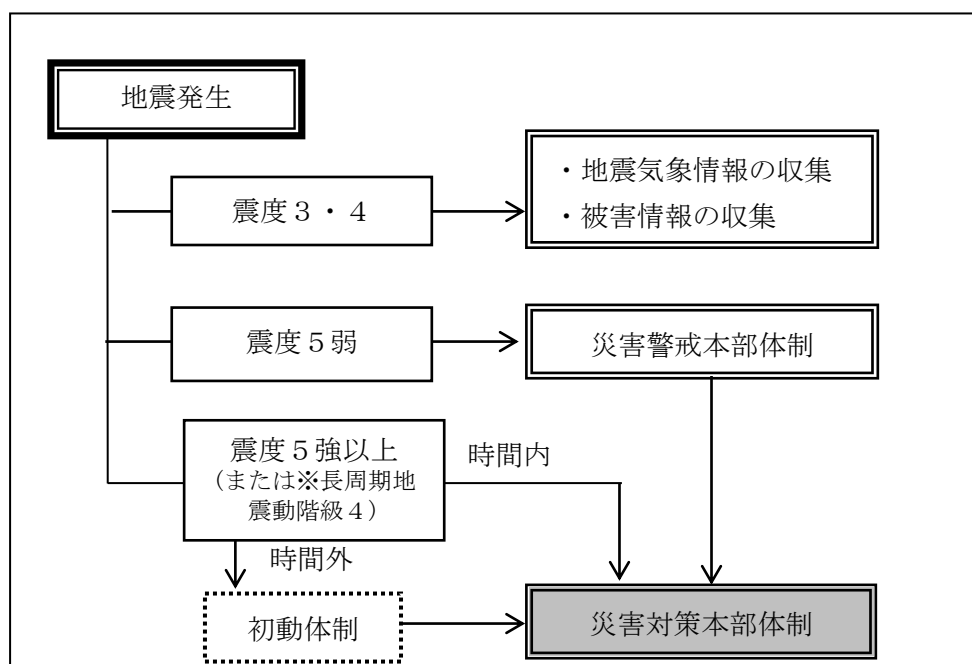
第 1 章 地震災害発生直後の活動計画

第 1 節 地震災害発生時の活動体制

[担当部局 全部局]

市は、市域内に地震による災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するため、以下の体制で必要な組織動員体制をとるものとする。

[地震災害発生時の活動体制]



第1 地震発生初期の措置

1 地震情報（震度3・4）が発表された場合

危機管理課長は、彦根地方気象台から地震情報が発表された場合（震度3又は震度4の地震が発生した場合等）次の措置を講じる。

- (1) 地震及び気象に関する情報収集
- (2) 被害状況の把握

2 震度5弱以上の地震が発生した場合

市は、直ちに災害警戒本部もしくは災害対策本部（災害警戒本部：震度5弱、災害対策本部：震度5強以上）を設置し、速やかに前項に加え、次に定める任務を遂行する。

- (1) 広域応援の要請準備
- (2) 災害対策本部事務分掌に定める業務の内、緊急に行うべき業務

※長周期地震動階級…資料編 VIII 基準等 1 震度階級解説 ○長周期地震動階級関連解説表（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）を参照

市域で勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合（または長周期地震動階級4が観測された場合）は、全職員は速やかに所定の配置に参集するとともに、直ちに災害対策本部を設置し、応急対策活動を実施する。

第2 配備基準

災害警戒本部体制及び災害対策本部体制の配備基準は次のとおりとする。なお、参集場

所は、市役所本庁舎とするが被災した場合は、南別館、安土町総合支所又は市防災センターの順に配備を検討する。配備基準に該当する場合は、予め決められた参集場所に連絡を待つことなく参集する。

配備体制	発生時間別	地震の規模	参集職員	参集場所
災害警戒本部体制 (課長以上参集)	勤務時間内	震度 5 弱の 地震	副市長・教育長・ 危機管理監・各部長・理事・ 消防団長・事務局 (危機管理課)	市役所本庁舎 (南別館、安土町総合支 所、市防災センター)
			各課長、総務課、人事課、総合政 策部職員の半数、その他課長が必 要とする人員	各所属
	勤務時間外		副市長・教育長・ 危機管理監・各部長・理事・ 消防団長・事務局 (危機管理課)	市役所本庁舎 (南別館、安土町総合支 所、市防災センター)
			各課長、総務課、人事課、総合政 策部職員の半数、その他課長が必 要とする人員	各所属
			上記以外の職員	自宅待機
災害対策本部体制 (全職員参集)	勤務時間内	震度 5 強 以上の地震 (または 長周期地震 動階級 4)	市長・副市長・教育長・ 危機管理監・各部長・理事・ 消防団長・事務局 (危機管理課)	市役所本庁舎 (南別館、安土町総合支 所、市防災センター)
			上記以外の職員	各所属
	勤務時間外		市長・副市長・教育長・ 危機管理監・各部長・理事・ 消防団長・事務局 (危機管理課)	市役所本庁舎 (南別館、安土町総合支 所、市防災センター)
			上記以外の職員	別途配備計画による

第3 災害警戒本部

1 設置基準及び廃止基準

(1) 設置基準

- ア 市域で震度5弱の地震が発生したとき。
- イ その他大規模な地震が発生し、災害警戒本部長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

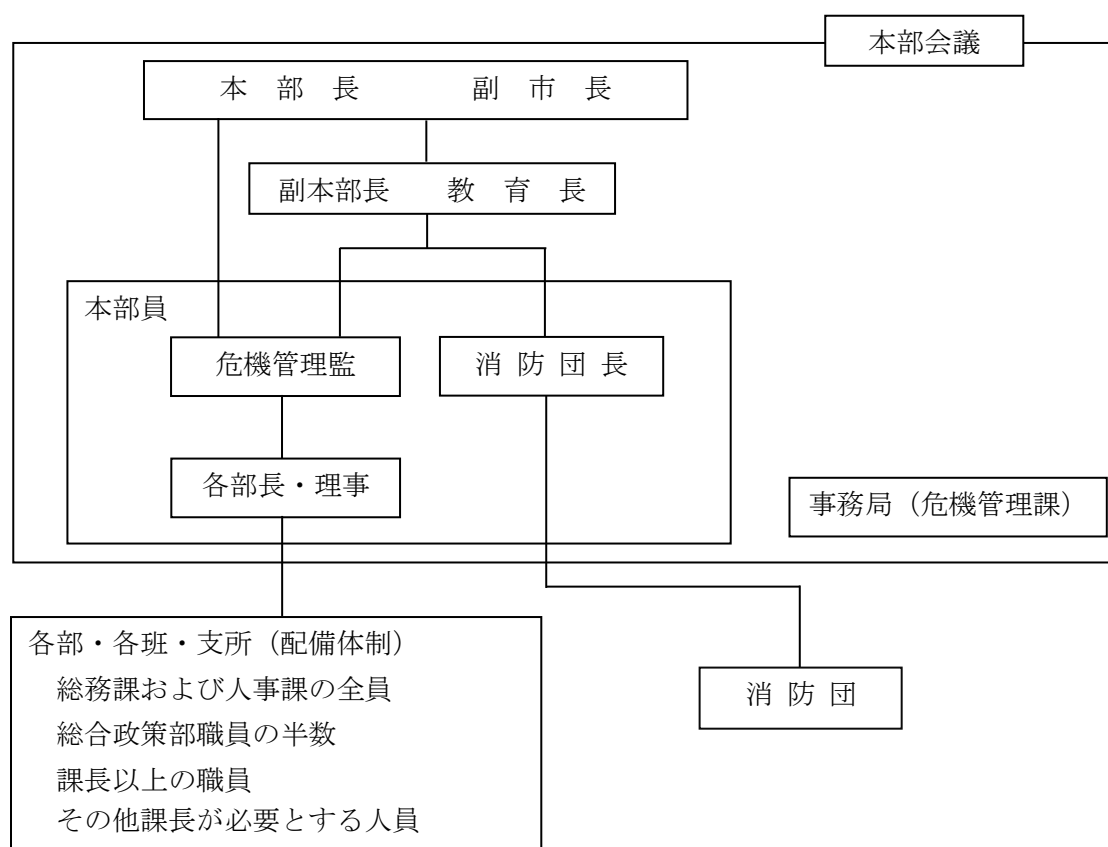
- ア 市域で災害発生又は拡大のおそれが解消し、かつ、応急対策がおおむね完了したと警戒本部長が認めたとき。
- イ 災害対策本部が設置されたとき。
- ウ その他本部長が必要ないと認めたとき。

2 本部設置の場所

災害警戒本部の設置場所は市庁舎3階市長応接室とし、新庁舎の整備後は3階特別会議室1とする。ただし、本庁舎が被災した場合は、南別館、安土町総合支所又は市防災センターの順に設置場所を検討する。

3 災害警戒本部の組織及び運営

(1) 編成組織



(2) 災害警戒本部の運営

ア 災害警戒本部長の順位

災害警戒本部長は副市長をもってあてる。副市長が不在又は連絡不能の場合の

職務代理順位者は、第1順位を危機管理監、第2順位を総務部長、第3順位を総合政策部長、第4順位を市民部長、第5順位を都市整備部長とする。

イ 災害警戒本部の業務は災害対策本部に準じるものとするが、特に次の任務を行う。

- (ア) 災害情報の収集・伝達に関すること。
- (イ) 緊急を要する災害応急対策の調整に関すること。
- (ウ) 災害対策本部の設置に関すること。

ウ 災害警戒本部会議は、本部長が収集した情報に基づき、災害応急対策上重要な事項について審議する。

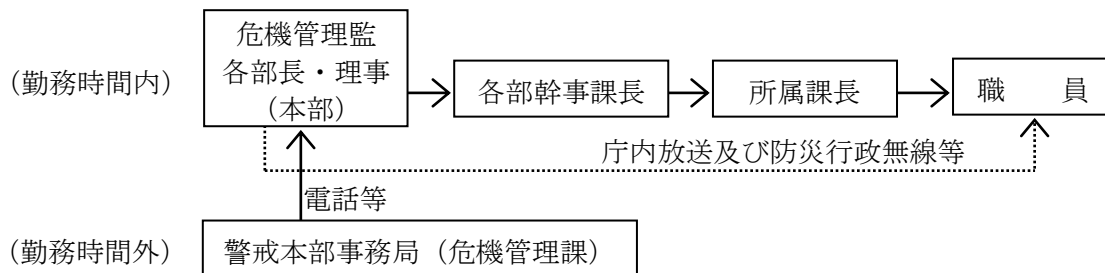
(3) 災害警戒本部の任務

災害警戒本部では、次の事項について実施する。

- ア 災害情報の収集及び伝達
- イ 災害危険箇所等の巡視及び警戒
- ウ 被害情報の収集
- エ 救助及び避難指示等の対策
- オ 水防活動（護岸・堤防）
- カ 関係機関との情報連絡及び調整
- キ 防災資機材の点検
- ク 避難所の開設準備
- ケ その他、本部長が必要と認める事項

4 災害警戒本部の設置及び災害警戒本部の廃止の伝達

災害警戒本部の設置又は廃止が決定したときは、各部にこの決定を伝達するものとする。



第4 災害対策本部

1 設置基準及び廃止基準

(1) 設置基準

- ア 市域で震度5強以上の地震が発生したとき。(または長周期地震動階級4が観測されたとき。)
- イ その他大規模な地震が発生し、市長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

- ア 市域で災害発生のおそれが解消したとき。

- イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- ウ その他本部長が必要ないと認めたとき。

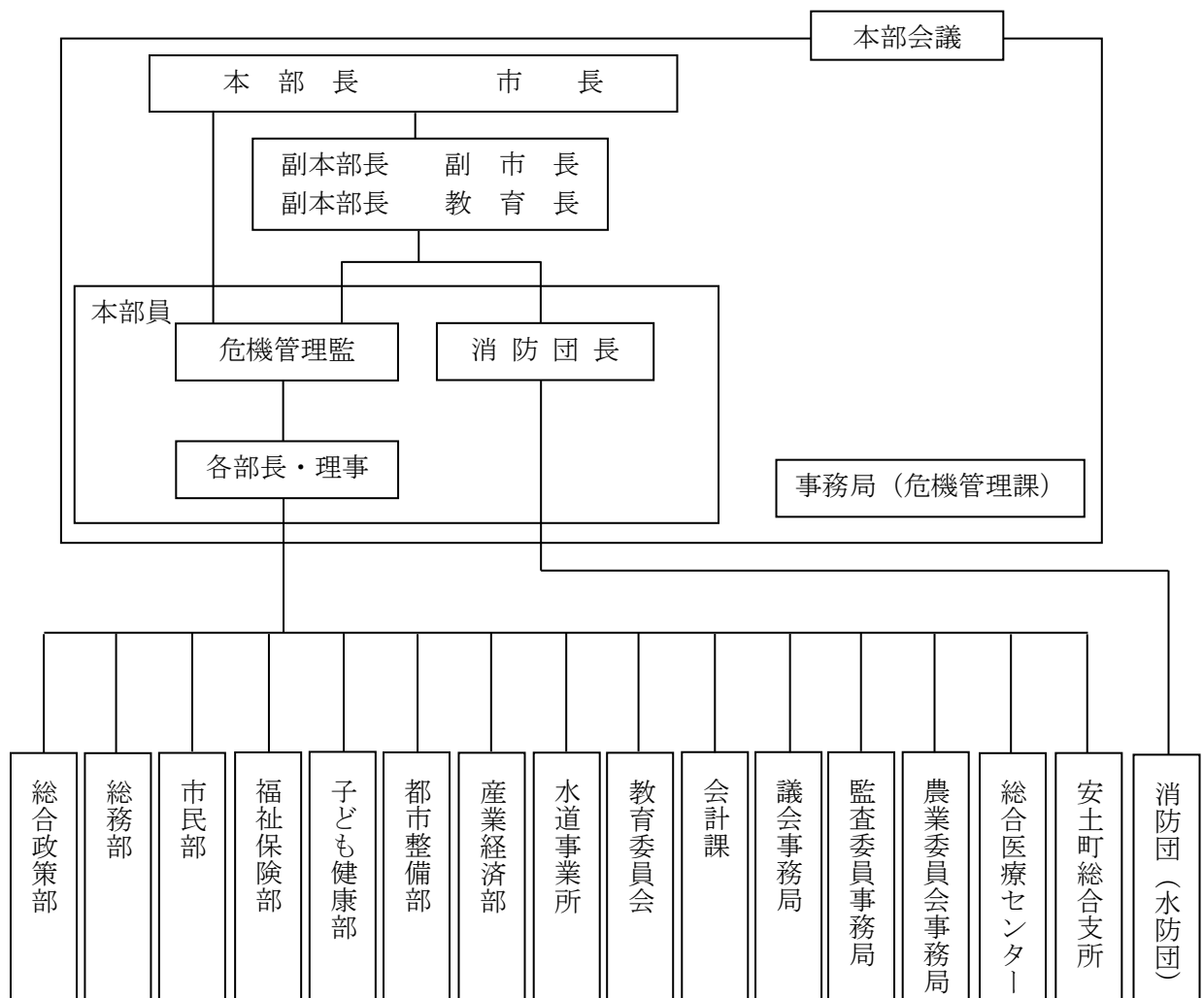
2 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、市庁舎 3 階市長応接室とし、新庁舎の整備後は 3 階特別会議室 1 とする。ただし、市役所本庁舎が被災し使用できない場合は、南別館、安土町総合支所又は市防災センターの順に災害対策本部の設置場所を検討する。

市役所本庁舎には、平常時から通信施設等を整備し、市本部設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

3 災害対策本部の組織及び運営

(1) 災害対策本部の編成組織



(2) 災害対策本部の運営

ア 災害対策本部長の順位

災害対策本部長は、市長をもってあてる。市長が不在又は連絡不能の場合の職務代理順位者は、第 1 順位を副市長、第 2 順位を危機管理監、第 3 順位を総務部長、

第4順位を総合政策部長、第5順位を市民部長、第6順位を都市整備部長とする。

イ 災害対策本部会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部員（危機管理監、各部長・理事、消防団長）、本部事務局で構成し、次の事項について決定し、実行する。

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (イ) 動員配備体制に関すること。
- (ウ) 各部間の連絡調整事項の指示に関すること。
- (エ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (オ) 国・県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (カ) 他市町への応援要請に関すること。
- (キ) その他災害に関する重要な事項。

ウ 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各部は、本部会議の決定に基づき、各部への情報伝達、活動状況の把握、応援要請、消防、水防、救助、その他の応急対策を実施するものとする。

エ 本部事務局の役割

事務局職員は、災害対策本部の庶務担当で、情報の管理、滋賀県との連絡調整、市本部の指示事項の伝達及び市本部の運営事務等にあたる。

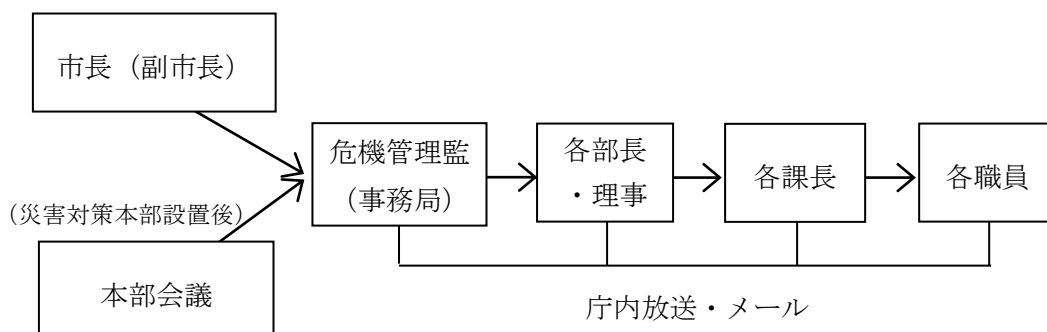
オ 勤務時間外における大規模な災害（市域で震度5強以上）では、職員は各所属へ安否報告を行い、市本部・各所属へ参集する。

4 災害対策本部の設置の伝達

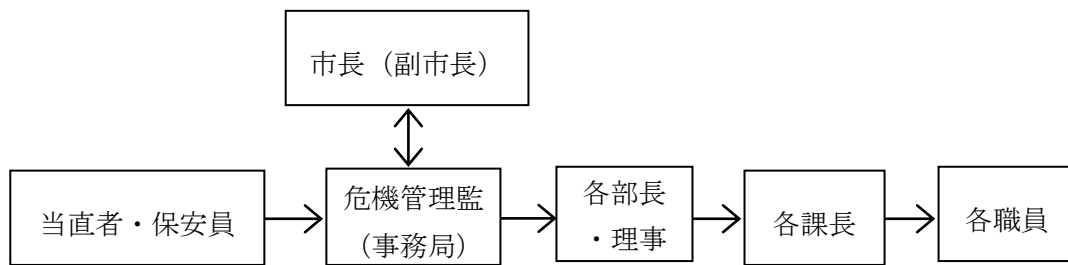
災害対策本部の設置が決定したときは、県及び各部にこの決定を伝達するものとする。また、その他必要に応じ防災関係機関等に伝達するものとする。配備指令の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内

(災害対策本部設置前)



(2) 勤務時間外



第5 初動体制

勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合（または長周期地震動階級4が観測された場合）は、災害対策本部を設置する。

初動体制時の活動については、「災害時用職員初動計画」を別に定める。

1 勤務時間外における初動要員確保

勤務時間外に大規模な地震が発生した場合、職員は各所属へ安否報告を計りつつ、市本部・各所属へ参集する。

2 初動要員の任務分担

別に定めるものとする。

3 初動体制における統括と指揮命令権者

初動体制の統括は危機管理監が行う。

指揮命令権者については、複数の責任者を指名し災害発生時にこれら責任者の中で参集した者のうち、災害対策本部等の職務代理順位を準用し決定する。

第6 職員の証票

職員が法に基づき施設、家屋に立ち入り、調査を行う場合における職員の身分を示す証票については、近江八幡市職員証とする。

第7 防災会議の招集

(1) 防災会議は必要に応じ、市長が招集する。

(2) 防災会議の委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、市長に会議の招集を求めることができる。

[参考資料]

- ・ 資料編 近江八幡市防災会議条例（資料Ⅰ-1）
- ・ 資料編 近江八幡市災害対策本部条例（資料Ⅰ-2）

第2節 情報収集連絡計画

[担当部局 全部局]
(災害対策本部)

地震時における各機関相互の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信窓口を統一し、通信連絡システムを整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保及び情報収集体制の強化を図るため、公衆通信設備の優先利用、非常通信やアマチュア無線の利用、放送の要請等を行う。

地震時においては、使用可能な通信連絡手段を利用することとするが、とりわけ、有線の途絶等を考慮し、無線を積極的に活用することとする。

第1 通信連絡手段の確保

1 有線通信の運用

公衆回線による通信が可能な場合には、これを利用する。また、市本部設置場所等重要な場所には、「優先電話」を予め設定しておくものとする。

2 無線通信網の確保と運用

地震時において、応急活動を迅速かつ効果的に実施するため、本節に定める情報の収集及び伝達に最も適合しかつ信頼性の高い通信網として、衛星系と地上系の2ルートで構成し、相互に補完する県防災行政無線網の確保と運用を図る。

3 その他の通信連絡手段

(1) 警察通信連絡

既設の警察有線通信設備、警察無線通信設備により通信を確保する。

(2) 非常通信の利用

地震が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又は、これを利用することが著しく困難なときは、消防、水防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関の自営通信回線又は、無線通信（携帯電話含む）、アマチュア無線等の通信連絡手段を効果的に利用することにより、災害対策に関する通信の確保を図る。

(3) 放送の要請

市本部は、有線放送施設である株式会社ZTV近江八幡放送局を利用し、加入者への放送を行う。

また、市本部は県本部を通じ、「法に基づく放送要請に関する協定」に基づく放送の要請を行う。

第2 地震情報の収集

(1) 彦根地方気象台（気象庁）による地震情報

県内で震度1以上の地震が観測された場合、彦根地方気象台（気象庁）が、震源の位置、規模及び地域震度、市町震度等を発表することになっており、本市の地域

震度は「滋賀県南部」、市町震度は「近江八幡市」、震度観測点は「近江八幡桜宮町」「近江八幡市安土町下豊浦」「近江八幡市出町」として発表される。この地震情報を県防災行政無線からの一斉通報により入手するとともに、併せてテレビ・ラジオ放送、その他防災関係機関等から地震情報を入手する。

(2) 県震度情報ネットワークシステムによる情報収集

本市に気象庁が設置した震度計は、震度情報ネットワークシステムにより、市役所3階及び安土コミュニティセンターに設置された震度表示装置に発生時刻、計測震度、震度等が表示されるので直ちにその情報を入手する。

(3) 防災科学技術研究所の震度計による地震情報の収集

防災科学技術研究所は、市に設置している震度計の震度が3以上を観測した場合、市役所及び防災センターに震度をFAXにより送付することとなっており、この情報を入手する。

(4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による地震情報の収集

(5) 衛星インターネット機器の導入により、公衆回線等の途絶時においてもインターネットにおいて情報収集等ができる環境を整備し、情報を収集する。

第3 被害情報の収集・伝達

1 被害情報の収集

(1) 被害状況の調査

ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、消防団、自治会、自主防災組織、学区まちづくり協議会等の応援を求めて実施する。特に初期の状況は、市民組織等を通じて直ちに市本部に通報されるよう体制を整えておくものとする。また、職員が庁舎等に参集する途中で収集できる情報を活用するよう努める。

イ 地震が発生したときは、直ちに被害状況を調査するものとする。

ウ 被害調査にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき判定するものとする。

エ 被害が甚大なため、市本部において被害状況等の把握及び被害調査が不可能なとき、あるいは被害調査に専門的な技術を必要とするときは、県本部に応援を求めて実施するものとする。

オ 状況の把握、被害調査については、警察、県機関及び他の関係機関との密接な連絡をとるものとする。

カ 最終的には、おおむね「被害状況即報」（第4号様式その1）に準じた総括表にまとめておくものとする。

(2) 被害に関する情報収集の方法

被害が大きく災害の実態が把握しきれない場合、応急に被害状況の概要を把握する。

ア 応急調査

(ア) 調査指示

被害が大きく災害の実態が把握しきれない場合、応急調査を実施する。本部門は該当部署にこれを伝達する。

(イ) 調査内容

調査内容は次のとおりである。

- ・ 人的被害調査（死者、負傷者、被災者数）
- ・ 住宅被害調査
- ・ 道路橋梁応急調査
- ・ 河川等応急調査
- ・ 土砂災害等応急調査
- ・ その他応急調査

(ウ) 応急被災情報の収集

指示を受けた部署は、応急に被災状況、危険箇所の調査を、重複を避けるように行い、各職員は現場において「応急被災状況報告書」（様式 1－1）に記載し、これを持ち帰り、各部署で図面情報とデータ情報として緊急にとりまとめるものとする。この場合、調査地域を被災地域と被災していない地域とに区別するものとする。

(エ) その他による応急被災情報の収集

市民の問合せ・通報・苦情等を市職員が受けた場合の情報及び現地活動を行う場合の情報、その他周辺の被災情報等もあわせて、「応急被災状況報告書」に記載するものとする。

(オ) 情報整理

集まった応急被災状況報告書は情報の二重処理に注意して整理し、図面情報も合わせて市本部に報告する。応急被災状況報告書の収集状況等からみて、短時間に処理しきれない場合は応援を要請する。

情報整理の過程で、重要な情報未収集地区がある場合は、必要に応じ、市本部員を通じて担当部署に調査を依頼する。

(カ) 参集情報

勤務時間外に災害が発生した場合、職員は参集途上の被災状況を記憶にとどめ、登庁後直ちにこれを「応急被災状況報告書」に記載し、市本部に報告するものとする。

2 災害活動情報の収集

市本部は、各防災機関が行っている災害情報を収集し、その調整を図るものとする。
なお、主な収集事項は次のとおりとする。

- (1) 初期における火災発生状況及び消火活動状況
- (2) 要救護情報及び医療活動情報
- (3) 道路などの主要公共施設の被害状況
- (4) 避難の必要の有無及び避難所等の状況
- (5) その他災害活動上必要ある事項

3 県への被害情報の伝達

- (1) 伝達すべき情報の種類

県へ伝達すべき被害情報は次のとおりとする。

- | | |
|---|---------------|
| ア | 災害の原因 |
| イ | 災害が発生した日時分 |
| ウ | 災害が発生した場所又は地域 |
| エ | 被害の程度 |
| オ | 災害に対しとられた措置 |
| カ | その他必要な事項 |

(2) 被害即報

市本部は、即報基準（県への報告）に掲げる被害を覚知した都度、判明したものから順次、原則、防災情報システムにより県本部（本部設置前においては防災危機管理局）に伝達する。

また、県が覚知していない被害に関しては、システム入力後、電話等で第一報を報告することとし、システムが使用不可能な場合には、あらゆる手段を用いて被害即報を伝達する。

なお、市本部は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲内で第一報を行う。

市本部は、直接即報基準（消防庁及び県への報告）に掲げる被害を覚知した場合は、原則として覚知後 30 分以内に県本部だけでなく国（消防庁）へも第一報を行い、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き国（消防庁）へ行うものとする。

報告にあたっては、法 53 条並びに火災・災害等即報要領（昭和 59 年 11 月 16 日付け滋消第 2090 号及び昭和 59 年 11 月 24 日付け滋消第 2474 号）による。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、以下の様式によらず、おおむねの被害規模等判明している事項を速やかに伝達する。

- ア 火災（第 1 号様式）
- イ 特定の事故（第 2 号様式）
- ウ 救急・救助事故（第 3 号様式）
- エ 災害概況即報（第 4 号様式その 1）
- オ 災害状況即報（第 4 号様式その 2）
- カ 即報被害報告（個票）

防災情報システムで県に報告する場合は、この様式を用いる。

- キ 災害被害即報（その 1～3）

(3) 被害即報の伝達系統

- ア 市本部

市本部から県地方本部（設置前は東近江土木事務所経理用地課）を通じ県本部（設置前は防災危機管理局）への報告経路を基本とする。ただし、通信の途絶等のため市本部から県本部への報告が不可能な場合には、市本部から直接国（総務

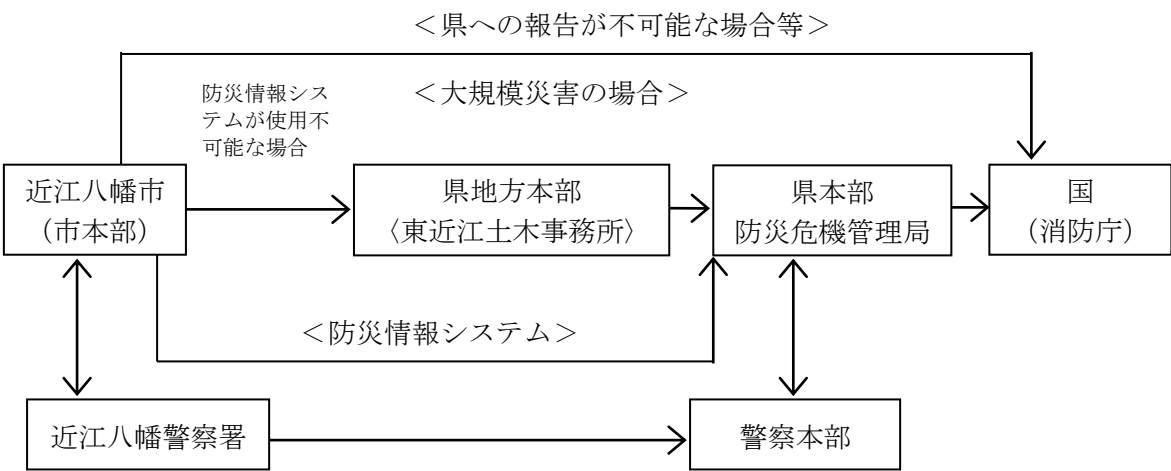
省消防庁)に報告するものとする。この場合、市本部から県本部への通信が回復した段階で速やかに県本部への報告(国へはすでに報告した旨を含む)を行うこととする。

また、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、市本部は直ちにその状況を電話にて消防庁及び県本部へ報告するものとする。

イ 警察

近江八幡警察署長は、地震発生直後の被害状況について本部長(市長)へ速やかに伝達するとともに緊急に対応すべき措置等につき必要な助言をするものとする。

[被害即報の伝達系統]



県本部 (防災危機管理局)	電話		077-528-3432
		(夜間休日等)	077-528-3436
	FAX		077-528-6037
		(夜間休日等)	077-523-6390
	防災電話		51-821
県地方本部		(夜間休日等)	51-898
	防災 FAX		51-850
国 (総務省消防庁)	電話		0748-22-7733
	FAX		0748-23-4163
	防災電話		54-862
	防災 FAX		54-851
	平常時	N T T 回線	03-5253-7527
		FAX	03-5253-7537
		地球衛星通信ネットワーク	6-048-500-90-43422
		FAX	6-048-500-90-49033
	夜間休日	NTT 回線	03-5253-7777
		FAX	03-5253-7553
		地球衛星通信ネットワーク	6-048-500-90-49102
		FAX	6-048-500-90-49036

(4) 被害報告

ア 火災報告

市本部は、消防署に報告を行うものとする。

イ 被害報告

災害確定報告（第 1 号様式）

市本部は、応急措置が完了した後 10 日以内に県本部に被害確定報告を行うものとする。

第3節 災害時の広報計画

[担当部局 全部局]
(災害対策本部)

地震時において、被災地や隣接地域の市民に対し正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地住民の状況や要望事項を把握するため、広報・広聴活動を実施する。また、報道機関との連絡調整を緊密にし、適時に的確な情報提供を図るとともに、報道機関との協力体制を確立し、被災者の立場に立った報道が行われるよう努める。広報活動は、総合政策部が担当し、必要に応じて警察、消防団、自治会、自主防災組織、学区まちづくり協議会等に協力を求める。

1 広報の内容

災害の広報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各段階に応じて、市民に必要な情報を提供する。

- (1) 災害時における市民の心構え
- (2) 災害に係る気象情報及び雨量・水位・災害危険箇所等に関する状況
- (3) 被害状況（一般的な被害状況以外に、安否情報も含む）
- (4) 災害応急対策の実施状況
- (5) 避難の指示及び避難先の指示等
- (6) 電気、ガス、電話、水道等の供給状況、復旧の見通し
- (7) 災害復旧の見通し
- (8) 交通規制及び交通機関の運行状況
- (9) その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集、運搬等生活関連情報）必要な事項
- (10) 災害の補償や融資に関すること。

2 広報の方法

- (1) 市民に対する広報

広報は、広報内容、方法を的確に判断して効果的に行う。

なお、避難行動要支援者や日本語を十分解さない外国人に対しては、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、広報活動を行う。

- ア 各種広報車両やハンドマイクによる広報
- イ 自治会、赤十字奉仕団等市民団体の協力による広報
- ウ 避難場所等における職員の派遣による広報
- エ チラシ等印刷物による広報
- オ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関の協力による広報
- カ インターネット等による広報（近江八幡Town-Mail、緊急通報メール、エリアメール、近江八幡市公式LINE）

- (2) 具体の広報体制

市民に対する具体の広報については、原則として次の方法により実施する。

- ア 広報車（市公用車、学区まちづくり協議会公用車等）
市以外の車両等を使用する場合は、必要に応じて車両等の所有者（以下、協力者という）に車両等の借用及び広報活動等の協力を得る。
協力者は、災害対策本部の連絡広報班の責任者、又は現地対策部の責任者の指示により、広報活動を開始・停止するものとする。
 - イ 同報系防災行政無線
 - ウ 近江八幡Town-Mail、緊急通報メール、エリアメール、近江八幡市公式LINE
 - エ 災害危険箇所については、自治会の長に対して電話等で行う。
 - オ 避難の指示については、自治会ごとに設ける避難誘導マニュアルに基づき住民周知に努めるものとする。
 - カ 緊急なものや広範囲にわたるものは、県本部を通じて、報道機関等により広報を行う。
- (3) 広報資料のとりまとめ
- ア 各機関でとりまとめた資料を最大限に利用し、災害の現場における現地取材も行う。
 - イ 災害写真の撮影
 - (ア) 現場に写真撮影員を派遣して、被害写真を直ちに撮影する。
 - (イ) 他の機関が撮影した写真の収集にも努めるものとする。
 - (ウ) 災害写真は速やかに引伸し掲示するなど即報に用いるほか他の機関から依頼があった場合は提供する。

3 報道機関を活用した広報

総合政策部は、災害の状況や応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報の提供は、情報内容の一元化を図るため総合政策部（連絡広報班）においてすべて行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、出来るだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行うよう努める。

4 広聴活動

総合政策部（連絡広報班）は、災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じる。また、市民の要望等の把握に努めるとともに、関係機関へ適宜その要望等を伝達し、迅速な処理を求め、必要に応じて被災者相談所等を設置し市民からの意見収集に努めるとともに、関係機関に対してその処理を求める。

なお、障がい者や外国人に対しては、社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得て、広聴活動を行う。

[参考資料]

- ・資料編 防災関係機関連絡窓口（資料Ⅲ-4）
- ・資料編 近江八幡市防災行政無線配備一覧（資料Ⅳ-1）

第2章 風水害、土砂災害警戒時及び風水害、土砂災害発生直後の活動計画

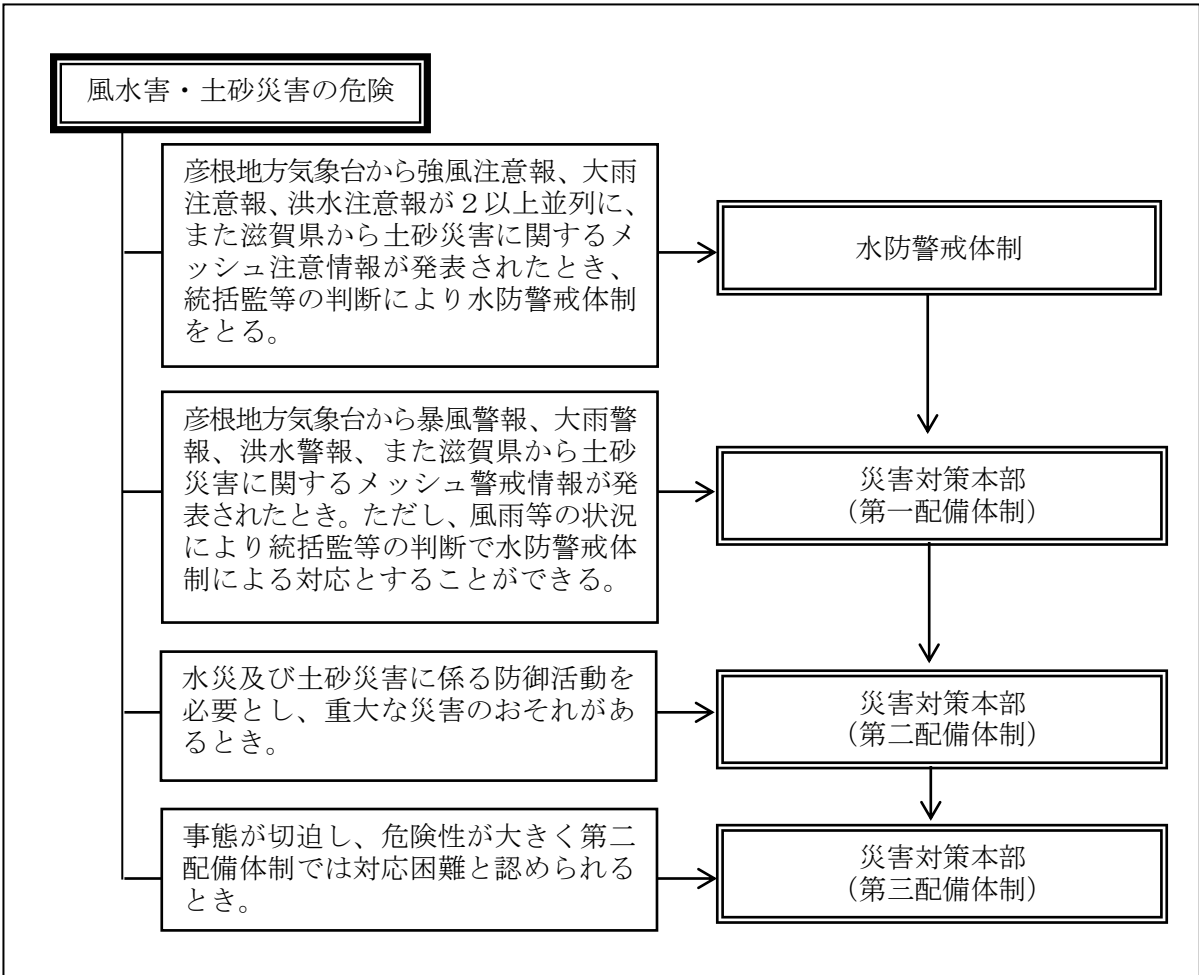
第1節 防災組織整備計画

[担当部局 全部局]

風水害、土砂災害が発生し又は発生するおそれがある場合、市長は必要に応じ、災害対策本部を設置し、緊急な連絡、協力の下に災害応急対策を実施する。災害対策本部を設置するに至らない場合は、気象状況等に応じ必要な体制をとる。

災害対応にあたっては、継続した訓練の実施や、過去の災害教訓を踏まえ、災害対応体制の強化に努める。

[風水害、土砂災害発生時の活動体制]



第1 風水害、土砂災害時の配備基準及び体制

水防警戒体制及び災害対策本部体制の配備基準は次のとおりとする。

配備体制をとる必要がある時の職員参集は、有線電話、無線、携帯電話、L o G o チャットなどを使用する。

[災害時の配備基準（風水害時、土砂災害）]

配 備 の 種 類		配 備 時 期	配 備 内 容
水防警戒体制		彦根地方気象台から強風注意報、大雨注意報、洪水注意報のうち2以上並列に、また滋賀県から土砂災害に関するメッシュ注意情報が発表されたとき、統括監等の判断により水防警戒体制をとる。	班体制等を敷いて情報の収集・現地確認等の対応に当たり、事態の推移によっては、直ちに複数班体制での対応および災害対策本部（第一配備体制）に移行可能な体制とする。
災害対策本部体制	第一配備体制	彦根地方気象台から暴風警報、大雨警報、洪水警報、また滋賀県から土砂災害に関するメッシュ警戒情報が発表されたとき。 ただし、風雨等の状況により統括監等の判断で水防警戒体制による対応とすることができる。	少数の人員で、主として現地調査を含む情報の収集及び連絡に当たり事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる体制とする。
	第二配備体制	水災及び土砂災害に係る防御活動を必要とし、重大な災害のおそれがあるとき。	市役所の各所属の人員の約半数をもって、水災及び土砂災害に係る防御活動の必要な事態が発生すれば、そのまま防御活動が遅滞なく遂行できる体制とする。
	第三配備体制	事態が切迫し、危険性が大きく第二配備体制では対応困難と認められるとき。	市役所の各所属の全職員をもって完全な防御体制とする。

[風水害、土砂災害時の配備体制]

種類別	発 生 別	参 集 職 員	参 集 場 所
水 防 警 戒 体 制	勤務時間内 (庁内放送・電話)	水防警戒体制職員	各 所 属
		上記以外の職員	各 所 属
	勤務時間外 (電話)	水防警戒体制職員	各 所 属
		上記以外の職員	自宅待機
災 害 対 策 本 部 体 制	勤務時間内 (庁内放送・電話)	災害対策本部関係者 (市長・副市長・教育長・本部員)	市庁舎 3 階 市長応接室
		第 1 配備体制職員	各 所 属
	勤務時間外 (電話)	災害対策本部関係者 (市長・副市長・教育長・本部員)	市庁舎 3 階 市長応接室
		第 1 配備体制職員	各 所 属
	勤務時間内 (庁内放送・電話)	災害対策本部関係者 (市長・副市長・教育長・本部員)	市庁舎 3 階 市長応接室
		第 2 配備体制職員	各 所 属
	勤務時間外 (電話)	災害対策本部関係者 (市長・副市長・教育長・本部員)	市庁舎 3 階 市長応接室
		第 2 配備体制職員	各 所 属
	勤務時間内 (庁内放送・電話)	災害対策本部関係者 (市長・副市長・教育長・本部員)	市庁舎 3 階 市長応接室
		上記以外の職員	各 所 属
	勤務時間外 (電話)	災害対策本部関係者 (市長・副市長・教育長・本部員)	市庁舎 3 階 市長応接室
		上記以外の職員	各 所 属

※新庁舎の整備後は、市庁舎 3 階市長応接室は市庁舎 3 階特別会議室 1 とする。

第2 水防警戒体制

彦根地方気象台から強風注意報、大雨注意報、洪水注意報のうち2以上並列に、また滋賀県から土砂災害に関するメッシュ注意情報が発表されたとき、統括監等の判断により水防警戒体制をとり、気象、水防等の情報収集及びその通報にあたることとする。

配備の指令は、水防管理者が水防員を非常配備につかせるために行い、指令は①水防管理者が自らの判断により必要と認めた場合、及び②水防法第30条による知事から指示があった場合に発せられる。また、配備の解除は、水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなった場合に行う。

第3 災害対策本部体制

水防法第17条の規定（水防団及び消防機関の出動）により、「水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が都道府県知事の定める警戒水位に達したときその他の水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。」と定められており、水防法第16条第3項及び土砂災害防止法第27条による通知を受けた時点より、水災及び土砂災害の危険が解消されるまで災害対策本部を開設し、事務を処理する。

(1) 設置基準

彦根地方気象台から暴風警報、大雨警報、洪水警報、また滋賀県から土砂災害に関するメッシュ警戒情報が発表されたとき。ただし、風雨等の状況により統括監等の判断で水防警戒体制による対応とすることができる。

(2) 閉鎖基準

- ア 災害の発生がなく、又は災害の応急措置が完了したとき。
- イ その他、本部長が必要なしと認めたとき。

(3) 本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、市庁舎3階市長応接室とし、新庁舎の整備後は3階特別会議室1とする。

(4) 組織編成及び事務分掌

災害対策本部の組織編成については、第3編第1章第1節に準じ、事務分掌については、「近江八幡市水防・土砂災害対応計画書」に定める。

第4 職員の証票

職員が法に基づき施設、家屋に立ち入り、調査を行う場合における職員の身分を示す証票については、近江八幡市職員証とする

第5 防災会議の招集

- 1 防災会議は必要に応じ、市長が招集する。
- 2 防災会議の委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、市長に会議の招集を求めることができる。

[参考資料]

- ・資料編 近江八幡市防災会議条例（資料Ⅰ-1）

- ・資料編 近江八幡市災害対策本部条例（資料Ⅰ-2）

第2節 気象予警報伝達計画

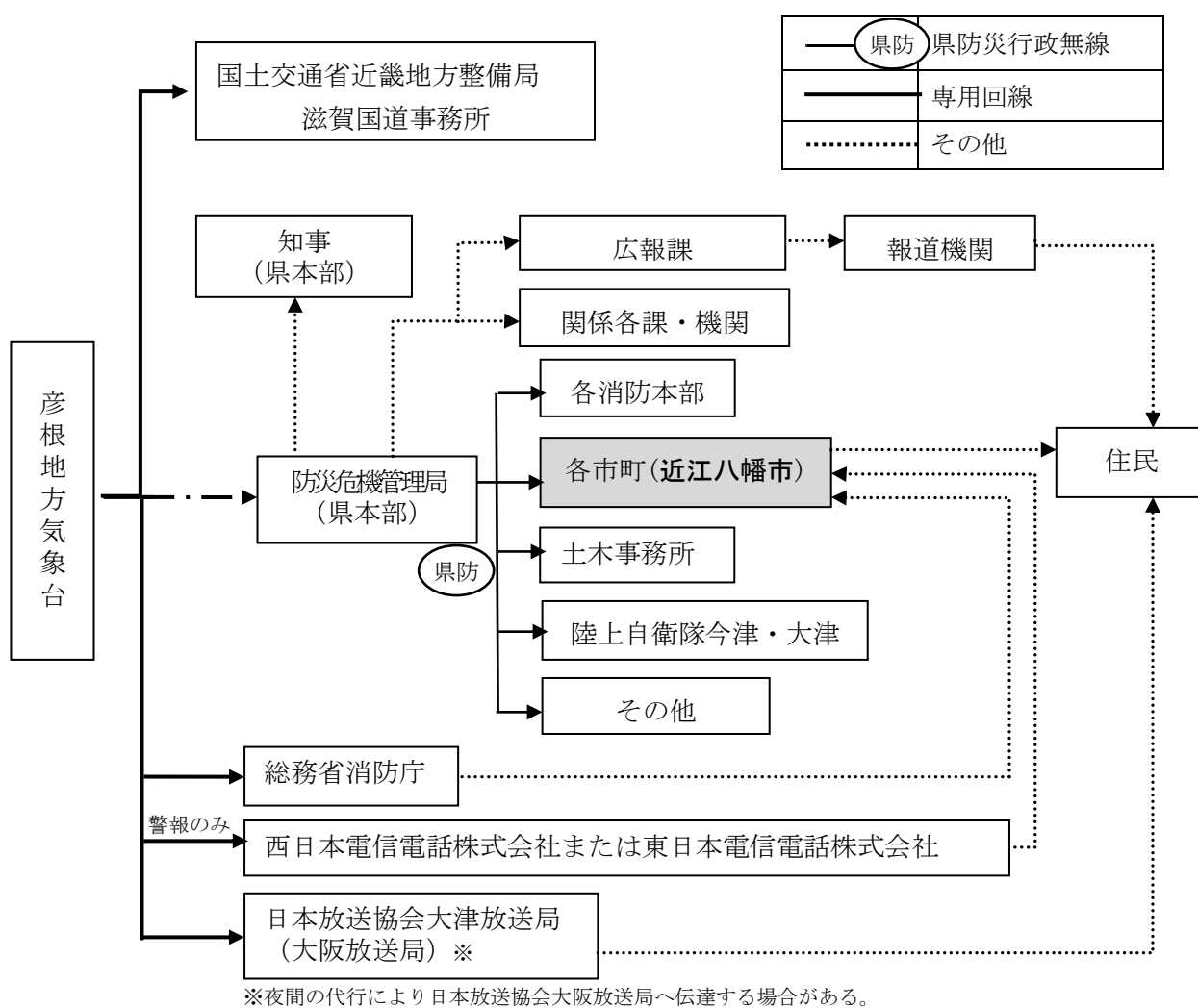
[担当部局 全部局]

風水害は気象情報を迅速かつ的確に把握することにより、災害の発生をある程度回避できる。気象予警報等その他の災害に関する情報は、関係機関の有機적連携のもとに、迅速かつ的確に伝達、周知徹底を図るものとする。

第1 気象予警報等の伝達系統

気象予警報の伝達系統については、以下に示す「気象予警報伝達系統図」による。

「気象予警報伝達系統図」



(注) 防災危機管理局から各土木事務所、市町、消防本部等への予警報の音声伝達方法

○勤務時間内の場合……防災行政無線より伝達する。

○勤務時間外の場合……防災危機管理局設置のボイスメール装置を遠隔操作することにより市町宿直者等に伝達する。

第2 予警報等の伝達機関における措置

気象警報等を受けた場合、直ちに庁内各部、出先機関に通知するものとする。

各部、出先機関にあっては、通報を待つのみでなく積極的に関係機関と連絡するとともに、ラジオ、テレビ放送等にも注意し、的確な情報収集に留意しなければならない。

第3 異常現象発見時の措置

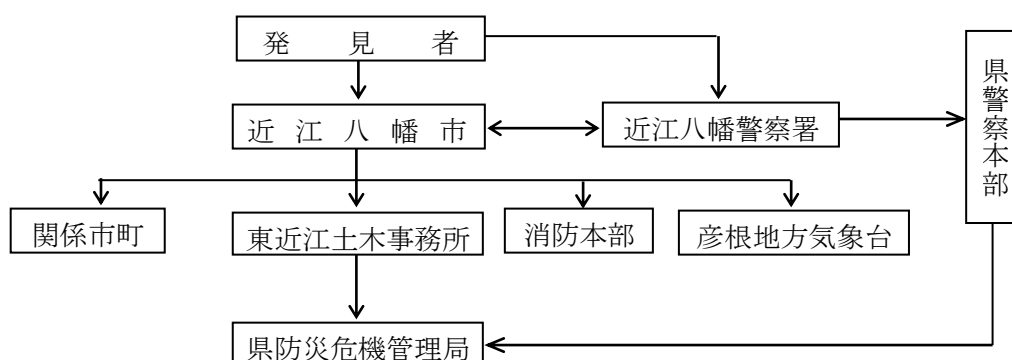
- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を直ちに市長に通報しなければならない。
- (3) 上記(1)及び(2)によって通報を受けた市長は、直ちに次の機関に通報しなければならない。

ア 彦根地方気象台（著しく異常な気象現象）

イ その災害に関係ある市町

ウ 近江八幡警察署、東近江土木事務所、東近江行政組合消防本部等

〔異常現象発見時の措置〕

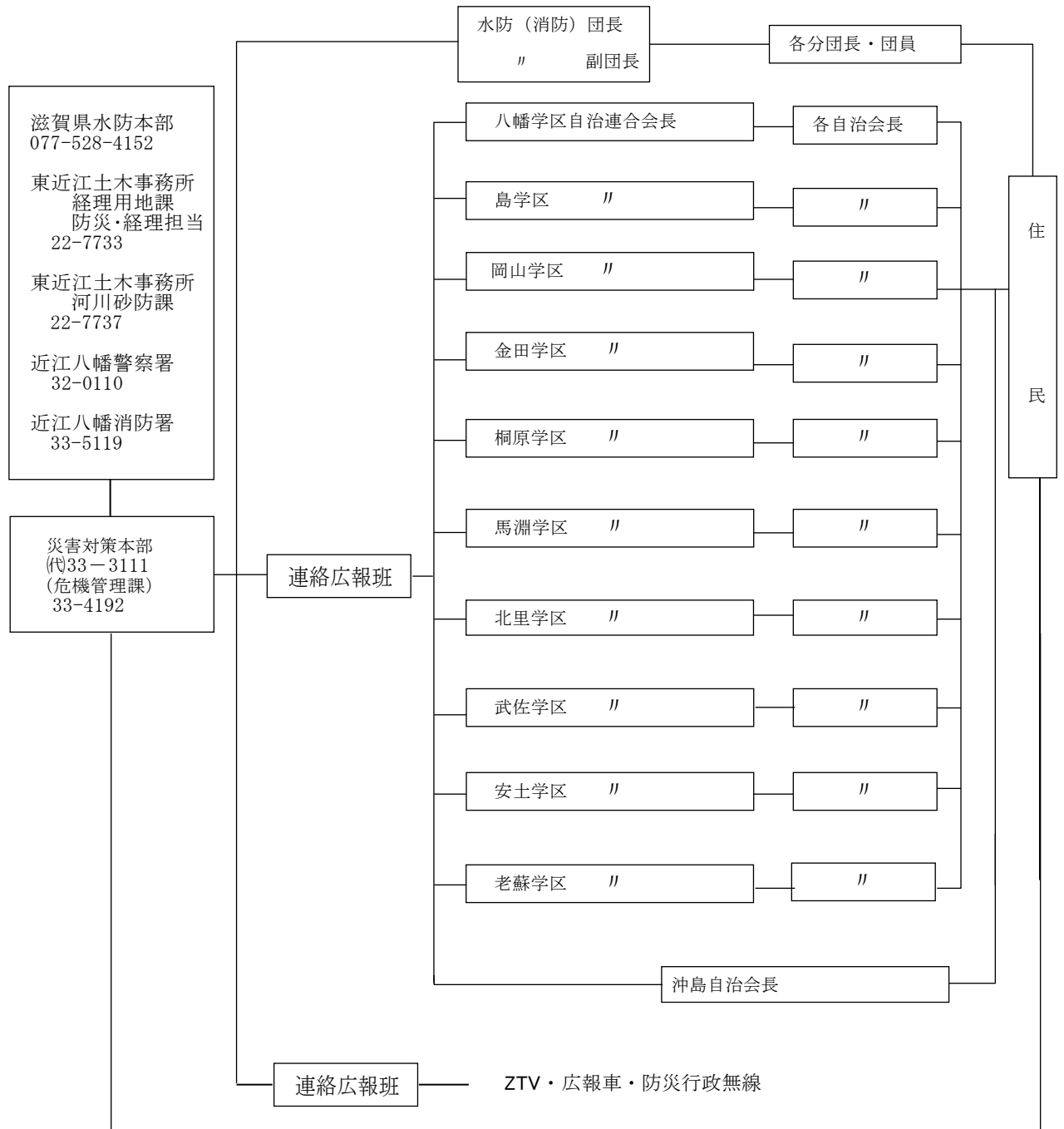


第4 市民への周知

市民に対しての周知徹底方法は、おおむね次による。

- (1) 状況により電話等を利用し、各自治会長等を通じ市民に周知徹底する方法
- (2) ZTV近江八幡放送局を利用する方法
- (3) 同報系防災行政無線
- (4) 近江八幡Town-Mail、緊急通報メール、エリアメール、近江八幡市公式LINEを利用する方法
- (5) マイク、広報車等を利用する方法
- (6) サイレン、警鐘による方法

[市民への連絡系統]



第5 その他

- (1) 災害の発生その他の事故により警報等の伝達ができないときは、関係機関は相互に連絡を取り、警報等を速やかに市民に周知徹底する応急的な措置を講じるものとする。
- (2) この計画に関係ある各機関は、警報等の受領、伝達の取扱主任者及び副主任者を定めておかなければならない。

- (3) この計画に定めるもののほか、警報等の受領、伝達その他の処理に関して必要な事項は関係機関が協議して定めておくものとする。
- (4) この計画で各機関との気象警報注意報の伝達受信は原則としてFAXにて行う。

[参考資料]

- ・資料編 気象予警報区分図（資料Ⅷ-2）
- ・資料編 気象予警報等の種類及び発表基準（資料Ⅷ-3）
- ・資料編 水防信号表（資料Ⅷ-7）

第3節 情報収集連絡計画

[担当部局 全部局]

風水害等の災害時の各機関相互の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、各機関の通信窓口を統一し、通信連絡経路を整備するとともに、非常の際における通信連絡の確保及び情報収集体制の強化を図る。

なお、水害に関し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討し又は発令したときは、東近江市、野洲市、竜王町に情報提供する。

内容については、「第3編第1章第2節情報収集連絡計画」に準じる。

[参考資料]

- ・資料編 防災関係機関連絡窓口（資料Ⅲ-4）
- ・資料編 近江八幡市防災行政無線配備一覧（資料Ⅳ-1）

第4節 警戒活動計画

[担当部局 全部局]
(東近江行政組合消防本部)

市及び防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 水防活動

1 水防活動の種類

水防管理者は、市域において水害が予想される場合には、市水防・土砂災害対応計画書に基づき、迅速に次の水防活動を実施する。

- (1) 各区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報
- (2) 水防に必要な資器材の点検整備
- (3) 水閘門（農業用も含む）、せき堤等の遅延のない操作及び樋門等の管理者に対する閉鎖の応援

2 情報報告の徹底

水防管理者は、出動命令を出した水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、重要箇所を中心に巡回し、パトロール担当者は異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所轄の現地本部及び市本部に報告する。

- (1) 堤防の亀裂・がけ崩れ、沈下等
- (2) 堤防の溢水状況
- (3) 水閘門等の水漏れ
- (4) 橋梁等構造物の異常

第2 土砂災害警戒活動

市及び県は、豪雨、強風等によって生じる土砂災害に備える。

1 警戒活動の種類

土砂災害の警戒活動については、本部長の判断により、次の警戒活動を行う。

- (1) 第一配備体制
 - ア 各危険地域において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。
 - イ 地元自主防災組織等の活動を要請する。
 - ウ 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- (2) 第二配備体制
 - ア 市民等に避難の準備を行うよう広報を行う。
 - イ 必要に応じて、高齢者等避難の発令及び法に基づく避難指示を行う。

2 情報交換の徹底

関係機関は、雨量風力等の情報交換に努める。

第3 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、強風等によっておこる災害に備える。

1 ライフライン事業者

防災業務計画等に基づき警戒活動を行う。

(1) 上下水道

復旧に必要な資機材の点検、整備、確保

(2) 高圧ガス危険物等関係施設の管理者（一般社団法人滋賀県LPガス協会近江八幡支部）

ア 復旧に必要な資機材の点検、整備、確保

イ 浸水のおそれのある施設の巡回点検

2 放送事業者

気象情報等の収集、円滑な広報に努める。

(1) 株式会社ZTV近江八幡放送局

ア 電源設備、給排水設備の整備

イ 放送設備・空中線の点検

ウ 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

気象状況により警備警戒をとるとともに、利用者の混乱を防止するため適切な措置を講じる。

(1) 鉄軌道施設（西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、一般社団法人 近江鉄道線管理機構）

ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ、若しくは速度制限を行う。

イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

(2) 道路・橋梁施設

ア 定められた基準により通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。

イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講じる。

(3) 港湾、漁港、舟だまり施設

ア 施設に被害が生じるおそれがある場合は、供用の一時停止の措置を行う。

イ 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

[参考資料]

- ・資料編 市内河川（資料Ⅶ-1）
- ・資料編 重要水防区域（資料Ⅶ-2）
- ・資料編 水こう門・せき堤（資料Ⅶ-3）

- ・資料編 河川現況及び水防区域図（資料Ⅶ-4）
- ・資料編 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）（資料Ⅶ-5）
- ・資料編 土砂災害警戒区域（土石流溪流）（資料Ⅶ-6）
- ・資料編 山地災害危険地（資料Ⅶ-7）
- ・資料編 土砂災害警戒区域（資料Ⅶ-8）

第5節 避難誘導計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総合政策部、福祉保険部、子ども健康部、
教育委員会]

(東近江行政組合消防本部)

人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、予め定めた基準により、市民を速やかに安全な場所に避難誘導する。水害による避難者は、水害の及ばない収容避難所又は一時避難場所に避難をするものとし、避難が遅れ避難場所へ避難するのが危険になった場合は、住宅の2階など安全な場所に避難する(垂直避難)ものとする。なお、避難の際には、避難行動要支援者に十分配慮する。

第1 高齢者等避難、避難指示

1 避難のための立ち退き指示等の権限

[避難指示の実施責任者及び実施基準]

事項 区分	実施責任者	措 置	実 施 基 準	国の示す 警戒レベル
高 齢 者 等 避難	市長	要配慮者等(社会福祉施設を含む)に対する 立ち退き先の指示	災害が発生するおそれがある場合に発令する。	警戒レベル 3
避 難 の 指 示 等	知事及びその命を受けた職員(水防法第 29 条、地すべり等防止法 25 条)	立退きの指示	洪水・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	警戒レベル 4
	水防管理者(市長)(水防法第 29 条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	
	市長(法第 60 条)	立退き及び 立退き先の指示	災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、特別の必要があると認められるとき。※市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。	
	警察官(法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条)	立退きの指示 警 告 避難等の措置	市長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受ける恐れのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。	
	自衛官(自衛隊法第 94 条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。	
避難指示にあたっての助言(法第 61 条の 2)		指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は知事は、避難指示等に関する事項について市長から助言を求められた場合には、その所掌事務に関し、必要な助言をする。		
知事による避難の指示等の代行(法第 73 条)		知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができない時は、避難のための立退き及び指示に関する措置の全部又は一部を代行する。		
避難指示の解除にあたっての助言(土砂災害防止法第 32 条)		国土交通大臣又は知事は、避難指示の解除に関する事項について市長から助言を求められた場合には、必要な助言をする。		

※避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危機が及ぶ恐れがあると認めるときは、屋内で避難その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

○警戒レベル1…早期注意情報

○警戒レベル2…洪水注意報・大雨注意報 等

○警戒レベル5…「緊急安全確保」、災害が発生または切迫している状況で発令。「避難情報に関するガイドライン」から、災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができることから、大雨特別警報は「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令基準例として用いる。ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することが出来ているとは限らないことから、必ず発令できるとは限らない。

2 避難指示等の基準

避難指示等の基準については、避難情報が迅速・的確に発令されることが必要であり、雨量・水位等の客観的数値に基づくものとする。避難指示等の詳細な運用は別途策定する近江八幡市水防・土砂災害対応計画書による。

なお、水害に関し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討し、又は発令したときは、東近江市、野洲市、竜王町に情報提供する。

(1) 水害危険区域における避難指示等の基準

ア 洪水予報河川（琵琶湖、日野川、野洲川（下流））の水位に基づく基準

国または県、彦根地方気象台から発表される洪水予報等に基づき、以下の基準で避難情報を発令する。（発令区域は浸水想定区域に基づき決定する。）

区 分	基 準	国の示す警戒レベル
高齢者等避難	○氾濫警戒情報が発表され、基準地点の水位が一定時間後に避難判断水位に達する見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき ○破堤につながるような漏水等が発見された場合	警戒レベル 3
避難指示	○氾濫危険情報が発表され、基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき ○堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合	警戒レベル 4

※ 洪水予報河川とは、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生ずるおそれのある河川について、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して、一般住民に洪水の生じるおそれがあることを周知する洪水予報を行う河川をいう。

イ 中小河川の水位に基づく基準

降雨状況及び河川の水位及び浸水の状況等に基づき、以下の基準で避難情報を発令する。なお、河川の水位確認を容易にするため、簡易水位計の設置を推進する。

区 分	基 準	国の示す警戒レベル
高齢者等避難	○大雨警報、大雨特別警報等が出され降雨が続き、河川の水位が6割の水位に達した場合 ○近隣で浸水の危険が高い場合	警戒レベル 3
避難指示	○大雨警報、大雨特別警報等が出され降雨が続き、河川の水位が7割の水位に達した場合 ○近隣で浸水が拡大している場合	警戒レベル 4

ウ 市管理河川・水路等の基準

降雨状況、河川の水位及び浸水の状況等に基づき、以下の基準で避難情報を発令する。

区 分	基 準	国の示す警戒レベル
高齢者等避難	○近隣での浸水、河川の増水、降雨状況や降雨予測により浸水の危険が高い場合	警戒レベル 3
避難指示	○近隣で浸水が拡大している場合	警戒レベル 4

(2) 土砂災害警戒区域等における避難指示等の基準

県と彦根地方气象台から土砂災害警戒情報が発表された場合及び土砂災害の前兆現象が発見された場合に、下記の基準で避難情報を発令する。

区 分	基 準	国の示す警戒レベル
高齢者等避難	○土砂災害警戒情報が発表され、滋賀県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度がレベル3のとき。 気象庁ホームページの土砂キキクルが赤（警戒）のとき。 ○土砂災害等により、著しい危険が切迫しているとき。	警戒レベル3
避難指示	○土砂災害警戒情報が発表され、滋賀県土木防災情報システムの土砂災害降雨危険度がレベル4のとき。 気象庁ホームページの土砂キキクルが紫（危険）のとき。 ○土砂災害発生がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況、または、命に危険が及ぶ土砂災害が、すでに発生しているにもかかわらずおかしくない状況。	警戒レベル4

土砂災害降雨危険度（滋賀県土木防災情報システム）とキキクル(気象庁ホームページ)による避難の目安

土砂災害降雨危険度 (滋賀県土木防災情報システム)と、 キキクル(気象庁ホームページ)上の表示	表示に相当する 避難情報・警報等		備 考	国の示す警戒レベル
※1			早期注意情報	警戒レベル1
注 意	市	—	避難に備え自らの避難行動を確認する。	警戒レベル2相当
	気象庁等	大雨注意報・洪水注意報等	実況または2時間後までの予想で大雨注意報発表基準の土壌雨量指数を超過。	
警 戒	市	高齢者等避難	高齢者等は立退き避難する。その他の者は、立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	警戒レベル3相当
	気象庁等	—	実況または2時間後までの予想で大雨警報発表基準の土壌雨量指数を超過。	
危 険	市	避難指示	命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。土砂災害区域等の外へ避難する。	警戒レベル4相当
	気象庁等	—	実況または2時間後までの予想で土砂災害警戒情報発表基準を超過	
災害切迫※2	市	緊急安全確保	命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している可能性が高い状況。(立退き避難がかえって危険な場合) 命の危険 直ちに身の安全を確保。	警戒レベル5相当
	気象庁等	氾濫発生情報・大雨特別警報(土砂災害)等	実況で大雨特別警報(土砂災害)基準を超過。	

避難指示等の発令については、地域の特性や前兆現象及び気象状況に応じて、人の生命又は財産を保護し、被害の拡大を防止するために特に必要があると認められる場合、上記の避難基準に達していない場合においても、避難の指示等を行うものとする。

※1 警戒レベル1の表示は、土砂災害降雨危険度（滋賀県土木防災情報システム）上では表示され無い。

※2 「警戒レベル5 緊急安全確保」の発令は、市が「災害発生を確認または、災害が切迫した状況」において発令するものであり、その状況を市が必ずしも把握することが出来ているとは限らないため注意。

3 避難情報の区分、伝達内容及び方法

(1) 高齢者等避難

実施基準	気象情報、過去の災害の発生例、自然条件等から判断して、災害発生のおそれがあり、避難行動要支援者に対して早期の避難の実施を指示する必要がある場合
趣 旨	避難行動要支援者に早期の避難を指示するとともに、他の市民に対して避難のための準備と心構えを事前に徹底する。
伝達内容	ア 指示者 イ 避難すべき理由 ウ 危険地域 エ 避難する場合の避難先、方法、経路 オ 携行品、火気の始末、戸締まり等注意事項
伝達方法	<pre> graph LR A[災害対策本部] --- B[防災行政無線] A --- C[自治会屋外拡声器] A --- D[各出先機関の職員] A --- E[広報車等の拡声器及び徒歩による広報] A --- F[電話] A --- G[伝令] A --- H[報道機関] A --- I[近江八幡Town-Mail緊急通報メール、エリアメール、近江八幡市公式LINE] B --- J[避難地区住民] C --- J D --- J E --- J F --- J G --- J H --- J I --- J </pre>
高齢者等避難 伝達文 (例文)	こちら近江八幡市災害対策本部です。 〇〇町に洪水に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 □□川が避難判断水位を突破し、今後も水位が上昇する恐れがあります。(今後も暴風が予想されます。) 避難に時間を要する高齢者など避難に時間のかかる方は、〇〇学区コミュニティセンターに自主避難を開始してください。 それ以外の方も避難の準備を整え、気象情報に注意し、危険だと思ったら早めに非難を開始してください。 自主避難される方は、飲料水と食料を持って自主避難してください。 (避難先等注意事項を続ける) 〈要支援者及び避難支援等関係者のとるべき行動〉 - 要支援者は早期に避難する。また、避難支援等関係者は直ちに要支援者の避難支援に当たる。 - ラジオ、テレビで最新の気象情報、災害情報を入手する。

避難の準備 (要支援者以外)	市民（避難行動要支援者以外）の避難準備については、予め次の事項の周知徹底を図るものとする。 ア 避難に際しては、必ず火気の始末を行う。 イ テレビやインターネットなどで情報をチェックし、いつごろ避難が必要になるかの目安をたてる。 ウ 携帯ラジオや懐中電灯、飲料水、貴重品などの非常持ち出し品を準備したり、携帯電話を充電するなど、いつでも避難できるよう備える。 エ 浸水や強風による被害から家財を守るため、大事なものを2階以上に運び上げたり、保護や固定したりする。雨戸やブラインド、カーテンを引いて窓ガラスの飛散を防ぐ。 オ 状況に応じてすぐ避難できるよう、避難ルートや連絡手段を確認する。 カ 市からの避難情報に注意し、「警戒レベル4 避難指示」が発令されたときは、自分の身に危険が迫っている状況のため、速やかに避難を開始する。
-------------------	---

(2) 避難指示

伝達内容	ア 指示者 イ 避難すべき理由 ウ 避難先 エ 避難経路 オ 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	高齢者等避難情報と同じ
避難指示 伝 達 文 (例文)	こちら近江八幡市災害対策本部です。 〇〇町に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。 □□川が氾濫危険水位に達しました。 速やかに指定された避難所に避難を開始してください。 避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の2階以上の高いところに避難してください。 (避難先等注意事項を続ける) 〈市民のとるべき行動〉―― ・お互い助け合って、指定された避難場所に速やかに避難を始める。 (避難は徒歩で、車の使用はやめる。)
サイレン 警鐘信号	約1分吹鳴・約5秒休止（第4信号） 乱 打（第4信号）

(3) 緊急安全確保

伝達内容	ア 指示者 イ 避難すべき理由 ウ 避難先 エ 避難経路
------	--

	オ 避難誘導員の指示連絡等
伝達方法	高齢者等避難情報と同じ
緊急安全確保 伝達文 (例文)	こちら近江八幡市災害対策本部です。 〇〇町に洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 □□川の堤防から水があふれました(堤防が決壊しました) 現在、浸水により市道〇〇線は通行できません。 避難中の方は、直ちに、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難するなど、命を守る最善の行動をとってください。 (避難先等注意事項を続ける) 〈市民のとりべき行動〉―― ・ 何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況であり、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保する行動をとる。
サイレン 警鐘信号	約1分吹鳴・約5秒休止(第4信号) 乱打(第4信号)

警戒レベル5緊急安全確保に関する伝達は、発令と同様に災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することが出来ているとは限らないことから、必ず伝達できるとは限らない。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権限

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立ち入りの禁止及び退去を命ずることができる。

〔警戒区域の設定権限〕

設定権者	種類	要 件 (内容)	根拠法令
市 長	災害 全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	法第63条
警 察 官	災害 全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	法第63条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、また財産に重大な被害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害 全般	市長等、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限る。	法第63条
消防吏員 又は消 防 団 員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法36条において準用する同法第28条
水防団長 水防団員 又は消防 機関に属 する 者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第21条
県知事による応急 措置の代行		市長がその全部又は大部分の事務を行うことができない時は、警戒区域の設定等の措置の全部または一部を代行する。	法第73条

(注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があった時は警戒区域を設定できる。

2 警戒区域の設定

警戒区域の設定として、水害、土砂災害にわけて定める。

災害種別	警 戒 区 域
水 害	新巻町、浄土寺町、倉橋部町、東川町、上畑町、東横関町、馬淵町南新在家、馬淵町七津屋、馬淵町新在家、馬淵町（北馬淵）、東町、竹町、池田本町、池田本町住吉、池田本町虹の町、川原町、安養寺町下の水所、上野町、篠原町、緑町、古川町、古川町新古川、古川町光が丘、柳町、十王町、小田町、丸の内町、野村町、佐波江町、水茎町、元水茎町、鷹飼町、末広町 1・2・6・7・8・9・10丁目、西生来町（西）、安土町内野（蒲生野）、安土町下豊浦（江の島）
土砂災害	以下の町の一部 新巻町、浄土寺町、倉橋部町、千僧供町、長福寺町、馬淵町岩倉、長光寺町、長命寺町、中之庄町、北津田町、島町、円山町、白王町、大中町、沖島町、北之庄町、多賀町、宮内町、日杉町、孫平治町、船木町、南津田町、小船木町、牧町、安土町上出、安土町桑実寺、安土町上豊浦、安土町下豊浦、安土町中屋、安土町石寺、安土町小中

第3 避難情報の伝達及び避難者の誘導

1 避難情報の伝達

避難に関する情報が発令された場合、避難対象区域である浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の自治会責任者及び避難行動要支援者施設の管理者に対して、避難情報を速やかに伝達する。なお、避難情報の伝達については第2編第4章第1節第1の6「浸水想定区域警戒避難対策」及び第2節第4「土砂災害警戒区域警戒避難対策」による。

2 避難者の誘導

避難の指示等が出された場合、避難の誘導は、二次被害の発生防止に配慮したうえで、消防職員（消防団員）、警察官、自治会（自主防災組織）及び施設管理者等の協力を得て組織的な避難誘導を行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

- (1) 誘導にあたっては、定められた避難所へ自治会単位での集団避難を心掛け、避難行動要支援者及びこれらのものに必要な介助者を優先して行うものとする。これらの誘導にあたっては、各自治会で作成する「避難誘導マニュアル」により迅速、的確に行うものとする。
- (2) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期すものとする。
- (3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 避難者の移送及び輸送は、避難者が自力で避難できない場合については、車両、船艇により行う。
- (5) 災害が広範囲で大規模な立ち退き移送を要し、市本部では対応不可能なときは、県本部に協力を要請する。

[参考資料]

- ・資料編 避難所一覧（資料IX-1）
- ・資料編 一時避難場所（資料IX-2）

第3章 災害時の応急活動計画

第1節 救急救助及び医療救護計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、福祉保険部、子ども健康部、都市整備部、
総合医療センター]
(災害対策本部)
(東近江行政組合消防本部)

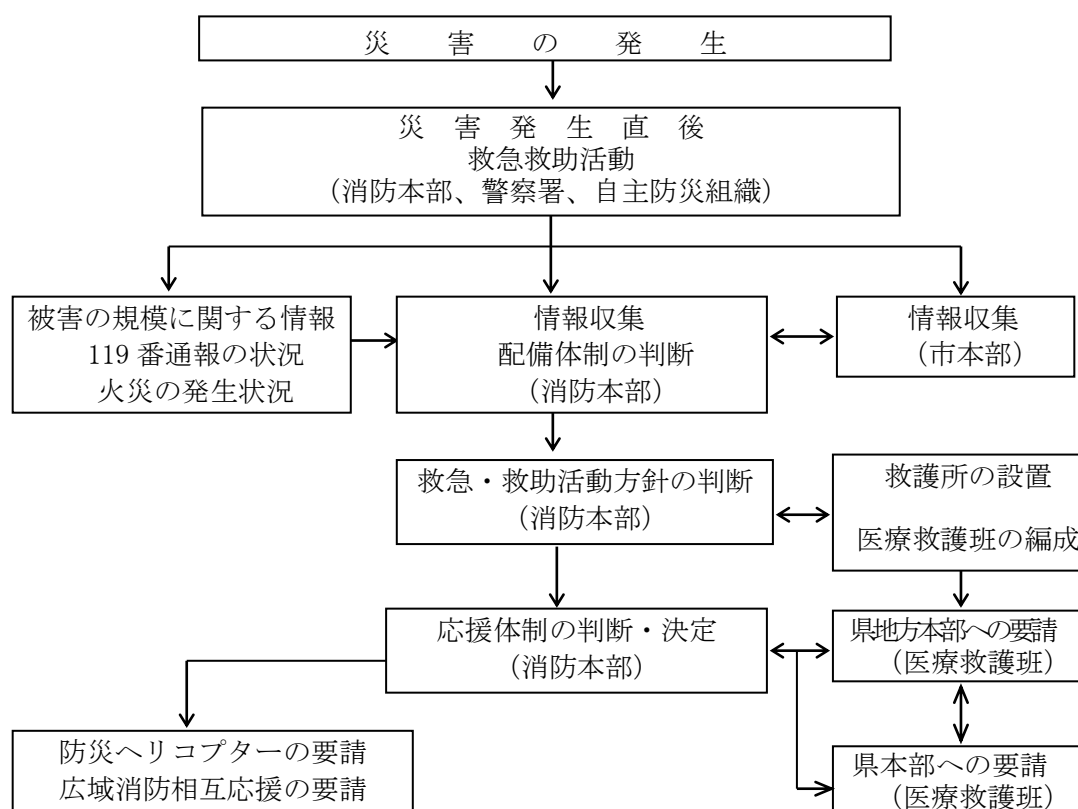
災害の規模が大きいほど、医療行為が停滞し、時間の経過とともに救命率が低下する。このため、市本部は、医療関係機関と密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短時間に被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護を行うために、適切なトリアージを実施する。

大規模な災害にあっては、多数の負傷者で病院への収容が遅滞することから、避難所等に救護所を設け対応にあたり、さらに、既存の疾患の進行や災害神経症などの被災者に対して、可能な限りの対応を行う。

第1 救急救助計画

災害に伴う人命救助を最優先とした活動を実施するため、市本部は市民、関係防災機関との協力及び受入体制を確保しつつ迅速、的確な救急救助活動を行う。

[救急救助応急対策の流れ]



1 救急救助活動要項

- (1) 被災直後においては、消防本部、近江八幡警察署および消防団が救助活動を行うものとするが、自主防災組織は、災害現場において自発的に救急救助活動を行うとともに、市本部が行う救出作業に協力するものとする。
- (2) 消防団は、近江八幡警察署等関係機関と相互に緊密な連携をとり協力して救出救護にあたるものとするが、必要に応じ県、自衛隊、隣接消防機関等に協力を要請するものとする。
- (3) 情報収集の実施と分析を行い、救命の可能性が高いと判断したところから救助活動に当たり、重傷者から順次搬送を実施する。
- (4) 救助活動では、2次災害の予防措置の徹底を図り実施する。
- (5) 消防署、救急隊、消防団、自主防災組織等の協力の上で救助活動を実施する。
- (6) 救助活動に必要な資機材はコミュニティ消防センター及び官庁街エリアに備蓄しておくものとし、必要な重機等については、都市整備部が建設業者を通じ要請し調達する。

2 応援要請

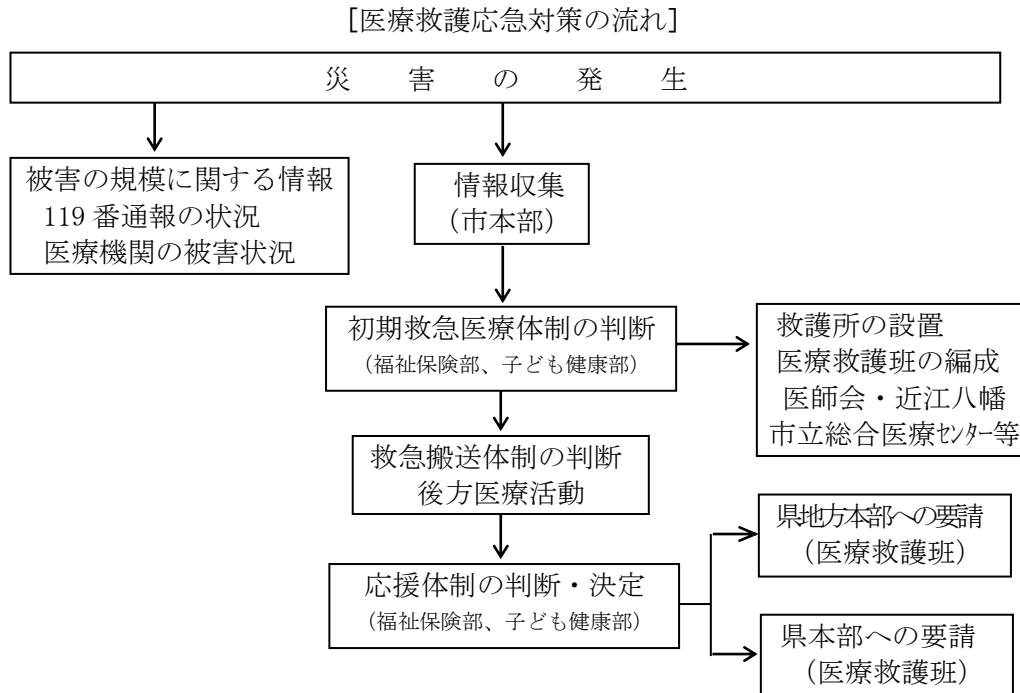
市本部は、救出活動が困難と判断されたときは、県本部に可能な限りの情報を明らかにして救出活動の実施を要請するものとする。

第2 医療情報の収集活動

市本部は、県及び医療関係機関と密接な連携のもと、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

第3 医療救護活動

市本部は、医療関係機関と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。また、市長は、市本部だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市町や県に応援を依頼するものとする。



1 医療救護班の編成

災害時における傷病者の応急治療及び応急処置を行うため、近江八幡市蒲生郡医師会、県、災害拠点病院及び日本赤十字社等の協力を得て医療救護班を編成する。

災害の発生から1～2日は外科系患者が多く、時間の経過とともに内科系患者が増加するのが一般的であり、このような状況を勘案しながら救護にあたる必要がある。

また、医療活動に参加する医師、看護師については最長でも連続24時間程度の勤務を限度とし、遺体処理などの激務に従事する場合には、2時間程度をめぐりにローテーションが可能な体制を検討する。

2 救護所の設置

被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ医療救護所を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

なお、応急救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、必要に応じて設置場所を定める。

- (1) 集中して負傷者が出た地域
- (2) 小学校の保健室
- (3) 避難場所
- (4) 本庁舎
- (5) 市関係外部施設
- (6) その他応急救護所の設置が必要な場所

3 医療救護班の業務

- (1) 患者に対する応急処置
- (2) 後方医療機関への搬送の要否及び優先順位の決定
- (3) 搬送困難な患者及び軽症患者の医療
- (4) 死亡の確認及び遺体の検案（死因その他の医学的検査）

4 医療・救護活動

- (1) 既入院患者の安全確保

各病院の「防災計画」等によるが、大規模災害発生時には、既入院患者の安全、特に重傷者や高齢者の状態を確認の上、必要に応じて安全な場所への避難を実施する。

- (2) 多数来院患者受入れ体制の確保

大規模災害発生時には、傷病者が大量に発生することが予想されることから、そのうちでも特に、重傷者を収容するスペースを確保することが望まれる。この場合、退院を希望する患者に対しては退院を認め、空きベッドを確保し、また、既入院患者を特定の場所に集め、集中管理を行うなどして、あいた空間に簡易ベッド等を活用して臨時のスペースを確保するように努める。この際、軽傷者を病院などに入れることで病院が混乱し、治療に支障の生ずることのないよう配慮し、病院前などでトリアージすることが必要である。

5 トリアージ

人員・医薬品・医療材料等を勘案の上治療の優先順位を決定し、効率的な治療を実現するよう努める。トリアージを行うのは、第1義的には医師でなければならないが、口腔領域の傷病者については歯科医師とする。状況が許されない場合には、熟練した看護師等がこれにあたる。

第4 後方医療活動

被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。また、これら後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

なお、負傷者の搬送にあつては、救急車をはじめ、消防、警察、自衛隊等のヘリコプターや船艇等の動員を求め、後方の医療機関に搬送することとする。

第5 時系列の医療救護活動

県計画の医療救護活動計画は、県本部並びに市本部、医療機関、医療関係団体が行う初動時の対応について、「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」を基本方針とするとし、フェーズ（局面）に応じた4段階の医療救護活動を以下のとおり示している。

市本部は、県計画のフェーズ別の医療救護活動計画に従い、災害時の医療救護体制を確立する。

また、保健活動は「近江八幡市災害時保健師活動マニュアル」に基づいてフェーズごとに実践する。

1 第1フェーズ（発生から3時間程度）

- (1) 本部の立ち上げ
- (2) 災害医療コーディネーターの登庁
- (3) 情報の収集
- (4) 災害派遣医療チーム（DMAT）派遣要請（他府県含む）

2 第2フェーズ（3日以内）

- (1) 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動調整
- (2) 医療救護班派遣要請
- (3) 他府県への支援要請

3 第3フェーズ（4日から2週間程度）

- (1) 医療救護班の派遣・こころのケアチーム（DPAT）の派遣調整
- (2) 他府県からの医療救護班の受入要請

4 第4フェーズ（2週間から2か月程度）

「本章第10節 保健衛生及び防疫計画」－保健活動による

5 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害の発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームであり、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とする。（日本DMAT活動要領による）

(1) 業務内容

- ア 本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動
- イ ロジスティクス
- ウ 必要に応じて、初期の避難所や救護所での活動サポート等

6 災害医療コーディネーター

医療救護活動が円滑に実施されるよう、医療機関はもとより、行政機関等の関係機関と連携を図りながら、災害医療体制の構築を図るため、県本部及び地方本部において、災害医療を指揮統括する

(1) 業務内容

- ア 災害の状況に応じた適切な医療体制の構築に向けた総括
- イ 患者の収容先医療機関の確保、患者搬送を行うための手配
- ウ 被災地域における医療救護班をはじめとする医療従事者の配置
- エ 消防、警察、自衛隊等関係機関との協議および折衝

[東近江保健医療圏の災害拠点病院救急告示病院等]

区 分	名 称	所 在 地	電 話
基幹災害拠点病院	大津赤十字病院	大津市長等 1 丁目 1-35	077-522-4131
東近江地域災害拠点病院	近江八幡市立 総合医療センター	近江八幡市土田町 1379	0748-33-3151
救急告示病院 (東近江保健医療圏)	近江八幡市立 総合医療センター	近江八幡市土田町 1379	0748-33-3151
	日野記念病院	蒲生郡日野町上野田 200-1	0748-53-1201
	国立病院機構 東近江総合医療センター	東近江市五智町 255	0748-22-3030
	東近江市立 能登川病院	東近江市猪子町 191	0748-42-1333
	東近江敬愛病院	東近江市八日市東本町 8-16	0748-22-2222
	湖東記念病院	東近江市平松町 2-1	0749-45-5000

第 6 医薬品等の確保供給活動

市本部は、地域の医療機関の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

第 7 人工透析患者等に対する対策

1 人工透析患者対策

人工透析については、災害時においても継続して行う必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して行うことも必要であり、水・医療品等の確保も重要であるので、透析医療機関（市内 3 医療機関）の稼働状況等の情報収集、提供により医療の確保を図る。

2 妊婦等対策

地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障がい児者、医療依存度の高い療養者等に対し、必要な保健指導を行う。

3 被災者の精神的・心理的ケア

ア 巡回相談の実施

被災者に対して精神的・心理的ケアを行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

イ こころのケアセンターの設置

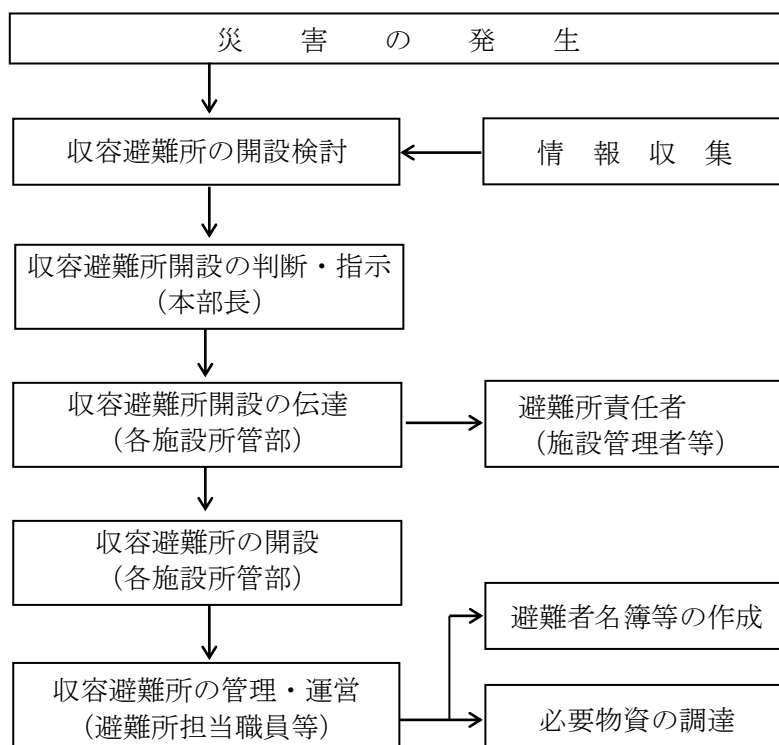
災害時に発生する PTSD (心的外傷後ストレス障害) 等に対し、精神医学・臨床心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被害者のこころのケア対策を行うセンターを必要に応じて設置する。

第2節 避難所の設置と運営

[担当部局 全部局]
(災害対策本部)

市本部は、災害による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする市民を臨時に収容することのできる避難所を指定し、開設するものとする。

[避難所等応急対策の流れ]



第1 避難所の開設

1 避難所の開設

- (1) 市本部は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。

市本部は

- (2) 市本部は、避難所を開設したときは、直ちに建物及び避難者の確認のための避難所担当職員を派遣し、避難所の開設と被災者の収容にあたる。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、予め協議した自主防災組織・学区まちづくり協議会の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。
- (3) 避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県本部及び近江八幡警察署長に報告する。(閉鎖したときも同様に報告する。)

- ア 開設の日時、場所
- イ 箇所数及び避難者数
- ウ 開設期間の見込み

エ 避難対象地区名

- (4) 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内（災害救助法）とする。ただし、開設期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。
- (5) 被害が深刻で、予め選定した避難場所を利用することが困難な場合は、速やかに県本部等に要請するなどして、市内に適地を選定して仮設物・天幕等を設置し避難所とする。
- (6) 避難所を利用することが困難な要配慮者については、福祉避難所への避難を促進する。
- (7) 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症を含む。）の感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、対応策を検討する。
- (8) 市本部が設置する避難所において、避難者の受入れが困難と判断された場合は、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合）等を活用し、ホテルや旅館等を可能な限り多く避難所として活用できるよう検討する。

2 避難所の収容対象者

- (1) 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
- (2) 自己の住家には直接被害はないが現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害により、現に被害を受けるおそれがある者
- (4) 避難指示は発令されないが、緊急に避難することが必要である者
- (5) その他避難が必要と認められる場合

第2 避難所の管理・運営

1 避難所の安全と状況把握

避難所担当職員は、自治会・学区まちづくり協議会・施設管理者・自主防災組織の役員等・避難者（以下、「関係者」という）と連携して「避難所運営マニュアル」に基づき避難所の安全確認及び状況を把握し、関係者に必要な指示を行うものとする。

- (1) 避難所担当職員は、参集後すぐに「避難所状況報告書(初動期用)」を作成し、市本部に報告する。
- (2) 避難所担当職員は、避難所の安全確保のため、「避難所施設被害状況チェックリスト」により安全性等を判定し、安全確認ができるまでは、避難者を建物内に入れない。
- (3) 避難所担当職員は、当該避難所が被害を受け、収容困難となったとき、又は収容能力に余裕がないときは、市本部の指示を受け、他地区の避難所に収容するものとする。
- (4) 避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、県への要請などにより必要な施設の確保を図る。

2 避難所の管理・運営

避難所担当職員は、関係者と連携して「避難所運営マニュアル」に基づき管理運営を行い、協力者に必要な指示を行うものとする。

- (1) 避難所担当職員は、関係者の協力を得て、避難所の管理をする。
- (2) 避難所担当職員は、避難所状況報告書により収容状況等を定期的に市本部に報告する。
- (3) 避難所担当職員は、次の事項が発生したときは、電話、無線等に市本部に報告する。
 - ア 被災者の収容を開始したとき。
 - イ 収容者全部が退出又は転出したとき。
 - ウ 収容者が死亡したとき。
 - エ 避難所に悪疫が発生したとき。
 - オ その他報告を必要とする事項が発生したとき。
- (4) 避難所担当職員は、避難者のうち自宅又は縁故先に復帰しうる者は、速やかに復帰させる。
- (5) 要配慮者については、十分に状況を把握し、介護者が不在の場合は他の避難者（健常者）等なるべく多くの市民との連携を図るものとする。
- (6) 各避難所運営管理者は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティに応じたニーズの違い等に配慮するものとする。特に、プライバシーを十分に確保できるパーテーションの工夫や、他の人の視線が気にならないよう配慮された更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔なトイレ、授乳室（搾乳スペース含む）の設置、生理用品などの女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

また、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (7) 各避難所運営管理者は、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (8) 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症を含む。）の感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、「新型コロナウイルス感染症対応避難所設営時ガイドライン」参考に、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、適切な空間の確保等感染症対策に取り組むこととする。対策にあたっては、避難所のレイアウトや動線等を確認するとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から関係部局が連携し対応策を検討する。
- (9) 避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、家庭

動物の受け入れ状況の把握に努め、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

3 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

(1) 在宅避難者

市本部は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、市本部は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援にかかる情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

(2) 車中泊避難者

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

4 避難所の閉鎖

- (1) 本部長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所担当職員に必要な指示を与える。
- (2) 避難所担当職員は、本部長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な処置をとる。
- (3) 本部長は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については、避難所を縮小及び他の避難所への移動により存続させる等の処置をとるものとする。

[参考資料]

- ・資料編 避難所一覧（資料IX-1）
- ・資料編 一時避難場所（資料IX-2）

第3節 要配慮者対策計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総合政策部、福祉保険部、子ども健康部、教育委員会]

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合において、要配慮者に対する避難支援、安否確認、生活支援、介護サービスの提供等を迅速かつ円滑に実施することにより、要配慮者の安全確保を推進する。なお、災害によって被災し要配慮者となった住民についても同じ取扱いとする。

1 風水害・土砂災害等による災害発生のおそれがあり避難する場合の措置

風水害・土砂災害等による災害が発生する危険が強まり、市本部が「高齢者等避難」を発令した場合、要配慮者への避難情報の伝達を迅速に実施し、早期の円滑な避難を実現する。

また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内にある要配慮者が利用する施設については、市から施設管理者に迅速に情報伝達を行う。（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内にある要配慮者が利用する施設を資料編に示す。）なお、避難情報の伝達については第2編第4章第1節第1の6「浸水想定区域警戒避難対策」及び第2節第4「土砂災害警戒区域警戒避難対策」による。

(1) 高齢者等避難の伝達

高齢者等避難が発令された場合、市本部は、予め作成された避難情報伝達系統に基づき、避難の必要な地域の要配慮者及び避難支援等関係者その他の者に対して情報を伝達する。

(2) 避難支援の実施

情報の伝達を受けた避難支援等関係者その他の者は、「避難誘導マニュアル」に基づき、要配慮者の避難支援を行う。

(3) 搬送手段の確保

避難支援の際に自動車等が必要な場合、要配慮者の居住地域で調達することを基本とするが、不足する場合は市本部が搬送車を調達する。

(4) 安否確認の実施

風水害・土砂災害等の災害発生のおそれがあり避難した場合、「避難誘導マニュアル」に基づき、避難支援等関係者その他の者が連携して、要配慮者の安否確認を迅速に実施する。ただし、避難行動要支援者については、法第49条第11号第3項により、生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に名簿情報提供が可能であるため、それを用いて安否確認を行う。

2 地震等の突発的な災害が発生した場合の措置

地震等の災害が突発的に発生した場合は、避難支援等関係者その他の者による要配慮者の安否確認を実施し、避難等の必要な場合は避難所、医療機関、福祉施設等への移送を迅速に実施する。

(1) 安否確認の実施

地震等の災害が突発的に発生した場合、「避難誘導マニュアル」に基づき、避難支援等関係者その他の者が連携して、要配慮者の安否確認を迅速に実施する。ただし、避難行動要支援者については、法第 49 条第 11 号第 3 項により、生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に名簿情報提供が可能であるため、それを用いて安否確認を行う。

(2) 福祉避難所等への移送

「救護班」は、一般避難所での避難生活を継続することが困難な要配慮者がいる場合に、福祉避難所、医療機関、福祉施設等への移送のための調整を図る。家族や支援者による移送ができない場合は、輸送班の協力を得て移送を実施する。

3 避難所における要配慮者の支援措置

避難所が開設された場合、要配慮者相談窓口を設置し、状況の把握と体調の維持等について万全を期す。

(1) 安否確認の実施及び被災状況の整理

開設した避難所の各施設所管部は、要配慮者の安否確認及び被災状況の調査を実施する。また、調査を実施したときは、その状況を「名簿班又は救護班」に速やかに報告する。報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。

① 避難所等に避難している者

避難所ごとに氏名、性別、年齢、病気や障がい等特別の配慮を必要とする場合はその内容、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項

② その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）

氏名、性別、年齢、病気や障がい等特別の配慮を必要とする場合はその内容、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法

③ 被災地域の在宅者

地区ごとに氏名、性別、年齢、病気や障がい等特別の配慮を必要とする場合はその内容、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項

④ 被災地域の施設入所者及び施設等

ア 施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢、及び被災の程度の報告

イ 施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

(2) 要配慮者のニーズの把握

避難所に避難支援等関係者などの協力を得て、要配慮者相談窓口を設置し、要配慮者の避難生活におけるニーズを的確に把握する。

(3) 緊急入所等の措置

要配慮者の被災状況、健康状況等から判断して、避難所での生活が困難と判断される場合は、福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への移送を速やかに実施する。

(4) 要配慮者の生活支援等

要配慮者の避難所生活には多くの困難があるので、特別の生活支援を実施することにより、体調の維持に努める。

① プライバシーの確保

プライバシーの確保が必要な要配慮者については、体育館以外の教室の確保や、パーテーションの設置等により、精神的負担の軽減を図る。

ア 男女共同参画の視点

避難所では、性別や性的指向、ジェンダーアイデンティティに応じたプライバシーに配慮した空間づくりを行うこと。

イ 介護者の視点

介護が必要な要配慮者に対して、介護を行うのに必要なスペースの確保を行うこと。

② 健康相談の実施

要配慮者の健康を適切に管理するため、看護師、保健師等による健康相談を恒常的に実施する。また、医師による健康調査も適宜実施する。

③ 生活支援の実施

要配慮者の避難所生活を維持するため、福祉ボランティアや自治会（自主防災組織）等の協力を得て、生活支援を実施する。

④ 介護支援の実施・継続

介護の必要な要配慮者については、介護保険事業者の協力を得て介護サービスの実施の継続を図る。

⑤ 福祉用具等の確保

避難所での要配慮者の生活に必要な以下の物品を確保する。

ア 福祉用具

要配慮者の日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）や、乳幼児用の粉ミルク、紙おむつ等の育児用品等を確保する。

イ 要配慮者に適した食料

要配慮者に適した食料を確保・供給する。

ウ 要配慮者に必要な生活必需品

要配慮者の避難所等で必要な生活必需品等について確保・供給する。

⑥ その他の支援

視覚障がい者等で身体障害者補助犬による補助が必要な要配慮者については、補助犬の扱いを避難者の了解を得たうえで取り決め、生活に支障が出ないようにする。

(5) 要配慮者への情報伝達

避難所における情報伝達については、要配慮者に適した情報手段を準備し、情報漏れのないように万全を期す。

① 障がい者に対する情報伝達

ア 視覚機能に障がいのあるとき

(ア) 音声情報による周知

(イ) 拡大文字による周知

(ウ) その他、効果的な方法の併用による周知

イ 聴覚機能に障がいのあるとき

(ア) 文字情報による周知

- (イ) 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- (ウ) 手話による周知
- (エ) その他、効果的な方法の併用による周知
- ウ 地理的な認知に関して障がいのあるとき
 - (ア) 地図つき情報による周知
 - (イ) その他、効果的な方法の併用による周知
- ② 外国人に対する情報伝達
 - (ア) 外国語による周知
 - (イ) その他、効果的な方法の併用による周知

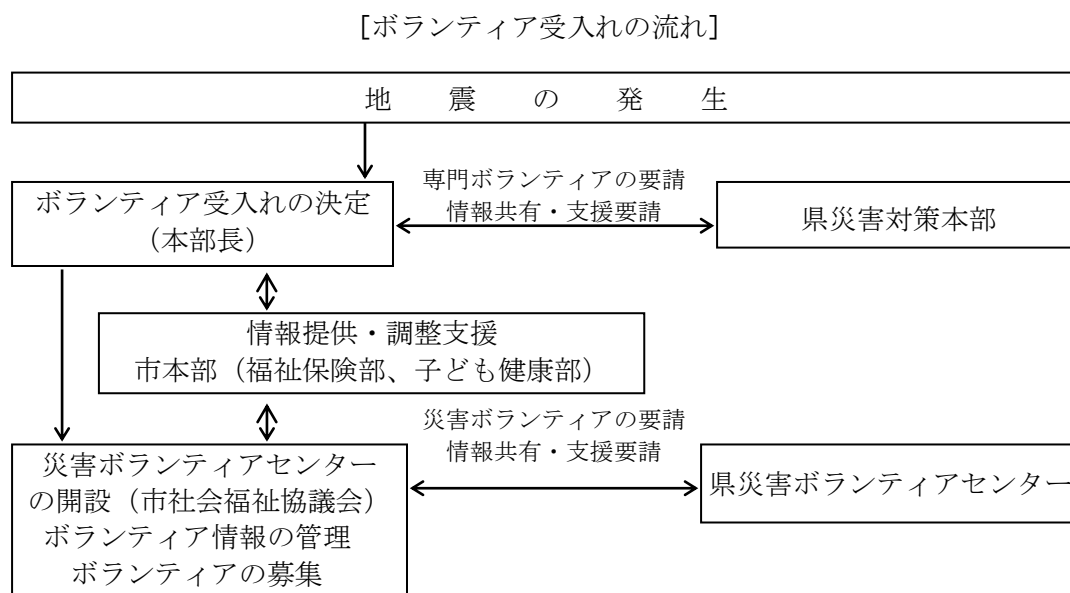
[参考資料]

- ・ 資料編 社会福祉施設（資料VI-7）

第4節 ボランティアの受入れ計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総合政策部、総務部、福祉保険部、
子ども健康部]
(市社会福祉協議会)

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。



1 ボランティアの受入れ

(1) 活動拠点の提供

市本部は市社会福祉協議会の協力を得て、ボランティア活動に必要な災害ボランティアセンターを近江八幡市総合福祉センター（ひまわり館）に設置する。

(2) 受入れ窓口の開設

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等については災害ボランティアセンターが行う。市本部は、災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し情報提供や調整支援を行う。

(3) 災害ボランティアセンターは、ボランティアの必要数、支援業務内容、受付体制、災害ボランティアセンターの設置場所等受入体制について、県災害ボランティアセンターと緊密な連携をとる。また、県と連携を図り、ボランティア保険の加入を促進するため、必要に応じ保険加入の受付窓口を災害ボランティアセンターに設置する。

2 専門ボランティアの受入れ

災害応急対策において特定の専門知識を有するボランティアを必要とする場合は、市本部がとりまとめて県本部に要請する。

- ア 救急・救助ボランティア
- イ 医療ボランティア
- ウ 介護ボランティア
- エ 被災建築物危険度判定士
- オ 被災宅地危険度判定士
- カ 災害ボランティアコーディネーター
- キ 輸送ボランティア 等

3 発災時ボランティアに協力を依頼すべき主要な事項

(1) 一般労力提供型ボランティアによる支援

- ア 災害ボランティアセンターの支援又は運営
- イ 救急救助活動支援
- ウ 物資配送センター支援（救援物資の受入、分類、在庫整理、配送、分配等）
- エ 給水活動支援、配送、給水拠点の管理
- オ 自宅避難者等の給食、給水、物資の分配
- カ 避難所の開設・運営支援、避難者リストの作成、倉庫管理等
- キ 避難行動要支援者の救済・支援
- ク 清掃等の衛生管理（避難所、被災地域、災害ボランティアセンター、病院等）
- ケ 安否情報、生活情報の収集伝達
- コ その他

(2) 専門技術提供型ボランティアによる支援

- ア 建築物の応急危険度判定技術者、宅地の危険度判定技術者
- イ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- ウ 教育・保育、事務、介護関係
- エ 通訳（外国語、手話）
- オ アマチュア無線技師
- カ 自治体職員
- キ その他、自動車運転、各種機器の修理等

第5節 消防計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課]
(東近江行政組合消防本部、消防団)

消防機関は、非常災害時に際し、消防の機能を最大限に発揮して災害から市民の生命、身体、財産を保護し、その被害を軽減することを目的として次のとおり実施するものとする。

第1 東近江行政組合消防本部

地震災害等が発生した場合、重大な被害が予想されることから、管内における地震災害予防、災害応急活動並びに構成市町の災害対策本部との連絡調整に必要な事項を定め、円滑な活動を期することを目的とする。

1 警防体制

大規模地震等の発生により、消防長は、早期に警防体制を確立させるため、次の基準により「非常警備体制」を発令する。

- (1) 東近江行政組合管内（以下「組合管内」という。）において、震度5弱以上を観測したとき
- (2) その他、消防長が必要と認めたとき

2 組織

(1) 消防本部における警備体制

消防長は、非常警備体制（第2配備）の発令により消防本部内に災害対策消防指揮本部（以下「指揮本部」という。）を設置する。併せて指揮本部を設置したときは、各署隊本部からの情報収集を行うとともに管内の災害実態を把握し、指揮本部長は緊急対策会議により活動方針を決定する。

(2) 消防署における体制

消防署長は、非常警備体制（第2配備）の発令により消防署内に消防署隊本部（以下「署隊本部」という。）を設置する。署隊本部設置により、被害の実態把握をし、災害対応を行うとともに指揮本部と連携を図る。

(3) 指揮本部等の運営については、「大規模災害時における災害対策消防指揮本部等活動要領」のとおりとする。

(4) 各本部長に事故があるとき又は参集困難なときは、各代行指揮者による体制の指揮を執るものとする。

3 指揮本部等の運営

(1) 指揮本部

指揮本部長	消防長 総括
指揮副本部長	次長 総括補佐
総括指揮	警防課長 消防本部の指揮監督及び総括補佐

副 総 括 指 揮	各課長 各方面における災害時の活動方針及び応援要請に係る対応
班 長	各班の指揮監督
情 報 班	情報収集、災害情報の連絡、通信手段の確保、気象伝達、非常招集、記録
活 動 班	署隊本部との連絡調整、活動支援、活動状況の把握、資機材の搬送
広 報 班	報道関係の連絡調整、住民広報
庶 務 班	関係行政機関との連絡調整、資機材確保及び調達、給食給与、その他各班に属さないこと。

(2) 署隊本部

署 隊 本 部 長	消防署長
署 隊 副 本 部 長	副署長
総 括 指 揮	当務副署長（警防担当）又は署長補佐
副 総 括 指 揮	予防補佐又は招集副署長（警防担当）及び署長補佐
署 隊 班 長	各班長、所長 災害時の基本計画、活動計画の実行及び応援要請に係る対応の樹立
情 報 班	情報収集、情報連絡、現場活動、広報、記録
活 動 班	現場活動、現場広報、資機材搬送、署隊本部との連絡
救 護 班	署応急救護所の設置、医療機関との連絡調整
庶 務 班	資機材確保、給食給与、その他各班に属さないこと。

4 職員の非常招集体制

大規模地震等が発生した場合は、警防体制を確立するため、災害規模に応じて非常招集基準表（別表 1）により職員を非常招集する。また、各本部長が災害の状況から判断して職員を増強する必要がある場合には、さらに職員を非常招集することができる。

(1) 非常招集基準

- ア 組合管内において、震度 4 の地震が発生したとき、第 1 配備体制とする。
- イ 組合管内において、震度 5 弱の地震が発生したとき、第 2 配備体制（非常警備体制）とする。
- ウ 組合管内において、震度 5 強の地震が発生したとき、第 3 配備体制（非常配備体制）とする。
- エ 滋賀県下及び組合管内において、震度 6 弱以上の地震が発生したとき、第 4 配備体制とする。
- オ 滋賀県下において、震度 5 弱以上の発表があった場合で災害状況から判断して消防長が必要と認めるときは、職員を招集するものとする。

(2) 招集要領

- ア 組合管内において、気象庁から震度 5 強以上の発表があったときは、第 3 配備体制が発令されたものとし、各職員は、覚知した時点より参集するものとする。

併せて各所属は、気象庁による滋賀県下及び組合管内の震度を確認し、所属職員に対して「職員一斉メール」により非常招集を行う。

イ 各本部長又は代行指揮者は、各配備体制における配備人員を確保するとともに非常警備体制以降の災害においては、指揮本部及び各署隊本部を設置して情報収集にあたる。

ウ 非常招集における職員の応集の可否及び参集状況については、各所属で確認するものとし、参集における状況を取りまとめて指揮本部長へ報告すること。また各所属において、予め第1配備から第4配備までの配備人員の非常招集体制を定めておくものとする。

(3) 参集要領

ア 職員は、職員自身及び家族の安否確認を行い、参集する。また各職員は、居住地周辺の災害状況により必要な措置を行った後、速やかに原則参集するものとする。

なお、近隣で大規模な火災又は多数の負傷者等が発生している場合は、地元消防団員及び自主防災組織等と協力して災害対応を行い、その旨を指揮本部又は各署隊本部に報告するものとする。併せて勤務場所に参集遅延する旨を連絡し、災害の収束により参集すること。

イ 参集場所にあつては、全職員勤務場所を基準とする。

ウ 参集の手法にあつては、車・バイク・自転車・徒歩など、各自が災害状況等を判断し行うものとする。

エ 職員は参集途上において可能な限り情報収集をするとともに被害状況の報告を行う。

オ 指揮本部等を設置したときは、指揮本部等活動要領における人員配置を行う。

カ 指定職員等については、予め各課及び各署（職員の半数）で指定しておくものとする。

5 通常災害体制から大規模災害体制への切換え

地震発生後、火災・救助・救急など同時多発的に発生することが予測されるため、次により災害体制を切換え対応するものとする。

(1) 組合管内において、震度4の地震が発生したときは、通常災害体制を原則とする。

(2) 組合管内において、震度5弱の地震が発生したときは、通常災害体制を原則とする。

(3) 組合管内において、震度5強の地震が発生したときは、通常災害体制を原則とするが、災害発生や119番通報が多数となった場合は、指揮本部長または指令課の判断により大規模災害体制へ切換え対応する。

(4) 組合管内において、震度6弱以上の地震が発生したときは、大規模災害体制を原則とする。

(5) 大規模災害体制での対応は、東近江行政組合警防活動規程第36条第2号により対応するものとする。

(6) 事案が収束し通常災害体制への切り替えは、指揮本部長が判断するものとする。

- (7) いずれの場合においても、災害発生や 119 番通報が多数となった場合は、指揮本部長又は指令課の判断により大規模災害体制へ切換え対応する。

6 災害時の活動方針

消防活動は、人命の安全確保による消火活動を優先させることを原則とし、次に掲げる非常時の災害活動を行うものとする。

- (1) 火災の早期発見及び制圧、出火防止
- (2) 火災の実態把握及び延焼防止
- (3) 人命救助活動及び救急救護活動
- (4) 避難誘導
- (5) 情報収集及び情報伝達

7 災害時の活動計画

(1) 初期活動

ア 指揮本部

情報収集、構成市町毎の被害状況の把握
署隊本部との調整及び指示
各担当班における対応
その他指揮本部等活動要領による運営

イ 署隊本部

各担当班における災害対応
その他指揮本部等活動要領による運営
情報収集における確認事項

- ① 火災発生の有無と拡大危険の度合い
- ② 家屋倒壊による人命危険の度合い
- ③ 主要道路の通行障害の有無程度
- ④ 列車事故の有無調査
- ⑤ 避難所等での情報収集
- ⑥ その他必要な事項

各関係市町に職員を派遣し、災害対策本部と情報収集、災害活動について協力調整及び連絡体制の確保を行う。

災害実態における情報収集を行い、被害状況を指揮本部に報告する。

(2) 災害活動

ア 指揮本部

組合管内の被害状況を踏まえた活動方針の樹立
組合管内における全活動隊の活動状況及び動態管理調整
関係行政機関との連絡調整
関係機関（医療、電気、通信）との連絡調整
近隣府県消防の応援要請及び配置（緊急消防援助隊受援時における対応）
自衛隊要請時の対応に関すること

管内署々間の応援に関する調整
消防広報（住民への広報、報道機関への情報）
資機材の調達、補給物資の確保
非常食の調達
その他必要な事項

イ 署隊本部

被害状況を踏まえた効率的な活動
各署管内における活動隊の活動状況及び動態把握
関係行政機関との連絡調整
関係機関との連絡調整
通信の支援活動
応接隊の活動指示、その他必要なこと
資機材の調達
その他必要な事項

ウ 指揮本部等の設置については、原則として非常招集基準表により設置するものとするが、各本部長は必要により指揮本部及び署隊本部を設置する。また指揮本部長は、災害状況により指揮本部及び署隊本部の設置及び解除について指示することができる。

8 部隊運用

(1) 火災防ぎょ活動

- ア 同時に複数の火災が発生した場合の火災防ぎょ活動は、延焼危険大である地域、重要対象物、住宅密集地、広域避難場所等の避難経路における安全確保を優先して行くとともに避難者等の人命危険のある地域を優先して行う。
- イ 地震直後の火災出動は、1火災2隊の出動体制を原則とするが、同時多発火災発生時には、1火災1隊とし、可能な限り隊を分散して出動させる。
- ウ 火災現場における人命救助活動を優先する。
- エ 避難経路を確保するとともに広報車等を活用し、避難誘導を行う。
- オ 広範囲な活動及び災害現場の活動状況における警察、自衛隊、消防団等の防災機関、民間事業所の協力者、自主防災組織等との連携を図る。
- カ 消火栓が使用できないことに備えて、防火水槽、プール、河川等の消防水利を確保し、これらを有効に活用する。

(2) 救助

- ア 救助活動は、人命救助を最優先に、救命処置を要する重症者を優先する。
- イ 災害現場が同時に複数発生したときは、火災現場付近を優先する。
- ウ 多数人命危険の対象物は、自力避難困難者等の施設を優先するとともに、不特定多数の出入りする施設についても留意して活動する。
- エ 同時に救助事案が発生した場合は、原則として少人数で多数の救出できる事案を優先する。
- オ 消防団員、自主防災組織等の協力で救出可能な事案については、可能な限り協

力要請する。

(3) 救急

ア 救命活動を最優先し、発災直後、本署救急隊は署応急救護所を設置する。また参集状況により、管内の災害状況から判断して救急隊として出動する。

イ 多数傷病者の発生によりトリアージを行い、重症者を優先して搬送するものとし、その他の者は可能な限り、自主的な処置及び搬送を協力願う。

ウ 指揮本部は、トリアージにおける救急搬送を行うため、指令課にて災害状況による収容可能病院を把握させて、各署隊本部へ情報伝達を行う。

署隊本部は、負傷者の応急救護活動を行うとともに応急救護所を設置し、救急病院の受入体制の把握を行う。

エ 救急救命士は、特定行為における指示が必要な場合、原則組合管内の医療機関に収容するときは収容医療機関に指示要請を行い、可能な限り救命処置を実施する。ただし、管外の医療機関に収容するときは近江八幡市立総合医療センターへ指示要請を行うものとする。

9 応援要請等における受援体制

指揮本部長は、甚大な被害の発生又は消防力が劣勢と認められるときは、県内応援隊及び緊急消防援助隊の応援要請を検討する。

応援要請により、各県内応援協定及び緊急消防援助隊受援計画における運用を行う。

10 通信運用の基本

大規模災害における情報通信体制を確立するため、別表第2による運用を原則とする。

(1) 指揮本部と署隊本部、各出張所との通信は、有線通信により情報収集及び伝達を行う。ただし、有線通信が途絶のときは、無線通信とする。

(2) 指揮本部は、多数の119番通報が予想されることから、指令課を大規模災害時における情報通信体制とし、通報状況の内容を署隊本部に一斉指令させて動態管理による調整を行う。また、一斉放送により各署隊本部で所属する隊の運用及び動態把握を行う。

(3) 各署隊本部における災害現場での無線運用については、基地局運用ch同様に統一する。ただし、災害の規模、範囲等によって、指令課がchの指定又は変更を指示することがある。

- ・近江八幡消防署 活動4ch 竜王出張所 活動3ch
- ・八日市消防署 活動1ch 永源寺出張所 活動4ch
- ・日野消防署 活動3ch
- ・能登川消防署 活動4ch（五個荘地区活動1ch）
- ・愛知消防署 活動1ch 愛東出張所及び愛知川出張所 活動1ch

(4) 大規模災害時における活動波2chは、予備波とし、不測の対応又は救急専用等のchとして災害状況に応じて運用する。

(5) 各市役所及び町役場に出向した連絡調整員は、市町と連携が図れるように有線通

信により連絡調整する。

- (6) 災害により消防本部の指令台が使用不可能となった場合は、各署において非常時通信回線（アナログFAX回線）により119番通報受信を行う。
- (7) 災害が長期に及ぶときは、業務継続計画における執務体制及び執務環境を確保する。

1.1 その他必要なことは別に定める。

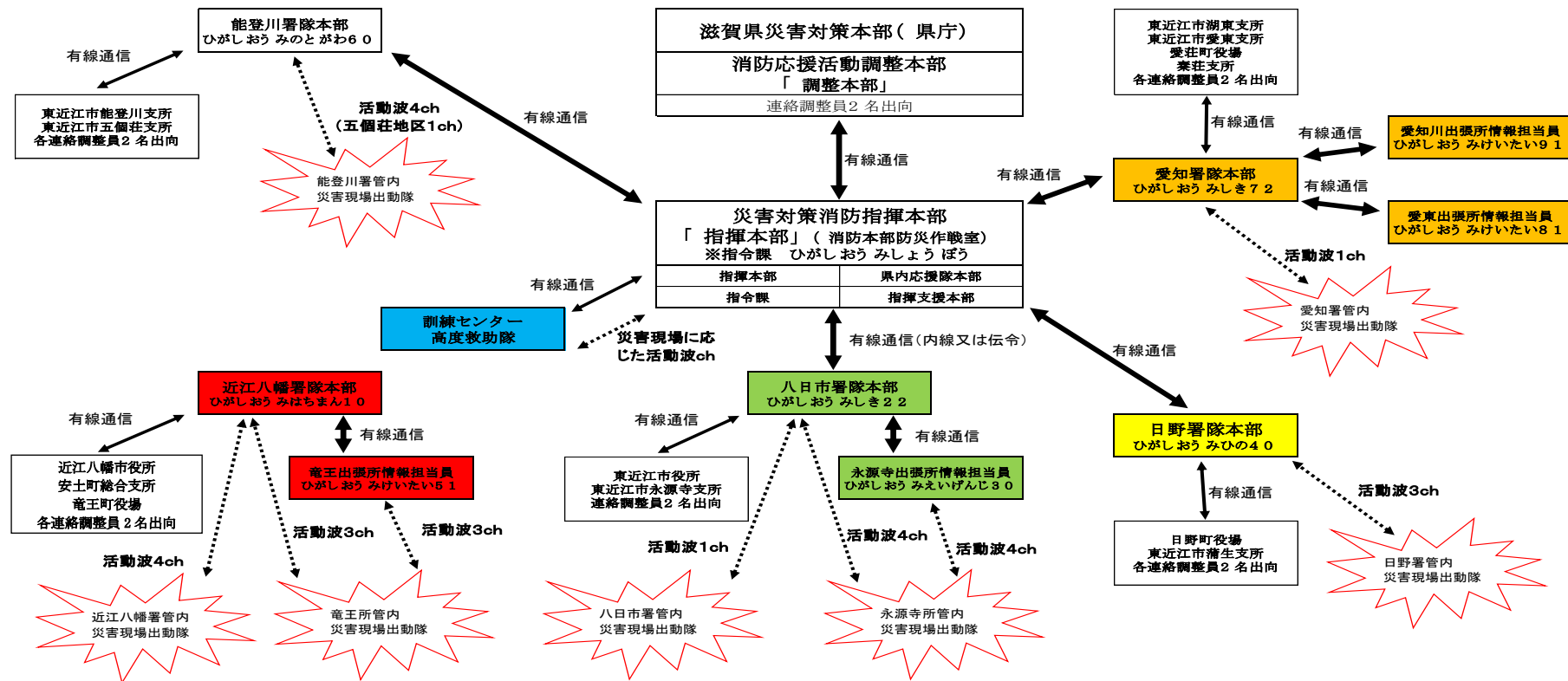
[別表 1]

非 常 招 集 基 準 表

配備体制	発令基準	内 容	災害体制	配 備 人 員
第 1 配備	組合管内において、震度 4 の地震が発生したとき	県内及び組合管内の被害 状況の把握をするとともに、災害警戒による警防体制を整える。	通常災害体制 ただし、入電状況などにより、大規模災害体制へ切り替えることがある。	消防本部警防課参事 警防課指定職員 2 名 各消防署当務者 各本部長が必要と認める人員
第 2 配備 (非常警備体制)	組合管内において、震度 5 弱の地震が発生したとき	各署当務者又は本部長が 指定した班員で編成し、災害対応を実施するとともに必要により指揮本部及び署隊本部を設置する。		消防本部警防課全職員 各課参事及び指定職員 各署副署長及び指定職員
第 3 配備 (非常配備態勢)	組合管内において、震度 5 強の地震が発生したとき	指揮本部及び署隊本部を設置し、災害応急対策を行うとともに全機能をあげて災害活動を実施する。		消防本部職員全員 各消防署職員全員
第 4 配備	滋賀県下又は組合管内において、震度 6 弱以上の地震が発生したとき	緊急消防援助隊受援計画に基づく運用を実施する。	大規模災害体制	
<備 考> ※ 組合管内において、気象庁より震度 5 弱以上の発表があったときは、第 2 配備体制(非常警備体制)が発令されたものとする。 ※ 職員は、家族の安否確認が確認できず参集した場合、参集後に各本部長に報告する。報告を受けた各本部長は、緊急連絡先報告書により庶務班に連絡員を指名して、職員の家族の安否確認を行う。 ※ 参集場所は、原則全職員勤務場所とするが、参集経路又は参集手段の状況により困難な場合には直近署所に参集し、所属に連絡すること。 ※ 滋賀県下において、震度 5 弱以上の発表があった場合で災害状況から判断して消防長が必要と認めるときは、職員を招集するものとする。 ※ 指定職員については、予め各課及び各署職員の半数以上を指定しておくものとする。				

別表第2（東近江行政組合消防本部地震等災害活動計画第11 関係）

大規模災害時における情報通信体制



- ◎ 署隊本部における無線運用については、基地局運用c h 同様に統一した運用を行うため、大規模災害時の各活動波c h を割り当てた。(無線干渉しないための割り当てとする。)
- ◎ 大規模災害時における活動波2 c h は、予備波とし、不測の対応又は救急専用等のc h として、災害状況に応じて運用し、緊急消防援助隊は統制波1 ～3 c h、県内応援隊運用波5 c h の運用となる。
- ◎ 指揮本部及び署隊本部、出張所(情報担当員)間との連絡調整については、有線通信(固定電話又は携帯電話含む)を原則とする。
- ◎ 指揮本部、指令課及び署所における情報伝達については、災害状況又は故障等に応じて有線通信又は無線通信による場合があるものとする。
- ◎ 指令課の1 1 9 番回線は、通常4 回線対応を災害モードに切り替えて対応となるため、1 1 9 番通報の内容を指揮本部及び各署隊本部へ指令回線により災害情報を連絡するものとする。

第2 近江八幡市消防団

1 消防団における警備の内容

(1) 通常配備

通常火災における警備とする。

(2) 非常警備（全団出動）

大火災及び非常災害時における警備とする。

2 警備部隊の編成

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生、その他により必要と認めたときは、非常警備体制を命ずる。

3 出動計画

災害時には、市長及び消防長又は消防団長の特命により緊急出動するが、消防団が電話連絡その他により災害の発生を覚知したときは、直ちに出動するものとする。

〔地震発生直後の出動（非常招集連絡担当 危機管理課）〕

状 況	対 象	出 動
震度5弱の地震の発生又は覚知したとき。	団長・副団長・ 本部長・副本部長	災害警戒本部、指揮本部へ参集
	各分団長	各コミュニティ消防センターへ参集
震度5強以上の地震の発生又は覚知したとき。 （または長周期地震動 階級4が観測されたとき） （非常警備体制）	団長・副団長・ 本部長・副本部長	市本部、指揮本部へ参集
	各分団長以下	各コミュニティ消防センターへ参集

第3 市民による自主的な消防活動

市民は自らが居住する地域において地震が発生した場合、地域住民は揺れがおさまり安全を確認した後にストーブを消す、ガスの元栓を閉める等の出火防止活動を行い、できる限り火災発生の防止に努める。また、市民は近隣地域における火災に対して市民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。

第4 断・減水時の消防計画

消防水利のうち水道消火栓が断・減水した場合は、周辺部の消火栓及び自然水利等を併用して防ぎよにあたるものとするが、地震等により、広範囲にわたって断・減水した場合は、防火水槽・プール・湖水・水路・河川等を活用するものとする。

特に湖水を利用する場合は、取水可能な地点や幹線道路を横断させるための経路などを使用する。

第5 応援の要請

(1) 東近江行政組合消防本部

ア 滋賀県内応援隊の応援要請

滋賀県下の消防本部を設置する市町（一部事務組合を含む。）相互間において、消防組織法第39条の規定に基づき、大規模災害又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における滋賀県内の広域消防相互応援体制についての協定により、要請側市町の長から応援側市町に対して行うものとする。

応援要請は、ブロック幹事消防本部（東近江行政組合消防本部）及び代表消防本部（大津市消防局）を通じて、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の発生場所及び概要
- ② 必要とする人員、車両及び資機材
- ③ 集結場所、活動内容及び連絡担当者
- ④ その他必要事項

その他滋賀県内応援隊の応援に関することについては、「滋賀県広域消防相互応援協定書」及び「滋賀県広域消防相互応援基本計画」の定めるところによる。

イ 緊急消防援助隊の応援要請

東近江行政組合消防本部管内の市町において、地震、風水害等による災害又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生し、自らの消防力及び滋賀県内消防本部の相互応援による消防力をもってしても、これらに対処することが困難と予測され、県内応援隊及び緊急消防援助隊応援を受ける必要があると判断したときは、被災市町長と協議を行うものとする。

ただし、応援の必要があると判断したときは、滋賀県知事に対して、直ちに電話により連絡をするものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第、電話により追加連絡するものとする。詳細な災害状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡はこれらを把握した段階でFAXにより速やかに要請要綱による様式を送付するものとする。

- ① 災害の概要
- ② 出動が必要な区域や活動内容
- ③ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

その他緊急消防援助隊の応援要請及び受援体制に関することについては、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「東近江行政組合消防本部緊急消防援助隊受援計画」の定めるところによる。

ウ 滋賀県下消防団の応援要請

滋賀県下の消防団を設置する市町相互間において、消防組織法第39条の規定に基づき、大規模災害又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県内の消防団の広域相互応援体制についての協定により、要請側市町の長から応援側市町に対して行うものとする。

応援要請は、「滋賀県下消防団広域相互応援協定実施細目」で定めたブロック幹事消防本部（東近江行政組合消防本部）を通じて、電話等により次の事項を明確

にして行うものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

- ① 災害の発生場所及び概要
- ② 必要とする人員、車両及び資機材
- ③ 集結場所、活動内容及び連絡担当者
- ④ その他必要事項

その他滋賀県下消防団応援隊の応援に関することについては、「滋賀県下消防団広域相互応援協定書」及び「滋賀県下消防団広域相互応援実施細目」の定めるところによる。

- (2) 市本部は、単独では十分に消火・救急・救助活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、及び資機材が必要な場合は、県、他の市町などに応援要請する。その際、火災の状況、地理、水利の情報を応援市町に対して提供する。

第6 人命救助活動

災害発生時の人命の救助活動は、他の諸活動に優先して実施する必要があるため、災害事象及び対象物の特殊性を考慮し、各隊の連携及び資機材等の活用等を事前に計画し適正な運用を図る。

[参考資料]

- ・資料編 東近江行政組合消防本部組織図（資料Ⅲ-2）
- ・資料編 近江八幡市消防団組織図（資料Ⅲ-3）
- ・資料編 自主防災組織等の状況（資料Ⅲ-5）
- ・資料編 消防水利の状況（資料Ⅴ-1）
- ・資料編 近江八幡消防団車両等配置状況（資料Ⅴ-2）
- ・資料編 危険物施設等一覧（資料Ⅶ-11）

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課]

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な支援を受けられるようにすることを目的とする。

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とする。

第1 派遣要請の内容

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

(2) 避難者の援助

避難者の誘導、輸送等（避難命令が発令された場合）

(3) 避難者等の搜索、救助

行方不明者、負傷者等の搜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬

(5) 消防活動

利用可能な消防車等、その他防火用具による消防機関への協力（薬剤等は、通常関係機関準備）

(6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の除去

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対する応急医療、大規模な伝染病等の発生に伴う応急衛生（薬剤等は、市準備）

(8) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障をきたさない範囲における通信支援

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

(10) 炊飯及び給水支援

被災者への炊飯及び給水支援（飯米、水等については市準備）

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令1号）による

(12) 危険物の保安及び除去

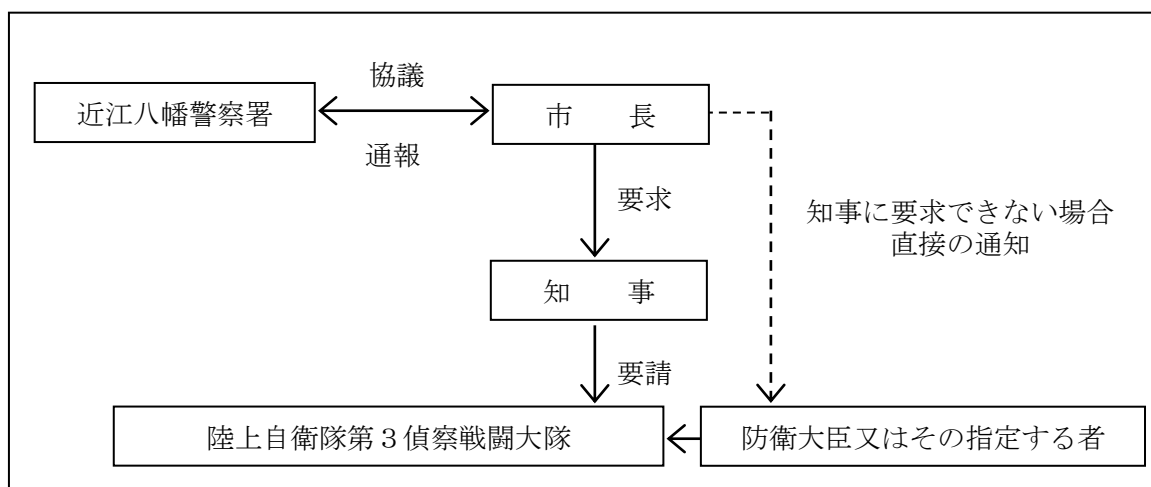
火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去

(13) その他

自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する

第2 派遣要請手続

〔自衛隊派遣要請の流れ〕



- (1) 派遣要請の要求は、市長が知事に行うものとする。市長が不在又は連絡不能の場合の職務代理順位者は、第1順位を副市長、第2順位を危機管理監、第3順位を総務部長、第4順位を総合政策部長、第5順位を市民部長、第6順位を都市整備部長とする。
- (2) 通信途絶等により知事へ要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に、直接通知することができる。通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、直接自衛隊を派遣することができる。
- (3) 前項の場合における要求の判断は、近江八幡警察署、消防本部の長と協議の上迅速に行うものとする。
- (4) 知事に対して災害派遣要請を要求するときは、文書又は電話等で行う。ただし、緊急を要し、電話等の場合は、防災危機管理局に要求し、事後速やかに文書を送達する。市長が知事に自衛隊災害派遣要請を求めたときは、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知する。

知事に対して自衛隊災害派遣を要請する場合の手続きは、次のとおりである。

- | | | |
|---|--------|---------------------------|
| ア | 要求先 | 防災危機管理局 |
| イ | 文書提出部数 | 3部 |
| ウ | 記載事項 | |
| | (ア) | 災害の状況及び派遣を要請する理由 |
| | (イ) | 派遣を希望する期間 |
| | (ウ) | 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| | (エ) | 受入れ場所 |
| | (オ) | 特殊携行装備又は作業の種類その他参考になるべき事項 |

第3 派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定された場合、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受

入体制について、次の事項に留意し派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

(1) 自衛隊の受入担当

自衛隊の受入、市本部と自衛隊の間における総合調整は、危機管理課があたる。

(2) 自衛隊の本部事務室の設置

自衛隊との緊密な連携を図るため、自衛隊の本部事務室を市庁舎内に設ける。必要に応じ本部会議に参加を要請する。

(3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

派遣部隊の宿泊・野営適地として近江八幡市立運動公園施設（体育館・グラウンド）を充てる。

(4) 派遣部隊に必要な資機材の準備

応急復旧に必要な資機材等については、できる限り市本部で準備するよう努める。

(5) ヘリポートの確保

派遣部隊のヘリポートについては、近江八幡市立運動公園グラウンドとするが、被害の状況に応じ他の指定ヘリポートも活用する。

第4 経費の負担区分

自衛隊が実施する救助活動のため必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

第5 派遣部隊等の撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなつたと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

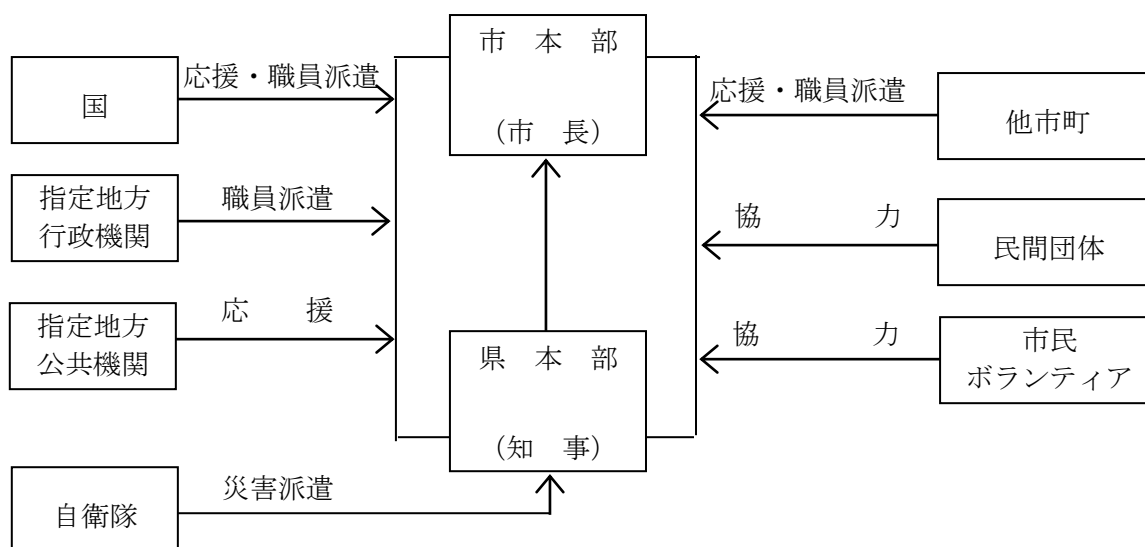
第7節 相互協力計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総務部]

災害に際して、本市のみでは、対応が不十分となる場合には、法に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧に万全を期する。

なお、災害時受援計画は業務継続計画と整合を図り、運用する。

[相互協力の流れ]



第1 応援の要請

1 県への応援要請

- (1) 本部長（市長）は、被害の状況等により応援の要請を必要と判断した場合は、県本部長（知事（防災危機管理局））に応援（職員の派遣を含む。以下同じ）又は応援の斡旋を求めるなどして災害対策に万全を期す。
- (2) 本部長が県本部長に応援又は応援のあつせんを求める場合、県本部（防災危機管理局）に対し次にあげる事項について口頭又は、電話をもって要請し、後日文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
 - イ 応援を希望する機関名
 - ウ 応援を希望する人員、物資等
 - エ 応援を必要とする場所、機関
 - オ 応援を必要とする活動内容

2 他市町等への応援要請

法第67条に基づき、他の市町長に対して応援要請を行う。また、市長は、災害応援に関する協定を締結した市町に対して応援要請を行う。

- (1) 応援要請の内容

- ア 物資等の提供及び斡旋並びに人員の派遣
 - イ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあつせん
 - ウ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあつせん
 - エ 救援及び救急活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあつせん
 - オ 前号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- (2) 応援要請等の手続き
- 応援を受けようとする場合は、無線等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。
- ア 被害の状況
 - イ 物資、資機材の搬入を要請する場合
物資等の品目、数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - ウ 人員の派遣を要請する場合
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣機関、輸送手段、交通情報等
- (3) 相互応援都市の連絡窓口等
- 資料編参照

3 応援職員の受け入れ

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。

特に、市内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

第2 災害対策基本法等に基づく要員の確保

1 災害対策基本法による従事命令

市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、法第65条に基づき市民又は、応急措置の実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

[従事命令、協力命令の種類と執行者]

災害応急対策作業	命令区分	根 拠 法 令	執 行 者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従 事 命 令	法第65条第1項	市 長
		法第65条第2項	警 察 官
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	従 事 命 令	災害救助法第24条	知 事
	協 力 命 令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急処置)	従 事 命 令	法第71条第1項	知 事
	協 力 命 令	法第71条第2項	委任を受けた 市 長
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従 事 命 令	警察官職務執行法第4条	警 察 官
消 防 作 業	従 事 命 令	消防法第29条第5項	消 防 吏 員 消 防 団 員
水 防 作 業	従 事 命 令	水防法第24条	水 防 管 理 者 水 防 団 員 消防機関の長

[従事命令の対象者]

命 令 区 分 (作業対象)	対 象 者
法による市長、警察官、海上保安官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該市の区域の市民また、当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者
従事命令 (消防作業)	火災の現場附近にある者
従事命令 (水防作業)	水防の現場にある者、また区域内に居住する者

2 公共職業安定所の労働者供給

ア 公共職業安定所に対して必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

イ 賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として市における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

[参考資料]

- ・資料編 市町村間の相互応援協定 (資料Ⅱ-4)

第8節 緊急輸送計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、市民部、都市整備部、産業経済部]

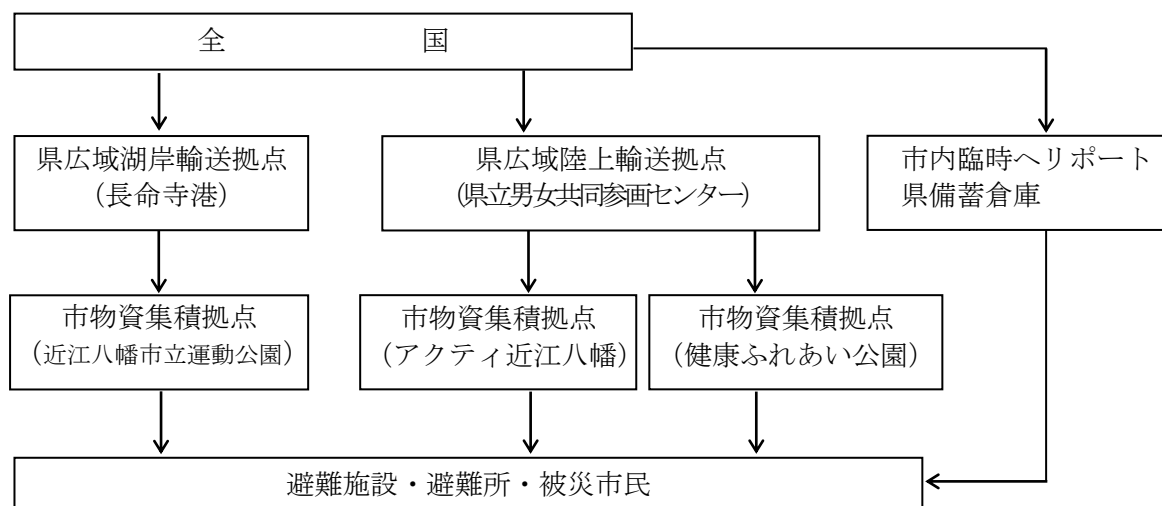
市本部及び防災関係機関は、消火・救急・救助、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため緊急輸送活動を実施する。

第1 緊急輸送の対象等

1 緊急輸送の対象

段 階	輸 送 対 象
第1段階 地震発生後24 時間程度まで	ア 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資 ウ 地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資 カ 食料、水等生命の維持に必要な物資
第2段階 地震発生後3 日程度まで	ア 上記（第1段階）の続行 イ 傷病者及び被災者の被災地域外への移送 ウ 遺体の搬送
第3段階 地震発生後4 日目以降	ア 上記（第2段階）の続行 イ 災害復旧に必要な要員及び物資 ウ 生活必需品 エ 災害廃棄物

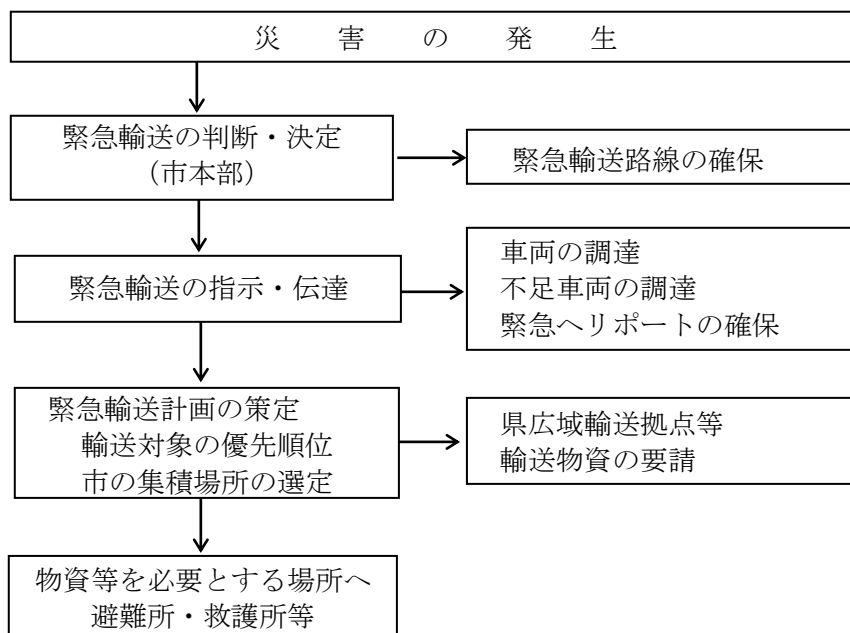
2 緊急輸送ネットワーク



第2 緊急通行車両等の確保

輸送は、車両、鉄道、湖上輸送、航空機等の手段を用い交通の回復状況に応じ、必要とする物資・要員の輸送にあたる。

[緊急輸送の応急対策の流れ]



1 車両の確保

市保有の車両で不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。

2 県への要請

市内で車両の確保が困難な場合は、次の事項を明示して県を通じ車両及び輸送要員等を滋賀県トラック協会等に要請する。

- (1) 輸送区間及び借り上げ期間
- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時
- (5) その他必要な事項

3 鉄道による輸送

緊急輸送のために鉄道を必要とする場合は、J R 近江八幡駅長と協議を行い実施する。

4 湖上輸送

沖島へは、長命寺港、沖之島漁港の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握し、湖上輸送を行う。

5 ヘリコプターによる輸送

陸上の輸送が不可能な場合又は沖島への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の使用について、臨時離発着場を指定して、県に調達斡旋を要請する。

6 緊急輸送路の確保

(1) 緊急輸送道路

本市域に係わる県指定の路線（第1次・第2次路線）及び市指定の路線（第3次路線）は、資料編に掲げる路線である。

(2) 啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急輸送路が途絶した場合、道路管理者は、関係機関の協力を得て、この輸送路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

なお、対応にあたっては、滋賀県域道路啓開計画に基づき、基幹ルートおよび主要拠点への進出ルートの道路啓開に必要な体制整備を図る。

第3 緊急通行車両の確認

県公安委員会が法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合、知事又は県公安委員会（近江八幡警察署長）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急輸送を実施する。

1 緊急通行車両の範囲

前記1の対象範囲とする。

2 取り扱い区分

(1) 知事の取り扱うもの

ア 法第50条第2項による災害応急対策の実施責任者が、同条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両

イ 法第87条による災害復旧の実施責任機関が復旧業務を行うための車両

ウ 報道機関の取材車両、医療行為のための車両及び郵便物の集配車両

(2) 公安委員会の取り扱うもの

ア 法第50条第2項による災害応急対策の実施機関が、同条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両

イ 同法第87条による災害復旧の実施責任機関が復旧業務を行うための車両

ウ 報道機関の取材車両、医療行為のための車両及び郵便物の集配車両

エ 被災者が避難等のためにする輸送車両

オ 義援物資の輸送車両

カ 被災地の会社・工場・事務所等に対しその本社・支店等からの救援輸送車両

キ その他特に緊急を要すると認められる車両（新聞輸送車両、個人的な救援輸送車両等）

(3) 申請手続

緊急通行車両であることの確認を受けるときは、市長は、「緊急通行車両確認申請書」を県（防災危機管理局）又は県公安委員会（県警察本部又は、近江八幡警察署交通課）に提出する。

(4) 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から証明書及び標章を交付されるので、車両の前面の見やすい位置に貼付けて輸送を実施する。

(5) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に集積する。

ア 市物資集積拠点

近江八幡市立運動公園（津田町）

アクティ近江八幡（鷹飼町南四丁目）

健康ふれあい公園（竹町）

イ 県広域陸上輸送拠点

県立男女共同参画センター（鷹飼町）

ウ 県広域湖岸輸送拠点

長命寺港（長命寺町）

(6) 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、予め協定を結んだ業者から調達する。

[参考資料]

- ・資料編 災害用ヘリコプター発着場一覧（資料X I -2）

第9節 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、福祉保険部、子ども健康部、水道事業所]

大規模な災害が発生した場合には、ライフラインの途絶や流通機構の停止が予測されるため、市民に対する飲料水・食料・生活必需品等の供給に大きな支障が生じるおそれがある。このため、災害発生後3日分（可能ならば1週間分）程度に相当する量の飲料水、食料は、各家庭が備蓄しておくものとする。

市本部は、災害発生以後の市民に対する飲料水・食料・生活必需品等の確保に努め、公的備蓄及び県内外からの緊急応援物資等により被災した市民へ物資供給を行う。また市民の生活の安定確保のため物価の監視及び苦情相談等の体制整備に努める。

第1 給水計画

市本部は、災害発生後速やかに応急給水計画を確立し、飲料水・生活用水の確保が困難となった地域に給水場所を設置し応急給水を行う。また、必要量の飲料水等を確保できない場合は、隣接市町（中部広域用水供給事業連絡協議会加入市町）、県（健康医療福祉部生活衛生課、企業庁）、日本水道協会（滋賀県支部他）等に応援を要請する。

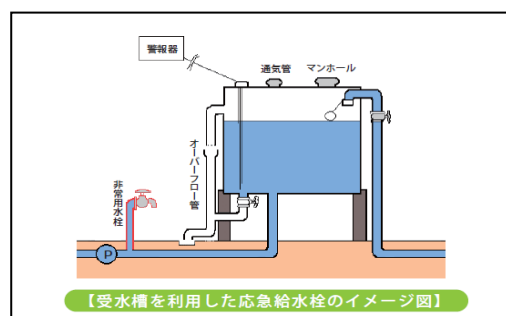
災害直後の飲料水については、市民1人1日あたり約3リットルで2日～3日分の確保に努める。

また、緊急を要する給水（医療機関及び消火活動用水：消火栓）についてもその必要量の確保に努め、基幹病院等、透析医療機関については、応急給水体制を整備する。

1 水源の確保

浄水場等水道施設から給水車等への注水を原則とするが、緊急の場合は次の水源も利用するものとする。

- (1) 消 火 栓 ：無被害消火栓の活用
- (2) セーフティタワー（飲料水兼用防火水槽）の活用
- (3) 耐震性貯水槽の活用
- (4) 受 水 槽 ：学校等公共施設の受水槽の活用（下図参照）
- (5) 井 戸 ：水質検査（必要があれば薬品処理を行う）後活用
- (6) 河川・湖沼水：水質検査（薬品処理又は簡易ろ過を行う）後活用
- (7) 浄水型プール：小学校及び都市公園内のプール水（必要あれば薬品処理又は簡易ろ過を行う）の活用



出典：岡山市水道事業総合基本計画2007

2 災害発生後の時間経過毎の給水

[災害発生後の時間経過毎の給水計画]

	市 民	市	県
(1) 災害発生後 24時間 程度まで	原則として各家庭に 備蓄した飲料水で対応 (3リットル／1人1日)	- 水道施設の被害状況と断水（濁水）区域等の把握 - 水道施設の稼働能力の把握 (給水可能区域・水量) - 市民の避難状況の把握（必要給水量） - 応急給水班の編成 - 給水場所の設置 - 給水方法の選択（拠点給水・運搬給水） - 給水に着手 (優先配慮：医療機関、消火活動等) - 応援要請 (県本部、近隣市町、日本水道協会等)	- 市町本部からの 応援要請に対応 するため広域応援体制を準備 - 市町、応援主管 府県、自衛隊または国等へ応援要請
(2) 災害発生後 3日目 程度まで	- 上記(1)に加え、応急給水により飲料水等確保 - 家庭用井戸の活用 (地域住民や事業所 所有の井戸を「災害時協力井戸」として認定し、災害時における生活用水として活用する。)	- 各給水場所等において飲料水、生活用水の給水を実施（給水車等を使用） - ろ水機による給水場所を設置し、給水を実施 - 広報活動の実施（断水・濁水区域、給水場所・状況、水道の復旧見込み、水質情報、注意事項等）広報活動は、報道機関や広報車等を活用し頻繁に行う。	隣接市町、応援主管府県、自衛隊または国等と連携して市町本部の給水活動を支援
(3) 災害発生後 4日目以降	上記(2)に加え、応急給水活動に協力	- 上記(2)に加え、市域外の応援車両等を活用し、飲料水の運搬や給水活動を行う。 - 目標給水量（1人1日） 4日目以降15日目まで 30から50リットル程度 16日目以降完全復旧まで 100から150リットル程度	同上

第2 食料・生活必需品の供給

災害時に備え、各家庭、自治会、自主防災組織と市が一体となって3日分（可能ならば1週間分）程度の食料を確保する体制に努める。市本部は、発災時には、必要に応じて食料供給体制を確立し、必要な物資を確保供給するため次の措置を講じる。不足する場合は、県等に応援を要請する。他の市町、近畿農政局滋賀支局、日本赤十字社滋賀県支部に応援要請した場合は、県に報告する。

- ア 避難所ごとの必要量の算定
- イ 災害用備蓄物資の供給
- ウ 協定している流通物資の調達

1 食料の供給

市本部は、被災者及び災害応急従事者に対して、食料供給拠点における調理及び災害用食料の緊急調達措置等により、一時的に被災者等の食生活の確保を図ると共に近江八幡市学校給食センターを災害時における食料供給拠点と位置づける。

(1) 食料の調達

市長は、市で備蓄する食料の他、予め農業協同組合、生活協同組合、大規模小売店舗、市内業者等と協定を締結し、必要な食料の調達を図るものとするが、市単独で必要数量を調達できないときは、県に要請して県備蓄食料の供給を受ける。

(2) 避難行動要支援者への配慮

食料の供給は、高齢者、病弱者、障がい者等に適した食料の供給を行う。乳幼児には、液体ミルク等の供給を行う。

(3) 災害発生後の時間経過毎の食料供給

[災害発生後の時間経過毎の食料供給計画]

	市 民	市	県
(1) 災害発生後 24時間 程度まで	原則として各家庭 の備蓄食料で対応	・被災状況・市民避難状況等の把握 ・災害救助法適用の要請 ・備蓄食料の払い出し ・食料供給班の編成 ・県本部に備蓄食料の払い出し及び食料等の供給の要請	・災害救助法を適用 ・公的備蓄物資の保管契約を締結している倉庫業者に物資払い出しの準備を指示 ・輸送調整所の開設 ・(一社) 滋賀県トラック協会、(一社) 全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会に輸送及び保管等の協力要請 ・流通業者への協力要請(流通在庫の供出) ・市の状況に応じて、市に代わり食料供給を行うプッシュ型輸送を実施 ・必要に応じて広域応援依頼
(2) 災害発生後 3 日目 程度まで	・上記(1)に加え、市による供給により食料を確保	・食料供給場所の設置(避難所等) ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への食料輸送 ・避難所等での食料供給	・「災害用備蓄物資管理払出要領」に基づき、備蓄食料の払出しを実施 ・国、関西広域連合、応援主管府県、自衛隊、日本赤十字社等との連携のもと、市本部の食料供給活動を支援
(3) 災害発生後 4 日目以降	・上記(2)に加え、可能な範囲で炊事調理を実施	上記(2)に加え、県外から輸送された食料の避難所等への輸送・供給・炊出しの実施	・県外から輸送される物資の受入れ ・市本部の食料供給活動を支援

2 生活必需品の供給

市は、生活必需品等の備蓄、関係業者との協定の締結等必要な措置を講じ、災害発生時には速やかに生活必需品等供給計画を確立し、被災者に対し、生活必需品の給与又は貸与を行うことにより被災者の生活の安定を図る。

(1) 実施

市本部が主体となって実施するものとするが、災害救助法が適用された場合は、被災者に対する給与の実施は、市長が知事の委任を受けて実施する。

(2) 供給対象者

災害救助法による生活必需品等の給与又は貸与は、災害によって住宅に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失または毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない状況にある者を対象とする。

(3) 物資の購入

市本部は、市、県等の備蓄物資を使用するとともに、協定を締結している農業協同組合、生活協同組合、大規模量販店、市内業者等に協力を要請する。

生活必需品等は、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。

なお、生活必需品等の備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

ア	寝具
イ	衣服
ウ	身回り品
エ	炊事用具
オ	日用品
カ	食器
キ	光熱材料
ク	衛生用品（紙おむつ、生理用品、携帯トイレ、簡易トイレ等）
ケ	マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション

(4) 供給及び配分

市本部は、避難所担当職員及び協力者の協力を得て、迅速かつ的確に給与を行う。

[災害発生後の時間経過毎の生活必需品供給計画]

	市 民	市	県
(1) 災害発生後 24時間 程度まで	・市民相互支援 により対応	・被災状況・市民避難状況等の把握 ・備蓄物資の払い出し ・物資供給班の編成 ・県本部への応援依頼	・公的備蓄物資の保管契約を締結している倉庫業者に物資払い出しの準備を指示 ・輸送調整所の開設 ・（一社）滋賀県トラック協会、（一社）全国物流ネットワーク協会、滋賀県倉庫協会に輸送及び保管等の協力要請 ・流通業者への協力要請（流通在庫の活用） ・必要に応じて広域応援依頼
(2) 災害発生後 3日目 程度まで	・上記(1)に加え、 市等による供給により生活必需品を確保	・供給場所の設置 ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への物資輸送 ・避難所等での物資供給	・「災害用備蓄物資管理払出要領」に基づき、備蓄物資の払い出しを実施 ・関西広域連合、応援主管府県、自衛隊等との連携のもと、市本部の物資供給活動を支援
(3) 災害発生後 4日目以降	同 上	・上記(2)に加え、県外から輸送された物資を避難所等に輸送・供給の実施	・上記(2)に加え、県外から輸送された物資の受入れ

[参考資料]

- ・ 資料編 備蓄状況（資料X-1）
- ・ 資料編 水道施設応急復旧資機材及び調達先（資料X-2）
- ・ 資料編 上水道等の整備状況（資料VI-2）
- ・ 資料編 災害救助基準表「救助の程度、方法及び期間」（資料VIII-5）

第 10 節 保健衛生及び防疫計画

[担当部局 全部局]
(災害対策本部)

災害発生時においては、慢性疾患患者の救護及び感染症患者の早期発見等が必要となる。そこで、保健活動、検病調査、予防教育及び感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒並びに防疫活動等は、この計画の定めるところにより迅速に実施し、要配慮者の救済と被災地における飲食等に起因する食中毒発生の阻止、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期し、市民生活の安定を図る。

1 保健活動

(1) 実施者

- ア 災害発生時における保健活動等は、原則として市本部（福祉保険部、子ども健康部）がその責務を担うが、市本部は必要に応じ、保健所（県地方本部）に専門的・広域的な立場からの協力を要請し保健活動等を実施する。
- イ 市本部独自で処理不能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

(2) 活動内容

市本部は、保健所（県地方本部）と連携を図りながら次の保健活動を実施する。

保健師活動は、被災者への救命・救護活動、避難所活動や在宅要支援者の訪問など、災害発生から時間経過に伴って刻々と変化していく「健康ニーズ」に対応した保健活動を展開していく。

《各期における保健活動の概要》

近江八幡市災害時保健師活動マニュアル（令和 2 年 4 月作成）より抜粋

時期	発災後 フェーズ	直後 1	3 日 2	2 週間 3	1 か月 4-1	2 カ月 4-2	復興前期	復興後期 復興まで
状況	被災・対応 状況	避難所の開設 救護所の開設 ライフラインの切断	避難所の縮小 救急医療体制の縮小 ライフラインの一部復旧			仮設住宅入居		復旧・復興
保健 師 活動	救命救護	被災状況の確認 救護所の設置・運営 要医療者への支援 医療機関の診療把握						
	健康管理	健康ニーズの把握 避難者・自宅待機者の健康管理、心のケア 職員等支援者の健康管理 仮設住宅・復興住宅入居者の健康管理、心のケア						
	健康相談	避難者・自宅待機者の巡回健康相談 仮設住宅・復興住宅入居者の巡回健康相談						
	公衆衛生 活動	避難所の衛生管理・環境整備 健康教育（感染・エコノミー症候群・介護予防等） 心のケア対策 新たなコミュニティづくりの支援（孤立予防）						
	通常業務	通常業務の調整 通常業務の再開						

2 災害時栄養指導対策

市本部は、災害の状況により必要があると認められたときは、市に所属する管理栄養士・栄養士のみならず様々な給食施設等に所属するものが「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」平成 27 年 3 月滋賀県医療福祉部策定に基づき下記の業務を実施する。

- (1) 炊出し、給食施設の指導及び協力
- (2) 在宅慢性疾患患者に対する食事指導
- (3) その他、災害発生時における栄養指導

3 災害時食品衛生・環境衛生対策

- (1) 災害緊急衛生班の編成

市本部は災害の状況により必要と認めたときは、保健所（県地方本部）に県災害緊急衛生班の編成を要請する。災害緊急衛生班は、災害の規模に応じて、食品衛生監視員及び環境衛生監視員をもって構成する。

- (2) 県災害緊急衛生班は、所属長指揮のもとに次の活動を行う。

- ア 食品・環境衛生関係営業施設の被害状況の把握、監視指導並びに情報提供
- イ 救護食品等の検査
- ウ 飲料水の水質検査
- エ 避難所における食品・環境衛生確保
- オ その他飲食等に起因する病害発生の防止

4 仮設浴場の供給計画

市本部は、災害の状況により、必要があると認めたときは、県本部に自衛隊に支援要請等を依頼するなどの対策により、災害発生後一週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の改善と被災者のケアに努める。

5 防疫活動

- (1) 実施者

- ア 市本部は、災害発生時における検病検査、防疫等を保健所（県地方本部）の指導、指示に基づき実施する。
- イ 市本部独自で処理不可能の場合には、隣接市町、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。
- ウ 県本部は、被災等の状況、市本部の処理能力を勘案し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 29 条第 2 項に基づく物件に係る措置又は予防接種法第 6 条による臨時の予防接種を行う。

- (2) 市本部が行う防疫活動の種別と方法

- ア 保健所（県地方本部）と連携して、検病調査及び予防教育を実施する。
- イ 家屋の消毒を行う。
- ウ そ族昆虫等の駆除を行うものとする。
- エ 「本章第 9 節飲料水・食料・生活必需品等の供給計画」に基づく家庭用水の供給を行う。

オ 臨時予防接種の実施を県本部に求める。

カ 県防疫職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施する。

また、避難所に隣接して、被災者支援等の観点から愛玩動物の飼育場所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。

(3) 県の措置

ア 被災地の衛生状態の維持、消毒、そ族昆虫駆除、検病調査、その他防疫措置の指導を行うものとする。

イ 災害の規模、態様等に応じた範囲、期間を定めて、消毒方法の施行に関する指示、そ族昆虫等の駆除に関する指示、家庭用水供給の指示等を行うものとする。

ウ 被災地、避難所等における検疫調査及び検病調査結果に基づく健康診断を実施する。

エ 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した時は、入院の勧告措置等を実施する。

オ その他保健衛生

(4) 報告、記録、整備

市本部及び県本部は、災害状況報告書、防疫活動状況報告書等、必要関係書類を整備しておく。

6 防疫及び保健衛生器材の備蓄、調達計画

(1) 防疫及び保健衛生器材の備蓄対策

ア 市本部は、災害時における防疫活動が円滑にできるよう、保健衛生器材の確保を県本部に要請する。

イ 保健所長は、各保健所現有の災害対策用医療器材の整備、充実を図る。

(2) 市本部の対応

防疫及び保健衛生器材の備蓄及び調達について、予め計画を確立しておくものとする。

(3) 調達計画

県本部は災害発生後速やかに次の活動を行う。

ア 防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況の調査、実態把握

イ 関係機関との連携の下での防疫資材の調達

調達の方法は次による。

(ア) 医薬品取扱業者への依頼

(イ) 厚生労働省、応援主管府県及び近隣府県の医薬品取扱業者への応援要請

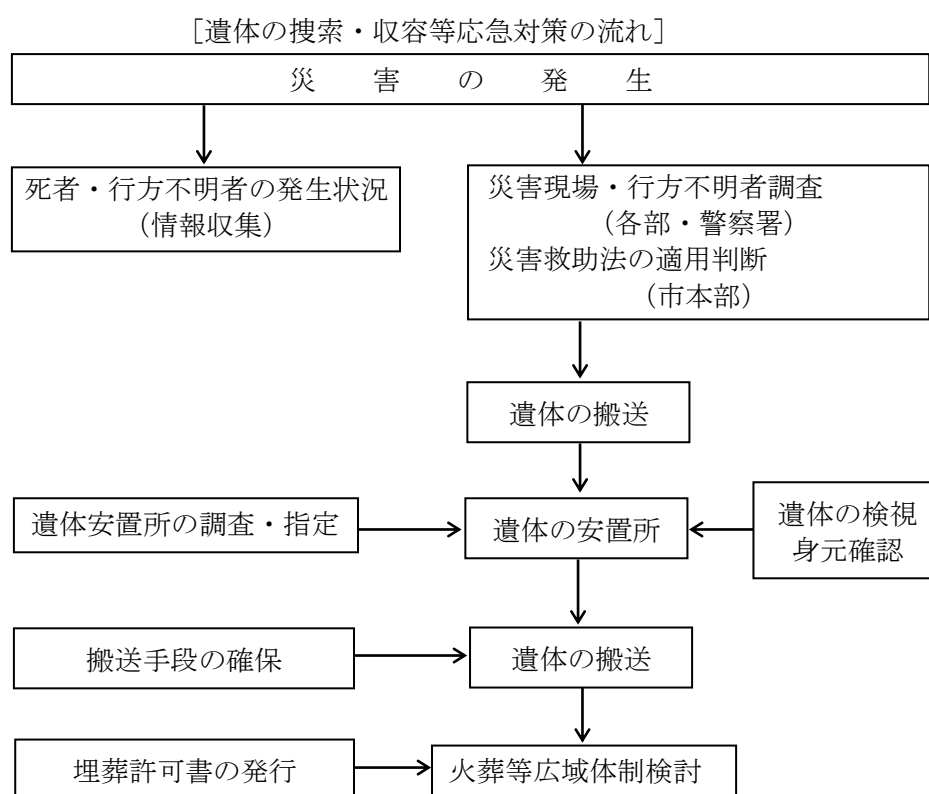
ウ 市本部からの要請による不足資材の調達の斡旋

第 11 節 行方不明の搜索、遺体の收容、検視並びに火葬（埋葬）計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、市民部、安土町総合支所、総合医療センター]

市本部は、行方不明者がいるおそれが判明した場合、警察、消防、自衛隊等防災関係機関と連携して行方不明者の搜索を行う。また、遺体を発見した場合は、警察が行う検視、身元確認に必要な協力支援を行い、遺体を遺族に引き渡すとともに、円滑な火葬（埋葬）を実施する。

災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、日本赤十字社滋賀県支部が実施する。この際、市本部は、日赤市地区として活動する。



※ 死者・行方不明者の情報収集は、行方不明者情報を有する所属部署の協力（情報発信・提供等）を求める。

1 行方不明者の搜索

- (1) 行方不明者の搜索は、市本部が警察、消防、自衛隊等防災関係機関と緊密な連携を保ちつつ迅速に行う。
- (2) 他市町に行方不明者が漂着していると認められる場合は、地方本部及び行方不明者の漂着が予想される市町に通報し、広域の搜索を行う。
- (3) 市本部は、身元不明遺体の写真撮影を行うほか、人相、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い、身元の確認に努める。
- (4) 市本部は、行方不明者を発見するため、受付所を設け、届出の受理、手配等の適

正を期すとともに情報の入手に努め、捜索にあたる。

2 遺体の発見時の連絡及び処理

遺体を発見した者は速やかに警察に連絡し、警察は医師立会のもとに検視を行う。

3 遺体の収容

- (1) 医師立会のもとに警察の検視を終えた遺体は、市本部が、警察等の協力を得て、その収容、引渡し等にあたる。また、近江八幡市立総合医療センターは地域災害医療センターであるため、多数の遺体を収容する可能性があり、急性期病院としての診療機能の維持を図るためにも、市本部を通して早期に警察等に連絡・協力を得、遺体安置所への収容につながるよう努める。
- (2) 遺体が多数ある場合は、市文化会館小ホールに遺体を収容し、検視、遺族への引渡し等を行う。ただし、文化会館小ホールが使用できない状況にあり、他に遺体収容のための適当な建物のない場合は、天幕等の仮設の検視場所を確保する。
- (3) 遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を整理の上納棺し、遺体検案書とともに引渡す。

4 遺体の引渡し

警察は、身元が明らかでない遺体、身元は明らかであるが遺族等のない遺体及び取りが著しく遅れる遺体は、市本部に所持品とともに引き渡す。

5 遺体の火葬

- (1) 市本部は、独自で処理不可能の場合は、県本部に対して滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。
- (2) 市本部は、火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。
 - ア 死亡者数の把握
 - イ 火葬計画の作成
 - ウ 遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保
 - エ 燃料、ドライアイス、及び柩資材の在庫状況の把握・確保
 - オ 埋葬のための関係者に対する協力要請
 - カ 相談窓口の設置及び市民への情報提供

[参考資料]

- ・資料編 火葬場（資料VI-6）
- ・資料編 主要医療施設（資料VI-8）

第12節 交通規制計画

[担当部局 総務部、市民部、都市整備部]
(県警察)

災害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合に、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、緊急通行車両以外の被災地域への流入を抑制し、避難路及び緊急通路を確保する等、被災地及び関連道路の交通の安全と円滑を図る。

第1 交通規制計画（県警察本部）

1 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関からの情報のほか、交通監視カメラ、車両感知機、光ビーコン等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 緊急交通路等の確保

(1) 緊急交通路の指定

県警察は、道路の被災状況を考慮して、高速道路、国道、主要地方道等を中心とした緊急交通路を指定する。

(2) 交通規制

県警察は、県、市町、関係機関等と連携し、緊急交通路に指定した道路について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、被災状況を考慮し適切な迂回路への誘導を行う。

また、避難が安全かつ円滑に行われるよう、避難経路についても必要に応じて、交通規制を行う。

(3) 交通障害物の除去

県警察は、道路管理者等と連携し、放置車両、その他交通障害物の除去に努め、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

(4) 警備業者等への派遣要請

県警察は、被害状況により必要があるときは、交通整理、避難誘導等の災害警備を行うため、協定を締結している警備業者等に対し、同協定に基づく派遣要請を行う。

3 広域交通規制の実施

県警察は、大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定等に基づき、他府県警察との連携を密にして、幹線道路を中心とした広域的な交通規制を実施する。

また、緊急交通路を確保し、広域交通管制を迅速かつ的確に実施するため、警察災害派遣隊（交通部隊）の派遣要請を行う。

4 情報の提供

県警察は、緊急交通路の確保、迂回への誘導等のため、テレビ、ラジオ等のマスメ

ディア、インターネットメール、道路交通情報板、道路交通情報センター、光ビーコンにより、緊急交通路の指定について周知徹底を図るとともに、可能な限り最新の交通情報を提供する。

5 緊急通行車両の確認等

災害発生時においては、県警察は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。

第13節 ライフライン等応急対策計画

第1 通信施設応急対策計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総務部]
(西日本電信電話株式会社)

地震の発生に際しては、通信及び放送施設を災害から防護するとともに、これらの施設が被災した場合には応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、早期に通信及び放送の機能回復を図る。

通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努める。

1 市通信施設応急対策計画

通信施設が被災した場合には次の措置を行う。

- (1) 移動局による運用
- (2) 職員による仮復旧の実施
- (3) 庁舎・機器等の保護強化
- (4) 代替手段（消防無線、携帯電話等）の確保

2 一般通信設備応急対策計画（西日本電信電話株式会社）

災害時における電気通信サービスの確保に関わる基本的な考え方は、復旧活動・医療活動機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の途絶防止と一般通信の確保を図ることであり、迅速かつ的確な応急復旧対策を講じる。

(1) 応急対策の基本

ア 災害が発生した場合は次の応急対策を実施する。

- (ア) 通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）
- (イ) 通信の確保（衛星通信、移動無線車、非常用移動電話局装置等の災害対策機器の出動）
- (ウ) 特設公衆電話の設置
- (エ) 輻輳対策（発信規制、伝言ダイヤル等の運用）

イ 災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集伝達、応急対策及び復旧対策等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

(2) 通信確保のための応急措置事項

ア 最小限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を講じる。

- (ア) 電気通信設備に対する応急措置
- (イ) 臨時電話等受付所の開設
- (ウ) 特設公衆電話等の開設
- (エ) 通信の利用制限

イ 利用者への周知

(3) 復旧計画の方針

災害により被災した通信回路の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事等を盛り込んだ復旧工事を行う。

第2 上水道施設及び下水道施設応急対策計画

[担当部局 水道事業所]

災害により被害を受けた水道施設・下水道施設については、速やかに復旧して飲料水の確保及び下水の処理を行う。

1 上水道施設応急対策計画

初動期においては、応急給水計画確立に向け必要となる上水道施設の被害状況と断水・濁水区域等の「情報収集」を迅速かつ優先的に実施する。

活動の詳細は「近江八幡市上水道事業業務継続計画(案)」による。

- (1) 職員の動員状況の把握
- (2) 上水道施設の被害状況と稼働能力の把握
- (3) 給水計画の作成
- (4) 応援要請

他市町及び県等への応援要請を行う。

ア 応援要請にあつては、次の事項を明示する。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を希望する機関名
- (ウ) 応援を希望する人員、物資等
- (エ) 応援を必要とする場所、機関
- (オ) 応援を必要とする活動内容

イ 応援要請先

日本水道協会、県企業庁（経営課、計画管理室）、県健康医療福祉部（生活衛生課）、中部広域用水供給事業連絡協議会（加入市町）、その他

2 下水道施設応急対策計画

下水道施設の災害復旧は、他の公共土木施設の復旧と同様に、社会全体の復旧活動、市民の生活に与える影響が大きいため、施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、計画に基づき関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧を行うものとする。また、市本部が単独に対応することができない場合には、速やかに県に応援を要請する。

活動の詳細は「下水道事業BCP計画書」による。

(1) 応急対策計画

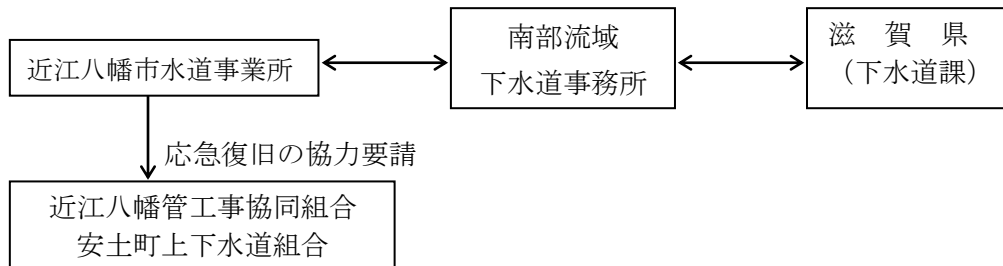
ア 震災復旧の第1段階においては、できるだけ短時間に重要施設の被災状況の概略を把握するための緊急調査・点検を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を的確に判定し、必要に応じて緊急措置を講じる。

イ 第2段階においては、施設全体の被災状況を把握するための応急調査を行い、

二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、重要度、本復旧までの工期等の条件を勘案して、応急復旧の必要性を判断する。応急復旧が必要と判断された場合には、応急復旧の優先順位及び復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。

ウ 第3段階においては、本復旧に必要な調査を行い、施設の重要性、被災の箇所及びその程度、復旧の難易度、施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め、本復旧を実施する。

(2) 災害時の組織・連絡体制



(3) 関係機関との連絡協力体制

地震発生直後は混乱が予想され、他機関との連絡調整に時間を要することが予測されるので発災直後に焦点をあてて、関係機関との連絡協力体制を確立して万全を期すものとする。

(4) 緊急調査・点検と緊急措置

(5) 応急調査と応急措置

(6) 本復旧

本復旧の水準は、総合的に判断して定めるものとする。

[参考資料]

- ・資料編 災害時における上水道施設の応急復旧作業の協力に関する協定（資料Ⅱ-5）

第3 放送施設応急対策計画

（日本放送協会（大津放送局）、株式会社京都放送、びわ湖放送株式会社、株式会社ZTV近江八幡放送局）

1 基本方針

(1) 日本放送協会

災害が発生した場合は、非常災害対策規定に基づき、迅速、的確に必要な措置をとる。なお、放送所、演奏所等が被災した場合は、衛星放送中継車を安全な場所に速やかに移動し、放送を継続するよう努める。

(2) 株式会社京都放送

非常災害対策要領に基づく対策本部を設置し、応急復旧活動に努める。

(3) びわ湖放送株式会社

災害発生時には、「非常事態における放送実施要項」に基づき、特別放送本部を設

置し、被災放送設備の状況を早期に把握し、迅速、的確に、放送維持に必要な措置をとる。

(4) 株式会社ZTV近江八幡放送局

局が定める対策要領に基づき、被災状況の把握を行うとともに、放送の継続及び特別放送の実施に努める。

2 応急対策

株式会社ZTV近江八幡放送局の応急対策のみ示し、他は省略する。

ア 本社設備

演奏所機器が被災した時は、応急措置により復元を試みるとともに、使用可能な機器の構成において放送を継続する。

イ 被災者に対する情報提供のため次の措置を講じる。

(ア) 災害情報の中に手話を挿入

(イ) 災害放送関係の放送テロップを縮刷し、希望者に配布

第4 電力施設応急対策計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総合政策部]

(関西電力送配電株式会社)

災害により電力施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、公共施設としてこの機能を維持する。

(1) 基本方針

電気施設を災害から防護するため、各種施策を行うとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

(2) 応急対策

ア 災害時における情報の収集、連絡

イ 災害時における広報

ウ 要員の確保

エ 災害時における復旧用資機材等の確保

オ 災害時における電力の融通

カ 災害時における危険予防措置

キ 災害時における自治体との連携

ク 災害時における自衛隊との連携

ケ 災害時における応急工事

第5 L Pガス設備応急対策計画

(一般社団法人滋賀県L Pガス協会)

地震発生時の対策については、「滋賀県L Pガス災害対策要綱」に基づき、大地震の発生時には災害対策本部及び現地対策本部を設置し、地域の防災関係機関と緊密な連携をとり応急対応を実施する。

1 緊急時の初動体制

災害が発生した時、ならびに気象庁より震度5以上の地震発表があった場合は、災害対策本部及び現地対策本部を設置し、緊急出動体制及び災害規模に応じた特別出動体制を整備し、災害規模に応じた特別出動体制を整備する。

第6 ガス施設応急対策計画

(大阪ガスネットワーク株式会社)

供給区域内で気象庁震度階級5弱以上の地震が発生した場合及びガス施設に被害の発生もしくは発生が予想される場合、ただちに対策本部を設置し、ガス漏れによる二次災害の防止等の安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

第7 鉄道施設応急対策計画

[担当部局 市民部]

(西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、近江鉄道株式会社、一般社団法人 近江鉄道線管理機構)

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため必要な対策計画を確立する。

1 J R鉄道施設応急対策計画

(西日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社)

(1) J R西日本

災害発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故及び災害処置要項、災害時運転取扱要項の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の対策を確立する。

ア 地震時の運転規制基準と警備

(ア) 運転規制値（地震）

運転規則	
速度制限	運転見合わせ
地震計が震度 4.0 以上 4.5 未満を示したとき。 （標準） 規制範囲内を初列車は 25km/h 以下で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。 ただし、要注意箇所が設定されている場合は、保守担当区長がスポット巡回を行い、異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。	計測震度が 4.5 以上を示したとき。 （標準） 規制区間内を走行中の列車は停止するものとし、規制区間内には列車を進入させないこととする。この場合、震度 4 以下の時は、25km/h 以下で最寄り駅に到着後、運転を見合わせる。 その後、保守担当区長の報告により異常を認められなかったときは、初列車は 45km/h で運転を行い、初列車により規制区間内に異常がないことが確認されたのち、運転規制の解除を行うものとする。

イ 運転事故が発生したときは、近畿統括本部内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

[事故対策本部等の種別、設置標準及び招集範囲]

種 別	設 置 標 準	招集範囲
第 1 種 体 制	○ 重大な列車事故が発生したとき ○ お客様、通行人等に死傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ○ 特に必要と認めたとき	招集可能者の全員
第 2 種 体 制	○ 重大な事故等が発生したとき ○ 本線が長時間不通となるおそれがあるとき ○ 特に必要と認めたとき ○ その他特に必要と認めたとき	招集可能者の半数
第 3 種 体 制	○ その他必要と認めたとき（台風・降雨降雪等により、大きな輸送障害のおそれがあるとき）	必要最小限の数

（注）招集範囲は、本部員の班別構成標準による。

（注）上記を標準として関係課室長、駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。ただし、本社対策本部からの指示により、事故等の影響範囲とその重要性を勘案して、対策本部の設置及び体制の変更が指示される場合がある。

(2) J R 東海 東海鉄道事業本部

災害発生の場合、災害時運転規則等取扱細則、運転事故及び災害応急処理取扱細則、新幹線災害時規則等取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

ア 危険防止措置

(ア) 乗務員は、地震を感知した場合、橋りょう、がけ地、トンネル等の危険な場所

を避け、ただちに列車を停止させる。

(イ) 輸送指令又は駅長は、地震を感知した場合にその震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転、出発の見合わせ等の必要な措置をとる。

(ウ) 保守担当区長は、一定の震度以上の場合及び被害発生のおそれがある場合、路線及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施して列車運転の可否を決定する。

イ 対策本部、復旧本部の設置

地震発生の場合、部内規程の定めるところにより、東海鉄道事業本部に対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

ウ 地震発生時の動員体制

地震発生時の緊急出動は、内部規定等に定める非常招集計画による。

エ 資機材及び車両の確保

鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともにその確保に努めるものとする

(3) J R 東海 新幹線鉄道事業本部、関西支社

災害発生の場合、災害時運転規則等取扱細則、運転事故及び災害応急処理取扱細則、新幹線災害時規則等取扱細則、新幹線運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を確立して迅速に処理する。

ア 地震発生により、テラスが作動した場合、自動的に列車を停止する。なお、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施する。

イ 災害対策本部の設置

地震の規模及び地震計作動の範囲により、新幹線鉄道事業本部及び現地に対策本部を設置し、情報の収集、救護、応急復旧、輸送上の諸手配、災害の調査等を行う。

ウ 社員の非常招集

関係箇所長は、応急対策に必要な社員に対し、予め制定した非常招集計画に基づき、非常招集を行う。

エ 関係箇所長は、次のような計画を策定し応急復旧体制を確立している。

(ア) 関係社員の非常招集計画

(イ) 応急復旧用資材の所在及び数量の把握

(ウ) 関係協力会社へ非常出動を要請した場合の出動可能要員の把握

(エ) 応急復旧用機械の所在と常時使用可能台数の把握

(オ) その他、関係機関への連絡、方法等の確立

2 私鉄等施設応急対策計画

(近江鉄道株式会社、一般社団法人 近江鉄道線管理機構)

災害が発生した場合、運転取扱い心得及び鉄道事業緊急時対策内規の定めるところ

ろにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

(1) 応急対策

ア 地震発生時の運転規制と警戒

- (ア) 震度計が 40 ガル（震度 3）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は列車運転士並びに各駅長に、地震の大きさを通報するとともに列車の運転に注意を促す。
- (イ) 震度計で 40～80 ガル（震度 4）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、その後、各駅長並びに列車運転士から情報を得て異常がないと認めたときは、25 km/h 以下で対向列車のある駅又は先行列車のあった駅まで注意運転し、運転指令までその結果を報告させるように指令する。
- (ウ) 震度計が 80 ガル（震度 5 弱）以上の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、全線にわたり線路、施設等の点検を行う。

イ 現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により本社に緊急事態対策本部を設置する。

ウ 本部の任務内容

- (ア) 情報の収集、伝達
 - (イ) 職員の非常招集
 - (ウ) 災害箇所の調査、報告
 - (エ) 救護活動の支援
 - (オ) 応急復旧用の資材調達
- 振替輸送及び代行輸送の手配

第14節 道路施設応急対策計画

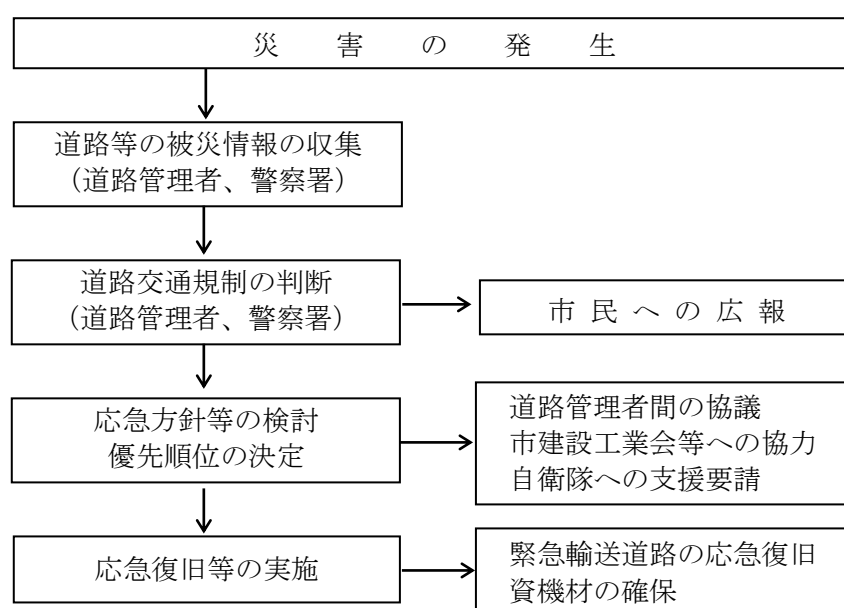
[担当部局 都市整備部、産業経済部]

災害により被害を受けた道路施設、交通安全施設等を速やかに復旧し、交通の確保に努める。応急復旧にあたっては、緊急輸送道路ネットワークが機能するように、優先順位を設定し、道路管理者間で連携を図りつつ行うものとする。

第1 応急対策

道路管理者は、災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

[道路施設等応急対策の流れ]



1 通行の禁止及び制限

(1) 緊急輸送道路の指定

県は、災害により被災した地域の救援活動や消防・生活物資輸送等に従事する車両の円滑な通行を確保するため、地震防災対策特別措置法で位置づけられた路線を緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路）として指定する。

また、市は、第3次緊急輸送道路を指定する。

緊急輸送道路については資料編参照

(2) 通行の禁止及び制限

道路管理者は、道路の破損・決壊・その他の事由により通行が危険であると判断される場合には、区間を定めて通行を禁止又は制限する。通行の禁止及び制限を行った場合には、その内容を警察本部や他の防災機関及び関係する隣接府県に速やかに連絡する。

2 応急復旧の優先順位

県本部長は、地震発生直後における道路の被害状況・通行確保状況等の情報をもとに、緊急輸送道路ネットワーク計画を基本として県警察並びに道路管理者と協議して、緊急に確保すべきルートを選定する。道路管理者は、この結果に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急道路ネットワークを確保する。

- (1) 県本部長が、救援活動のために特に重要であると指定した路線
- (2) 被災地域に通じる第1次緊急輸送道路
- (3) 被災地域内又は被災地域に通じる第2次緊急輸送道路
- (4) その他緊急輸送に必要な道路(第3次緊急輸送道路)

3 応急対策

- (1) 市本部は、災害発生後直ちに現地調査を行い、道路に関する情報を収集する。また、収集した道路情報は、速やかに県地方本部（東近江土木事務所）に連絡する。
- (2) 収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。応急復旧は、原則として県本部長が選定した緊急に確保すべきルートを優先的に行う。

4 資機材・要員の確保

復旧作業の実施については、近江八幡市建設工業会等に資材・労力等の支援を求める。

5 情報連絡体制

道路管理者は、災害発生後直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路の状況、通行の状況を把握する。また、収集した情報をもとに、速やかに応急復旧計画を立案する。

(1) 道路管理者間の情報連絡

災害発生後直ちに、それぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県本部（土木交通部道路班）へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

(2) 道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用物の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

(3) 警察との情報連絡

道路管理者は、警察本部及び近江八幡警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

6 道路管理者間の相互協力

それぞれの道路管理者は、県本部と緊密に連絡をとり、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。また、応急復旧作業の実施にあたっては、互いに協力して緊急に確保すべきルートの早期確保に努める。

第2 基幹農道応急対策計画

基幹農道について被災状況を速やかに調査し、応急復旧の必要なものについては迅速な対応を図り、農道の緊急通行道としての確保に努めるものとする。

基幹農道の管理者等は、その被災状況等を速やかに調査把握し、県本部・地方本部の関係機関に連絡するとともに、通行車両の制限等必要な処置を行い、県の指示、支援等を得て道路機能維持のための復旧に努める。また、基幹農道占用物件の被災については管理者が占有者に通報し、安全確保等必要な措置を講じる。

第3 交通安全施設応急対策計画（県土木交通部、県警察、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所）

交通安全施設が損壊し、又は故障した場合、応急復旧に迅速に対応し、被災地及び関連道路における交通の安全と緊急通行車両の通行の円滑化を図る。

（1）信号機等の緊急補修

交通信号機等交通安全施設が損壊し、又は故障した場合は、迅速な復旧に努める。

交通信号機等電源付加装置の点検、燃料補給等を行う。

（2）主要交差点における交通整理

市被災地区及び関連道路の主要交差点に交通整理員を配置し、必要な交通整理を行う。

第4 国道応急対策計画（国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所）

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

（1）道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。

（2）道路上の車両、道路上への倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急交通路から優先的に実施する。

（3）上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各占用施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止又は制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、各施設の管理者等に通報する。

〔参考資料〕

- ・資料編 緊急輸送道路一覧（資料X I -1）
- ・資料編 災害用ヘリコプター発着場一覧（資料X I -2）

第 15 節 河川管理施設等応急対策計画

[担当部局 都市整備部、産業経済部]

災害により河川管理施設等が、破壊、崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は施設の応急復旧に努める。

第 1 河川管理施設及び砂防施設応急対策計画

災害による被害及び出水による二次災害を防止するため、市本部、消防機関等の水防活動が円滑に十分に行われるよう体制を確保するとともに、破損、損壊等被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設及び砂防施設の応急復旧に努める。

1 応急対策

次の水防活動を行う。

(1) 水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び輸送体制の確立
(2) 河川管理施設及び砂防設備、特に工事中の箇所及び危険箇所の重点的巡視
(3) 水門若しくは閘門に対する遅滞のない操作
(4) 水防に必要な器具、資材及び設備の確保
(5) 他市町等との相互協力及び応援体制の確立
(6) 被害を受けた河川管理施設及び砂防設備の応急復旧

2 復旧計画

- (1) 災害による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともにこれに基づき従前の河川管理施設等の機能を回復させる。
- (2) 被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び災害改良復旧事業を計画し、復旧事業においては従前の河川の効用を回復し改良復旧事業においては治水安全度を向上させる。

第 2 港湾・漁港・舟だまり施設応急対策計画

災害により、水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾・漁港・舟だまり施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。その際、生活救援物資等の緊急輸送に湖上輸送を活用するため緊急輸送ネットワーク上必要とされる施設を優先的に復旧する。

1 応急対策

(1) 港湾施設等

市本部は、港湾・漁港・舟だまりに被害が発生した場合は漁業協同組合、船会社等の支援を得て港内を点検し応急措置を講じる。また、迅速に被害の状況を県本部に報告し、応急対策に必要な技術的支援を受ける。

2 復旧計画

災害により港湾・漁港・舟だまり施設が被害を受けた場合において、各施設管理者は被害状況を調査し復旧する。特に公共の安全確保や輸送拠点として緊急に復旧を必要とするものについては、速やかに復旧する。港湾・漁港・舟だまり施設の被害のうち、特に公共の安全を確保の上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 係留施設の破損で、船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの。
- (2) 臨港交通施設の破損で、これによって当該臨港交通施設による輸送が不可能か、又は著しく困難であるもの。
- (3) 水域施設の埋塞で、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの。
- (4) 外郭施設の破損で、これを放置すれば著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

第16節 災害警備計画

(滋賀県警察)

第1 計画方針

県、市町等関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に災害警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした災害警備活動に努める。

第2 計画の内容

1 発生時における警察活動

- (1) 情報の収集及び報告
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 身元確認等
- (5) 行方不明者等に係る情報の共有
- (6) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (7) 交通規制の実施
- (8) 報道対策
- (9) 警察情報システムに関する措置
- (10) 社会秩序の維持
- (11) ボランティア等との連携

2 警備体制等

災害警備本部の編成等については、「滋賀県警察災害警備計画」に基づき、近江八幡警察署が策定する「近江八幡警察署災害警備計画」の定めるところによる。

第4章 応急復旧期の活動

第1節 災害救助法の適用計画

[担当部局 全部局]
(災害対策本部)

市本部が自ら実施する災害応急処置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を受けて実施するものとする。

第1 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施する。ただし、知事による救助活動の実施を待ついとまがない場合は、市長は知事の補助機関として、また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について、実施責任者となって応急救助活動を実施する。(救助の種類は資料編参照)

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町の区域及び当該市町の区域を包括する都道府県の区域内の人口規模と住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められている。(適用基準は資料編参照)

第3 災害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類、程度、期間の決定の基礎となるものであることから、適正かつ迅速に行うものとする。(認定基準は資料編参照)

第4 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、市町の区域単位ごとに実施されるものであり、市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合には、市長、知事は次に掲げる所要の措置をとるものとする。

- (1) 市長は、速やかに市内の被害状況の把握に努め、被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合には、市長は直ちに、災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込みを知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、あわせて法の適用を要請するものとする。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合には、市長は災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに知事に報告し、その後の処置に関して、知事の指揮を受けなければならない。
- (3) 災害救助法を適用した場合には、知事は速やかに内閣総理大臣に報告を行うものとする。

第5 災害救助法による救助の実施

(1) 法に基づく救助は、知事が行う。ただし、次に各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市に通知することにより、市長が救助を実施する。

① 災害が発生した場合の救助

- ア 避難所(福祉避難所を含む)の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊き出しその他による食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与
- カ 医療及び助産
- キ 被災者の救出
- ク 被災した住宅の応急修理
 - a 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理
 - b 日常生活に必要な最小限度の部分の修理
- ケ 学用品の供給
- コ 埋葬
- サ 死体の搜索
- シ 死体の処理
- ス 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

② 災害が発生するおそれがある場合の救助

- ア 避難所(福祉避難所を含む)の設置

(2) 市長は救助の実施に関し、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を行うこととされ、その事務を執行したとき、速やかにその内容の詳細を知事に報告する。

第6 救助の実施状況の記録及び報告

市本部は、法に基づく救助の実施状況を日毎に記録整理するとともに、その状況を県本部(健康福祉政策班)に報告するものとする。

第7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償程度」早見表のとおりとする。

第8 被災者に関する情報提供

知事は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

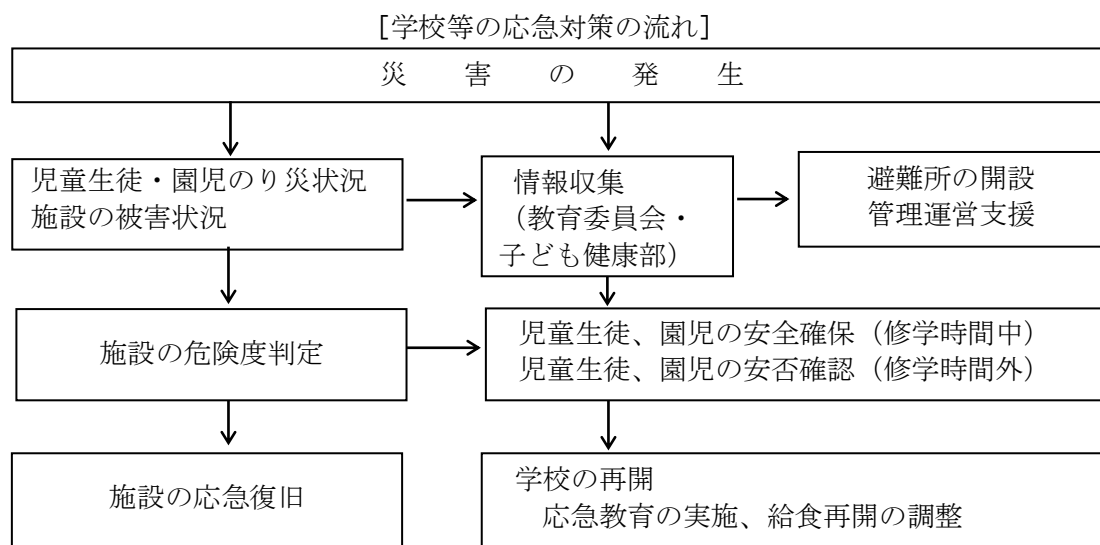
[参考資料]

- ・資料編 災害救助法の適用基準（資料Ⅷ-4）
- ・資料編 災害救助基準表「救助の程度、方法及び期間」（資料Ⅷ-5）
- ・資料編 被害状況判定基準（資料Ⅷ-6）

第2節 学校等における応急対策計画

[担当部局 福祉保険部、子ども健康部、教育委員会]

市本部は、地震発生時の幼児・児童・生徒（以下「児童等」と記す。）の生命の安全の確保と教育活動の確保に万全を期すとともに、災害による教育施設の被害及び児童等の災害により通常の実業がでるない場合の教育施設の応急復旧並びに児童等に対する応急教育等を次のとおり実施するものとする。



1 公立学校等における防災体制

校・園長は学校・園の実状や児童等の実態に応じ、以下の点に留意しながら学校防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行うものとする。

(1) 緊急避難計画

① 学校・園内での活動中を想定した計画

- ア 校内防災組織及び避難場所を確立する。
- イ 避難訓練のマニュアルを作成する。
- ウ 年間計画の中に学校・園と地域が連携した避難訓練の実施を位置付ける。
- エ 発災時における教職員の児童等への指示及び措置の方法を明らかにする。
- オ 学校・園の施設・設備の状況を把握する。
- カ 避難経路と避難場所の安全確保及び誘導の方法を明らかにする。
- キ 教職員の配備と児童等の安全確認を明らかにする。

② 学校・園外の活動中を想定した計画

- ア 地震が登下校時及び校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

(2) 防災体制

① 地震の発生に備えて、次のような措置を講ずる。

- ア 児童等の避難計画及び訓練の実施ならびに平素地震時の事前指導、事後指導について周知徹底を図り保護者との連絡方法を確認しておく。

- イ 市教育委員会、子ども健康部、近江八幡警察署、近江八幡消防署（団）及び保護者への連絡網を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- ウ 緊急時の教職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認するとともに周知する。
- エ 発災時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに以下の点に留意し具体的なマニュアルを作成する。
 - (ア) 各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。
 - (イ) 学校・園が避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
 - (ウ) このマニュアルはあくまで初動体制（発生 5 日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。
- ② 幼児、低学年児童、障がい児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。
- ③ 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導について、教職員だけでは対応できない場合には、市本部の協力を得られるように、連携を密にする。
- ④ 緊急時対応できる通信機器（携帯電話等）を確保する。
- ⑤ 教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。
- ⑥ 通学路等の危険箇所、地域の避難場所、スクールバス運行経路等を明らかにし、関係機関に周知する。
- ⑦ 各学校・園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、教職員への周知徹底を図る。

2 公立学校等における応急対策

(1) 地震時の応急対策

地震発生時において、校・園長は次のような措置を講ずる。

- ① 学校・園内での授業中の場合
 - ア 災害の状況により、職員に対して学校防災マニュアルに則り、適切な緊急避難の指示を与える。
 - イ 災害の規模、児童等、職員及び施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて救援を依頼するとともに、速やかに市本部へ報告する。
 - ウ 家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認したうえで下校させてよいと判断できるまで学校・園に児童等を留めておくなどの措置をとる。
 - エ 状況に応じ市本部に連絡のうえ、臨時休校等の措置をとる。
 - オ 幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、当該児童等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り市本部の応援者や地域住民の協力を得ることとする。
- ② 学校・園外での活動中の場合
 - ア 校・園長不在の場合、引率の責任のある職員は、適切な状況判断のもとに安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について適切に把握する。
 - イ 校・園長不在の場合、引率の責任のある職員は、安全な場所に誘導した後、校

長等に連絡する。そのとき連絡の手段として携帯の通信機器（携帯電話等）を携帯する。

③ 課業時間外の場合

ア 震度 5 弱以上の地震が課業時間外に発生した場合、校・園長及び職員は直ちに勤務校へ出向き、職員は校長の指示に従い行動する。ただし、校長・園長、教頭、以外の職員で勤務校が遠隔地（原則的に自転車等で 120 分以上）であり、勤務校へ出向くことが危険を伴う場合は、校長の指示に従い対応する。

イ 職員は発災直後の参集に関する規程に則り、速やかに勤務学校長等の指示のもとに所属の児童等の動静、安否に関する情報の収集に努める。

(校長)	(副校長・教頭)	(主幹教諭・ 教務主任)	(学年主任)	(各学級担任)
児童生徒の状況の把握と対策	児童生徒の状況の把握と対策	全校児童生徒の安否確認	学年児童生徒の安否確認	担任児童生徒の安否確認
対応への指示、指導	対応への指示、指導			
教育委員会への報告				

(2) 避難所開設時の対応

学校・園において避難所が開設される場合、校・園長は次のような措置を講ずる。

① 避難場所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。この際には以下の点に留意する。

ア 課業中に発災した場合においては児童等の安全確保を最優先としたうえで、学校施設等の使用方法につき市本部と協議する。

イ 各学校・園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。

ウ 発災直後においては、校・園長を中心に運営することとなるが、最終的には避難所運営マニュアル指針に位置づけられた避難所運営責任者がこれにあたることとし、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。

エ 学校・園は平素より市防災担当部局との情報交換・連絡を行っておく。

オ 学校・園へ避難される被災者は、児童等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校、地域、保護者間で十分意思疎通を図っておく。

(3) 災害復旧時の体制

① 校・園長は教職員、児童生徒を掌握のうえ、校舎内外の整備を行い、児童等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して市教育委員会、子ども健康部に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。

② 市教育委員会、子ども健康部は、被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報及び指令伝達について万全を期す。

③ 市教育委員会、子ども健康部は応急教育計画に基づき、避難した児童等に適切な指導を行い、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災児童等の安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる児童等は学校・園に収容し指導する。

④ 学校・園が避難所等になったため授業再開が困難な場合、市教育委員会は、当

該学校に対し支援職員の派遣、市本部と調整を行い、場合によっては他の公共施設の確保により早急に授業が再開できるよう万全を期す。

- ⑤ 校・園長は災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密に連絡を取り合い、平常の学校運営にもどすよう努める。

3 教科書等の調達及び支給計画

(1) 教科書等の確保

- ① 市教育委員会は、教科書のそう失、き損の状況を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、教科書取扱店に連絡する。
- ② 県教育委員会は①の報告に基づき、補給の必要がある種類、冊数をまとめて滋賀県教科書特約供給所（滋賀県教科図書販売株式会社）に補給を依頼する。
- ③ 災害救助法が適用された場合、県教育委員会は、所要の教科書の確保と災害救助法による救助業務の円滑な処理に協力する。

(2) 学用品の支給

- ① 市教育委員会は、学用品をそう失またはき損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状況にある児童等の人員、品目等を調査・把握し、この確保に努める。
- ② 災害救助法が適用されたときは、権限の委任を受けた市長が支給の措置をとる。

4 学校給食センターの応急復旧対策

- (1) 近江八幡市学校給食センターは、災害時において食料供給拠点となることから市本部からの指示により、災害活動に当たるものとする。
- (2) 市本部からの指示に基づき、災害活動を実施する場合は、直ちに教育委員会と協議のうえ、学校給食実施の可否を決定するものとする。
- (3) 施設の被災により、炊き出し実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- (4) 災害により委託調理従事者の不足を生じ、調理及び輸送に支障をきたすおその場合は、教育委員会及び市本部において措置するものとする。
- (5) 学校給食の再開にあたっては、教育委員会と協議し、各学校の状況に応じて順次実施するものとする。

[参考資料]

- ・資料編 災害救助基準表「救助の程度、方法及び期間」（資料Ⅷ-5）

第3節 建造物等応急対策計画

[担当部局 全部局]

各施設の管理者は、病院、学校等の重要な社会公共施設の機能及び一般建築物の人命の安全確保を図るため、自主的な災害対策行動を行い被害の軽減を図るものとする。また、社会公共施設は、地震発生後における医療、給食、防疫等市民の生命の安全を確保するための災害復旧活動の拠点となることから、早急に被害状況を把握し、建築物及び地域の速やかな復旧に資することを目標とする。

第1 社会公共施設応急対策計画

公共施設は災害復旧活動の拠点となることから、施設管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

1 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。また、地震時の出火及びパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害対策活動が実施できるようにする。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期す。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講じる。
- (3) 緊急時には関係機関に通報して応急の措置を講じる。
- (4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- (5) 施設入所者、利用者等の人命救助を最優先とする。

2 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設の二次災害のおそれがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物資倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに市本部及び関係各機関に報告するものとする。

3 被害状況調査

各施設からの被害状況報告等に基づき市本部は、必要に応じ、国及び地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等に協力を求め、早急に次の調査を実施する。

(1) 応急危険度判定調査

建築物・宅地の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、余震による建物の倒壊などから人命にかかる二次的被害を防止するために建築物・宅地の危険度を判定する。

(2) 被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行

い、継続使用に際しての補修及び構造補強等の要否を判定する。

4 応急復旧

施設管理者は、必要に応じて都市整備部の協力を得て、被害状況調査の結果に基づき、応急復旧を行う。

第2 一般建築物応急対策計画

地震時において、二次災害を防止するため、必要と認める場合には、第1の3に準じて被害状況調査を行う。

地震発生後において、概括的な被害情報に基づき被災建物の応急危険度判定実施の必要性について検討を行い、実施を決定した場合、実施本部を設置し、市実施本部は県本部に危険度判定士の派遣の要請を行う。

第3 高層建築物応急対策計画

高層建築物（高さ31メートルを超える建築物「消防法第8条の2」。）は、各テナントの強力な連携を保つため、統括防火管理体制の推進を図り、下記事項を重点に防災計画等を確立し、パニック等による被害の発生防止に万全を期す。

- 1 発生時におけるパニックの防止措置
- 2 出火防止及び初期消火活動
- 3 人命の救護
- 4 安全な避難誘導措置
- 5 防火機関や地域防災団体との連絡並びに災害に関する情報収集及び伝達

第4 市庁舎等の応急修理計画

(1) 本市域で地震が発生した場合には、次の措置を講じる。

ア 被害状況の把握

市庁舎等の各施設管理者は速やかに被害状況を調査する。

イ 修理の対応

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、総務部との協議の上修繕を行うものとする。

なお、必要に応じて都市整備部は協力するものとする。

(2) 本市域で震度5弱の地震が発生した場合には次の措置を講じる。

ア 被害状況の把握

市庁舎等の施設管理者は速やかに被害状況を調査し、災害警戒本部へ報告するものとする。

イ 修理の対応

(1)と同様の対応を行う。

(3) 本市域で震度5強以上の地震が発生した場合には次の措置を講じる。

ア 被害状況の把握

市庁舎等の施設管理者は速やかに被害状況を調査し、市本部へ報告するものと

する。

イ 修理の対応

(1)と同様の対応とする。

ウ 仮設庁舎の設置

市庁舎等の被害が著しく執務に支障がある場合には、行政事務の執行等を考慮し、各施設管理者は必要に応じて仮設庁舎を確保するものとする。

第5 文化財の保護計画

- (1) 文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、直ちに所轄の消防本部等に通報するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して被害状況を速やかに調査し、市本部に報告する。市本部は、その結果をとりまとめの上、県指定の文化財にあつては県本部へ、国指定の文化財にあつては県本部を経由して文化庁へ報告しなければならない。
- (2) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため協力して応急措置を講じる。

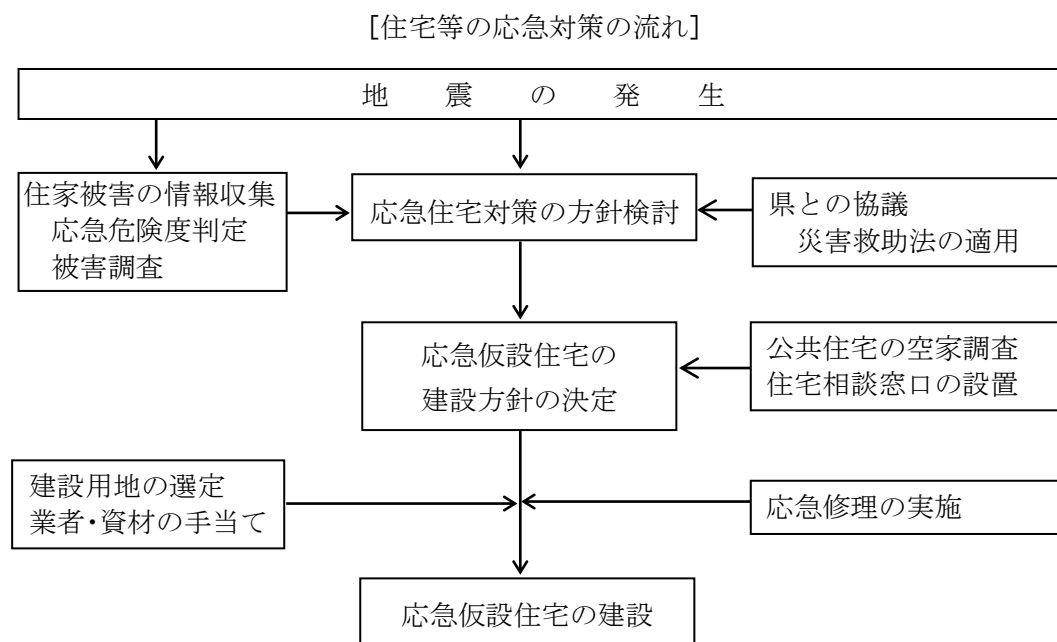
[参考資料]

- ・資料編 国、県、市指定文化財（資料VI-9）

第4節 住宅対策計画

[担当部局 都市整備部]

地震が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査を迅速に実施し二次災害の防止に努める。被災者の生活の早期安定を図るため、応急仮設住宅の設置・供与に係る計画を策定し、それに基づき応急仮設住宅を建設する。応急仮設住宅の設置・供与に係る計画の策定にあたっては、民間賃貸住宅等の空き室等の活用を考慮するとともに、高齢者・障がい者等の災害時要配慮者に対する配慮を行う。



1 被災建築物・宅地応急危険度判定

(1) 判定実施決定

市本部は、市域の被害情報に基づき、二次災害の発生のおそれがあると判断した場合は、危険度判定の実施を決定し、市実施本部を設置するとともに、県本部に対しこの旨を連絡する。

(2) 支援実施決定

連絡を受けた県本部は、直ちに支援実施を決定し、支援本部を設置する。

(3) 支援要請

市実施本部は、危険度判定の対象地域・体制等について速やかに実施計画を策定し、各危険度判定士の派遣等について、県支援本部に要請を行う。

(4) 支援実施

要請を受けた県支援本部は、登録した各危険度判定士、近隣府県、国土交通省等に対しこの旨を連絡する複数の市町に対する支援計画を調整したうえで、各危険度判定士を市実施本部へ派遣する等の必要な措置を行う。

県支援本部は、被災の規模等により、市実施本部の業務についての支援が必要であると認めるときは、職員の派遣等の措置を講じる。

(5) 判定業務

市実施本部は、各危険度判定士の協力により危険度判定を実施するとともに、県支援本部に実施状況を報告する。

2 応急仮設住宅の設置・供与

(1) 入居対象者

① 入居対象者

地震により、住家が被害を受け、居住する住家がない被災者のうち、次の 3 つの要件を満たすものとする。

ア 居住していた住家が焼失、倒壊して居住不能の状態にある。

イ 相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。

ウ 住宅を賃貸し、又は購入するための資力がない。

② 災害救助法による応急仮設住宅の供与対象者

災害により、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを原則とする。

(2) 入居者の選定

市本部は、十分な調査を行い、必要に応じ民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査のうえ、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

災害救助法が適用された場合、県本部は、入居者の選定を実施する。ただし、県本部は市本部に選定事務を委託することができる。

(3) 応急仮設住宅の設置・供与

市本部は、災害被害の程度に応じて、応急仮設住宅の設置・供与の必要性の有無を判断し、有と判断した場合、応急仮設住宅の設置・供与を行い、県本部は後方支援および総合調整を行う。

災害救助法が適用された場合、県本部は、応急仮設住宅を設置・供与する。市本部は、県本部の実施する応急仮設住宅の建設を円滑に進めるための遊休地等の用地を迅速に確保するよう努める。

① 建設型応急仮設住宅の設置・供与

災害が発生した場合には、応急仮設住宅の建設適地として、二次災害の危険性が少ない場所及び水道、電気等のライフラインの確保等を考慮し、次の順位に従って決定する。

ア 当面利用目的が決まっていない公共用地

イ 都市公園・その他の公園

ウ 民間の遊休地

災害が発生した場合には、県本部は、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、建設型応急仮設住宅を建設・供与する。

なお、その際には、一定割合について、応急仮設住宅を建設する場合は、段差の

解消やスロープや手すりなどの設置を図るなど、災害時要配慮者に配慮した構造とするように努める。

また、同一敷地内又は隣接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置するように努めるとともに、必要に応じ、福祉仮設住宅（老人居宅介護等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を有する複数のものに供与する施設をいう。）についても設置するよう努める。

② 公営住宅の一時提供および賃貸借型応急住宅の供与

災害が発生した場合には、①の応急仮設住宅の建設の有無にかかわらず、公営住宅等の公的住宅の空き室の活用や民間賃貸住宅等を県が借り上げ、住宅を失った被災者に提供することが有効である。

県本部は、県や市等の公営住宅、また、災害時応援協定を締結している関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅等を応急仮設住宅として提供する。

なお、その際には、災害時要配慮者に対し、段差の解消やスロープ、手すり等が設置されるなどの配慮がされた民間賃貸住宅等を提供できるよう努める。

(4) 応急仮設住宅の運営における災害時要配慮者への配慮

市本部及び県本部は、災害時用配慮者が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

(5) 規模、費用の限度、設置時期、供与期間等

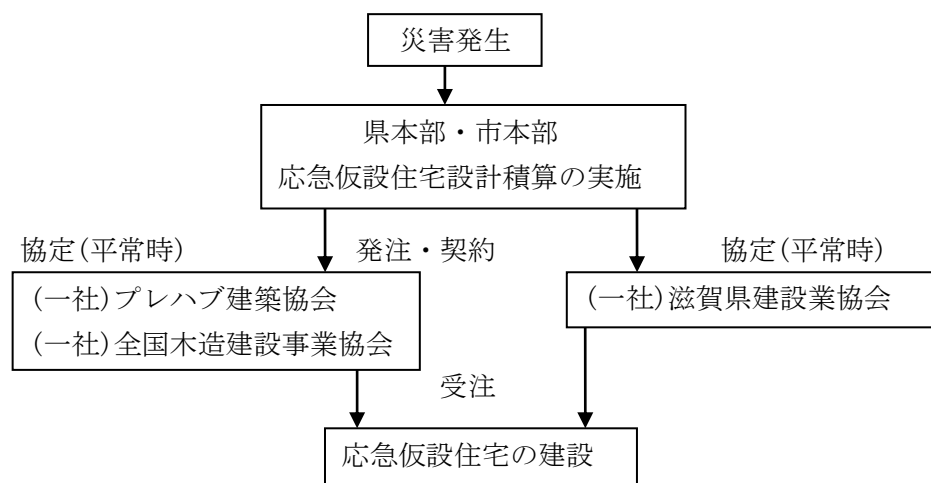
応急仮設住宅の設置・供与の際の規模、費用の限度、設置時期、供与期間等については、資料編 災害救助基準表「救助の程度、方法及び期間」（資料Ⅷ-5）のとおりとす。

(6) 応急仮設住宅からの退去

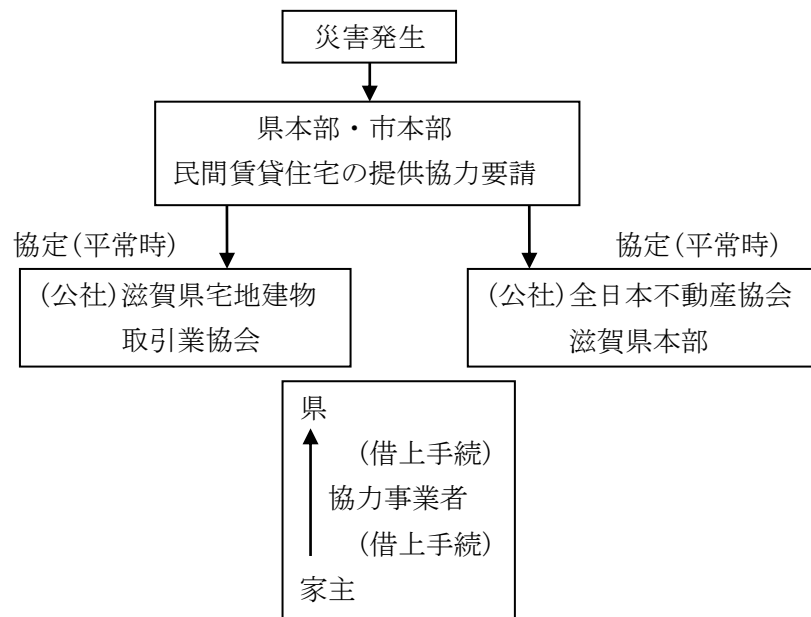
応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるためのものであって、目的が達成されたときは、供与を終えるべき性格のものであるため、市は入居者にこの主旨を徹底させるとともに、入居者の自立に向けて住宅の斡旋等を積極的に行う。

【応急仮設住宅設置フロー】

① 応急仮設住宅の建設



② 民間賃貸住宅の借上



3 被災した住宅の応急処理

(1) 対象者

災害のため住宅が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者で応急仮設住宅（民間賃貸住宅等の借上げを含む）を利用しない者。

(2) 応急処理

市本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し応急修理を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の日常生活に必要最小限度の部分に対し、被災家屋の応急修理を実施する。ただし、県本部は、市本部に業務委任することができる。

(3) 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、資料編 災害救助基準表「救助の程度、方法及び期間」（資料Ⅷ-5）のとおりとする。

4 被災した住宅の障害物の除去

(1) 対象者

災害により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下、この号において「障害物」という。）が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。

(2) 障害物の除去

市本部は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または

玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。

災害救助法が適用された場合、県本部は、被災した住宅の生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施する。ただし、県本部は、市本部にその業務を委任することができる。

(3) 費用の限度、期間等

費用の限度、期間等については、資料編 災害救助基準表「救助の程度、方法及び期間」(資料Ⅷ-5) のとおりとする。

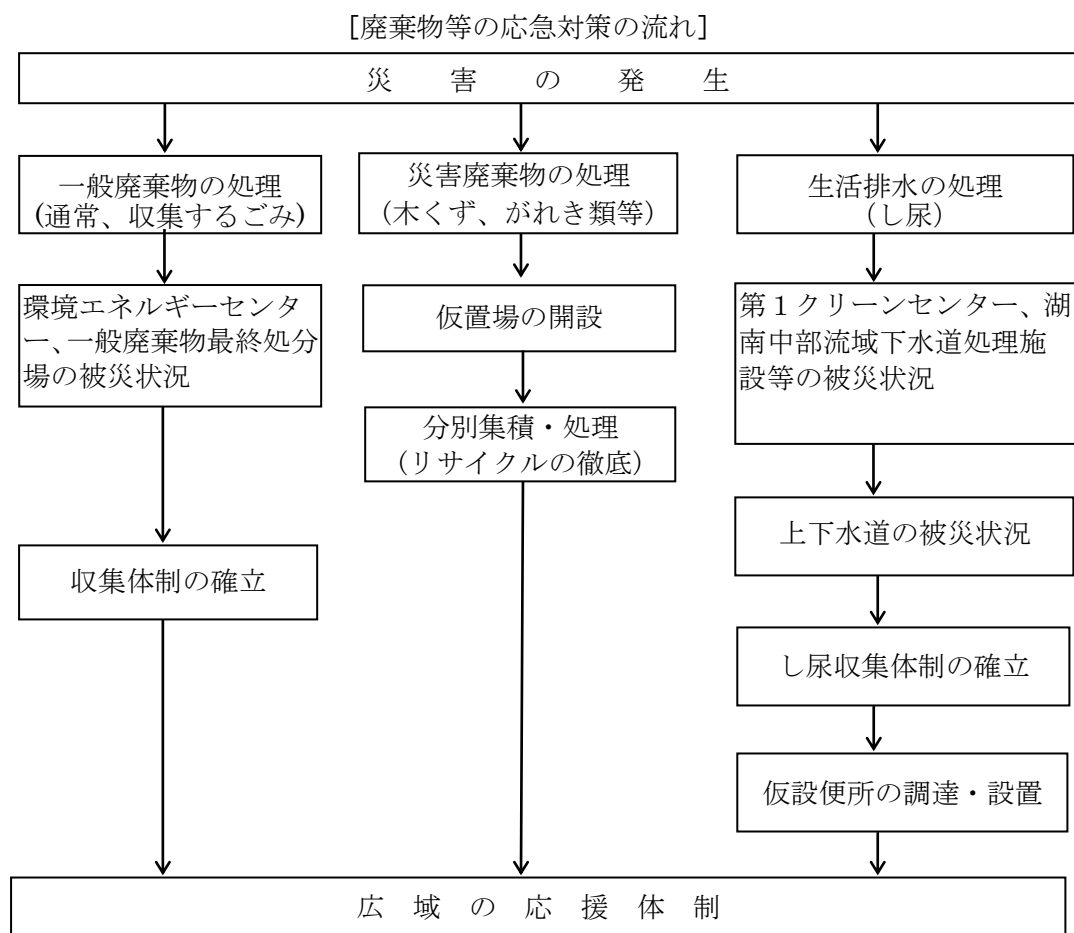
[参考資料]

- ・ 資料編 災害救助基準表「救助の程度、方法及び期間」(資料Ⅷ-5)

第5節 廃棄物処理計画

[担当部局 市民部]

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、災害廃棄物処理計画に基づき適正な処理を実施するものとする。



1 生活排水（し尿）の処理

(1) 初期対応

ア 上下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設便所の必要数を把握する。

イ し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設便所を設置する。

(2) 処理活動

ア 速やかに、し尿の収集処理体制を確立する。

イ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設便所の衛生状態を保つ。

ウ 必要に応じて、県、近接市、関係団体に応援を要請する。

2 一般廃棄物（ごみ）の処理

(1) 初期対応

ア 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。

イ 廃棄物処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

ア 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。

イ 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

ウ 通常のごみの収集を原則中止し、被災状況に応じて再開の時期について検討する。

エ 生活ごみはできるだけ各家庭に留め置くよう市民に広報を行う。

エ 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

オ 必要に応じて、県、近接市、関係団体に応援を要請する。

3 災害廃棄物（木くず・がれき類等）の処理

(1) 災害発生以前（平常時）における対策

平常時において、大規模な災害が発生した場合に、廃棄物処理施設に係る被害調査マニュアルを予め整備しておく。また、効率的に被害調査を進めることができるように廃棄物処理施設に関するデータを整備しておく。

(2) 応急対策の実施手順

① 廃棄物処理施設に関する被害状況の把握

② 建築物等の被災状況の把握

③ 被害状況の報告

④ 廃棄物処理施設に関する応急対策方針の作成

ア 応急修繕により使用できる場合

速やかに応急修繕を実施し、使用できるようにする。

イ 応急修繕によってでは使用できない場合

隣接市町、相互応援協定締結市町等に応援要請を速やかに行う。

⑤ 廃棄物量の推計

建築物等の被災状況からがれき等の廃棄物（非日常型廃棄物）量の推計を行う。

また、日常型廃棄物と合わせた全廃棄物量について推計する。

⑥ 廃棄物処理実行計画の作成

廃棄物量と廃棄物処理施設の能力を踏まえて、廃棄物処理実行計画を作成する。

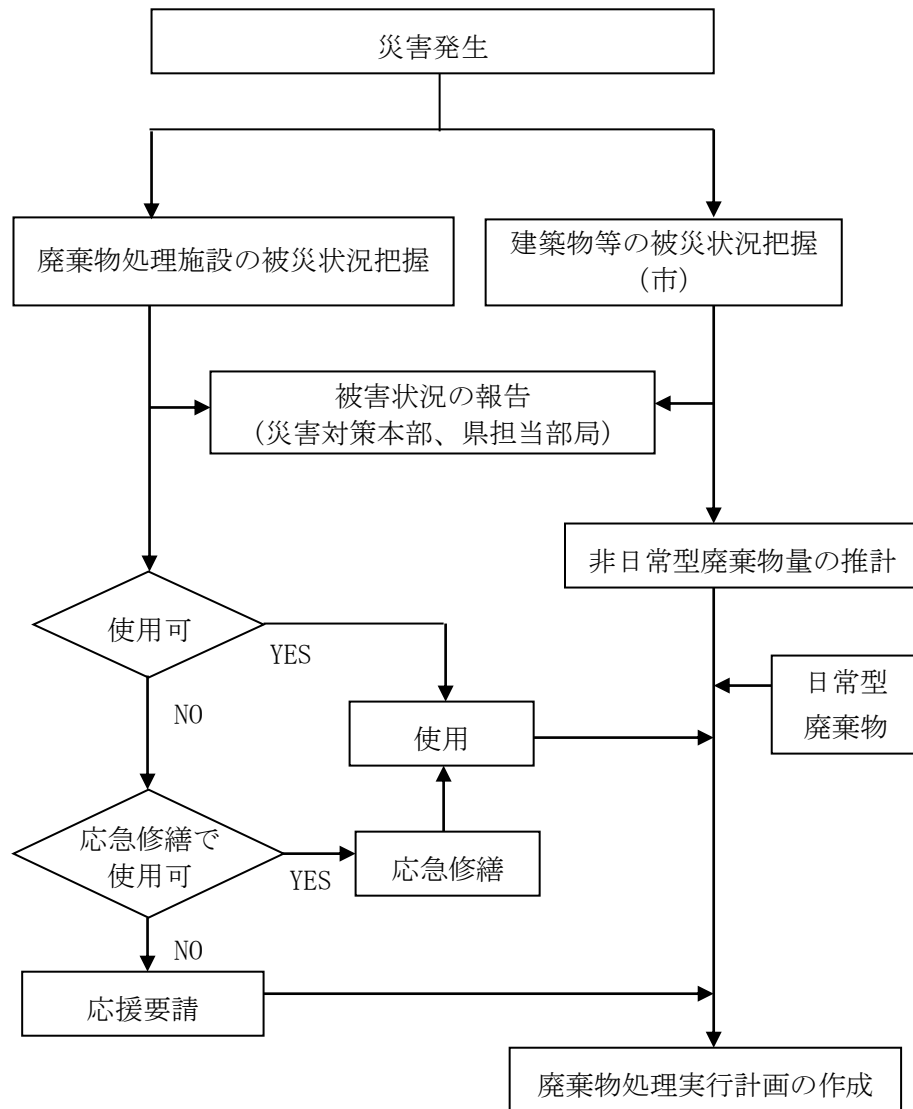
⑦ 廃棄物の処理

廃棄物処理実行計画に基づき廃棄物処理を効率的に実施する。また、廃棄物処理は災害別に以下による。

ア 水害廃棄物処理

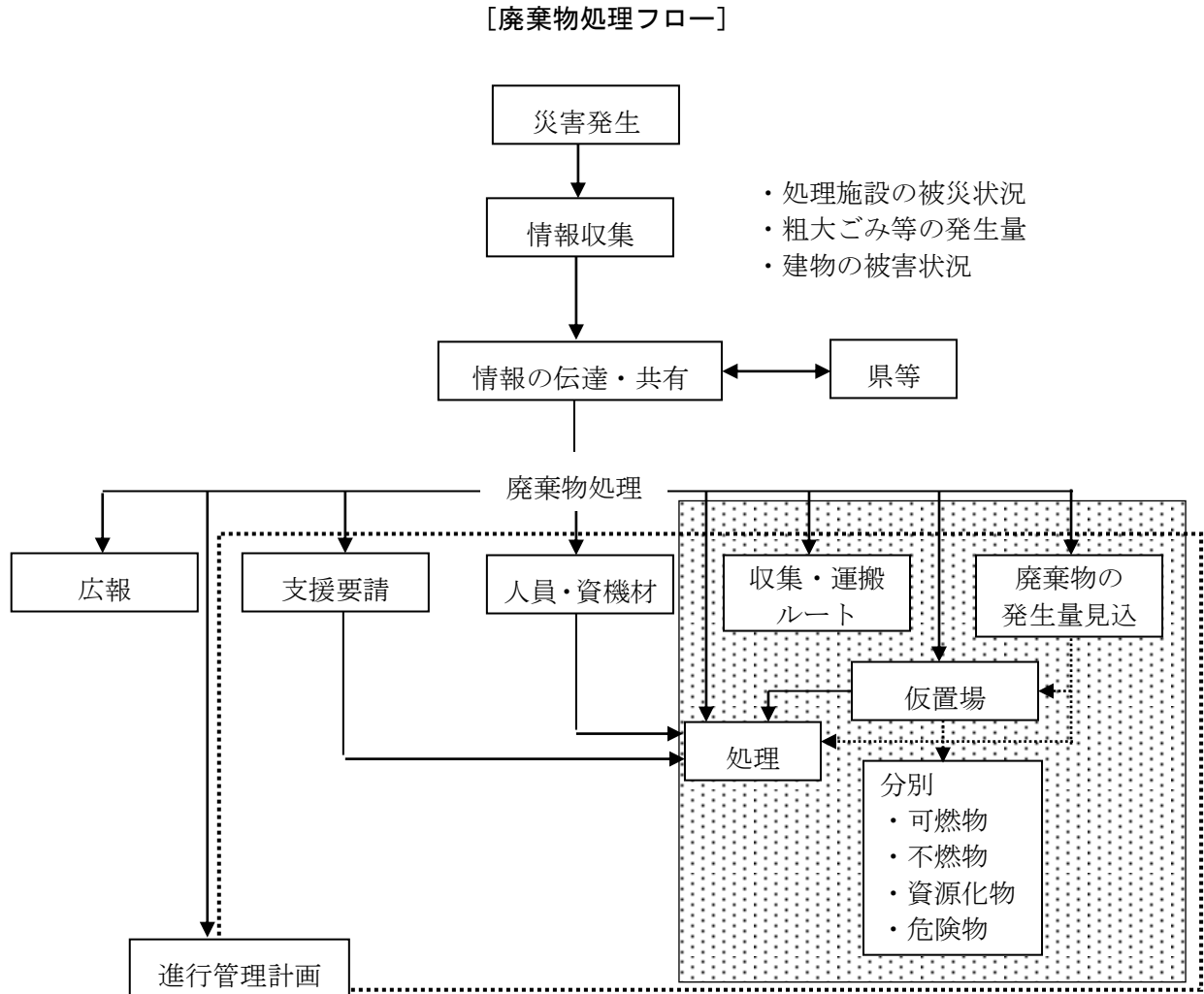
イ 震災廃棄物処理

[災害廃棄物処理に関する応急対策フロー]



(3) 災害廃棄物処理

災害時における廃棄物処理は、水害廃棄物及び震災廃棄物別に以下のフローで実施する。



[水害廃棄物]

① 方針

災害発生地域においては、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復が必要なほか、多量に発生する非日常型廃棄物（粗大ごみ等の廃棄物）に対する特別な対策が必要である。

これらのごみ、し尿の処理処分等を迅速、適正に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保等を図るため、市は、市内における被災状況を想定し、災害廃棄物処理計画を以下の内容からなる水害廃棄物処理計画及び作業計画を予め策定しておくものとする。

ア 被災地域の想定（浸水想定区域による）

イ 水害廃棄物発生量の予測

ウ 仮置場の確保と配置計画

- エ 収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分等の処理手順
- オ 処理が困難な場合を想定した周辺市との協力体制の確保
- カ 仮置場での破碎・分別を行う体制の確保
- キ 収集処理過程における、粉じん・消臭等の環境対策
- ク 収集運搬車両確保とルート計画

② 災害廃棄物処理計画（水害）

風水害時には、地区別の家屋被災状況（床上及び床下浸水等）、道路等の被害状況を的確に把握し、水害廃棄物についての計画的、総合的、迅速な対応を講じるものとする。なお、水害廃棄物の処理については、以下の手順で実施する。

- ア 被害情報の収集・伝達
- イ 一時保管場所の確保
- ウ 人員・資機材の確保
- エ 支援要請
- オ 日常型廃棄物の処理
- カ 非日常型廃棄物の処理
- キ 進行管理
- ク 住民への広報

〔震災廃棄物〕

① 方針

災害発生地域においては、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復が必要なほか、多量に発生する非日常型廃棄物（がれき・粗大ごみ等の廃棄物）に対する特別な対策が必要である。

これらのごみ、し尿の処理処分等を迅速、適正に実施し、環境の保全、住民の衛生の確保等を図るため、市は、市内における被災状況を想定し、災害廃棄物処理計画を以下の内容からなる震災廃棄物処理計画及び作業計画を予め策定しておくものとする。

- ア 震災廃棄物発生量の予測
- イ 仮置場の確保と配置計画
- ウ 収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分等の処理手順
- エ 処理が困難な場合を想定した周辺市との協力体制の確保
- オ 仮置場での破碎・分別を行う体制の確保
- カ 収集処理過程における、粉じん・消臭等の環境対策
- キ 収集運搬車両確保とルート計画

② 災害廃棄物処理計画（震災）

震災時には、地区別の家屋被害状況、道路等の被害状況を的確に把握し、震災廃棄物についての計画的、総合的、迅速な対応を講じるものとする。なお、震災廃棄物の処理については、以下の手順で実施する。

- ア 被害情報の収集・伝達
- イ 一時保管場所の確保

- ウ 人員・資機材の確保
- エ 支援要請
- オ 日常型廃棄物の処理
- カ 非日常型廃棄物の処理
- キ 進行管理
- ク 住民への広報

[参考資料]

- ・資料編 し尿処理施設（資料VI-4）
- ・資料編 ごみ処理・粗大ごみ・不燃物処理施設（資料VI-5）

第6節 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）に対する応急対策計画

[担当部局 都市整備部]

災害により、急傾斜地においては崩壊崩落が発生することが想定されるため、被害の状況把握に努め、施設の管理者は施設の復旧に努める。

1 基本方針

市本部は、地震による被害を軽減するため、各関係機関と協力し、被害箇所の早期応急復旧を図る。

(1) 被害状況の巡視

(2) 市本部における相互協力及び応援体制

施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は施設の応急復旧に努める。

2 応急対策

(1) 被害状況の巡視等により発見された被災箇所に安全対策を行い、災害の発生のおそれがある場合には適切な避難対策を実施する。また、危険度が高いと判断された箇所については、関係機関や、市民に周知を図り、崩壊面の被覆、土砂の除去、仮設防護柵の設置、適切な警戒・避難体制の整備等を行う。

(2) 余震・降雨等による2次災害の防止を図るため、県の技術指導を受けるなどして点検調査及び応急工事等を実施する。

3 復旧計画

(1) 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき従前の効用を回復させる。

(2) 地震により被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。また、速やかに復旧計画をたてるとともに、被害状況に応じた復旧に努めるものとする。

[参考資料]

- ・資料編 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊）（資料Ⅶ-5）
- ・資料編 土砂災害警戒区域（資料Ⅶ-8）

第7節 農林水産業施設等応急対策計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、産業経済部]

農林水産業施設の被害の状況を早期に調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

第1 農業用施設応急対策計画

1 基本方針

被害の状況を速やかに把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

また、被害を受けなかった施設の管理者は、市本部からの要請があった場合、農道の緊急通行、農業用水の飲料水、消火水としての利用に協力するものとする。

2 応急対策

対象農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理を実施させるとともに事後の復旧が早期に行われるよう指導する。

(1) 施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設（農業用ダム、農業用ため池、揚排水機場とその附帯施設、頭首工）が損壊し出水等により広範囲にわたり人畜の生命に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。また危険度の程度により市本部へ支援を要請するものとする。

復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前打合せを行い応急工事に着手する。

施設が被災したとき又は施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長等は、被災等の程度に応じて地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたるものとする。

(2) 「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく災害査定を受け復旧する必要のある施設について早急に調査を行い、被害報告を行うものとする。

第2 農業集落排水処理施設・営農飲雑用水施設応急対策計画

1 基本方針

農業集落排水処理施設、営農飲雑用水施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいので、被害の状況を速やかに把握するとともに早急に復旧工事を実施する。

2 応急対策

(1) 施設管理者は、主要施設について、緊急調査を実施し被災状況を把握するとともに二次災害の危険があると判断される場合は緊急措置を行う。

- (2) 復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、農林水産大臣に報告及び事前打合せを行い応急工事に着手する。
- (3) 営農飲雑用水施設管理者は、復旧後の施設の供用開始にあたって、水質の保全に留意して管内の清掃・塩素消毒を十分に行う。また、供用の開始にあたっては、下水道管理者に事前に連絡を行う。

第3 畜産施設応急対策計画

1 基本方針

地震発生による畜舎及び管理施設の破壊、家畜の逃亡、家畜の死亡、病気の発生等について実態を把握し、関係機関の協力を得て適宜応急措置を講じる。

2 応急対策

- (1) 畜産農家は、地震により畜舎及び関連施設が破壊等の被害を受け、又は家畜の逃亡があった場合は、施設の応急復旧により家畜を収容し、市民への危害防止並びに一般災害復旧作業の妨げとならないよう努める。
- (2) 県は、市本部、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。
- (3) 県は、各種家畜伝染病の発生又は発生のおそれがあるときは、市本部、農業協同組合、家畜診療所等の協力を得て、発生又は、蔓延を防止するための予防接種、薬剤散布等による消毒を実施する。
- (4) 県は、家畜の避難が必要となった場合は、市本部、関係業者等と連携し、畜産農家が迅速かつ円滑に家畜の避難を実施できるよう努める。
- (5) 県は、飼料及び家畜用飲料水の確保が困難な場合、全国農業協同組合連合会滋賀県本部との連携を図るとともに、飼料業者、乳業メーカー等へ協力要請を行う。
- (6) 県は、死亡畜が発生した場合は、市本部、関係業者等と連携し、畜産農家が円滑に処理できるよう指導を行う。

第4 治山施設応急対策計画

1 基本方針

(1) 民有林

地震により堰堤、護岸工事等の溪間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

(2) 国有林

地震により災害が発生した場合には、近畿中国森林管理局防災業務計画に定めるところにより、必要があると認められるときは、森林管理局等に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策の実施について、万全の措置を講ずる。

2 応急対策

(1) 民有林

ア 施設管理者は、治山施設のうち地震による破壊、崩壊等の被害により、特に人

家集落、道路等の施設に直接被害を与え、又は与える危険のあるときは、その障害物、危険物の状況を調査し、関係機関と密接な連絡のもとに緊急度に応じて消防機関、警察等の協力を得て、障害物等の速やかな除去に努める。

イ 施設管理者は、雨水の浸透により崩壊の危険がある施設については、シートを覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。

ウ 施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

(2) 国有林

ア 森林管理局長は、管轄区域内に激甚な被害が集中したため、その現地で災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、現地派遣班を編成して被災地に派遣するものとする。

イ 森林管理局長は地震が発生した場合には、関係機関との連絡を密にするとともに、現地職員を中心として治山施設の点検等を行い、その結果を森林管理局対策本部長に報告する。

ウ 治山施設に地震による被害が発生し、その災害が地元住民との関係上、特に緊急対策を要するものについては、関係森林管理署長は、その対策計画をたて、森林管理局長の指示を受け応急復旧対策を講ずる。

第5 水産施設応急対策計画

1 基本方針

漁港、船舶等の水産施設の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関、地元住民と協力し、必要な措置をとる。

2 応急対策

対象水産施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し必要な処理の実施並びに事後の早期復旧を指導する。

(1) 施設管理者は、主要施設について、緊急調査を実施し被災状況を把握するとともに二次災害の危険があると判断される場合は緊急措置を講じる。

(2) 施設管理者は、復旧を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受け、応急復旧工事に着手する。

第8節 危険物施設等応急対策計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、市民部、水道事業所]
(東近江行政組合消防本部)

第1 計画方針

危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設、毒物劇物貯蔵施設、放射線施設等は、風水害や地震時における火災、爆発、漏洩等の危険が予測されるので、関係法に基づく災害予防規定、防災計画等を実効あるものにするとともに、浸水被害や火災、爆発、流出拡散等の防止について自主的な活動ができるよう計画する。また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図ることを目標として計画を策定するとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。さらに、施設が所在する地域の浸水想定区域および土砂災害警戒区域等の該当性ならびに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 危険物施設応急対策計画

1 基本方針

関係事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者等は、県本部、市本部、消防本部及び消防署の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を行う。

2 応急対策

関係機関は連携して次の措置をとる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 危険物の流出あるいは、爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止(2) 危険物の移送運搬の中止並びに車両の転倒防止及び出火漏洩の防止(3) 初期消火要領の徹底並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止(4) 被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立(5) 防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置の強化 |
|---|

第3 火薬及び高圧ガス貯蔵施設応急対策計画

1 基本方針

火薬類貯蔵施設及び高圧ガス貯蔵施設等において、地震による火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、災害予防規定の手順にしたがって、実態に即した応急措置をとるとともに関係機関と連携を密にして防災体制を整備する。

2 火薬及び高圧ガス貯蔵施設等応急対策

(1) 火薬類貯蔵施設等応急対策

① 火薬類貯蔵・製造施設等損傷の有無

保安係員等は、地震等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視により確認し、次のような応急措置を講じる。

ア 異常無しの場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。

イ 異常ありの場合には、保安係員等は次の自主防災活動を行う。

・爆発、誘爆の回避措置 ・危険区域、立入禁止区域の設定 ・盗難防止措置	・火災拡大、延焼、類焼の回避措置 ・付近住民等への危険周知及び避難誘導 ・警察、消防等への通報
---	---

(2) 高圧ガス貯蔵施設等応急対策

① 高圧ガス、製造、消費設備等損傷の有無

保安係員等は、地震等異常発生時には直ちに施設の損傷状況を目視及びガス検知器等により異常の有無を確認し、次のような応急措置を講じる。

ア 異常無しの場合には、保安要員を確保し余震による被害発生に備える。

イ 異常有りの場合には、保安係員等は次の自主防災活動を行う。

・ガス遮断等緊急措置 ・危険区域、立入禁止区域の設定 ・火災拡大、延焼、類焼の回避措置	・消防、県高圧ガス地域防災協議会等防災機関への通報及び連絡 ・付近住民等への危険周知及び避難誘導
---	---

第4 毒物劇物貯蔵施設応急対策計画

1 基本方針

地震の発生にともない、その被害を最小限にとどめるとともに、市民の健康被害の防止を図る。

2 応急対策

毒物劇物貯蔵施設の管理者は次の措置をとる。

・中毒防止方法の広報活動
・毒物劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒及び消火作業（周辺住民の人命安全のため）
・毒物劇物の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市に通報
・保健所等防災関係機関への連絡
・貯蔵設備等の応急点検及び、必要な災害防止措置（地震後直ちに実施）

第5 毒物劇物、危険物等流出応急対策計画

1 基本方針

船舶及び陸上施設から河川、湖沼等に大量に毒劇物、危険物等が流出・飛散した場合、迅速かつ適切に被害の拡大を防止し、二次災害の防除に努める。

2 応急対策

(1) 当該事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに

市本部又は消防機関等に通報連絡する。

(2) 当該事故が発生した場合、当該事故に係る事業者等は、自主的かつ積極的に次の防除作業をする。

ア 毒物劇物、危険物等の流出を防止するとともに、拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、綱及び木材等の応急資材等を張る。

イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等を、吸引ポンプその他により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要に応じ化学処理剤により処理する。

ウ 流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知及び火災の発生防止に必要な措置を行う。

(3) 当該事故に係る事業者等による事故処理が困難な場合は、防災関係機関、専門的な知識を有する者、資機材を保有する事業者、船舶関係者等が、相互に連携して、人員及び設備、資器材等に関して防除対策が的確に実施できるよう協力体制を確立するとともに、必要に応じて総合的な防除対策を推進する組織を整備するものとする。

(4) 市長及び近江八幡警察署長等は、災害の拡大防止を図るため、付近船舶に対する航行の制限、禁止及び移動命令を行い、付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置を講じる。また、飲料水汚染の可能性がある場合には水道事業所の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。

[参考資料]

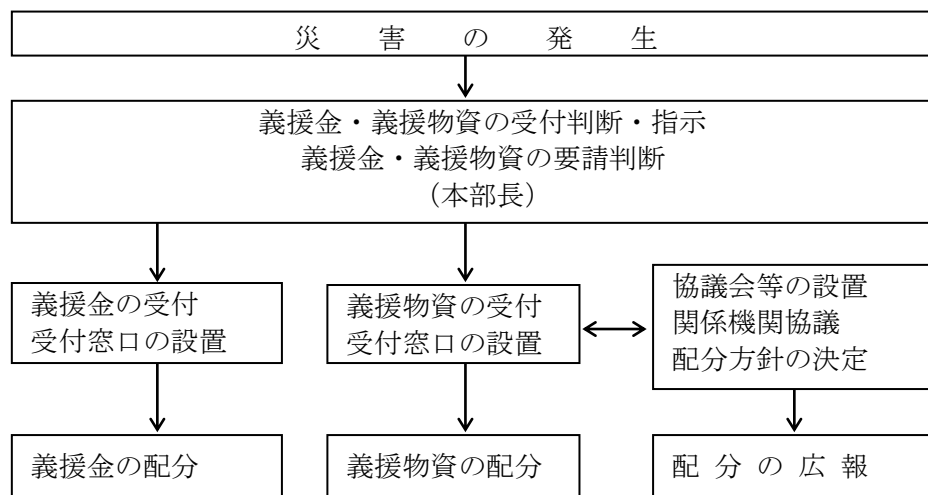
- ・ 資料編 危険物施設等一覧（資料Ⅶ-11）

第9節 義援金品配分計画

[担当部局 福祉保険部、会計管理者]

市本部は、災害発生において、被災者の状況を十分考慮し、県内及び県外から災害義援金の募集・受入を行う。また、義援金品の受付については、市本部、県本部、その他関係機関が受付窓口を設けて行う。受付けた義援金については、被災者の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

[義援物資等応急対策の流れ]



1 義援金の募集・配分

(1) 義援金の募集

義援金の募集は、被災地の状況を十分に考慮しながら、市本部、県本部及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により募集・配分委員会を構成し、各機関が協力共同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に市本部においても行う。

(2) 義援金の受付

義援金の受付にあたっては、市本部、県本部及び関係機関において、必要に応じて、受付窓口を開設し受付を行うものとする。義援金を受け付けた場合には、各機関は、義援金についてその都道府県単位機関への引継ぎを行うものとし、それによりがたい場合には金融機関へ預け入れる等確実な方法で保管を行うものとする。また、受付にあたっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備するものとする。

(3) 義援金の配分

募集・配分委員会は、各市町の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき各市町に配分を行う。市本部は、被災者の状況等の調査を行い、募集・配分委員会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。

なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた

世帯のほか災害の状況に応じて、募集・配分委員会で協議の上決定するものとする。

2 義援物資の募集・配分

(1) 義援物資の募集

市本部は、災害発生後速やかに被災者の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、市本部及び県本部は報道機関等を通じ、以下の内容についての広報を行う。

[義援物資募集の際の広報内容]

- | |
|------------------------|
| ア 被災地において必要とする物資 |
| イ 被災地において不要である物資 |
| ウ 当面必要でない物資 |
| エ 義援物資送付の際の留意事項 |
| ・ 送付者において仕分けを徹底すること。 |
| ・ 腐敗物、危険物等の送付を差し控えること。 |
| ・ その他の留意事項 |

(2) 義援物資の受付

市本部及び県本部は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、「第3章第8節 緊急輸送計画」に規定されている広域輸送拠点及び地域内輸送拠点にボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。市本部において、物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県本部及び近隣市町に協力を要請するものとする。県本部は特に県外の地方公共団体、企業等の団体から大口の義援物資の申し入れについて、市本部と連携し、受け入れ、配分等の調整を行う。

(3) 義援物資の配分

市本部は、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。市本部は配分にあたって被災者の状況等について十分配慮し、公平な配分を行う。県本部は、市本部の状況に応じて、義援物資を市本部に引継ぐものとする。

第5章 その他災害の応急対策

第1節 突発重大事故対策計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課]
(東近江行政組合消防本部、警察、県、日本赤十字社)

近年、突発的な災害は年とともに増加し、大きな社会不安を惹起している現状にある。これらの突発的な災害に対して、防災関係機関は、緊密かつ連携のもとに、本計画の定めるところにより必要な対策を実施する。

第1 計画内容

(1) 突発重大事故

雑踏事故などにより多数の死傷者が発生したときは、当該事故関係者はもちろん関係防災機関は応急対策に万全を期す。なお、船舶事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、危険物爆発事故等及び市の設置する事故対策本部については、「事故災害対策計画」の定めによる。

(2) 突発重大事故の通報

突発重大事故を発見したものは、直ちに市、警察署、消防機関等に通報するものとする。

(3) 事故対策本部の設置

突発重大事故が発生した場合は、警察、消防等の防災関係機関は救急医療、救助、その他応急対策を実施するための事故対策本部を設置する。

(4) 通信連絡

市・県及び当該事故関係機関は、情報の収集に十分な連絡を取り、相互に情報を交換して応急対策が円滑に実施されるよう努めるものとする。

(5) 救急医療・救助

ア 市・県及び警察等の当該事故関係機関は迅速かつ的確な救急医療、救助を行うため次の措置を講ずる。

(ア) 医師及び看護師の派遣

(イ) 医療器材及び医薬品の輸送

(ウ) 負傷者の救出・救助

(エ) 現地における応急対策及び負傷者の救急医療施設の確保

イ 日本赤十字社の措置

集団的に発生した負傷者に迅速、的確な医療救護を行うため、事故発生と同時に通報を受けた日本赤十字社滋賀県支部は、直ちに救護班による現地での医療救護活動を行うとともに、医療施設(赤十字病院)も受け入れ体制の確保に努める。

(6) 消防活動

消防機関は消防活動を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減に努める。

(7) 救助物資の輸送

市・県及び当該事故関係機関は、相互に連絡調整を行い被災者に必要な物資を速

やかに確保し搬送する。

(8) 応急復旧用資機材の確保

市・県及び当該事故関係機関は、応急復旧に必要な資機材を確保する。

(9) 輸送力の確保

防災関係機関及び当該事故関係機関は相互に連絡調整を行い、必要な交通規制などを実施し、輸送力の確保に努める。

(10) 事故処理

当該事故関係機関は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施するとともに、その状況を市長に報告する。

第2節 事故災害対策計画

[担当部局 全部局]
(東近江行政組合消防本部)

市内の大規模な事故災害（原子力災害を除く）に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより市域ならびに市民の生命、財産を事故災害から保護する。

第1 事故災害の想定

本節で想定する災害は以下の事故災害とする。

(1) 湖上災害

旅客船の衝突等の湖上で大規模な船舶事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(2) 航空機災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(3) 鉄道災害

旅客列車の衝突、車両火災、トンネルなどの鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(4) 道路災害

バスの衝突、車両火災、トンネルなどの道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(5) 危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(6) 毒物劇物災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(7) 大規模な火事災害

高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(8) 林野火災

広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合。

第2 事故対策本部の組織等

1 事故対策本部の設置

事故災害もしくは突発重大事故が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置し、防災関係機関と緊密に連絡・協力し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置

事故災害による相当な被害が予想される場合、市長は事故対策本部を設置する。

ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。市長が不在又は連絡不能の場合の職務代理順位者は、第1順位を副市長、第2順位を危機管理監、第3順位を総務部長、第4順位を総合政策部長、第5順位を市民部長、第6順位を都市整備部長とする。

(2) 開設場所

事故対策本部は、市本庁舎に設置する。また、本部長が必要と認めた場合、現地に現地対策本部を設置する。

(3) 廃止

- ア 応急対策が概ね完了したとき
- イ 本部長が必要なしと認めたとき

2 県への報告

事故対策本部を設置又は廃止した場合は、県に報告を行う。

3 事故対策本部の組織体制

事故対策本部の組織は災害対策本部に準ずる。

本部の運営は本部長及び副本部長、本部員で構成される本部会議が事故対策の方針決定を行う。なお、危機管理課が事務局となり運営事務を行う。

4 動員計画

ア 勤務時間内の動員

総務課長が庁内放送又は電話により行う。

イ 勤務時間外の動員

- (ア) 宿直が防災関係機関又は住民からの通報を受けた時は、直ちに危機管理課長に連絡する。
- (イ) 危機管理監は、直ちに市長に連絡し、対策本部員を招集する。
- (ウ) 各部長・理事は、所管部職員を直ちに非常招集する。

第3 湖上災害対策計画

1 災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、関係事業者等の防災関係機関は、湖上災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 近畿運輸局の措置

ア 船舶の安全な航行の確保

発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運航労務管理官による監査及び指導をより一層強化し、船舶の安全な運行確保を図る。

イ 船舶の安全性の向上

船舶の構造、設備等の安全基準の整備を行うとともに、技術革新等の情勢に対処する。また、技術革新による輸送形態の多様化、安全基準の整備等に伴う船舶検査業務の複雑化・高度化に対処するため、研修等の実施により船舶検査体制の充実に努める。

(3) 港湾管理者の措置

防波堤、航路等の整備により、湖上交通の安全性の向上に努める。

(4) 防災訓練の実施

関係省庁、地方公共団体、港湾管理者、関係事業者等は協力して、湖上災害の発生を想定した訓練を実施する。

2 災害応急対策

(1) 発災直後の情報収集・連絡

ア 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、湖上事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

イ 船舶運航事業者

事業者は、自己の業務に関わる緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに市、県、東近江行政組合消防本部、近江八幡警察署、国の機関等防災関係機関に連絡する。

ウ 県

県は市、警察、関係事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。

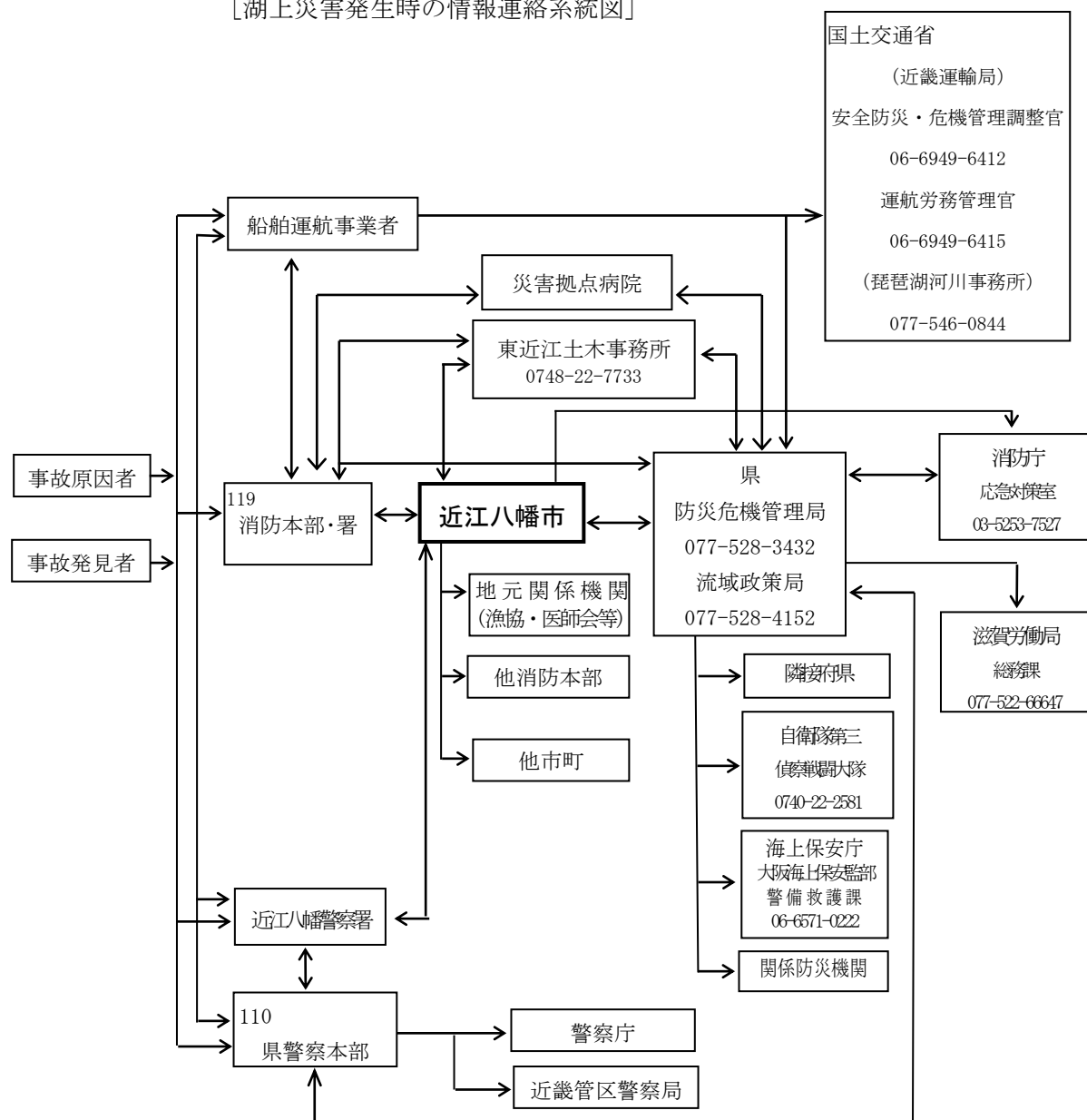
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

エ 市

市は事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、社会的影響度が高い船舶火災又は死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

[湖上災害発生時の情報連絡系統図]



船舶運航事業者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
琵琶湖汽船(株)	船舶部	大津市浜大津 5-1-1	077-522-4115
近江トラベル(株)	業務部旅客船課	彦根市松原町 3755	0749-22-0619

(2) 活動体制の確立

ア 県の活動体制

県は、湖上災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救護班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

イ 市の活動体制

市は、湖上災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故本部等を設置し、県、関係機関と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

ウ 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。また、関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 救急・救助活動

① 救助活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、速やかに救助を要するものの把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(キ) 法第 29 条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

② 救急活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、

緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送にあたっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重傷者は管内の災害拠点病院へ、入院が必要な中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

イ 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から要請があった場合は、次の措置を講じる。

- (ア) 防災ヘリコプターの出動
- (イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- (ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- (キ) 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班の派遣要請
- (ク) 法第 29 条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(4) 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携する。

ア 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

イ 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合は、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- (ア) 防災ヘリコプターの出動
- (イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- (ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- (キ) 法第 29 条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(5) 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市、病院及び有床診療所（以下、「病院等」という）、医療関係団体が行う初動期の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

① 医療救護活動

ア 第 1 フェーズ(発生から 3 時間程度)

(ア) 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報(県と連絡がとれないとき)に基づき災害派遣医療チーム (DMAT)を事故現場に派遣する。

(イ) 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害派遣医療チーム (DMAT)の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム (DMAT)からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム (DMAT)の派遣を要請する。

イ 第 2 フェーズ(3 日以内)

(ア) 災害派遣医療チーム (DMAT)

災害派遣医療チーム (DMAT)は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージ及び応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所において、負傷者のトリアージ及び応急処置を行う。

(イ) 市

市は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関に協力を要請する。

(ウ) 県

県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合または自ら必要と認めた場合は、滋賀県医師会等に対し、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第 3 フェーズ(4 日～2 週間)

県は、市からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチーム(DPAT)の派遣を要請する。

エ 第 4 フェーズ(2 週間～2 か月程度)

市、県は防疫及び保健衛生活動を行う。

② 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と

認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

(6) 住民等の避難

① 避難の指示等と避難誘導

事故災害発生時には、市、警察は、人命の安全を最優先とし必要に応じて地域住民等に対し避難の指示等を行う。また、市、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、地域住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

② 避難所の設置と運営

ア 市

市は必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底する。また、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を整備するように努める。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、市は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。市は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

イ 県

県は、市に設置される避難所の開設状況及び運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

(7) 広報活動

市、県及び関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

① 広報事項

広報は概ね次のような事項について行う。

ア 事故の発生日時及び場所

イ 被害の状況

ウ 被害者の安否情報

エ 応急対策の実施状況

- オ 交通規制の状況
 - カ 治安の状況
 - キ 市民に対する協力及び注意事項
 - ク その他必要と認められる事項
- ② 広報手段
- ア 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
 - イ 広報車による巡回広報
 - ウ 有線放送による広報
 - エ インターネットの利用
 - オ その他状況に応じた広報手段

第4 航空機災害対策計画

1 災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、関係事業者等の防災関係機関は、航空機災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 国土交通省(航空局)の措置

ア 航空運送事業者等への安全指導

(ア) 航空関係諸規則の順守の徹底等

航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導する。

(イ) 教育訓練の充実等

航空運送事業者等が実施する航空従事者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するとともに、航空運送事業者等の行う教育訓練の実施状況を把握し、必要に応じてその改善・充実等を図る。

(ウ) 定期的な安全指導

航空運送事業者に対し、定期的に行う安全指導において、適切な運航管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点点検を行う。

イ 航空機の安全性の確保

航空運送事業者に対し、定期的および随時に安全性確認検査等を実施し、事業者の航空機整備体制およびその実施状況について確認することを通じ、事業機の安全性が確保されるよう指導・監督する。

また、航空運送事業者以外の整備事業者に対しても、事業場認定検査等を通じて適正な航空機整備が行われるよう指導・監督する。

ウ 防災訓練の実施

関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、航空災害の発生を想定した防災訓練を実施する。

エ 防災知識の普及

関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と協力して、防災思想の

普及徹底および防災知識・技能の向上を図るため、研修会、講習会の開催、パンフレット、リーフレット等の作成、配布など防災知識の普及に努める。

オ 再発防止対策の推進

航空・鉄道事故調査委員会の勧告および建議等をふまえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

2 災害応急対策

(1) 発災直後の情報収集・連絡

ア 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、航空機事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

イ 航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに国土交通省(大阪交通局)等防災関係機関に連絡する。

ウ 大阪空港事務所

大阪空港事務所は、航空機事故が発生した場合、速やかに県警察本部に連絡するとともに、県、市、消防機関等との情報収集に努める。

エ 県

県は、市、警察、航空運送事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

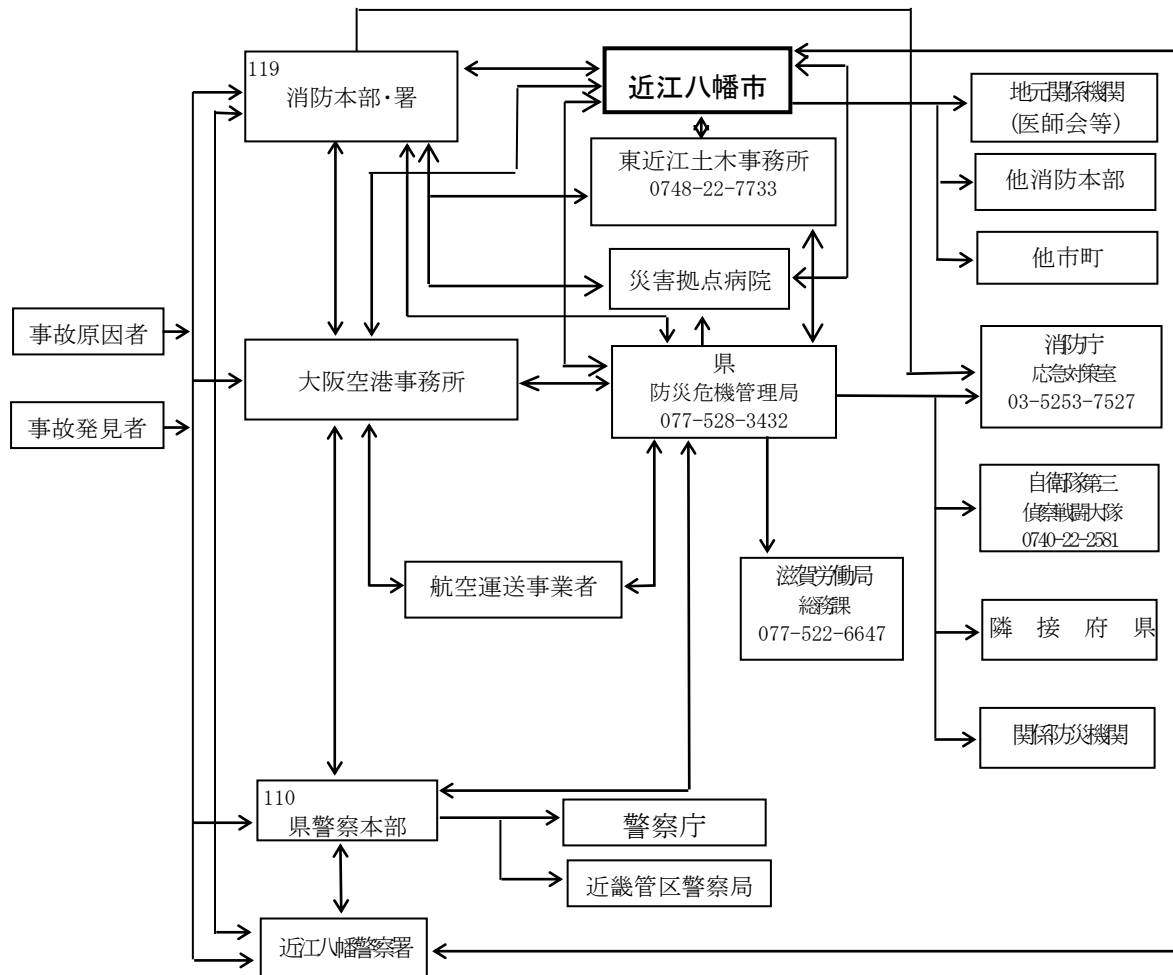
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

オ 市

市は事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、航空機火災又は死者及び負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号)により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

[航空機災害発生時の情報連絡系統図]



(2) 活動体制の確立

ア 県の活動体制

県は、航空機災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救護班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

イ 市の活動体制

市は、航空機災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

ウ 航空運航事業者の活動体制

航空運航事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。また、航空運航事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、

連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 救急・救助救急活動

① 救助活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 警察

警察は、他の防災機関と連携して負傷者の救助活動を実施する。また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ロ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請実施

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

② 救急活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送にあたっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重傷者は管内の災害拠点病院へ、入院が必要な中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、住特・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

イ 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合又は自ら必要と判断した場合は、次の措置を講じるものとする。

- (ア) 防災ヘリコプターの出動
- (イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- (ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- (キ) 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班の派遣要請
- (ク) 法第 29 条に基づく海上保安庁に対する災害派遣要請

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(4) 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携する。

ア 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

イ 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合は、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- (ア) 防災ヘリコプターの出動
- (イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- (ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(5) 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市、病院等、医療関係団体が行う初動期の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

① 医療救護活動

ア 第1フェーズ(発生から3時間程度)

(ア) 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防から情報(県と連絡がとれないとき)に基づき災害派遣医療チーム(DMAT)を事故現場に派遣する。

(イ) 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム(DMAT)からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ(3日以内)

(ア) 災害派遣医療チーム(DMAT)

災害派遣医療チーム(DMAT)は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージ及び応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所において、負傷者のトリアージ及び応急処置を行う。

(イ) 市

市は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関に協力を要請する。

(ウ) 県

県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、滋賀県医師会等に対し、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

また、県は、こころのケア等の支援について市から要請があった場合または自らが必要と認めた場合は、こころのケアチーム(DPAT)の派遣を要請する。

ウ 第3フェーズ(4日～2週間)

県は、市からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班の派遣を要請する。

エ 第4フェーズ(2週間～2か月程度)

市、県は防疫及び保健衛生活動を行う。なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模及び人的被害の程度により各フェーズへの移行及びそれぞれに応じた活動を行う。

② 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

(6) 住民等の避難

ア 避難の指示等と避難誘導

事故災害発生時においては、市、警察は、人命の安全を最優先とし必要に応じて地域住民等に対し避難の指示等を行う。また、市、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、地域住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

イ 避難所の設置と運営

(ア) 市

市は必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底する。また、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を整備するように努める。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、市は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。市は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

(イ) 県

県は、市に設置される避難所の開設状況及び運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

(7) 広報活動

市、県及び関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

ア 広報事項

広報は概ね次のような事項について行う。

- (ア) 事故の発生日時及び場所
- (イ) 被害の状況
- (ウ) 被害者の安否状況情報
- (エ) 応急対策の実施状況
- (オ) 交通規制の状況
- (カ) 治安の状況
- (キ) 住市民に対する協力及び注意事項

- (ク) その他必要と認められる事項
- イ 広報手段
 - (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
 - (イ) 広報車による巡回広報
 - (ウ) 有線放送による広報
 - (エ) インターネットの利用
 - (オ) その他状況に応じた広報手段

第5 鉄道災害対策計画

1 災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、関係事業者等の防災関係機関は、鉄道災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 鉄道事業者の措置

ア 鉄道の安全な運行確保

- (ア) 異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施および防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- (イ) 乗務員および保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図る。
- (ウ) 土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努める。

イ 鉄道車両の安全性の確保

新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図る。また、鉄軌道車両の故障データおよび検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

ウ 防災訓練の実施

関係省庁、地方公共団体、関係公共機関と協力して、鉄道事故の発生を想定した防災訓練を実施する。

エ 防災知識の普及

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努める。

オ 鉄道交通環境整備

- (ア) 軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。
- (イ) 列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。
- (ウ) 踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、統廃合の促進等踏切

道の改良に努める。

カ 過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

2 災害応急対策

(1) 発災直後の情報収集・連絡

ア 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

イ 鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに国土交通省(近畿運輸局)等防災関係機関に連絡する。

ウ 県

県は、市、警察、鉄道事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

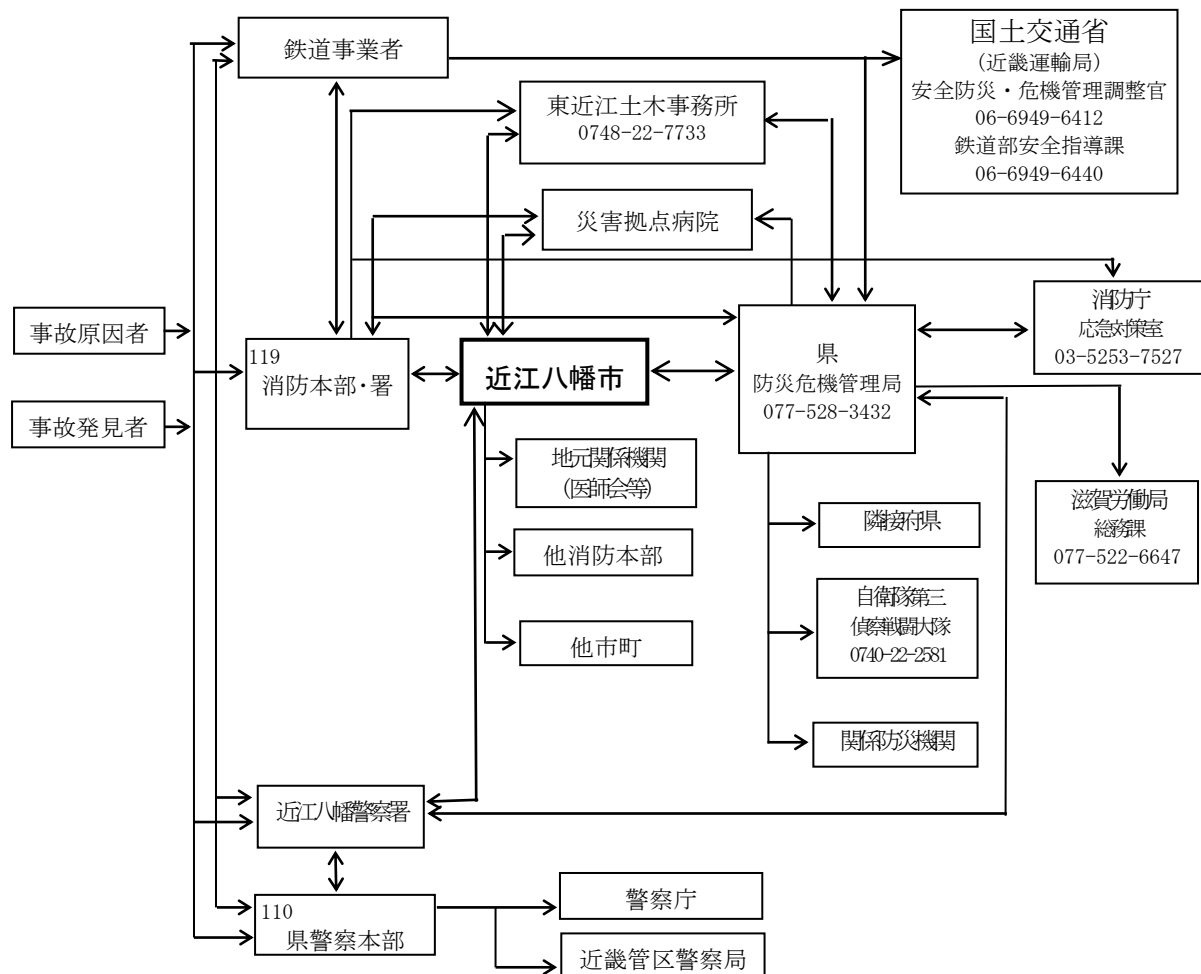
エ 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、列車火災又は死者及び負傷者の合計が15人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防令第267号)により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

また、災害等の発生において、運行停止するなどの理由により帰宅することが困難となった者が発生し、鉄道事業者等から要請を受けた際は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設を行う。

[鉄道災害発生時の情報連絡系統図]



鐵道事業者

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部	施設課	大阪市淀川区宮原 4-3-39 大広新大阪ビル 9 階	06-7688-7072
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部	管理部総務課	名古屋市中村区名駅 1-3-4	052-564-2396
東海旅客鉄道(株)新幹線鉄道事業本部	管理部総務課	東京都千代田区丸の内 1-9-1	03-3286-5152
東海旅客鉄道(株)関西支社	管理部総務課	大阪市淀川区宮原 1-1-1	06-7668-0613
近江鉄道(株)	総務課	彦根市駅東町 15 番 1	0749-22-3301
(一社) 近江鉄道線管理機構		彦根市古沢町 187 番地 2	0749-49-2311

(2) 活動体制の確立

ア 県の活動体制

県は、鉄道災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救護班」、

「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

イ 市の活動体制

市は、鉄道災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

ウ 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。また、鉄道事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 救急・救助活動

① 救助活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 警察

警察は、他の防災機関と連携して負傷者の救助活動を実施する。また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

エ 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

② 救急活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の

他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送にあたっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重傷患者は管内の災害拠点病院へ、入院が必要な中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、住特・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

イ 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合又は自ら必要と判断した場合は、次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(キ) 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班の派遣要請

エ 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(4) 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防機関、警察、鉄道事業者は、相互に連携する。

ア 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

イ 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合は、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消

防応援の実施

- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

エ 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(5) 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市、病院等、医療関係団体が行う初動期の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

① 医療救護活動

ア 第 1 フェーズ(発生から 3 時間程度)

(ア) 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防から情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

(イ) 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第 2 フェーズ(3 日以内)

(ア) 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージ及び応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所において、負傷者のトリアージ及び応急処置を行う。

(イ) 市

市は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関に協力を要請する。

(ロ) 県

県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、滋賀県医師会等に対し、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第 3 フェーズ(4 日～2 週間)

県は、市からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチーム（DPAT）の派遣を要請する。

エ 第 4 フェーズ(2 週間～2 か月程度)

市、県は防疫及び保健衛生活動を行う。なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模及び人的被害の程度により各フェーズへの移行及びそれぞれに応じた活動を行う。

② 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

(6) 住民等の避難

ア 避難の指示等と避難誘導

事故災害発生時においては、市、警察は、人命の安全を最優先とし必要に応じて地域住民等に対し避難の指示等を行う。また、市、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、地域住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

イ 避難所の設置と運営

(ア) 市

市は必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底する。また、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を整備するように努める。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

なお、市は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。市は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

(イ) 県

県は、市に設置される避難所の開設状況及び運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

(7) 広報活動

市、県及び関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

ア 広報事項

広報は概ね次のような事項について行う。

(ア) 事故の発生日時及び場所

(イ) 被害の状況

- (ウ) 被害者の安否状況情報
- (エ) 応急対策の実施状況
- (オ) 交通規制の状況
- (カ) 治安の状況
- (キ) 住市民に対する協力及び注意事項
- (ク) その他必要と認められる事項

イ 広報手段

- (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) 有線放送による広報
- (エ) インターネットの利用
- (オ) その他状況に応じた広報手段

第6 道路災害対策計画

1 災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、関係事業者等の防災関係機関は、道路災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 道路管理者の措置

ア 道路施設等の整備及び災害に対する安全性の確保等

- (ア) 広域的な社会経済活動への影響を最小化するため、高規格幹線道路や一般国道等の災害に強い広域的な幹線道路ネットワーク整備を進め、大規模な道路災害の発生に対しても代替路となる経路を確保する。
- (イ) 異常気象時等でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性、信頼性を高める。
- (ウ) 道路施設等の点検を実施し、道路施設等の現況の把握に努め、点検結果に基づき必要な防災対策工事を行う。
- (エ) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずる。

イ 防災に関する情報提供体制の整備

災害発生時において適切な判断および行動に資するため、災害に関する情報を住民等に伝達するための体制および施設、設備の整備を図るとともに、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。

また、道路災害による被災の防止に資するため、道路施設に係る災害情報システムを整備し、道路情報の提供に努める。

ウ 再発防止対策の実施

災害原因の調査を行う場合、必要に応じて学識経験者等からなる調査委員会を設置する等により、速やかに総合的な調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策

を適切に実施する。

(3) 防災知識の普及

市、県等は、道路ふれあい月間、道路防災週間、防災週間、防災とボランティア週間等の各種行事を通じて、住民に対し災害の危険性を周知させ、防災知識の普及啓発に努める。

(4) 防災訓練

道路災害に係る関係行政機関等は連携して、災害応急対策が迅速かつ円滑に実施されるよう、大規模災害を想定した訓練を実施する。

2 災害応急対策

(1) 発災直後の情報収集・連絡

ア 事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、道路災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

イ 道路管理者

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに国土交通省(近畿地方整備局)、県、市、消防機関、警察に連絡する。

ウ 県

県は、市、警察等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

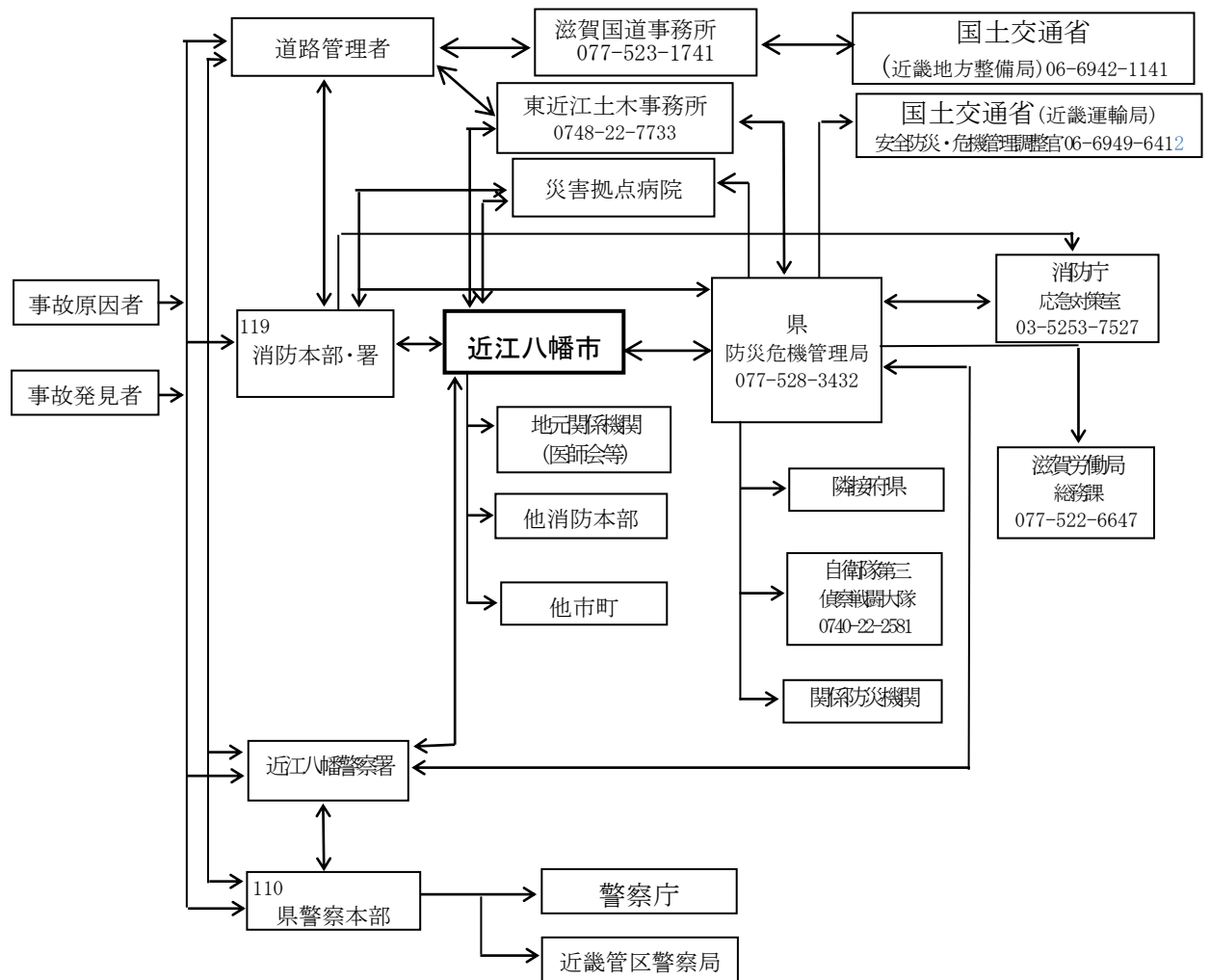
また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

エ 市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、トンネル内車両火災又は死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生する救急・救助事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号)により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

[道路災害発生時の情報連絡系統図]



(2) 活動体制の確立

① 県の活動体制

県は、道路災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救護班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

② 市の活動体制

市は、道路災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

(3) 道路管理者等の措置

① 災害発生直後の施設の緊急点検

災害発生後、道路施設の緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。

② 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保

応急復旧を円滑に行うため、主要な災害復旧用資機材を迅速に調達し得るよう措置する。また、必要に応じ、関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、

資材調達について要請等を行う。

③ 災害発生時における応急復旧工事等の実施

道路施設が被災した場合において、被害の拡大の防止や道路交通の確保等を図るため必要に応じ、仮道、仮橋、仮処理施設等の応急工事の迅速かつ計画的な施工またはその指導を行う等、施設の被害状況に応じた適切な応急工事を早期に計画的に施工する。また、車輛からの危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

④ 緊急輸送のための交通の確保

ア 道路交通規制等

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

イ 道路啓開等

道路管理者は、滋賀県域道路啓開計画の基づき、交通管理者や関係機関と連携し、緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限のがれき処理や簡易な段差修正、放置車両等の撤去を行う。

(4) 救急・救助活動

① 救助活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部等は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 警察

警察は、他の防災機関と連携して負傷者の救助活動を実施する。また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(キ) 「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づく近畿地方整備局への応援要請

② 救急活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部等は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送にあたっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重傷患者は管内の災害拠点病院へ、入院が必要な中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

イ 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合又は自ら必要と判断した場合は、次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(キ) 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班の派遣要請

(5) 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防機関、警察等は、相互に連携する。

ア 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

イ 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合は、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

- (イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
 - (ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
 - (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
 - (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
 - (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- (6) 医療救護活動
- 医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市、病院等、医療関係団体が行う初動期の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。
- ① 医療救護活動
- ア 第 1 フェーズ(発生から 3 時間程度)
- (ア) 災害拠点病院
- 災害拠点病院は、県からの要請または消防から情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。
- (イ) 県
- 県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。
- また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- イ 第 2 フェーズ(3 日以内)
- (ア) 災害派遣医療チーム（DMAT）
- 災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージ及び応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所において、負傷者のトリアージ及び応急処置を行う。
- (イ) 市
- 市は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関に協力を要請する。
- (ウ) 県
- 県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、滋賀県医師会等に対し、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。
- ウ 第 3 フェーズ(4 日～2 週間)
- 県は、市からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチーム(DPAT)の派遣を要請する。
- エ 第 4 フェーズ(2 週間～2 か月程度)
- 市、県は防疫及び保健衛生活動を行う。なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模及び人的被害の程度により各フェーズへの移行及びそれぞれに応じた活動を行う。
- ② 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

(7) 住民等の避難

ア 避難の指示等と避難誘導

事故災害発生時においては、市、警察は、人命の安全を最優先とし必要に応じて地域住民等に対し避難の指示等を行う。また、市、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、地域住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

イ 避難所の設置と運営

(ア) 市

市は必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底する。また、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。市は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

(イ) 県

県は、市に設置される避難所の開設状況及び運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

(8) 広報活動

市、県及び関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

ア 広報事項

広報は概ね次のような事項について行う。

(ア) 事故の発生日時及び場所

(イ) 被害の状況

(ウ) 被害者の安否状況情報

- (エ) 応急対策の実施状況
- (オ) 交通規制の状況
- (カ) 治安の状況
- (キ) 住市民に対する協力及び注意事項
- (ク) その他必要と認められる事項
- イ 広報手段
 - (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
 - (イ) 広報車による巡回広報
 - (ウ) 有線放送による広報
 - (エ) インターネットの利用
 - (オ) その他状況に応じた広報手段

第7 危険物等災害対策計画

1 災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、関係事業者等の防災関係機関は、危険物等災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 危険物施設等に係る保安基準等の遵守

危険物、高圧ガス、火薬類の貯蔵・取り扱いを行う事業者は、法令で定める技術基準を遵守し、市および県は、製造施設、貯蔵所等に対する保安検査、立入検査等を充実し、施設等の安全性の確保に努める。

ア 危険物施設

- (ア) 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理に関する指導の強化。
- (イ) 危険物の運搬、積載の方法についての指導の強化。
- (ウ) 危険物施設の所有者、管理者または占有者およびその従業者等に対する指導の強化。

イ 高圧ガス施設

- (ア) 製造施設の保安検査および立入検査、貯蔵所及び消費場所等への立入検査の実施。
- (イ) 各事業所における実状把握と各種保安指導の推進。
- (ウ) 関係行政機関との緊密な連携。

ウ 火薬類施設

- (ア) 火薬類取締法に基づく製造施設、火薬庫並びに消費現場等に対する保安検査、立入検査および販売所に対する立入検査の実施。
- (イ) 各関係事業者における自主保安管理の周知徹底。
- (ウ) 関係従業者に対する法令遵守等の指導の強化。

(3) 自主保安体制の強化

県、市および事業者は協力して、事業所の自主保安体制を強化する。

ア 危険物施設

- (ア) 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (イ) 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
- (ウ) 予防規程の作成および危険物の貯蔵取扱い等の安全管理についての指導の強化。

イ 高圧ガス施設

- (ア) 定期自主検査の実施と責任体制の確立。
- (イ) 滋賀県高圧ガス地域防災協議会の育成。
- (ウ) 関係保安団体との横断的な連携。

ウ 火薬類施設

- (ア) 定期自主検査の実施と責任体制の確立。
- (イ) 関係保安団体との横断的な連携。

(4) 保安教育の推進

県、消防機関および事業者は協力して、保安教育を推進する。

ア 危険物施設

危険物事業所の従業者等に対し、保安管理の向上を図るため、講習会、研修会などの保安教育を実施する。また、危険物安全週間（毎年6月の第2週とする。）において、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、危険物安全週間の趣旨にふさわしい内容の行事、運動を展開する。

イ 高圧ガス施設

- (ア) 高圧ガス保安法の周知徹底。
- (イ) 各種講習会、研修会の開催。
- (ウ) 高圧ガス保安活動促進週間の実施。

ウ 火薬類施設

- (ア) 火薬類取扱保安責任者および従事者に対し、保安教育講習を実施し、災害防止および盗難防止の徹底を図る。
- (イ) 製造業者、販売業者ならびに消費者に対し、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安確保に万全を期すよう指導する。
- (ウ) 危害予防週間の実施。

(5) 資機材の整備

消防機関は、化学消防ポンプ自動車等の整備を図り、科学消防力の強化を促進する。事業者は、危険物事業所における化学消火薬剤および必要資機材の備蓄を促進する。その他、事業者および防災関係機関は、応急対策活動に必要な資機材をあらかじめ整備する。

(6) 危険物等の把握と活動中の安全確保

消防機関は、適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害に係る教育訓練を行うとともに、消防活動阻害物質の届出の徹底等による危険物の貯蔵・取扱状況の把握等を行う。

(7) 防災訓練の実施

危険物等災害を想定して、防災体制の強化を図るため、自衛消防組織、消防機関、

警察等防災関係機関が一体となって実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施する。
また、市町は、地域の実状に応じて、危険物等災害も組み込んだ地域防災訓練を実施する。

2 災害応急対策

(1) 発災直後の情報収集・連絡

ア 事業者等

事業者又は事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民ならびに近隣企業に通報する。

危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

イ 県

県は、市、警察、事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当省庁（消防庁、経済産業省）へ連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

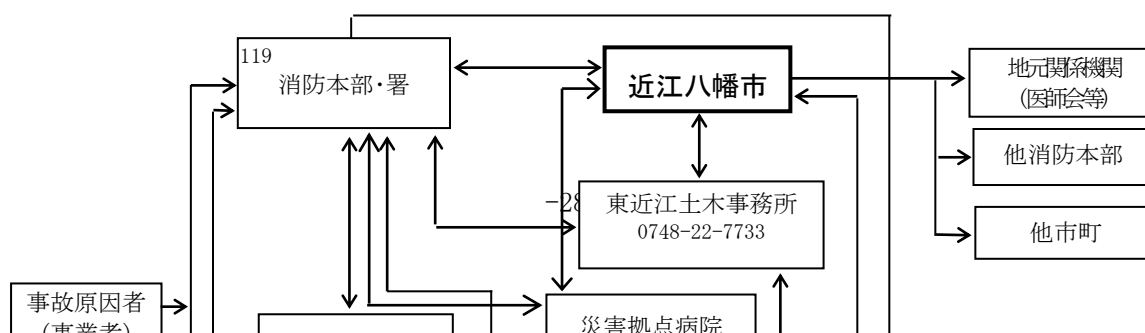
ウ 市

市は、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

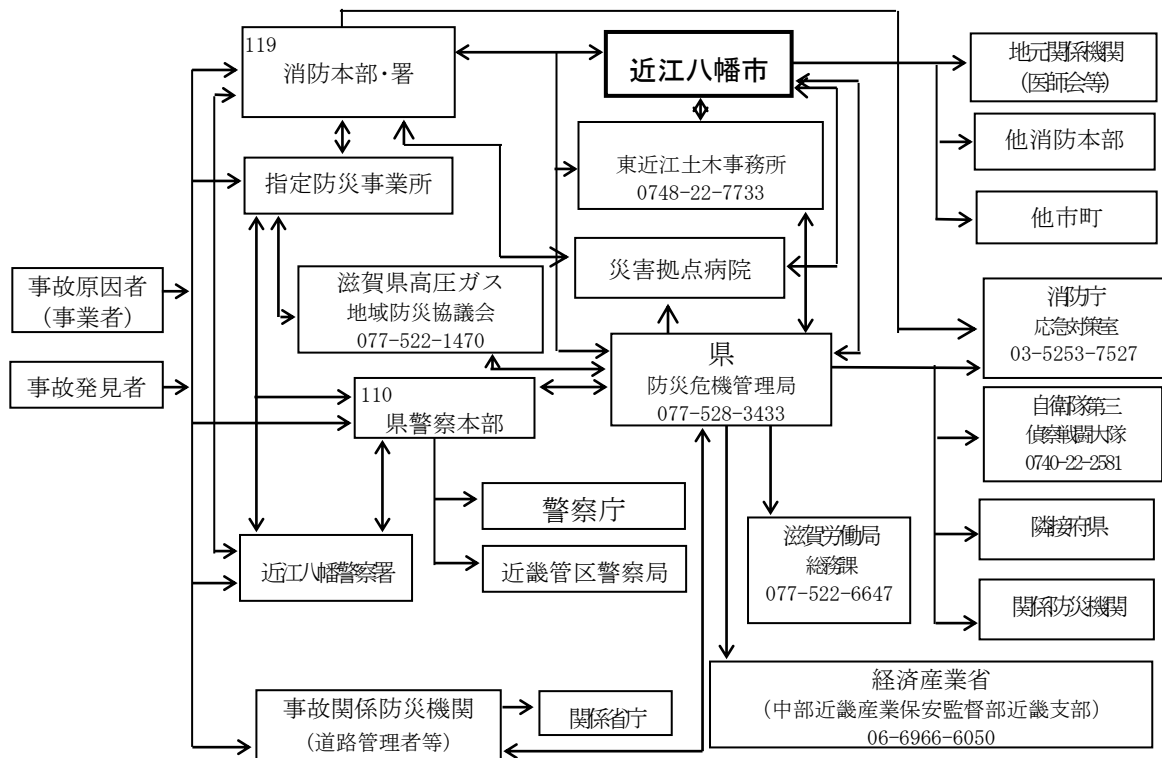
なお、下記に示す危険物等事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号）により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が 5 名以上発生したもの
- (ウ) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内または周辺で、500m² 程度以上の区域に影響を与えたもの
- (エ) 危険物等を貯蔵しまたは取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - 1) 湖上、河川へ危険物等が流失し、防除・回収等の活動を要するもの
 - 2) 500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (オ) 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (カ) 市街地または高速道路上において発生したタンクローリーの火災

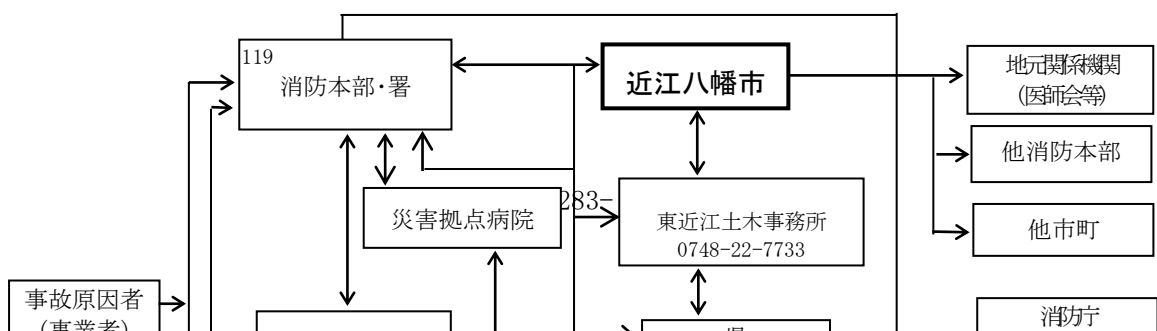
[危険物事故災害発生時の情報連絡系統図]



[高圧ガス事故災害発生時の情報連絡系統図]



[火薬類事故災害発生時の情報連絡系統図]



(2) 活動体制の確立

ア 県の活動体制

県は、危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救護班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

イ 市の活動体制

市は、危険物等災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

ウ 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 危険物等災害の拡大防止

関係事業者は、災害発生時に危険物施設等の応急点検、応急措置を講ずるとともに、各種防災設備を効果的に活用し、速やかに初期防除を行う。

(4) 救急・救助活動

① 救助活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防

災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 警察

警察は、他の防災機関と連携して負傷者の救助活動を実施する。また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(キ) 「災害時医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班の派遣要請

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

② 救急活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送にあたっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重傷患者は管内の災害拠点病院へ、入院が必要な中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

イ 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合又は自ら必要と判断した場合は、次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

- (イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- (ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(5) 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携する。

ア 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

イ 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合は、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

- (イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- (ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(6) 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市、病院等、医療関係団体が行う初動期の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

① 医療救護活動

ア 第 1 フェーズ（発生から 3 時間程度）

(ア) 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防から情報（県と連絡がとれないと

き)に基づき災害派遣医療チーム (DMAT)を事故現場に派遣する。

(イ) 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害拠点病院に災害派遣医療チーム (DMAT)の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム (DMAT)からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム (DMAT)の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ(3日以内)

(ア) 災害派遣医療チーム (DMAT)

災害派遣医療チーム (DMAT)は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージ及び応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所において、負傷者のトリアージ及び応急処置を行う。

(イ) 市

市は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関に協力を要請する。

(ウ) 県

県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、滋賀県医師会等に対し、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第3フェーズ(4日～2週間)

県は、市からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチーム(DPAT)の派遣を要請する。

エ 第4フェーズ(2週間～2か月程度)

市、県は防疫及び保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模及び人的被害の程度により各への移行及びそれぞれに応じた活動を行う。

② 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

(7) 住民等の避難

① 避難の指示等と避難誘導

事故災害発生時においては、市、警察は、人命の安全を最優先とし必要に応じて地域住民等に対し避難の指示等を行う。また、市、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、地域住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者(社会福祉施設を含む)に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

② 避難所の設置と運営

ア 市

市は必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に

周知徹底する。また、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。市は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

イ 県

県は、市に設置される避難所の開設状況及び運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

(8) 広報活動

市、県及び関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

ア 広報事項

広報は概ね次のような事項について行う。

- (ア) 事故の発生日時及び場所
- (イ) 被害の状況
- (ウ) 被害者の安否状況情報
- (エ) 応急対策の実施状況
- (オ) 交通規制の状況
- (カ) 治安の状況
- (キ) 住市民に対する協力及び注意事項
- (ク) その他必要と認められる事項

イ 広報手段

- (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) 有線放送による広報
- (エ) インターネットの利用
- (オ) その他状況に応じた広報手段

第8 毒物劇物災害対策計画

1 災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、関係事業者等の防災関係機関は、毒物劇物災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 保安体制の強化

毒物または劇物を取り扱う者は、「毒物劇物営業者等」、「要届出業務上取扱者」、「非届出業務上取扱者」の3つに分けられる。

県は、事故の未然防止を図るため、これら毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置および定期的防災訓練の実施等を指導する。

なお、届出義務のない「非届出業務上取扱者」については、実態調査等によりその把握に努める。

(3) 資機材の整備

県は、毒物劇物をタンクで貯蔵する施設に対しては、毒物劇物が飛散、漏洩等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の常備を指導する。

また、消防機関、警察等は、毒物劇物に係る災害が発生した場合に備えて、分析機器、中和剤、防毒マスク、防毒衣等の整備に努める。

2 災害応急対策

(1) 発災直後の情報収集・連絡

ア 事業者等

事業者又は事故発見者は、毒物劇物に係る災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察、保健所等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民ならびに近隣企業に通報する。

毒物劇物取扱施設の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

イ 県

県は、市、警察、事業者等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁及び毒物劇物等の取扱規制担当省庁（厚生労働省）へ連絡する。

ウ 市

市は、災害の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、下記に示す毒物劇物事故が発生した場合、消防機関は火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）により、第一報を県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）または行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 毒物劇物を貯蔵または取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施

(エ) 毒物劇物を貯蔵しまたは取り扱う施設からの毒物劇物の漏えい事故で、次に該当するもの

- 1) 湖上、河川へ毒物劇物が流失し、防除・回収等の活動を要するもの
- 2) 500 キロリットル以上のタンクからの毒物劇物の漏えい等

(オ) 市街地または高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

(カ) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

The diagram illustrates the organizational structure and coordination for disaster response in Niihama City. It shows the relationships between various entities, including the city government, fire department, police, and emergency services.

Entities and their connections:

- 近江八幡市 (Niihama City):**
 - Connected to: 消防本部・署 (Fire Department), 災害拠点病院 (Disaster Base Hospital), 県防災危機管理局 (Prefectural Disaster Crisis Management Agency), 消防庁 応急対策室 (Fire Agency Emergency Response Room), 厚生労働省 (Ministry of Health, Labour and Welfare), 自衛隊第三機動隊 (Self-Defense Forces Third Mobile Unit), 隣接府県 (Neighboring Prefecture/County), 関係防災機関 (Related Disaster Response Organization).
- 消防本部・署 (Fire Department):**
 - Connected to: 近江八幡市, 東近江土木事務所 (East Niihama Civil Engineering Office), 東近江健康福祉事務所 (East Niihama Health and Welfare Office), 近江八幡警察署 (Niihama Police Station), 119 (Emergency Number), 災害拠点病院, 県防災危機管理局, 消防庁 応急対策室, 他消防本部 (Other Fire Departments), 他市町 (Other Cities/Towns).
- 東近江土木事務所 (East Niihama Civil Engineering Office):**
 - Connected to: 消防本部・署, 東近江健康福祉事務所, 災害拠点病院.
- 東近江健康福祉事務所 (East Niihama Health and Welfare Office):**
 - Connected to: 消防本部・署, 東近江土木事務所, 災害拠点病院.
- 災害拠点病院 (Disaster Base Hospital):**
 - Connected to: 消防本部・署, 東近江土木事務所, 東近江健康福祉事務所, 県防災危機管理局.
- 近江八幡警察署 (Niihama Police Station):**
 - Connected to: 消防本部・署, 110 (Emergency Number), 県警察本部 (Prefectural Police Department), 警察庁 (National Police Agency), 近畿管区警察局 (Kansai Region Police Bureau), 関係省庁 (Related Ministries/Agencies).
- 119 (Emergency Number):**
 - Connected to: 消防本部・署.
- 110 (Emergency Number):**
 - Connected to: 近江八幡警察署.
- 県警察本部 (Prefectural Police Department):**
 - Connected to: 近江八幡警察署, 警察庁, 近畿管区警察局.
- 警察庁 (National Police Agency):**
 - Connected to: 県警察本部.
- 近畿管区警察局 (Kansai Region Police Bureau):**
 - Connected to: 県警察本部.
- 関係省庁 (Related Ministries/Agencies):**
 - Connected to: 近江八幡警察署.
- 県防災危機管理局 (Prefectural Disaster Crisis Management Agency):**
 - Connected to: 近江八幡市, 災害拠点病院, 消防庁 応急対策室, 滋賀労働局 (Shiga Prefecture Labor Office).
- 消防庁 応急対策室 (Fire Agency Emergency Response Room):**
 - Connected to: 近江八幡市, 消防本部・署, 県防災危機管理局.
- 消防庁 (Fire Agency):**
 - Connected to: 消防庁 応急対策室.
- 厚生労働省 (Ministry of Health, Labour and Welfare):**
 - Connected to: 消防庁 応急対策室.
- 自衛隊第三機動隊 (Self-Defense Forces Third Mobile Unit):**
 - Connected to: 消防庁 応急対策室.
- 隣接府県 (Neighboring Prefecture/County):**
 - Connected to: 消防庁 応急対策室.
- 関係防災機関 (Related Disaster Response Organization):**
 - Connected to: 消防庁 応急対策室.
- 事故原因者 (事業者) (Accident Cause (Business Operator)):**
 - Connected to: 消防本部・署.
- 事故発見者 (Accident Discoverer):**
 - Connected to: 近江八幡警察署.

ア 県の活動体制

イ 市の活動体制

-290-

制をとる。

ウ 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

また、関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(3) 毒物劇物災害の拡大防止

関係事業者は、災害発生時に毒物劇物取扱施設等の応急点検、応急措置を講ずるとともに、各種防災設備を効果的に活用し、速やかに初期防除を行う。

(4) 救急・救助活動

① 救助活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 警察

警察は、他の防災機関と連携して負傷者の救助活動を実施する。また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第43条に基づく市町長又は消防長に対する指示

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助活動を行うよう努めるとともに、救助活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

② 救急活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部、関係事業者は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急

消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送にあたっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重傷患者は管内の災害拠点病院へ、入院が必要な中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

イ 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合又は自ら必要と判断した場合は、次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(キ) 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) および医療救護班の派遣要請

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(5) 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防機関、警察、関係事業者は、相互に連携する。

ア 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

イ 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合は、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

エ 関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救急活動を行うよう努めるとともに、救急活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

(6) 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市、病院等、医療関係団体が行う初動期の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

① 医療救護活動

ア 第 1 フェーズ(発生から 3 時間程度)

(ア) 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防から情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

(イ) 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第 2 フェーズ(3 日以内)

(ア) 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージ及び応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所において、負傷者のトリアージ及び応急処置を行う。

(イ) 市

市は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関に協力を要請する。

(ウ) 県

県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、滋賀県医師会等に対し、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第 3 フェーズ(4 日～2 週間)

県は、市からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチーム(DPAT)の派遣を要請する。

エ 第 4 フェーズ(2 週間～2 か月程度)

市、県は防疫及び保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模及び人的被害の程度により各フェーズへの移行及びそれぞれに応じた活動を行う。

② 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

(7) 住民等の避難

① 避難の指示等と避難誘導

事故災害発生時においては、市、警察は、人命の安全を最優先とし必要に応じて地域住民等に対し避難の指示等を行う。また、市、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、地域住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

② 避難所の設置と運営

ア 市

市は必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底する。また、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。市は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

イ 県

県は、市に設置される避難所の開設状況及び運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

(8) 広報活動

市、県及び関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

ア 広報事項

広報は概ね次のような事項について行う。

- (ア) 事故の発生日時及び場所
- (イ) 被害の状況
- (ウ) 被害者の安否状況情報

- (エ) 応急対策の実施状況
- (オ) 交通規制の状況
- (カ) 治安の状況
- (キ) 住市民に対する協力及び注意事項
- (ク) その他必要と認められる事項
- イ 広報手段
 - (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
 - (イ) 広報車による巡回広報
 - (ウ) 有線放送による広報
 - (エ) インターネットの利用
 - (オ) その他状況に応じた広報手段

第9 大規模な火事災害対策計画

1 災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、関係事業者等の防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 計画的な土地利用と市街地整備の推進

市及び県は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

また、県及び市町は、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を図る。さらに、大規模な火事災害の発生時に延焼を防ぐ延焼遮断帯としての緑地、広幅員道路などのオープンスペースの確保を図るとともに、街区内に公園やコミュニティ防災拠点の整備を図る。

(3) 火災に対する建物の安全化

ア 消防用設備の整備、維持管理

市、県、および事業者は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

市、県、および事業者は、多数の人が出入りする事業所の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報および避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

(4) 防火管理者等の指導・教育、予防査察等による指導

消防法第 8 条の規定により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物、

および同法 17 条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

ア 東近江行政組合消防本部は、消防法、東近江行政組合火災予防条例に基づき、学校、病院、事業場、興業場等多数の者が出入りし、勤務し、または居住する防火対象物について防火管理の徹底を期するため、立入検査を励行し、消防用設備等に不備が認められる場合は、消防法第 17 条の規定により設置、改修について強い指導を行うものとする。また、通報、避難、消火等の訓練の実施および消防計画の作成の指導を強化する。

イ 東近江行政組合消防本部は、消防法第 8 条に規定する防火対象物には必ず防火管理者の選任を期し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格附与講習会の開催、また甲種防火管理者に対し甲種防火管理者講習を開催する等により、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、防火訓練の実施、自衛消防組織の拡充、消防用設備等の整備点検および火気の使用等について十分な指導を行う。また、消防法第 8 条の 2 の規定により、統括防火管理者を要する防火対象物に対し、統括防火管理体制の推進を図る。

ウ 東近江行政組合消防本部は、消防法第 7 条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また消防法第 17 条の 14 の規定による消防用設備等工事着手の届出、火災予防条例の定める防火対象物使用（変更）届出の際の指導を強力に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

エ 県は、消防法第 17 条の 10 に基づき、消防設備士に対し知識の習得と技術の練磨を指導するため講習会を開催する。

(5) 消防力の整備強化

ア 消防組織の強化

市は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図る。

イ 消防施設等の整備

東近江行政組合消防本部は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に合致するよう整備計画をたて、消防施設等の整備に努め、その強化を図る。

(6) 防火知識の普及

市及び県は、春秋 2 回の火災予防運動、年末年始防火運動等を通じ、一般家庭に対する火災予防思想の普及徹底を図る。また、自主防災組織の指導者等に対し、消火に必要な技術を教育する。市は、広報活動及び各種会合等において消火方法等の実地指導を行い、火災の防止及び初期消火の徹底を図る。

2 災害応急対策

(1) 発災直後の情報収集・連絡

ア 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、火災を発見した場合、速やかに最寄りの市、消防機関、警察等防災関係機関に火災状況等を連絡する。

イ 県

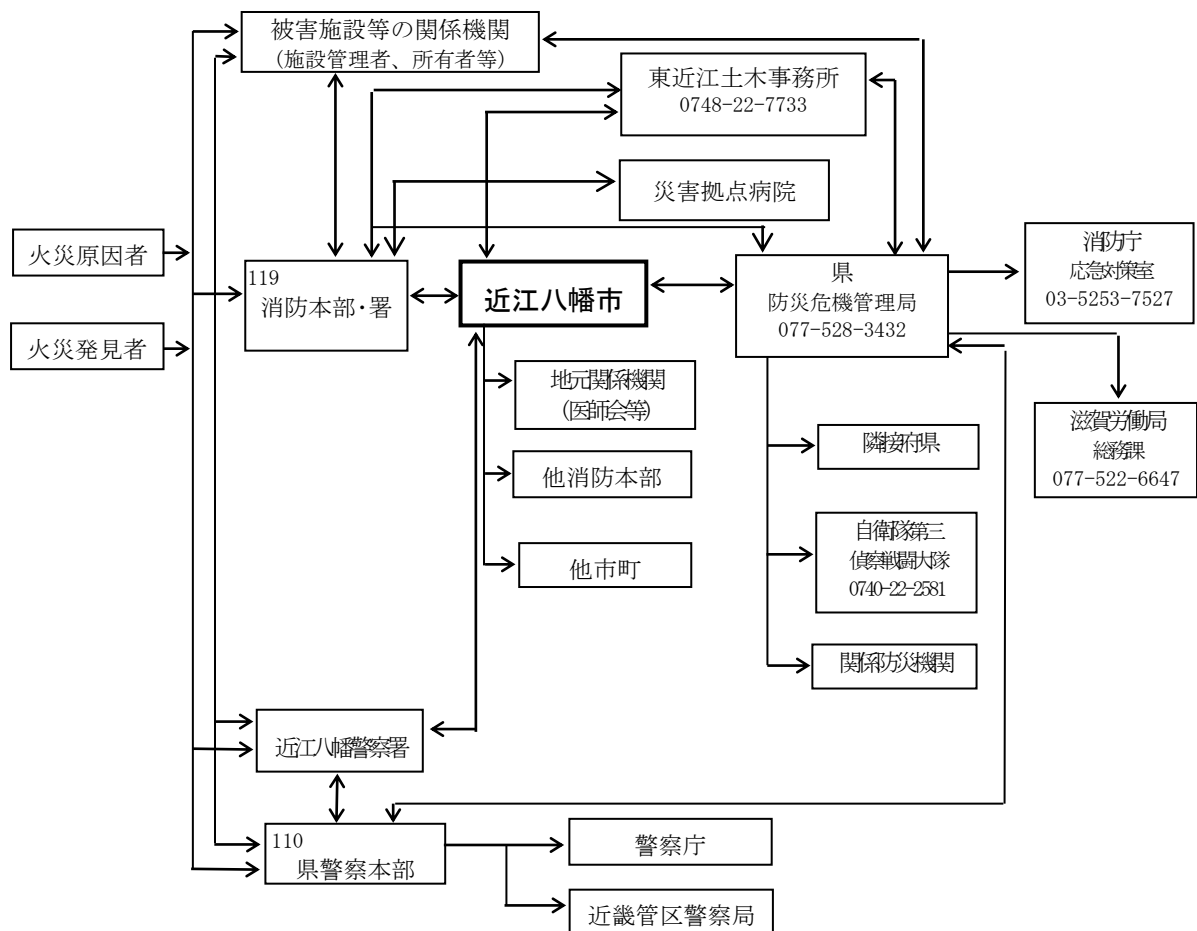
県は、市から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁へ連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

ウ 市

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

[大規模火災発生時の情報連絡系統図]



(2) 活動体制の確立

ア 県の活動体制

県は、大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救護班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

イ 市の活動体制

市は、大規模な火事災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行

う体制をとる。

(3) 救急・救助活動

① 救助活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部等は、相互に連携して迅速かつ的確に救助活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 警察

警察は、他の防災機関と連携して負傷者の救助活動を実施する。また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ロ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

(ハ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(ニ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(ホ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

② 救急活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部等は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送にあたっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重傷患者は管内の災害拠点病院へ、入院が必要な中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

イ 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合又は自ら必要と判断した場合は、次の措置

を講じるものとする。

- (ア) 防災ヘリコプターの出動
- (イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- (ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示
- (キ) 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班の派遣要請

(4) 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防機関、警察等は、相互に連携する。

ア 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

イ 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合は、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

- (ア) 防災ヘリコプターの出動
- (イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- (ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

(5) 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市、病院等、医療関係団体が行う初動期の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

① 医療救護活動

ア 第 1 フェーズ(発生から 3 時間程度)

(ア) 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防から情報(県と連絡がとれないとき)に基づき災害派遣医療チーム (DMAT) を事故現場に派遣する。

(イ) 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ(3日以内)

(ア) 災害派遣医療チーム（DMAT）

災害派遣医療チーム（DMAT）は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージ及び応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所において、負傷者のトリアージ及び応急処置を行う。

(イ) 市

市は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関に協力を要請する。

(ウ) 県

県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、滋賀県医師会等に対し、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第3フェーズ(4日～2週間)

県は、市からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチーム(DPAT)の派遣を要請する。

エ 第4フェーズ(2週間～2か月程度)

市、県は防疫及び保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模及び人的被害の程度により各フェーズへの移行及びそれぞれに応じた活動を行う。

② 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

(6) 住民等の避難

① 避難の指示等と避難誘導

事故災害発生時においては、市、警察は、人命の安全を最優先とし必要に応じて地域住民等に対し避難の指示等を行う。また、市、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、地域住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

② 避難所の設置と運営

ア 市

市は必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底する。また、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対

応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。市は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

イ 県

県は、市に設置される避難所の開設状況及び運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

(7) 広報活動

市、県及び関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

ア 広報事項

広報は概ね次のような事項について行う。

- (ア) 事故の発生日時及び場所
- (イ) 被害の状況
- (ウ) 被害者の安否状況情報
- (エ) 応急対策の実施状況
- (オ) 交通規制の状況
- (カ) 治安の状況
- (キ) 住市民に対する協力及び注意事項
- (ク) その他必要と認められる事項

イ 広報手段

- (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) 有線放送による広報
- (エ) インターネットの利用
- (オ) その他状況に応じた広報手段

第 10 林野火災対策計画

1 災害予防対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市、県、関係事業者等の防災関係機関は、林野火災が発生した場合に、人命救助や

被害の拡大防止等を図るため、迅速かつ円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、連絡体制を整備する。

(2) 林野火災対策推進体制の整備

林野火災の危険度の高い地域においてその地域の実態に即応した林野火災対策事業を実施し、当該地域の林野火災の防止および被害の軽減を図るため、林野火災特別地域対策事業計画を策定し、林野火災用消防施設等の整備を行う。

(3) 防火の啓発

市、県、消防機関、森林組合、森林所有者等が一体となって、野外でのたき火、たばこの火の始末等火気の取扱いにおける認識を深め、林野火災をなくすため、特に空気が乾燥し、林野火災の多発する3月から5月にかけて、山火事予防運動を実施する。

また、市等は、山火事予防の横断幕の設置、ポスター等の配布などの普及・啓発活動を行い、林野火災予防の協力を呼びかける。

(4) 林野火災用消防施設等の整備

県は、空中消火用水のう型散布装置、泡消火剤等の林野火災用消火資機材の整備を行い、市に貸し出しを実施する。

市は、防火水槽、自然水利利用施設、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の整備を図る。また、消防車両等の進入に配慮した道路の開設、空中消火のための活動拠点や資機材の整備に努める。

(5) 出火に対する警戒体制

ア 巡回監視

県は、県下に森林保全巡回指導員および森林保全推進員を配置し、保安林の巡回と併せて森林レクリエーション地域及び自然的条件により山火事等の森林被害が多発するおそれのある森林等について、林野火災発生の危険度の高い時期を重点に巡回する。

また、春先など、林野火災発生の危険性が高まったときは、防災ヘリコプターによる巡回監視を行う。

イ 入山者等に対する措置

関係機関は、登山、ハイキング等の入山者によるタバコ、たき火等の不始末による火災を防止するため、火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起するとともに、みだりに火を焚くものに対する警告、取り締まりを行う。

ウ 火入れ作業等に対する措置

火入れをしようとする者は、森林法第21条に基づき、その森林または土地を管轄する市長の許可を受けた後、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。

市長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について指示を行う。

(6) 早期消火体制の整備

市は、早期消火体制を確保するため、近隣市町等との広域応援体制を整備する。

(7) 防災訓練の実施

県は、市と共同し、防災関係機関、地域住民、林業関係者等の参加のもと林野火災

訓練を実施する。

2 災害応急対策

(1) 発災直後の情報収集・連絡

ア 火災原因者等

火災原因者及び火災発見者は、林野火災を発見した場合、速やかに市、消防機関、警察等防災関係機関に火災状況等を連絡する。

イ 県

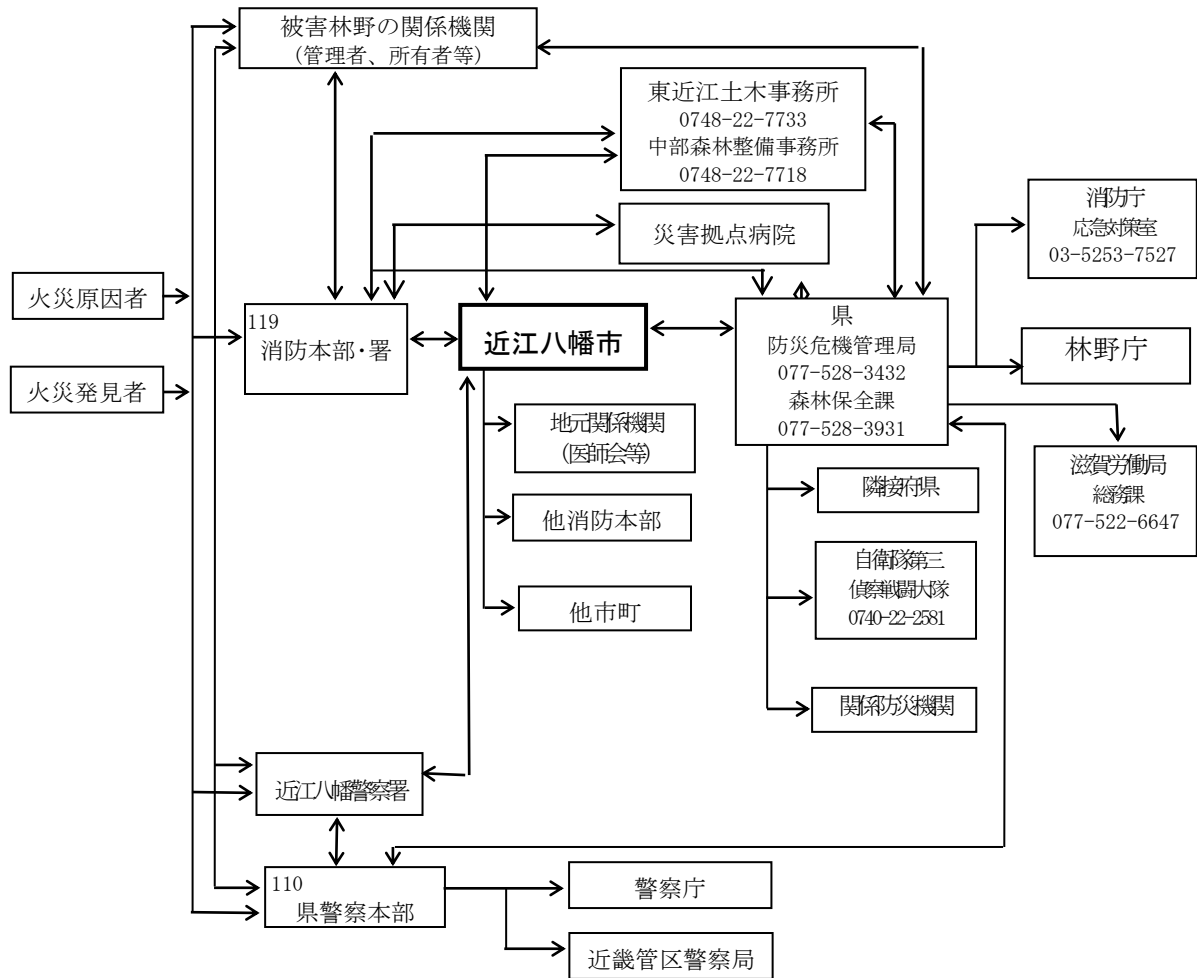
県は、市から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁及び林野庁へ連絡する。

また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。

ウ 市

市は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

[林野火災発生時の情報連絡系統図]



(2) 活動体制の確立

ア 県の活動体制

県は、林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部を設置するとともに、情報収集、医療救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、「総務班」、「情報班」、「医療・救護班」、「広報班」からなる緊急初動体制をとる。

イ 市の活動体制

市は、林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合は、直ちに事故対策本部等を設置し、県、関係機関等と連携して災害応急対策を円滑に行う体制をとる。

ウ 林業関係者

林業関係者は、市、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

(3) 救急・救助活動

① 救助活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部等は、相互に連携して迅速か

つ的確に救助活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行う。

また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県や県内の他の消防機関に応援要請を行う。

イ 警察

警察は、他の防災機関と連携して負傷者の救助活動を実施する。また、救助活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

(エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

(オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

(カ) 消防組織法第 43 条に基づく市町長又は消防長に対する指示

② 救急活動

県、市、近江八幡警察署、東近江行政組合消防本部等は、相互に連携して迅速かつ的確に救急活動を行う。

ア 市及び消防機関

市及び消防機関は、迅速かつ効率的に負傷者を医療機関（救護所含む）へ搬送するとともに、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、救護班の派遣、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

なお、負傷者の搬送にあたっては、トリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、緊急治療が必要な重篤・重傷患者は管内の災害拠点病院へ、入院が必要な中等症患者は管内の救急告示病院に搬送する。

この場合、管内の災害拠点病院での受入が困難な場合は、重篤・重症患者は他の災害拠点病院、中等症患者は他の救急告示病院に搬送する。

イ 警察

警察は、救急活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合、または自ら必要と判断した場合は、次の措置を講じるものとする。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

(イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

(ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消

防応援の実施

- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市長又は消防長に対する指示
- (キ) 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム (DMAT) 及び医療救護班の派遣要請

(4) 消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防機関、警察等は、相互に連携する。

ア 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況及び被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

イ 警察

警察は、消火活動のため必要があると認めるときは交通規制を行う。

ウ 県

県は、市から応援要請を求められた場合は、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

(ア) 防災ヘリコプターの出動

- (イ) 消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- (ウ) 「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
- (エ) 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
- (オ) 自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
- (カ) 消防組織法第 43 条に基づく市長又は消防長に対する指示

(5) 医療救護活動

医療機関外の現場で医療が必要である場合、県、市、病院等、医療関係団体が行う初動期の対応について、フェーズ（局面）の概念を用い、それぞれの局面に応じて以下の医療救護活動を行う。

① 医療救護活動

ア 第 1 フェーズ(発生から 3 時間程度)

(ア) 災害拠点病院

災害拠点病院は、県からの要請または消防からの情報（県と連絡がとれないとき）に基づき災害派遣医療チーム（DMAT）を事故現場に派遣する。

(イ) 県

県は、消防機関、警察からの情報に基づき、災害拠点病院に災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

また、災害派遣医療チーム（DMAT）からの報告により、必要と認められる場合は他の災害拠点病院に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

イ 第2フェーズ(3日以内)

(ア) 災害派遣医療チーム (DMAT)

災害派遣医療チーム (DMAT)は、防災関係機関と連携しながら、現場の医療情報を収集するとともに、負傷者のトリアージ及び応急処置、搬送等を行う。また、現地医療救護所において、負傷者のトリアージ及び応急処置を行う。

(イ) 市

市は、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関に協力を要請する。

(ウ) 県

県は、救護所の設置・運営について市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、滋賀県医師会等に対し、近江八幡市蒲生郡医師会、医療機関の協力が得られるよう要請する。

ウ 第3フェーズ(4日～2週間)

県は、市からの要請があったとき、または自ら必要と認めた場合は、医療救護班、こころのケアチーム(DPAT)の派遣を要請する。

エ 第4フェーズ(2週間～2か月程度)

市、県は防疫及び保健衛生活動を行う。

なお、フェーズはあくまで目安であり、事故の規模及び人的被害の程度により各フェーズへの移行及びそれぞれに応じた活動を行う。

② 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、または医療救護を必要と認めた時は、各医療関係団体、他都道府県等に必要な医療救護班等の派遣を要請する。

(6) 住民等の避難

① 避難の指示等と避難誘導

事故災害発生時においては、市、警察は、人命の安全を最優先とし必要に応じて地域住民等に対し避難の指示等を行う。また、市、警察は、避難場所および避難経路や災害現場の所在、その他避難に関する情報提供を行い、地域住民等の避難誘導を行う。その際には、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者（社会福祉施設を含む）に対し、災害情報が迅速かつ適切な手段により滞りなく伝達されるよう、民生委員児童委員や自主防災組織等の協力を得ながら、優先的に誘導を行う。

② 避難所の設置と運営

ア 市

市は必要に応じて避難所を開設するとともに、設置場所等を速やかに住民等に周知徹底する。また、一般の避難所生活が困難である高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の対応については、国の「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」および「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を整備するように努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な

配慮をするよう努める。

また、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

なお、市は、あらかじめ避難所に指定された施設の管理者との間で協議を行い、施設の管理方法について取り決めを行う。市は避難所を設置した場合には、速やかに県に連絡するとともに、避難所の運営および連絡調整に当たる担当職員を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

イ 県

県は、市に設置される避難所の開設状況及び運営状況、その他被災者のニーズ等について把握する。また、必要に応じて状況の把握を行うため、職員を現地に派遣する。

(7) 広報活動

市、県及び関係機関は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く県民への広報を図るため、連携して迅速な広報活動を実施する。

ア 広報事項

広報は概ね次のような事項について行う。

- (ア) 事故の発生日時及び場所
- (イ) 被害の状況
- (ウ) 被害者の安否状況情報
- (エ) 応急対策の実施状況
- (オ) 交通規制の状況
- (カ) 治安の状況
- (キ) 住市民に対する協力及び注意事項
- (ク) その他必要と認められる事項

イ 広報手段

- (ア) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) 有線放送による広報
- (エ) インターネットの利用
- (オ) その他状況に応じた広報手段

第3節 雪寒応急対策

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総務部、都市整備部、産業経済部、
安土町総合支所]

本市では、降雪等による被害は少ないが、豪雪時には市内山間部を中心に深雪による交通障害等が発生している。このため、交通のマヒの防止又は混雑の解消等を主な目的として、雪寒対策を行う。

1 雪寒対策期間

「第2編第4章第6節雪寒対策」に示す。

2 配備体制及び班編成

- (1) 配備体制は、都市整備部・産業経済部・総務部・総合政策部・安土町総合支所職員とする。班編成は4班とする。
- (2) 待機は暴風雪警報又は大雪警報が発表されたとき。待機班は班長より指示する。ただし、豪雪の場合は、統括（都市整備部長）の指示に従い行動する。
- (3) 警報等が発表されない場合でも気象状況により、班長の指示により待機する。
- (4) 除雪体制は、市職員による融雪剤散布と業者対応による機械除雪とする。
- (5) 路面に積雪 10cm 以上の積雪があり、かつ継続して降雪する可能性がある場合、指定区間の交通確保に努めることとする。
- (6) 待機班は積雪状況の把握に努め、除雪業者に的確な指導を行う。また、除雪区間の交通状況はパトロール等にて確認するものとする。
なお、異常気象で積雪凍結の著しいときは状況により近江八幡警察署と協議し、交通規制を実施するものとする。

3 除雪路線

参考資料参照

4 関係機関連絡表

参考資料参照

[参考資料]

- ・雪寒対策計画書（近江八幡市）

第6章 沖島災害応急対策

[担当部局 安土町総合支所を除く全部局]
(東近江行政組合消防本部)

第1節 地震災害応急対策

沖島における地震災害応急対策について、沖島の自然的、社会的な特殊性を鑑み、特に留意すべき点を記す。

第1 初動期の活動

1 災害応急対策の活動体制計画

市域に地震が発生した場合には、その震度に応じた組織動員体制をとる。

特に勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合は、情報、交通の途絶が予想されるため、市本部の活動が軌道にのるまでの間、近江八幡市消防団沖島分団を中心に、自治会、漁業協同組合等との連携を密にして自主的な防災活動を行う。

市本部は、災害の状況に応じ現地対策本部（沖島コミュニティセンター）に職員を派遣するものとする。

2 情報収集連絡計画

地震時においては、使用可能な通信連絡手段を利用することとするが、とりわけ、有線の途絶等を考慮し、無線を積極的に活用し、本部等との連絡を定期的に行うものとする。

- (1) 公衆回線
- (2) 市防災行政無線
- (3) その他の通信連絡手段

ア 船艇の利用

通信機能が途絶えている場合は、予め定められた緊急船艇により情報の連絡を行う。

イ 漁業無線の利用

必要に応じて、漁業協同組合に依頼して、漁業用無線を利用する。

ウ 放送の利用

3 消防計画

- (1) 東近江行政組合消防本部

消防本部においては、状況に応じた配備体制をとり、救急・救助・消火活動にあたる。

- (2) 近江八幡市消防団

消防団長は、火災の拡大又は非常災害の発生その他により必要と認めた時は、非常警備体制を命ずる。

- (3) 市民による自主的な消防活動

大災害時には、消防機関の到着が遅れることが予想されるため、市民は、自らが

居住する地域において地震が発生した場合、揺れがおさまり安全を確認した後にストーブを消す、ガスの元栓を閉める等の出火防止活動を行い、できうる限り火災発生の防止に努め、市民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。

4 救急救助及び医療救護計画

(1) 市民による救急・救助体制

小被害における救急・救助は、消防本部・消防団による体制とするが、沖島には常駐の医師がいないため、傷病者は消防救急艇（東近江行政組合消防本部）、消防艇（近江八幡市消防団）、漁船等をもって搬送する。

大災害が発生した場合には、建物の倒壊や火災による多数の傷病者が発生し、傷病者の搬送能力と搬送先の医療体制も整備されていない事態も予想される。このため、このような場合に備え、市民自らが自発的に救急活動を可能な限り行う。

ア 市民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

イ 市民による傷病者の搬送

(2) 医療救急活動

市本部は、被災の状況に応じ、医師会の協力を得て、沖島コミュニティセンター等に救護所を設置し、医療救護及び助産を必要とするものに対し、迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

(3) 後方医療活動

救護所では対応できない重傷患者や特殊な医療を必要とする患者に対しては、後方医療施設へ搬送する。また、これら後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段に配慮するものとする。

なお、重症患者の搬送にあつては、消防、警察、自衛隊等のヘリコプターや船艇等の動員を求め、また、漁船等の利用により、後方の医療機関に搬送することとする。

5 避難誘導計画

(1) 収容避難所

避難収容施設として、沖島小学校、沖島高齢者ふれあいひろば、沖島コミュニティセンター、沖島漁業会館を指定している。

(2) 一時避難場所

火災延焼発生時における一時避難場所として、沖之島漁港空き地や沖島町前浜（沖島小学校前埋立地）等があげられる。さらに、事態が切迫している場合には、船艇による一時避難が考えられる。

(3) 避難路

沖島の内部の通路は極めて狭く、災害時には家屋倒壊により寸断され、湖岸沿いに避難を行わざるを得ない可能性が大きい。よって消防団や住民等が障害物の除去を行い、避難路の確保を行う。

なお、高齢者等に対しては、住民等が協力して、安全な避難を行えるよう配慮する。

6 飲料水・食料・生活必需品等の供給計画

災害発生直後の食料、飲料水、生活必需品等の必要物資は、基本的に住民自らの備蓄によるが、市本部は、できる限り早急に必要量を、市備蓄、県備蓄、又は流通備蓄より調達し、緊急輸送体制にて輸送する。

7 上水道施設及び下水道施設応急対策計画

沖島においては、災害の状況により、緊急物資の供給等の応急活動が十分に行き渡らないことが予想されるため、上水道施設及び下水道施設の応急対策についてはできるだけ優先的に行う。

8 電気・ガス施設応急対策計画

沖島においては、災害の状況により、緊急物資の供給等の応急活動が十分に行き渡らない事が予想されるため、電気・ガス施設の応急対策についてはできるだけ優先的に行うよう協力を求める。

第2 応急復旧期の活動

1 避難所の設置と運営

災害の状況に応じて、沖島における避難所の管理・運営が十分に行うことができないと判断される場合は、他の避難所への移動を検討するものとする。

2 輸送計画

- (1) 緊急港湾等としては、沖之島漁港及び切通し舟だまりを指定している。
- (2) 緊急ヘリポートとしては、沖島町前浜（沖島小学校前埋立地）を指定している。
- (3) 災害応急対策用の重機等の輸送については自衛隊の支援を得て実施できる対策を講じる。

3 急傾斜地崩壊危険区域に対する応急対策計画

沖島には、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所指定されているため、二次災害等の危険性について十分調査の上、対策を講じる。

4 農林水産施設等応急対策計画

沖之島漁港については、沖島における生活・交通の要であり、災害復旧の諸活動に支障をきたす場合は、早急に改修を行うものとする。

5 危険物施設等応急対策計画

沖島には、危険物施設が1箇所あり、爆発や流出等の二次災害の防止について早急な対策を講じる。

[参考資料]

- ・資料編 沖島防災情報図（資料VI-10）

第2節 その他災害等応急対策

[担当部局 安土町総合支所を除く全部局]
(東近江行政組合消防本部)

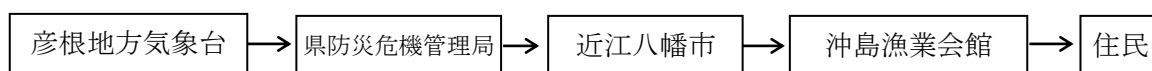
沖島における風水害等応急対策について、沖島の自然的、社会的な特殊性を考慮した留意事項を記す。

第1 災害警戒期の活動

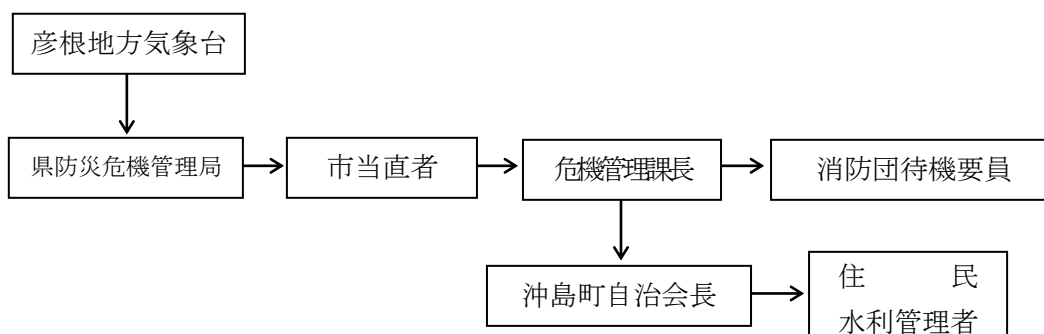
1 気象予警報伝達計画

(1) 気象予報警報の経路

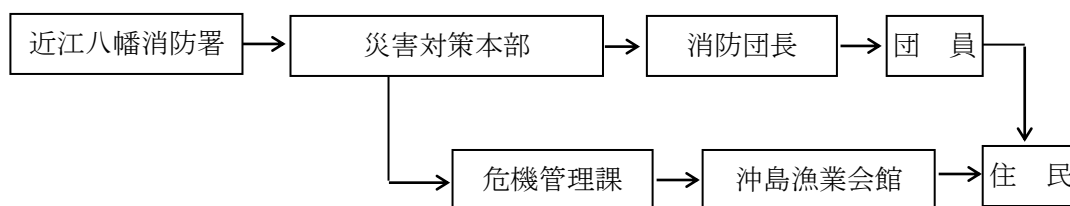
ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(2) 情報連絡経路



2 防災組織整備計画

沖島における防災組織及び動員計画は、「第1章第1節」によるが、沖島においては、市民、消防団、自主防災組織、自治会、漁業協同組合等との連携を特に密にして、職員、市民、避難所等の情報収集、市本部への報告、被災者の対応等の活動を行う。

災害対応にあたっては、継続した訓練の実施や、過去の災害教訓を踏まえ、災害対応体制の強化に努める。

3 警戒活動計画

沖島には、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所指定されており、また、危険物施設が1箇所あるため、市本部及び関係機関は、災害の発生について監視を強化し、災害の未

然防止対策を講じる。

4 避難誘導計画

沖島における避難誘導は、社会混乱を来さないよう十分な情報連絡を行い、早期の避難誘導を行う。特に高齢者の避難について、市民等の協力を得て速やかに行う。

第2 災害発生直後の活動

1 情報収集連絡計画

災害発生時においては、使用可能な通信連絡手段を利用することとするが、とりわけ、有線通信の輻輳・途絶等を考慮し、無線を積極的に活用し、本部との連絡や広報広聴を定期的に行うものとする。

- (1) 公衆回線
- (2) 市防災行政無線
- (3) その他の通信連絡手段

ア 漁業無線の利用

必要に応じて、漁業協同組合に依頼して、漁業用無線を利用する。

イ 放送の利用

2 防御計画

ア 消防活動

消防活動については「第3編第1章第5節消防計画」に準じるが、特に初期の救急・救助・消火について、市民等の協力の下に行う。

イ 水防活動

水防活動については「近江八幡市水防・土砂災害対応計画書」に準じる。

3 救急救助及び医療救護計画

(1) 市民による救急・救助体制

災害時における救急・救助は、消防本部・消防団による体制とするが、沖島には常駐の医師がいないため、傷病者は消防救急艇（東近江行政組合消防本部）、消防艇（近江八幡市消防団）、漁船等をもって搬送する。しかし、風水害のために船艇の使用が困難な場合は、軽傷者については自主的に救急活動を行うものとする。

(2) 医療救急活動

市本部は、被災の状況に応じ、医師会の協力を得て、沖島コミュニティセンター等に救護所を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し、迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

[参考資料]

- ・資料編 沖島防災情報図（資料VI-10）

第 4 編 災害復旧・復興計画編

第 1 章 生活の安定

第 1 節 公共施設の災害復旧計画

[担当部局 全部局]

第1 計画方針

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

第2 計画の内容

1 災害復旧事業の種類

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 砂防設備
- ウ 林地荒廃防止施設
- エ 道路
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 港湾
- ク 漁港
- ケ 水道
- コ 下水道
- サ 公園

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上・下水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) 復旧上必要な金融上の措置その他資金計画

(11) その他計画

2 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担し又は補助するものは県又は市、その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(3) 緊急調査の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律その他に規定する緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

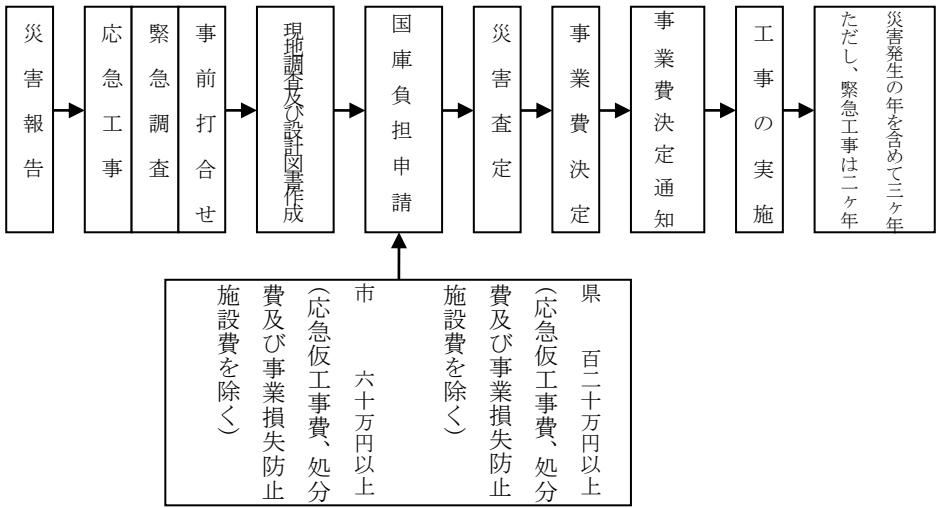
復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、再度災害の防止及び速やかに効果のあがるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

(6) 公共土木施設災害復旧（河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、道路、下水道、公園、急傾斜地崩壊防止施設）の取扱い手続きは次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業



なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度および範囲については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、同施行規則、同事務取扱要綱、公共土木施設災害復旧事業査定方針により運営される。

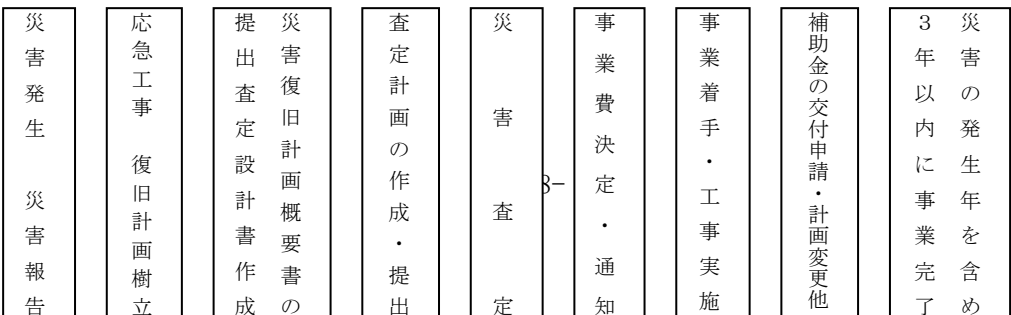
イ 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、県・市単独事業等として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

(7) 農林水産業施設災害復旧（農地・農業用施設及び林道）の取扱い手続きは次のとおりである。

ア 農地・農業用施設災害復旧事業及び林道（暫定法）



→ → → → → → →

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、同施行令、施行規則、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱、同査定要領、林道施設災害復旧事業取扱要領、林道施設災害復旧事業及び林道災害関連事業費査定要領、その他通達により運営される。

イ 小災害措置について（農地・農業用施設）

中山間指定区域または平均傾斜度 1/20 以上の地域において市、土地改良区が実施する「暫定法」の対象とならない 1 箇所工事費 40 万円未満（13 万円以上）の災害復旧事業について県単独事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

ウ 小災害措置について（林道用施設・林道）

市、森林組合等が実施する「暫定法」の対象とならない箇所及び 1 箇所の工事費 40 万円未満（13 万円以上）の災害復旧事業について県単独林道復旧事業として「暫定法」に準じて補助を行う。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

[担当部局 全部局]

災害復旧事業費の決定は、知事の報告、市が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づいて援助される。

第1 法律に基づき国が一部負担又は援助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

第2 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に規定する災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市及び県は災害の状況を速やかに調査し実状を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、令2～3条）

ア 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害改良復旧事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に掲げる施設の新設または改良に関する事業。

ウ 公立学校施設災害復旧事業

公立学校負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業。

エ 公営住宅災害復旧住宅事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業。

オ 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条または第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業。

カ 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業。

キ 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第28条第1項または第2項の規定により、県または市が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業。

ケ 障害者支援施設等災害復旧事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第1項もしくは第2項または第83条第2項もしくは第3項の規定により県または市が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障害福祉サービス（同法第5条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援または同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業。

コ 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業。

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症予防法に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業。

シ 感染症予防事業

激甚災害のための感染症予防法第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業。

ス 堆積土砂排除作業

a 公共施設の区域内の排除作業

激甚災害に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で市またはその機関が施行するもの。

b 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業。

セ たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上に達するものの排除事業で市が施行するもの。

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農林水産業の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業および災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1箇所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について、1箇所の工事費用を13万円に引き下げる。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

- a 天災融資法の対象法となる経営資金の貸付限度額を250万円（ただし、政令で定める資金として貸付られる場合については600万円）とし償還期間を6年（ただし、政令で定める経営資金については、7年）とする。
- b 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度を引き上げる。

オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

カ 土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助。激甚災害に伴う破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所。

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置

- a 激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する付保限度額を別枠として設ける。
- b 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80
- c 保険料率を引き下げる。

イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

激甚災害を受けた小規模企業者に対する激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付を受けた貸付金について、2年を越えない範囲内で償還期間を延長することができる。

ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助および助成

ア 公立社会教育災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他の文部科学大臣と協議して定める施設で激甚法第16条の規定によりその災害の復旧に要する経費の額が1の公立社会教育施設ごとに60万円以上が対象となる。

イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する 1 つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が 7 5 0 円以上で、1 つの学校について、幼稚園は 6 0 万円以上、特別学校は 9 0 万円以上、小・中学校は 1 5 0 万円以上、高等学校は 2 1 0 万円以上、短大は 2 4 0 万円以上、大学は 3 0 0 万円以上の場合である。

ウ 市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例

エ 母子および寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、母子及び寡婦福祉法第 3 7 条第 1 項の規定によって貸し付けるものとされる金額と県が被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額を、県に対して貸し付ける。

オ 水防資材費の補助の特例

次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。

a 県に対しては、補助する場合は、激甚災害に関し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が 1 9 0 万円を超える県の区域。

b 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のために使用した資材の取得に要した費用が 3 5 万円を超える水防管理団体の区域。

なお、補助率は 2/3 である。

カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

キ 公共土木施設、公立学校施設、農地、農林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 災害復旧資金計画

[担当部局 総務部]

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

第1 市の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

第2 近畿財務局(大津財務事務所)、日本銀行京都支店の措置

- (1) 必要資金の調査及び指導(近畿財務局(大津財務事務所))

災害発生の際は関係機関と緊密に連絡のうえ、市、県の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

- (2) 財政融資資金地方資金の貸付(近畿財務局(大津財務事務所))

地方公共団体が、緊急を要する災害応急復旧等の支給に充てるための災害つなぎ資金として財政融資資金地方資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲で短期貸付けを行う。

災害復旧事業に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金地方資金をもって措置する。

- (3) 国有財産の無償貸付け等の措置(近畿財務局(大津財務事務所))

災害等のため必要があると認められる場合には、管理する国有財産について、国有財産法等関係法令の定めるところにより、地方公共団体からの申請をもって、無償で貸し付ける等の措置を行う。

- (4) 金融機関による緊急措置の要請(近畿財務局(大津財務事務所)、日本銀行京都支店)

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関相互間の申し合わせ等により、次のような措置を講じるよう要請する。

ア 融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済条件の緩和等の措置。

イ 預金通帳等を滅失した預金者に対する預金の便宜払戻の取扱い。

ウ 被災者に対する定期預金、定期積立金の期限前払戻、または預金を担保とする貸出金等の取扱い。

エ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置。

オ 損傷日本銀行券および補助貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとる。

- カ 生命保険金または損害保険の支払いの迅速化および保険料の支払い猶予等の措置。
- キ 証券会社等に対する預り証等を滅紛失した顧客への預り金の便宜払出の取扱い。
- ク 証券会社等に対する有価証券の売却代金の即日払い等の取扱い。

第4節 被災農林漁業及び商工業の再建支援計画

[担当部局 総務部、産業経済部、会計管理者]

第1 計画方針

災害により被害を受けた農林漁業者、中小企業者等に復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定を図るため各種の融資等を行う。

第2 計画の内容

1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫法、滋賀県水産振興資金貸付要綱により融資を行う。

また、農業保険法に基づく農業共済について、滋賀県農業共済組合は、災害補償業務を行う。

(1) 資金等の種類

① 融資制度

ア 天災融資法による融資

イ 日本政策金融公庫資金

(ア) 農林漁業セーフティネット資金

(イ) 農林漁業施設資金

a 共同利用施設資金

b 主務大臣指定施設資金

(ウ) 農業基盤整備資金

(エ) 農業経営基盤強化資金

(オ) 経営体育成強化資金

(カ) 林業基盤整備資金

a 造林資金（復旧造林・樹苗養成）

b 林道資金

(キ) 漁業基盤整備資金

(ク) 漁船資金

(ケ) 漁業経営改善支援資金

(コ) 漁業経営安定資金

ウ 滋賀県農業近代化資金

エ 滋賀県水産振興資金

② 農業保険法に基づく農業共済制度

(2) 市の措置

ア 市は、関係行政機関と連携をとり、被害の状況、復旧のための資金の需要等の確かな把握に努め、融資要件等に該当するときは、各資金の融資について、借り入れ手続の指導を行う。

イ 農業保険法に基づく農業共済について、災害時に農業共済団体等が、災害補償

業務を迅速かつ適正に行い、共済金の早期支払いが出来るように措置する。

2 中小企業復興資金

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、滋賀県中小企業振興資金融資要綱による融資、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、以下の対策を実施する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要についてすみやかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置の要請

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する相談窓口の設置、金融制度の周知

市は、国、県並びに政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) 県信用保証協会に対し、積極的に別枠保証の要請

3 住宅復興資金

地震、暴風雨等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構の規定により災害復興住宅資金の融資を適用し、建設または補修に要する資金の貸付を行う。

(1) 資金の種類

ア 災害復興住宅建設資金

イ 補修資金

(2) 市の措置

ア 災害復興住宅資金

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

イ 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね 10 戸以上となった被災地の市長は、り災者の希望により災害の実態を調査したうえで、り災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構大阪支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借り入れ申し込みの希望者に対して借り入れの指導を行うものとする。

第5節 市税等の徴収猶予及び減免等に関する計画

[担当部局 総務部、福祉保険部]

1 納税の徴収猶予

市は、風水害等の被災者に対して、市税等の納付または申告等を行うことができないと認められる時は、地域、期日その他必要な事項を指定して、当該期限を延長する措置をとるものとする。

2 市民税の減免

近江八幡市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の規定に基づき、風水害、その他これに類する災害を受け、住宅または家財に甚大な損失を被った者に対して、必要があると認められるものに対して市民税を減免する。

3 固定資産税の減免

近江八幡市災害による被害者に対する市税の減免に関する条例の規定に基づき、市の全部又は一部にわたる災害により著しく価値を減じた固定資産については、必要があると認められるものについてはその所有者に対して課する固定資産税を減免する。

4 国民健康保険料の減免

近江八幡市災害による被害者に対する国民健康保険料の減免に関する条例の規定に基づき、不慮の災害により、生活の基盤となる資産に甚大な損害を被った者のうち特に必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

第6節 被災者の支援計画

[担当部局 危機管理監／危機管理課、総務部、福祉保険部、都市整備部、産業経済部]
(社会福祉協議会、日本郵便株式会社)

災害によって被害を受けた市民が早期に生活の安定を図れるように支援する。実施にあたっては、被災者への各種援助・助成制度の周知の徹底と相談窓口の設置を行い、きめ細かな対応に努める。

第1 援護資金等の支給と貸付

災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、また災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助成の資金として災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を、低所得世帯を対象に貸付けを行うことで生活の安定と自立復興の助長に寄与する。

1 災害弔慰金

(1) 対象災害(自然災害)

- ア 市内において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害
- ウ 県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給遺族

配偶者、子、父母、孫、祖父母

(3) 支給額

支給額は、死亡者が生計維持者の場合1人につき500万円、その他の方の場合250万円とする。

2 災害障害見舞金

(1) 対象災害(自然災害)

災害弔慰金と同じ

(2) 支給者

自然災害により負傷、あるいは疾病にかかって治ったとき（その症状が固定したときを含む）に、精神又は身体に法律で定める程度の障がいがある住民を対象とする。

(3) 支給額

支給額は、障がい者が生計維持者の場合250万円、その他の方の場合125万円とする。

3 災害援護資金

(ア) 対象災害

災害救助法による救助が行われた災害又は県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある災害

(イ) 貸付対象

自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯。

1人 220万円

2人 430万円

3人 620万円

4人 730万円

5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額

(ウ) 貸付限度額

被災世帯の被害状況により、150万円以上350万円以内

(エ) 貸付条件

・償還期間 10年 (据置期間3年を含む)

・年利 3%以内 (据置期間中は無利子)

4 生活福祉資金

(ア) 対象災害

災害救助法が適用されない災害

(イ) 貸付対象

低所得者で、災害をうけたことによる困窮から自立回復するのに必要な世帯

(ウ) 貸付限度額

1世帯 150万円以内

(エ) 貸付条件

・償還期間 7年 据置の期間は6ヶ月以内 (支援の必要に応じ2年内とすることができる)

・年利 1.5% (連帯保証人なしの場合)

無利子 (連帯保証人ありの場合)

5 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により生活基盤となる住宅に著しい被害を受けた地域において被災住民が可能な限り早期に安定した生活を再建することにより地域コミュニティの崩壊を防止し、もって地域の維持発展を図るため被災者に対し、支援金を支給する。

(1) 被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給

(ア) 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象基準は次のとおりである。

a 災害救助法が適用される程度の災害

市の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」

に掲げる「適用 1」欄以上である場合、または県の区域内における住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上で、市町の区域内における住家滅失世帯数が「市町別災害救助法適応基準一覧表」に掲げる「適用 2」欄以上である場合。（滅失世帯数には、災害救助法施行令第 1 条第 2 項のいわゆる見なし規定による算定数を含む）

- b 市内における住家全壊の世帯数が 10 以上である災害
- c 県内における住家全壊の世帯数が 100 以上である災害
- d a 又は b に規定する災害が発生し、県内その他の市町（人口 10 万人未満に限る）のうち全壊 世帯数が 5 以上である災害
- e a から c に規定する市町又は都道府県の区域に隣接する市町のうち、人口 10 万人未満で全壊世帯数が 5 以上である災害
- f a もしくは b の市町村を含む都道府県または c の都道府県が 2 以上ある場合に、
 - ・市町（人口 10 万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が 5 以上である災害
 - ・市町（人口 5 万人未満に限る）の区域内における住家全壊の世帯数が 2 以上である災害

(イ) 被害の認定

被害の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準指針」に基づき、市が適正かつ迅速に行う。ただし、大規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の 50% 以上 70% 未満、または損害割合（経済的被害）が 40% 以上 50% 未満とし、中規模半壊については、損壊部分が延べ床面積の 30% 以上 50% 未満、または損害割合（経済的被害）が 30% 以上 40% 未満とする。

(ウ) 支給対象世帯

- a 住宅が全壊した世帯
- b 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- c 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯
- e 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(エ) 支援金の支給額

支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額）

- a 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 (損害割合 40% 以上)	中規模半壊 (損害割合 30% 以上)
支給額	1 0 0 万円	5 0 万円	—

b 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	全壊・解体・長期避難	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上)
建設・購入	200万円	200万円	100万円
補修	100万円	100万円	50万円
賃貸 (公営住宅以外)	50万円	50万円	25万円

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(ウ) 支給申請

市は、支援金支給の申請を受けた場合、速やかに申請書類の審査、当該申請にかかる被害の認定を行い、県に書類を送付する。

(2) 滋賀県被災者生活再建支援制度に基づく支援金の支給

(ア) 対象となる災害

被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する自然災害で、次のいずれかに該当する場合に適用する。

- a 県内で5世帯以上の住宅に全壊の被害が出たとき。
- b その他知事と市長の協議により特に必要と認めたとき。

(イ) 支援金の支給

市は、自然災害によりその居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受け、又はその居住する住宅が解体に該当するに至った世帯の世帯主に対し、住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（「基礎支援金」）、住宅の再建方法に応じて支給する支援金（「加算支援金」）を表－1及び表－2に掲げる額を上限として支給する。

なお、被災者生活再建支援法の支援の対象となる者は、制度による支援の対象者とならない。ただし、中規模半壊世帯で当該住宅を解体しない者については、併給を認めるものとし、表－3に掲げる額を上限として支給する。

表－１

支援金の種類	世帯構成	住宅の被害の程度			
		全壊・解体	大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上) 半壊 (損害割合 20%以上)	床上浸水
基礎 支援金	複数	1 0 0 万円	5 0 万円	3 5 万円	2 5 万円
	単数	7 5 万円	3 7 万 5 千円	2 6 万 2 千円	1 8 万 7 千円

表－２

支援金の種類	世帯構成	再建方法	住宅の被害の程度			
			全壊・解体・大規模半壊 (損害割合 40%以上)	中規模半壊 (損害割合 30%以上)	半壊 (損害割合 20%以上)	床上浸水
加算 支援金	複数	建設・購入	2 0 0 万円	1 0 0 万円	—	—
		補修	1 0 0 万円	7 5 万円	7 5 万円	2 5 万円
		賃借 (公営住宅を除く。)	5 0 万円	5 0 万円	5 0 万円	2 5 万円
	単数	建設・購入	1 5 0 万円	7 5 万円	—	—
		補修	7 5 万円	5 6 万 2 千円	5 6 万 2 千円	1 8 万 7 千円
		賃借 (公営住宅を除く。)	3 7 万 5 千円	3 7 万 5 千円	3 7 万 5 千円	1 8 万 7 千円

表－３

	世帯構成	基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く。)
中規模半壊	複数	3 5 万円	—	2 5 万円	2 5 万円
	単数	2 6 万 2 千円	—	1 8 万 7 千円	1 8 万 7 千 5 百円

※加算支援金については、再建に要した経費と法の支援の支給額の差額を表－３に定める額を上限額として、支給する。

第2 住宅の復興

1 住宅復興計画の策定

(1) 被災住宅の状況把握

市は、以下の事項に留意して被災住宅の状況を迅速に調査し、被災程度を把握する。

ア 住宅種別ごとの被災状況

被災住宅の状況を持家（戸建・マンション）、借家（公営・民間）等の区分に基づき調査し、被災程度を把握する。

イ 被災程度分析

市は、上記被災状況を踏まえ、被害状況を分析する。

(2) 住宅復興計画の策定

市は、(1)被災状況を踏まえ、復興の方針や具体的手順、スケジュールを盛り込んだ住宅復興計画を策定する。

(3) 建築制限適用

市は、無秩序な被災地の復旧を防止するため、必要な場合、市街地の都市計画、区画整理事業の実施を促進するため、建築基準法第84条の規定に基づく区域指定による建築制限の適用を行う。

2 公営住宅等の建設・活用

市は、県と連携し、被災者の住宅確保を図るため、以下により公営住宅の建設及び活用を図る。

- (1) 既設公営住宅の迅速な復旧を行うとともに、被災を免れた公営住宅の空き家の有効利用に努める。
- (2) 地域優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等の公的賃貸住宅への特例入居等の措置を迅速に講じる。
- (3) 住宅復興計画に基づき、新たな公営住宅の建設促進に努める。
- (4) 上記の措置によってもなお、公的賃貸住宅が不足すると判断される場合は、民間住宅の買取、借上等により公営住宅の充足を図る。

3 民間住宅の再建支援

市は、県と連携し、以下により被災者の住宅再建を支援する。

- (1) 住宅金融支援機構等の住宅再建融資の斡旋を行う。
- (2) 新築資金貸付、利子補給制度等による民間住宅の復興促進に努める。
- (3) 特定優良賃貸住宅供給促進事業の活用等により、民間賃貸住宅の復興促進に努める。

4 住宅再建に関する相談

市は、県と連携し、被災者に対する住宅再建相談を実施する。

5 租税等の徴収猶予・減免等

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害による被害者が納付すべき当

該年度分の市税のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額については、徴収猶予および減免の措置が受けられる。

第3 被災者に対する就職支援

(1) 相談窓口の設置

市は、被災求職者に対して、県及び滋賀労働局と連携し、臨時相談窓口を設置する。

(2) 新規学卒者の就職支援

市は、県、滋賀労働局及び学校と連携し、被災企業等に対する内定・採用の猶予等の指導及び新卒者への就職を支援するための以下の措置を実施する。

ア 被災事業所の状況把握

イ 今後の新卒者採用意向の把握

ウ 就職未決定者の採用及び採用内定取消し回避に関する要請

エ 求人情報の連絡

(3) 離職者の再就職等の促進

市は、被災による離職者等の再就職を促進するため、県及び滋賀労働局と連携し、合同就職面接会の開催などの再就職促進の取組を推進する。

第4 郵政関係保護

災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業にかかる災害特別事務取扱及び救護対策を実施する。

(1) 郵政関係

ア 郵便物の料金の免除

被災者が出す郵便物の料金免除を実施する。

イ 郵便はがき等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚および郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物および救助用または見舞い用の現金書留郵便物の料金を免除する。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

(2) 電報、電話関係

被害地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報、電話については、西日本電信電話㈱と連絡のうえ、通信のそ通確保等について万全の措置を実施する。

(3) 為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、非常払い戻し等の取扱いを行う。

(4) 簡易保険・郵便年金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金、保険貸付金等非常即時払、保険料等の特別払込猶予等の非常取扱いを行う。

(5) 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会に対する被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込及び通常振替の料金免除を実施する。

第5 リ災証明の発行

リ災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するにあたって、必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的かつ一時的な救済を目的に、市長が確認できる範囲の被害について証明するものである。

(1) リ災証明の対象

リ災証明は、法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行うものとする。

なお、家屋以外のものがり災した場合において証明の発行が必要な場合は、市長が行うリ災証明で対応する。

ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、
床上浸水、床下浸水

イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) 被害家屋調査

市職員を中心とした調査員を確保する。なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町及び民間団体へ協力を要請する。

初回被害家屋調査は、災害発生後概ね1ヶ月以内に実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

(3) リ災台帳の作成

固定資産課税台帳を基に、リ災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、リ災台帳を発行する。

(4) リ災証明書の発行

市は、リ災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、被災家屋のリ災証明書を1世帯当たり1枚を原則に発行する。

(5) リ災証明に関する広報

リ災証明の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、リ災証明に関する相談窓口を設置するとともに、市広報紙等により被災者への周知を図る。

第6 災害ケースマネジメント

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2章 災害復興

災害からの復興は、被災者の生活再建を支援し、災害の再発防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

第1 復興の基本方針

市は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の歴史・文化等の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県及び国等関係機関と協議を行い、現状復旧あるいは中期的課題の解決を図る計画的復興のいずれによるか検討を行う。

第2 原状復旧

現状復旧を基本とする場合は、再度の災害を防止できるよう可能な限り改良復旧を行う。

第3 復興計画の作成

復興は、市民の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後の市の復興については、生活、事業活動の安定、公共施設の復興、歴史・文化、まちの個性の保全と継承、災害に強いまちづくりを目指し、市民相互が連帯感をもって復興に立ち上がる計画とする。

1 復興基本方針

(1) 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるが、早期に決定する。

(2) 計画策定の趣旨

市総合計画や防災ビジョン等を踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方向を明確にする。

ア 地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、都市構造や産業基盤などの改変を要するような高度かつ複雑な大規模事業となるため、将来展望を備えた復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

イ 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のため、広域調整、国・県との連携などの体制整備を行う。

ウ 市民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、市民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。

(3) 目標別復興計画

復興に際して、おおむね次のような項目について検討し、策定する。

ア 災害危険箇所の改修

イ 良質な住宅の供給

- ウ 高齢者・障がい者向け住宅の建設促進
- エ 保健、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
- オ ボランティア、防災教育の推進
- カ 防災通信システム、情報ネットワークの整備
- キ 防災機能、代替機能を有した交通機能と道路網の整備
- ク 自主防災組織の育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進
- ケ ライフラインの耐災化
- コ 植樹帯の形成と生活道路の改善
- サ 既設施設の耐火及び補強、改築
- シ 市の歴史・文化遺産の保全
- ス その他

2 災害復興本部

災害復興本部は、災害対策本部と連携を図りながら、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局とする。

3 復興計画策定委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを目指し、前記第1にかかげた基本方針などを検討するため、必要に応じ、復興計画策定委員会を関係機関の代表者により設置する。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 総 則

第1 近江八幡市南海トラフ地震防災対策推進計画の策定の意義

本市は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（改定：平成30年法律第23号）」第3条の推進地域に指定されている。推進地域は南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生じるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として市町ごとに指定されている。

推進地域においては、以下に示す事項を「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」として地域防災計画に定め、地震防災対策を推進することが必要である。

- (1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）」が発表された場合の防災対応に関する事項

また、「南海トラフ地震防災対策推進計画」は国の定める基本計画に基づいて作成することが規定されており、基本計画で定める以下の事項に留意して計画を策定する必要がある。

- ア 防災体制に関する事項
- イ 広域防災体制の確立
- ウ 計画的かつ早急な予防対策の推進
- エ 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

本市では、以下の「近江八幡市南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「推進計画」という。）を定め、防災対策を推進する。

第2 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第6条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1編第1章第2節防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱に定めるところによる。

第4 南海トラフ地震による被害の想定

第1編第2章第2節近江八幡市の地震災害特性の項の表に示す被害を想定する。

第5 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表される。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報
 - ア 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

イ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

(2) 南海トラフ地震関連解説情報

ア 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合

イ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

[南海トラフ地震臨時情報に付記されるキーワードと各キーワードを付記する条件]

情報名の後に下表のキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（〇〇〇）」等の形で情報発表される。

キーワード	各キーワードが付記される条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8 以上※1の地震※2が発生 ・1カ所以上のひずみ計※3での有意な変化※4と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり※5が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※6 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0 以上の地震※2が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査が開始される。

※2 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※3 気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計が使用される。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、
「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査が開始される。

なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象とされない。

※6 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードが用いられている。

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測されず、本情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもある。

○地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。

○南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行われていない。

第2章 災害予防対策

第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画

市は、「第1編第2章第3節防災対策の推進方向」により、以下に示す施設等の整備を行うものとする。

- (1) 避難行動要支援者等の避難・救護システムの整備
- (2) 防災拠点の整備、住宅等の耐震化の推進
- (3) 自主防災組織の組織化
- (4) 防災まちづくりの推進
- (5) 防災対策の推進

第2 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域及び事業所等の自主防災組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(1) 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。なお、防災教育の内容は次の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震により発生が予想される地震動に関する知識
- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 住民等に対する教育及び広報

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育及び広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。なお、その教育方法等として、ハザードマップ、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震により発生が予想される地震動に関する知識
- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
- キ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ク 避難生活に関する知識

- ケ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等
 - コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (3) 児童、生徒等に対する教育
上記に準ずる。

第3 防災訓練に関する計画

- (1) 市は、地震防災対策推進計画の熟知、住民の自主防災体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、年1回以上実施するものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生のための災害応急対策を中心とする。
- (4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (5) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織、消防団等と連携して、以下に示す具体的かつ実践的な訓練を行う。
- ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 避難行動要支援者の避難誘導訓練
 - ウ 災害の発生の状況、避難指示等に基づく避難者の人数等、災害情報を迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
 - エ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

第3章 災害応急対策

第1 災害対策本部等の設置

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）」が発表されたときは災害警戒本部を設置し、地震及び気象に関する情報収集・伝達を行い、必要に応じ本部会議を開催する。

また南海トラフ地震又は当該地震と判定される地震が発生したと判断したときは、法に基づき、直ちに近江八幡市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、「第3編第1章第1節地震災害発生時の活動体制」に定めるところによる。また災害対策本部の組織及び運営は、近江八幡市災害対策本部条例（平成22年条例第23号）に定めるところによる。

第3 災害対策要員の参集

- (1) 市は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、勤務時間外における発災においては、直ちに職員の安否確認を行い、災害対策要員の参集を図る。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に自主参集するものとする。

第4 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震が発生した場合、次の対策を講じるものとする。

- (1) 地震や被害状況等の情報の収集・伝達
地震発生時における各機関相互の通知、指示、通報、伝達等の通信連絡は、「第3編第1章第2節情報収集連絡計画」により、迅速かつ円滑に行うものとする。
- (2) 施設の緊急点検・巡視
市は、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。
- (3) 二次災害の防止
市は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、「第3編第4章第8節危険物施設等応急対策計画」に基づき必要な対策を講じ、施設の点検・応急措置等について、施設管理者に指示する。
また、土砂災害の防止や落下物や倒壊物による被害の防止、ライフライン復旧時における火災の警戒等について、必要な措置をとるものとする。
- (4) 救急・救助・消火・医療活動
市は、「第3編第3章第5節消防計画」及び「第3編第3章第1節救急救助及び医療救護計画」に基づき、救急・救助・消火・医療活動を実施する。

(5) 物資調達

市は、発災後市が所有する公的備蓄、企業との協定等により調達可能な流通備蓄、及び他の市との協定等により調達可能な物資の量について品目別に確認し、不足分の供給を県に要請する。

(6) 輸送活動

市は、「第3編第3章第8節緊急輸送計画」に基づき、緊急輸送活動を実施するものとする。

(7) 保健衛生・防疫活動

市は、「第3編第3章第10節保健衛生及び防疫計画」並びに「第3編第4章第5節廃棄物処理計画」により、保健衛生、防疫活動及び廃棄物処理・し尿処理を実施するものとする。なお、実施にあたっては、南海トラフ地震が広域同時災害であることを踏まえ、広域的な連携を要するとともに、被災生活の長期化に留意するものとする。

(8) 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止

過去に発生した東南海・南海地震では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。このため、市は南海トラフ地震が数時間から数日間の時間差で発生する後発の地震に対する対策を以下のとおり実施する。

ア 後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等については、数日間に限った避難の実施を検討する。

イ 余震等による二次災害を防止するため、建築物及び宅地の応急危険度判定を早急に実施し、最初の地震で脆弱になっている建築物等について市民に周知を徹底する。

また、応急危険度判定の結果、危険と判断された建築物やがけ地には立入禁止を呼びかける。

第5 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を図る。

毛布、給水タンク・水容器、主食、救急医薬品、救護機器、建設機材等

イ 市は、県に対して住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請するものとする。

毛布、給水タンク・水容器、主食、救急医薬品、救護機器、建設機材等

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

第6 応援要請

(1) 災害応急対策を実施するうえで必要な場合、県に対して応援を要請するものとする

る。

- (2) 災害応急対策を実施するうえで必要な場合、災害時における協定を締結している市に応援を求めるものとする。